

一、從來各社の配給系統は區々であつたが今後各地の精製工場もしくはタンクより最短距離の管内にある需要者のみに配給し、運賃及び時間の節約と共に石油のロスを減少させる、之はまづガソリンより實行する。二、このため從來の出荷方法を改め石炭が一手に行ふ。三、配給統制の結果、運賃節約による差益は各社の販賣數量の比率に応じて分配すること。

右の如くして實際の販賣は各社の販賣課で行ふが、配給だけは石炭が統制するわけである、これはやがて共同販賣制度への移行を意味するものとして充分の注目を要する問題である。

## 石炭界、百八十度の轉回

我國石炭業界はそのすべての面に於て石油業界とは相異を異にしてゐる、昭和六、七年頃に於ける新業界は可成りに暗澹たるものあり、配給制度の生産制限を行ふ程の自給自足限りであつたが、次第に昂る戦時體制より戦時體制への移行と共に伴ふ重工業、化学工業及び電力業の販賣は軍需インフレの大波を生ぜしめて昭和十二年に至つては石炭需要の激増に石炭聯合會は從來の送炭制限規定を一掃して一舉に増産奨励へと百八十度の大轉回を行ふに至つた、斯くてこの急激なる需要増大は遂に石炭増産五ヶ年計畫の樹立を必要化せしめ「石炭賦課法」に對處せしめねばならぬまでに至つた、即ち人造石油七ヶ年計畫、國庫増産五ヶ年計畫は昭和十六年末にあつて七千二百三十萬噸

の需要が實現され四千四百二十萬噸の増産を期せねばならなくなつてゐるのである、このために必然的に労働力の補給問題より發して炭價昂騰抑止より、石炭の國家統制への道が唱へられる一方、南樺太の封鎖炭田の開放、滿洲炭の日本一統化による先行的増産計畫の發行、北支炭の開發等々の問題は問題を生みつゝ昭和十三年度へとバトンがリレーされて來たのである、昭和七年以降に於ける急激なる需要の膨脹はそれ迄炭價制限、炭價引下げ等によつて喘いでゐた業界は一掃して需給の平衡を失ふ程に需要増大し劇急的増産計畫も擦々しく無く十年以降にあつては次第にその弾力性を失ひ本十四年度における推移は注目されてゐる、今日増産計畫の最大の障礙となつてゐるのは軍需工業の異常なる活況である、ために石炭聯合會は深夜業禁止緩和、就業労働時間の制限緩和、幼年工の入坑許可、婦人労働者の坑内労働許可、半島人の内地移住制限の緩和を陳情し、内務省あたりのある程度の緩和を得るに成功した、しかし依然たる需給の不均衡はとゞまらず、殊に一、一方に炭價昂騰、炭價低下の傾向あるに、一方に於てはその配給状態は往々にして契約不履行、納期の延長等々その他は次第に需要者を焦立たせてこゝに北支炭および南樺太の輸入増加を要望させ、次いで昭和石炭の改組、補強強化による需給兩者の全體的統一、統制の一元化によつて價格の抑制、生産力補充計畫の修正を痛感、昭和石油、石炭聯合會の國家統制の要は昂るに至つた、斯かる

事態に直面し石炭聯合會にあつては既に十二年末にあつて一國産工業局の勸奨もあり一應石炭増産五ヶ年計畫を發表し昭和十六年末にあつて七千二百三十萬噸の需要豫想に對し増産は四千四百二十萬噸に達し不足分二千八百十萬噸は預懸互助會、アウトサイダーの増産及び滿洲炭、北支炭の移入によつてカバーする豫定とした。

而もこれらの計畫も既述の増産計畫の諸般と製鐵原料たる特殊配合炭たる中興炭、北樺太炭の輸入材は石炭需給の質的不均衡を來さしめて石炭需給の逼迫を増大せしめるに至り、こゝに全國的消費節約運動と共に、既に吉野西相時代より企畫されし生産、配給、消費統制の爲の自治的統制より強制的統制への一歩前進が再上程されるに至つた、斯くて石炭生産、配給統制協同會は生れるに至つた。

一、生産統制協同會 一、配給統制協同會 (イ) 配給の軍需工業への優先的處理 (ロ) 一般配給の不均衡を是正せしめ (ハ) 消費節約の徹底化

を期することになつた、然し本協同會は未だ完全なる強制的統制機構で無くその強力化は必至のものとなつて、ある中に西工省では九月十九日遂に石炭配給統制規則を公布(十月一日より施行)するに至つた、次いで西工省では十月五日これが配給手續中幾分煩瑣の點あり、これが緩和のため向規則の一部改正を發表するに至つた、以上の積極的對策と相進行して當局は數次に亘る運賃率の改正、標準炭價の設定、炭價引下げによつて現下の時局にあつての我國産業界の推進力を阻止するに及ばず圓滑化せしめるべき燃料政策への強行を成し遂げつゝあるのである、而も同この幾多の政策強化は今幾長期歴史的經濟政策下にあつて進行せしめるべくやがては強制的統制も

單なる時間の問題となりつゝあることは明白である

## 化學工業の非常時擴大

### 工業藥品軒並みに増産

硫 酸 硫安工業が増産過程にある關係から、硫安を第一の需要先とする硫酸界は愈々活況となつてゐる、硫酸工業の需要も原料バルブの輸入抑制から押へられ氣味にあるも、まだ一、延びる餘地があり又重工業は何れも時局工業として販賣を極めてゐる結果、やはり硫酸の需要は旺盛を繼續しつゝある、所が今度硫酸の増産が各種工業統制の影響を受けて次第に困難化してゐるといふ新たな悩みが深刻化し始めてゐるのである、硫酸使用統制前に輸入抑制による硫酸設備の手當難と硫酸の相對的原料である硫酸の供給難がそれである、西樺太炭田の自家製造工場は十三年七月から尾崎に接續式百噸の運轉を開始し、帝國人造肥料の接續式増産、日産化學水津川工場の改造、大日本特許肥料の鉛室二基など等を直して同年内には完成し、硫酸増産も先づ一通りは終る形である、向年末における硫酸供給は東、西の販賣會社とも先づ手一杯で今後の急激な需要増加があれば應じ切れぬ憂ひがあり、この點から本十四年のバルブ輸入の増加の如きとあ

れば人機方面への硫酸供給は一寸間津を缺くのぢやないかと観測されてゐる

硝 酸 事變勃發當初の昭和十二年の下期には硝酸供給のバランスが外れ民需向けに著しい増産を來したが、それも政府の生産命令その他の統制で翌十三年は回復し一般需要への供給も先づ順當となつた、日窒、住友化学、矢作工業、昭和肥料、三井礦山等の増産、宇部工業、日本化成工業、東洋高麗等の發行によつて供給に支障を來さぬばかりでなく、四〇度物の如き關西市場において日窒、宇部等の販賣競争まで激ぜられる始末であつたが、九八度物の濃度硝酸はやはり不足筋を懸たれてゐた、然し乍ら硝酸増産はまだ一應行されねばならぬ所であらう

醋 酸 合成化學工業は時局的色彩を帯びて急々活発となつてゐるが、この意味において醋酸工業は愈々興望されるにいたつた、醋酸人絹、合成ゴム、ベンゾール、アセトン、ブタノール、合成樹脂等々の研究工業化は醋酸を基調として先づ第一段階に入つた譯である、日本窒素、日本合成化學工業兩社の合成醋酸協定が、九月の協定期限満了を前にして、日窒の擴産的値下げにより、硝境に直面し、由來折衝が進められた結果、新たに從來のアウトサイダーなる昭和合成化學工業前に大日本セルロイドを加へて四社の合成醋酸協定が成立した、即ち日窒四六%、日本合成三六%、昭和合成一八%の出荷比率が決定、

本硫安會社が一枚加けつて日本硫安會社自ら直接供給に乘出すことに決定した、これは農林省側が供給會社を合併化する意味から全肥商の介在はその必要を認めずと強硬に主張するに對して商工省側は全肥商協会の態度を譲らず、重質粉砕の結果前記の妥協案成立となつたものであるが、これは漸次指定商を自派の運命に導くものとみられる、本年新年度（八月—十二月）の硫安公定価格は三圓七十三錢と當業者の一割値上げ要求を一蹴して擯棄されたが、更に次期（十四年一月—七月）も値上げ要求がなされることに決定した、硫安の特殊簿の打開策として化學關係事業に進むものが弗々現はれてゐるが、硫安の新、増産によつて本邦硫安も遂に完全自給の域に到達してゐる

石灰工業 増産は著しく進歩をみてをり明年二十三萬三千噸に對して昨年度は二十八萬八千噸と八萬五千噸の増加を示し、近來にならぬ増加振りを示した

過燐酸 はその原礦の大部分を南洋群島より輸入するものであるが、十三年上半期は外燐四十二萬噸、内燐八萬噸計五十萬噸の輸入をみたが、下期外燐は十萬噸を若干出でゐるに過ぎず、今後の減産は免れず、採算悪化を最も憂慮されてゐる

セメントは減産又減産 セメントの最大消化部門は建築である、鐵鋼工作物製造許可規則が十三年七月十一日に公布されたことは、何としてもセメント界へ與へた一大痛棒であつた、六月八月限産率が六割減を擧げて五割九分となつた點も痛の間、この巨額によつてセメント出荷は見るも無慘な態となつたのである、十一月十八日のセメント聯合會理事會は十二月から昭和十四年二月までのセメント限産率を業界有史以來の最高限産率六割九分を決定するに至つたのである、諸物價暴騰の餘波はセメント界にも深刻に影響し、原價の苦境は石炭の暴騰、石灰石、粘土、石膏、鐵粉等の諸原料に供せて紙袋、運賃、工資等の附随費の一律に昂騰してゐることによつて愈上

大日本セルは毎月七十噸を出荷し得るとし、販賣部門の協定も三井、三窒に適當に分擔せしめるとした、次いで無水醋酸協定が、從來の日窒、日本合成に新たに市販を行つた大日本セルを加へて成立、出荷比率は三等分となり、醋酸特約店も新たに決定、特約店會として新たに協會なるものが成立、販賣の擔荷が行はれることになつた

曹達灰、苛性曹達 昭和十二年夏の安値六圓七、八十圓（百斤）の曹達灰が翌十三年初頭には十圓に達したが、時局による外燐輸入の材料と原燃料の昂騰増進によつて國産曹達灰は強氣の一本槍であつた夏にマガチ灰若干がブライナー・モント社によつて輸入され販賣を提供したが之は一時的現象に過ぎなかつた、この強氣昂騰増進に當りては曹達灰にも公定價格を設置せしめるとになり、十一月下旬に至つて十一圓と決定された、苛性曹達も人絹業界その他需要先の減産傾向が少くなかつたが、それにも増して原料の不足からする製品薄から依然強氣を示した、曹達業者によつて日本アンモニア法曹達工場に日本電解法曹達工場の兩工場が成立したが、兩工場による聯合會結成は理事長問題から紛争を拂つてゐる

タール系薬品 製鐵事業の活発化と共に副産タールは内地のみで六萬噸の生産を示し、これから精製されるベンゾール、トルオールも必然的に増産され、セルチル酸、石炭酸、クレゾール、タマリソ等の各薬品も軒並みに増産されつゝあるも、原料の軍需指向によつて一畝への供給は頗る窮乏である

硫 安 硫安販賣會社は日本硫安會社に改組され新機構の下に配給調節が行はれることになつたが、更に時を經るに従つて日本硫安會社そのものに配給機構の再改革が論議されつゝあつた所、十三年十一月二十九日の日本硫安重役會に於いて、從來の十一指定商に新たに日則送の苦難を思はせるものがある

製鐵事業へ轉換 この舌塚打開の一石として投げられたのが、セメント・ヤルソンの洗滌機運利用である、事變の長期移行と共に鐵鋼の需要も著しく増加してゐる時局に順應して休轉中の派を製鐵事業に着手することに各セメント會社が着目、大阪製鐵セメント、淺野製鐵など何れも洗滌機運に成功し、西工省に於いても十一月二十五日のセメント製造業改善委員會に於いて、休轉中の機械を利用して洗滌若くはセメント代用品の製造などに利用することを認め、また機運の機械を滿洲、支那などに移轉しセメント製造をなさしめることになりセメント製造業の生産制限に關する協定案文の一部を右主旨に調ひ得るやう改正方を決定した、北支の華北洋灰会社の設立もこれらに對映されて、明年早々には急速に具體化すると思はれる

硝子

硝子職生 硝子工業界の懸案となつてゐた硝子製造業者の全國的團體である日本硝子工業聯合會が昭和十三年六月十四日を以て認可預令に接し、同月二十六日大坂製鐵會館に於て第一回の理事會が開かれ初代理事長に澤水芳治郎氏が就任した、時勢も統制化の手は愈々深刻に硝子業界にも浸透して來た感ではあり、硝子職の存在は輸入原料の配給統制困難として業界に重要な影響を果すこととなつたのである、工聯の取扱ふ輸入原料としては曹達灰、硝石、磁砂、光明丹、重石、酸化コバルト及びアンチモニー、ウチニウム等が挙げられてゐるが、このうち光明丹、酸化コバルト、磁砂、硝石、ウチニ

ウムの五つは既に工聯によつて共闘が行はれてゐる、當局の意向は工聯をして硝子工業關係に關する限り一切の原料供給權利を附與せしめる方針である關係から、同年末から昭和十四年初頭にかけて、全國的硝子關係單一工業組合なる「マール玉、人造眞珠、硝子燭燭、燧法」等々の各組合は何れも輸入原料入手に際して硝子工業に加盟することを経済なくされてゐる實情にある、硝子工業の歴史は本邦に於ても根當古いものであるが、十三年十月十六日には大阪府硝子製造同業組合の創立四十周年が軍人會館で盛大に行はれた、業界の先賢領袖の盛かな式典が舉行された、下つて同月二十二日には大阪府の硝子管工業者によつて大阪府硝子管加工工業組合が創立された、アンブール部、人組部、理化學部、錠劑部等に分れてゐる、尙ほ硝子燭燭設立を機として西日本硝子工業組合が、兵庫、中國方面（山口縣を除く）を地盤として設立されたが、十一月までは認可に接してゐない。

### 輸出四割減

硝子製品の我國生産額の半分は輸出に振向けられてゐる、昭和十二年度の硝子燭燭の統計によれば同輸出額は千六百萬圓に及んでをり、これに板硝子、燧燭眞珠、光珠、人造眞珠、燧環、燧法眞、マール玉、石油洋燈などの硝子關係品を加へた合計は、實に三千三百五十萬圓に及んでゐる、然し乍ら事變の諸影響によつて十三年度の輸出は四割減を豫想されてゐるから輸出向専門業者中に休業者が出るのも亦止むない次第といふ外あるまい、然し硝子工業の内には、代用容器として却つて需要増加をみた製罐車に事變關係で繁忙を示したアンブールなどがあるが、全般的に觀測する時はやはり相當の減退を免れない。

板硝子 業界は戰時體制移行から一般建築事業に制限が加へられるにいたり、大口需要は杜絶といふ憂目を見てゐるにも拘らず生産方面では進板では旭硝子、日本板硝子のほかに澤永板硝子、昭和板硝子

川南工業の着手あり、生産過剩に拍車を加へることになり、製板に於いても澤永一社の獨占が旭の進出によつて對立の形となるなど原料、燃料高と消化差額の板硝子の業界は生産増加によつて一層深刻な苦難の途を詰めねばならなくなつた。

特殊硝子製造へ 新しく普通硝子製品、板硝子に多くの望みを懸け得なくなつた業界の眼は、特殊硝子の方向に向けられたのは蓋し當然のことであらう、戰時下の我國が光學硝子に延びねばならぬは勿論のこと日本光學工業初め硝子工業に目を凝らし、積極策をとつてゐるは力強い所である、その他には硝子燭燭の研究が、硝子、電氣、硝燭、石硝、航空機など凡ゆる方面の業界の大手十數社によつて工業化を進められてゐることは十四年度の硝子業界を顧みれば一話題として期待するに足らう、又硬質硝子、特殊板硝子が、既着手の東京電氣、岩城硝子のほかに旭硝子、日本硝子などの一流所で着手され始めたことも本年の忘れてはならない出来事であつた。

### 耐火煉瓦需要激增

時局工業として異常な活況にありものに耐火煉瓦工業がある、時局産業即ち重工業部門の發展は必然的に耐火煉瓦の需要増加を示し従来の耐火煉瓦製造工場は勿論増産に拍車をかけるし、新たに耐火煉瓦製造に着手せんとする計畫も相次いで現はれたのであつた、然し乍ら當局の資金押配は意外に峻険であり増産新設計畫も急の如き進行を期し得なかつた。

増産中の白濱は旭硝子が十三年九月中旬に一千萬圓の未納金の徵收を許可され、右資金の大部分を以て電燈製造の特殊高熱耐火煉瓦なるコルハートの増産に充てるとになり、着々準備に移つてゐるこ

とである、新設許可申請は夥しい數に上つたが三金業案の東亞硝業、大阪硝材、日新耐火、日本耐火などに止められ、而もこれらの新設は、申請額よりも何れも半分に削減されたのである、大阪硝材は五十萬圓を許可されたのであるが、僅か五十萬圓の資金を以つてしては到底満足すべき工場建設は行ひ得ず、遂にこれら新設會社の合併設立へ傾倒したことは當然といへる。

### 受難の染料界

染料工業は本邦平和産業である、事變一周年を迎へて當局の平和産業全般への各種抑壓策は平和産業である本邦染料工業を愈々激しく壓迫を加へるに至つた、羊毛の輸入制限は毛織物の生産激減を示し、硝子の國內消費と製造制限、原料パルプの輸入制限に伴ふステイブル・ファイバー前に人間の生産減、物資節約運動による衣類の新調取止め等は一つとして染料の消費減退を來さぬものはない、又輸出入品臨時措置法により一般中間物の輸入は極めて困難となり、これらを自給し得る一部大企業は、却つて中間物の購買により利益を得ることとなつたが、これを自給し得ない中小染料製造業者は入手の困難又は市價昂騰のため著しく經營不利に陥ることとなつた。

これらの形勢によつて中小染料製造業者は特殊化若くは轉業を餘儀なくされてゐる状態である、時局病ステイブル・ファイバー工業は他種紡績業を壓倒して旺んとなりつゝある關係から、染料の需要も直接染料、硫化染料に活潑化しつゝあり、硫化染料の如きは、本年下期には到底の憂を感ずるに聞かれる有様であつた、而して輸入染料の杜絶によつて從來輸入にのみ仰いでゐた需要筋では、その至急國産化を要する事も相當熾烈となつてゐるが、これらの國産化も徐々乍ら解決されることと考へられる、日染初め大業者數社は軍需方面へ轉換し、この方面へ相當の能力を振向けると、一般市場への供給は減少傾向をみせ、原料高と相俟つて五割程度の品騰を見てゐる、又この製品高と海外市場の排日貨策とは染料自體の輸出をも不撓ならしめ、長期戦の憂

限する限り染料界は原材料の山積を被け切れず、たゞ隱忍自重するのほかない状態である。

### 染料、顔料

昨年創立した染料聯合會は創立當初は單なる染料製造業者の親睦團體的存在から遠くを出なかつたのが、事變による輸入原料困難問題と共に聯合會が、輸入原料供給に無くてはならぬ存在となり、染料聯合會輸入原料供給問題の發見を見るにいたつたのである。

つた、復讐多岐の輸入原料の申請供給事業は實に容易の仕事ではなく一部には配當の不公平を指摘して非難を浴びせる者も現はれたことはこれ亦已むない仕儀といふはかあるまい、而も染料聯合會に尙ほ加入してゐない業者もある實情などを併せて硝子省は十三年十月十日染料聯合會の役員を推致し染料工業組合結成方を應請するに至つたのである、工業組合なる法的に保護されたる團體によつて輸入原料の配給事業を眞に全国的に公正に行はしめやうといふのが當局の主旨であると考へられる、所がその工業組合の創立工作が、一部大業者とそれ以外の中小業者の間に利害關係よりする對立が生じ、定款起草委員間にすら、この對立が生じ、その間大阪、東京の兩地區別創立、又各管轄業種別の工場創立、大業者と中小業者に分離しての創立など幾多の案が推察され、この稿を草する時は、先づ東西に各一個づつ、の染料工業組合を創立し、硝子組を合して聯合會を結成しやうとの実行裡にある、而も尙その内閣府染料業者のみは船底原料の他種原料との特殊

性を有する點から、原料工場から汲け出して、別個に獨立した貯蔵性  
原料工場を創立すべく奔走してゐる有様である

原料工業組合の設立工作と併行して鉛丹聯合會、亞鉛聯合會を母  
體として鉛丹工業組合、亞鉛工業組合の設立工作が進められてゐ  
るが、この方は業者数の少數なためと、業者間に大きい懸隔の無い  
ため順調に進捗してゐた

### 内地より大陸へ

内地企業の妙味薄は必然的に大陸への進  
出となつてをり、四周年を迎へた日本ペイントの奉天工場に對して  
關西ペイント、神東原料は瀋陽奉天に工場を建設しつゝあるが、更ら  
に大日本原料は一舉三百萬圓を増資すると共に右資金を投じて、上海  
の二大原料工場の買収經營に乗り出し、漢口、香港にも内手當を了して  
ゐるといふ波打的騰れ業を演じ原料界をアツトいはせた、同社の目指  
す支那桐油掌握は蓋し業界垂涎の的ではなからうか、何れにせよ本邦  
原料業者の瀟支進出は本年を以つてその基礎工作を終へたと見るこ  
とが出来やう

### 油脂・石鹼

事變と共に一時的に輸入料絶をみた植物油も本  
年に入つてからは徐々に植物油原料の輸入を見るやうになり、大體需  
給の見通しはついたといへるが、非軍需要向けに對する限りは依然不  
調である、このため必然的に一般相場は昂騰を辿つてはゐるが、製  
品額の少いたため製油業者の採算は良好といふことは出来ない、事變の  
解決によつて支那大陸における諸原料の輸入が順調になるまでは隱忍  
のほかあるまい、瀋陽産蘇子は従來内地製油業者によつて精油の上蘇  
子油として輸出されてゐたにも拘らず、本年に入つてから瀋陽國政府

ツツの消化に努めたが、秋に入つてからは輸出その他内地の消化もほ  
かどり、需給平衡を示すにいたつてゐる、また本年七月、グリセリン  
販賣會社ではグリセリンの食用方面への任用許可方を申請中のところ  
厚生省衛生局より正式に許可指令をみ、製菓方面の含濕劑として非々  
使用され始めてゐる

### 合成樹脂セルロイド急激に伸ぶ

合成樹脂(プラス  
チック)工業は時局下の饑饉、非鐵金屬、木材等々の使用制限によ  
り、代用品工業として、俄に異常な發達を遂げた、主原料であるフォ  
ルマリン、石炭酸、タレゾール、尿素、無水フタル酸、カゼイン等  
には未だ國産自給の確立を見てをらず、茲に業者の間に輸入原料入手  
配給問題が起り、この問題に立脚して合成樹脂製品製造業者によつて  
日本合成樹脂工業組合の設立工作が進められるにいたつた

これは關西、關東殆んど一にして勃發したもので、關西側では  
九月十七日第一回設立人会が開かれ、リグナイトの櫻井一氏が關西  
側發起人代表となつたが、合成樹脂工業の地盤は東京府、神奈川縣  
福島縣、愛知縣、京都府、大阪府、兵庫縣、廣島縣、福岡縣の三府  
六縣とし、年内に組合員の加入動員その他の準備を終へ、近く創立  
總會を開催するものとみられてゐる、合成樹脂の種類としては、石  
炭酸系樹脂のほか、尿素樹脂、フタル酸系樹脂、ステロール樹脂  
アクリル樹脂、ウイニール樹脂等に分れ、その製品は重工業、輕  
工業を初め凡ゆる分野に亘つて供給されるにいたつてゐる

尙ほ新業界には本年九月、三共系日本ペイントと住友化學工業の  
折半出資によつて資本金百萬圓の合成樹脂工業所が尼崎に生れ既に工  
場を建設中であるが、技術的に多年の經驗を持つ業界の第一人者と尿

では對米蘇子輸出を認め、蘇子と蘇子油との間に何ら懸隔を設けてゐ  
ない、瀋陽蘇子の今日あるは内地製油業者の賜であるに拘らず、内地  
業者を無視する瀋陽國の態度に對して業界に何らかの動きがみられん  
としてゐること注目するに足る

### 魚油購買會社設立

朝鮮魚油の輸入を合理化するため内地  
魚油輸入入札者によつて魚油購買會社が東京に設立され、魚油共同購  
入を行ふことになつた、永年紛争を續けて來た魚油購入に共同購入制  
が施行されたことは魚油需給の不安が解消されたこととなり、硬化油  
石鹼業界も少からず安定を得た、一時輸出激減をみた硬化油も當局の  
奨励策によつて今秋ごろから著しく回復をみ、石鹼の輸出激減と相俟  
つて、石鹼業者の間に硬化油増産の聲が昂まり、十一月の硬化油販  
賣會社設立後には、大阪石鹼工業組合並に大阪石鹼同業組合共同の硬  
化油増産陳情が相上り、同業投會に於いても石鹼業者の該陳情に  
對して再議方を約したものであつた、大阪に於ける石鹼業者によつて  
浪花油が創立し硬化油の製造を企圖したのは今春の事であつたが、  
その後津業、原料魚油手當などの種々の理由から未だに有耶無耶に終  
始してゐる石鹼の輸出は瀋陽、北支に猛烈に増加を示し業者をホクホ  
クさせてゐるが、一方石鹼輸出の省令検査實施を懸つて、日本石鹼輸  
出組合の省令検査實施方針に、日本油脂、相電化を初めとする關東方  
面業者が、九月に入つて俄然反對を唱へ、連名で重工業省に對して強  
な反對陳情を行ふにいたり、石鹼の省令輸出検査問題に際しては  
進んで來たものであつたが、東京業者の反對猛烈に加へて、大阪方面  
石鹼業者中にも反對陳情に加はる道末に斯く組合内部の統制を缺いて  
は省令検査實施も一時延期するのほかなしとの意向を有するにいたり  
石鹼省令検査問題も遂に本年へ持越しの課題となつて了つた  
グリセリン も夏ごろ一時は三割の生産制限を行つて目に餘るスト

素初め原料供給の備を擲つてゐる住友化學との提携は、明年の合成樹  
脂工業界に一話頭を提供することとならう

### セルロイド

セルロイドはその製品の殆んど大部分を輸出に傾  
向してゐる關係から、事變後の輸出不振によつて蒙つた五割の輸出減  
の打撃は生易しいものではなかつた、その活路を求めざる新業者の眼が  
期せずして集つたのがセルロイド普及會結成による代用品製作への轉  
換であつた、然し乍ら東西のセルロイド普及會の宣傳にも拘らず、代  
用品としてのセルロイドの内地需要は、しかくスピーディーには進歩  
せず、業者の悩みは依然軽くはない、當業者としては、代用品の普及  
に根強く頑張るの意となるのほかにあるまい

### 生ゴム輸入極度に制限

歴史的に日荷は復い我國ゴム工  
業が事變前において、生ゴム消費量年約七萬噸、價格にして約七千萬  
圓の輸入を見、その年産額約一億五千萬圓に達し、内約四割を輸出す  
るといふ世界第三位のゴム工業國に業進したのであつた、事變の進展  
と共に、昭和十二年十二月以來原料生ゴムは輸入を制限せられ、爾來  
配給數量も漸減し、十三年八月にいたつて、當局では概十回生ゴム輸  
入許可のうち九百八十噸を配給向けとし、これに初の業種別配當(十  
二種)を行つたのであつた、この業種別配當は第二回には十六種に業  
種を増加、第三回は十一月十七日に行はれたが、その細別數量の配表  
は禁止されるにいたつた、この生ゴムの輸入制限、配給制限に加へて  
七月九日には「ゴムの使用制限」「ゴム靴の販賣制限」「ゴム配給制  
限規則」の三種省令が一齊に公布され、内地向けゴム製品製造業者

の前途は愈々暗澹たるものと思はせ、休業工場も少くない數に上りつゝある

ゴム業者の經營難は生ゴムに止まらず、加工溶劑であるガソリン及びゴム製品材料である帆布の統制によつても深刻の度を加へられつゝ、あり甚當分償みは消えさうにもない、生ゴム入手難の打開策は合成ゴムと再生ゴムの二つに分れる、この兩者の研究工業化完成によつて相當の量が生ゴムによつて代り得るのである

**合成ゴム** 合成ゴムの研究は二、三年前より各所に於いて進められ、就中多硫化物系の合成ゴムは、古河電氣工業、住友電氣、藤倉電機、日立製作等に於いて工業化されたが、チーエン系の本格的合成ゴムに關しては未だ到底工業化の域に達し得ず、茲數年の間は工業化不能と論者間にも觀測されてゐる始末である、合成ゴムの研究に對しては政府に於いても獎勵費を支出して助成する方針を採つてゐるが、西工省としても、在野國內の工業化を俟つよりも、外國の合成ゴム製造技術を買収して、これを工業化す方策を可とする意向も有力にあり、それかあらぬか本年秋ごろから米國デュポン社に獨逸イー・ゲイの特許買収説が各所に流布され、萬里の規模なしとも見られぬものがある、買収者には住友を初め本邦の一流賣社が擧げられてゐるが、その眞否は明年春には何れとも結末を見せられることであらう、然し乍ら、假令合成ゴムが完成されるとしても、價格、品質の點からその用途は生ゴムとは異つて特殊分野に限られぬものとみられる

**再生ゴム** は合成ゴムに比する時は可成り容易に相當使用に堪へ得る製品が研究改良によつて得ると考へられる、又再生ゴムのみで現在出來ないものでも製造方法の變更により製造出來る製品も可なりあると思はれる

酸素界に襲來した統制の荒波 物價暴落の波に乗つ

の聲のみ囁かれてゐる現在、今さして業界攪亂を豫想するのは早計に過ぎるのではなからうか、統制強化時代に建設を進めてゐる新設兩社は明年も相當の額の造を費せねばなるまい、年頭に不安を豫想させた閉關酸素と矢作工業も、閉關は東京共販に權利を買取され矢作の妻和酸素半價係肩替りによる製出も矢作と中京業者との間に協定成り難に年頭の業界を賑はしたに止まつた

**ボンベ補給難** 本年の酸素業界を通じての最大の悩みはボンベの補給難にあつた、十月に日本高壓容器組が生れたが住友を除いては前足な容積を造り得る所はないといはれ、而もその住友がその筋の仕事に運ばれてボンベの方に手が廻らぬとあつては輸入モノに仰ぐ他はボンベ補給の方法が無いことになる、而もその輸入は當分の數たる爲替管理のため到底實現の望みなしとあつては酸素賣社たるものただ地獄を踏むのほかない次第であつた

**熔接業界** にも統制の波は滔々押し寄せ、本年に入つて時代に順應せんとする業界の足掻きは相當深刻であつた、その最大の現はれが熔接組合の工業組合化運動である、東京地方は今春から着々地味別に工業組合化を具現し、年内にはその殆んどの工場化を終わらうとする運動にあるが、大阪でも十月に入つてから大阪府一團の全體懇談會を開いて兩場一致工業組合改組に邁進することになり、愛知、豊島の各熔接組合もそれ／＼別個に工場化への實現計畫を進めてゐる、原料料の入手をはじめ熔接業界の凡ゆる苦況を打開するには、結局法的の力を有する工業組合を設立するのほかはないであらう、熔接材料業も亦本年は統制による苦難の途を歩きねばならなかつた、各種材料の入手は著しく制限され、船荷補償もロッドの配給が制限されるし、皮手袋には皮が、ホースにはゴムが、口金は鋼金といった種類であつた熔接業者が工場を作り、熔接材料業者が各業別に工場を作ることになれば、中に立つ熔接材料業者の立場は愈々苦しさを加へるわけであ

て前年九月に一團程度の値上げが行はれた東京、大阪兩地方の酸素界は本年に入つても大阪地方酸素同業會は二月二十一日から、東京地方酸素共同事務所は三月十五日から、何れも一團程度の値上げを行つた値上げが行はれたその二、三月ごろから春一杯にかけて酸素の需要は本年中の最高點に達したのであつた、熔接業界の發展による酸素需要の激増は猛烈極まるもので、酸素價値の暴落が甚に著し、酸素賣社は全能力をあげて供給しても尙ほ且つ尻を叩かれる始末だつた、それが、酸素賣社の増産を促し、酸素賣社の新設計書となつて現はれたのである

増産には東京酸素の百二十立方メートル、大同酸素の百二十立方メートル、大阪酸素工業の六十立方メートル、日本理化學工業の瀬戸、小倉に於ける百二十立方メートル、帝國酸素の長崎工場、福岡酸素の長崎工場建設などとなつて現はれ、新設賣社としては舞鶴酸素、協和酸素(大阪)のデビエーとなつたのである

所が皮肉なことには、これらの増産、新設がボツ／＼買を結び始めた頃、酸素需要はグンと減つて了つたのであつた、統制統制を初め各種統制令の實施によつて少からぬ打撃を受けた熔接工業は、それだけ酸素の需要減となつて、本年の夏から秋へかけて酸素の使用量はグンと減じた結果、酸素供給は却つてダブつく有様となつた、十一月下旬現在に於いて未だ東京酸素、大同酸素の増産機は動かさず、舞鶴、協和の兩社も工場建設を終つたばかりである、東京、大同は機械が出來てゐるから年内に動くと思はれるが、それらに思ひを寄せた各社の發するとみるほかあるまい、然し乍ら今までフル運轉で運使した各社の發生機もこれによつて修理その他の手入れが可能となり、酸素界も眞の安定をみるこゝが出来るとも解される譯だ、だが、舞鶴と協和が問題である、これは明年の問題ではあり、發生機と容器(ボンベ)の手當が重大な關係を持つから、發生機完成の聲も聞かず、ボンベ手當難

り、茲に熔接材料業者の商業組合組織所にその強化が實際に實現を急がれたのであつた

合成工業の花形カーバイド 近代化學工業の花形は合成化學工業である、その合成化學工業の最大の主要原料がカーバイドであるから、本年に入つてからのカーバイド製造界は俄然張り切つたのであつた、石灰、焦炭、合成ガス、硝酸、溶解アセチレン、炭素、有機ガラス、燃料、染料、溶劑、人造樹脂、糖漿、毒ガス、ベンゾール、カーボンブラック等々、直接、間接カーバイドから誘導される化學製品は驚異を極めるものである、カーバイドの用途は化學技術の發達と共に洋々たるものとなり各社のカーバイド事業への拍車は目を見ましいものである、これらの原料としてのほかに、カーバイドは、熔接熔接業に無くてはならぬものである關係からカーバイドそのものを製品として全體的に賣出されて來たが、この方面にも本年初頭は著しく需要が前頭した關係でカーバイドの價格は騰上りの暴騰をみた、勿論これには三井物産の一元統制のもとに全國を三分して、東部、中部、西部の各カーバイド會を特約店のみによつて結成したことが、一つの原因でもあつた譯だが、兎にかく昨年下半年から上向いてゐた値額は、本年に入つて六月まで、殆んど毎月若干づつ、の引上げが行はれたのであつた、茲に當分の物價抑制策の暴落に關し、値上げが相成らぬのお運しが下され、六月を以てカーバイドの値上げはストップしたのであつたが、夏枯れを過ぎた九月から十月、十一月にかけて今度はカーバイド品切れの現象が深刻化し始めたのである、電力の供給減、石灰の減少、人的不足等の原因をメーカー側では擧げてゐるが、熔接界としては上半期には酸素が凍結しそれが減つたかと思へば年末に近づいて今度はカーバイドが減少するといふ現象に見舞はれた形である、然しカーバイドの一般向け減少が、當初に述べた時局向け合成工業(中には軍需關係のものが相當ある)の方に多く取られるやうになつたことは

確かに一つの大きな原因であつたことは、先づ間違ひのない所であらう、本年末に創立される滿洲電氣化學會社もその第一期事業として日本カーバイド連に獨逸イー・ゲーの技術を入れてカーバイド誘導工業に着手、その手初めとして合成ゴムの製造に乗り出すといはれるなど本年のカーバイド界は洋々たる一年を送つたものといへる

### 多難に暮れた土建界

昭和十三年の土建界を回顧する時に建築関係者は勿論一般社會人も亦例外なく一種廣様な感情を抱かすにはをられまい、物資使用制限に關する統制法規は月を追ふて増加し、事變發生以來尙業界に期待をつながしめてゐた皇紀二千六百年度の二大事業たる萬國博覽會並にオリムピック東京大會の二事業は七月下旬相前後して遂に中止の決定を見國民は愈々その時局認識を深むる必要を切實に感ぜしめ又同じ七月上旬制定の鐵道工作物築造許可規則、並に鐵道運輸規則は事實上大規模美術建築の築造を全くシャットアウトすることとなり、又一方資金調劑法による會社の新設擴張にブレーキが與へられたことによつても土建事業は有力な一隊の塵土が新規建築を自禁する事となり、之によつて愈々下半年期に至れば軍需關係工場建築のみ甚しく増加する雙面的繁忙ぶりを示すやうになり、一方官廳建築に於ては入札等の豫算超過による不調の繰返しが日常化し、資材の手當は日に日に困難の度を認め中小

諸業者特に地方在住の業者は甚しき工事カスレに陥り之が救済として考へられた日本土木建築業聯合會(本年十月改稱)の地方各組合の擴充策は、鐵道運輸の實權を聯合會が握つてゐる點が大きく物を云ひ組合強化は期せずして著しき現象となつてきた

### 大陸への關心昂る

然しながら現在の我々は徒らに現實の苦澁に彷徨せず百尺竿頭一步を進めて土建界に生面を開くべき要務なのであるまいといふ無言の要求は期せずして有力諸業者の北中支への先制的な飛躍がなされ上海、青島、天津の蘇生で軍大要務を擔當すべく雄飛する人々、既識さきよふ現地の産業開拓に隨つて鐵道建設に、黄河治水に、道路整備に長期戰態勢を察へると共に更に進んで東亞興隆百年大計樹立に青春を捧げる若き技術者の群は第一戰戦士にも増して我らの感激を誘ふ氣高き存在と云ふべきであり、又既に廣徳六年を迎へんとする滿洲國は本年度の土建事業費總計二億圓と稱せられ、滿鐵、滿拓等より内地に對し大體技術者の供給を求むる事となり、又北支建築總署、豫鄂自治政府、滿洲有力諸會社上りの土木技術者募集等々の大口申込投對は野心ある若き技術者に不安を感ぜて大陸に飛躍せよと放へ、又同じく外地方面(特に滿洲)からの建築業協會に對する諸業者進出の要望は同じく業者の護身的意を具體化する契機として結局土建界の進路の一として大陸開拓の適當が最も要なる點を深く考へ速に大策を樹立すべく、十一月中旬我が國の對支

執行機關として發生した與亞聯はその要望に一つの炬火を點じやうとするものである

統制法規の類聚 油田礦産相繼任以來、西工省は愈上所謂物資經濟の參謀本部化するに至り物資調劑局の目覺しい活動は時局のテンポに乗つて獅子奮迅の活躍をしたが特に物資使用制限法規は建築界全般に亘つて特に甚しき影響を與へたものとして、その印象は左を一覽すれば足りる

- 本年度發布施行されたる諸物資使用制限令中土建事業に關係あるもの△米松販賣取締規則(七月九日)△鐵道運輸規則(六月二十日)△鋼製品製造制限令(七月八日)△鐵道工作物築造許可規則(七月十一日)△鐵道運輸物の制限令(六月二十九日)△鋼使用規則(八月一日)△鉛、亜鉛、銅等使用制限規則(七月九日)△セメント製造統制令(四月二十七日)△同價格統制(四月二十七日)△米松販賣取締規則改正(十二月一日)

以上の各法令の全部に亘りその影響を細説するとは不可能であるが、例へば鐵道工作物築造許可規則についてみるに、鐵骨又は鐵筋コンクリート道の建物に軍部軍用又は軍需工場でなくては許可されぬとなり又鋼材供給は土建業が統制團體として認可を得たので同會内には鐵鋼委員會が結成され七月以降第四・四半期に至る土建事業への鋼材供給はいつも不足と考へ方に依ては至極當然乍ら業者には甚しく不満といふ事柄が生じ又鋼材購入にも絶えず紛争が發生し、土建業協同統制部長の机上には鋼材使用中書頭が山積するといふ事にもなつた非國金屬の使用制限も亦各種鋼材にも手痛い打撃を與へたが鋼材ないから、電線が出来ない、真鍮がないからノブが出来ないなどといふ事件はさて置き、ビルディング新増築の杜絶による煖房業者、電氣工事商の窮境は彼等の轉業を必然的なものとした

入札不調續出 能多な事象も適當な角度を得て眺めれば自ら一目瞭然とする筈ではあるが、本年度の如き變動的條件下になほ慣常的な問題解決を志すとは徒勞に近しと云はねばならぬが東電、東川、鐵道所工事に於て東電對大林組、飛鳥組の工事金額要求は大きなセインションを齎した點で我々の興味を惹いた、本工事は諸業者側の要求が通り昭和十三年六月現在の日銀調査工夫費限指數重に建築材料費指數に基き東電額は遂に工事金三百五十萬の増額をする事となり一時は業者側で施工中止するといふ頗る強硬な態度も有終の美をなすこととなり本問題の着目點は他の一般工事に對しても大きな示唆を授けかけるものとして契機から見れば莫しき決定と見へたであらうが、然しその金額はなほ諸業者の實際の損失を隔ふには至らぬものと見られるに至つては、工事材料重に労働者賃金の値上りぶりが如何に甚しいかを察すべきものと云はねばならぬ

又官廳工事に於て築造超過による不調の續出を見たことはその原因が、材、資銀の騰貴により、豫算編成時の工事費を遙に抜いてゐるためではあるが、官廳側としては再入札、設計變更等に依つて彌縫し得ざる緊急工事が多數あるために、勢ひ直營又は直轄施工となるために、官廳工事を生命線とする幾多業者の失望は大きく、加之中小規模工事も指名者の選定に當つては一落千丈を呈する傾向があるに油滴の悲劇を語らねばならぬ、直營又は直轄工事の問題の一番苦悩なのは鐵道省であるが國庫にあつてはその施工技術が益々高度化する結果直營、直轄工事の増加は漸し止むを得ざるものがあり諸業者

**滿洲建築界の飛躍** 十三年度全滿工事費は鐵材、セメント、煉瓦、木材等の資材が不足のため可成り工事着減を豫想されてゐたが、五ヶ年計畫遂行に伴ふ建築物の増加により勢ひ金額も二億五千萬圓となり昨年に較べて八千萬圓の増加であつた、本年度豫算の特徵は鐵材、セメント、煉瓦の如き主なる資材は業者が直接取引せず、これらの資材は官給として工事を行ひたる官廳諸會社より支給されたことで、その金額は三億五千萬圓に達した、即ち購買金額の二億五千萬圓は購買技術、努力、附帯材料、假設材料のみであるが、十四年度は更に増増、二億の五億圓に達するものとみられる、なほ北支方面の工事については工事の性質が滿洲に類似してゐる關係上、將來在滿業者の進出をみることは必定で十三年度の工事金額が僅かに三千萬圓であつたことは姑息的工事の感を免れなかつた、本格的の進展をみるのは十五年で十四年は計畫時代とみられ、北支方面の工事資金については調達方法が充分でなく、日本、滿洲から嚴重なる爲替管理のもとに取寄せてゐる状態である方面に何等かの具體的考案の樹立が要望されてゐる

## 十四年度豫算案決定

昭和十四年度一般會計豫算は十二月二日の定例閣議にて三十六億九千萬圓といふ未曾有の豫算案が一氣に可決された、なほ政府は直ちに右豫算概算を左の如く發表した

歳入出概算		歳入出概算	
歳入	歳出	歳入	歳出
經常部	臨時部	經常部	臨時部
四・五	四・五	四・五	四・五
二〇	二〇	二〇	二〇
四七	四七	四七	四七
八七〇	八七〇	八七〇	八七〇
一八三	一八三	一八三	一八三
二八七	二八七	二八七	二八七
四八	四八	四八	四八
一三八	一三八	一三八	一三八
四四	四四	四四	四四
八	八	八	八
計	計	計	計
一、九六二	一、七三一	一、九六二	一、七三一
三、六九四	三、六九四	三、六九四	三、六九四
計	計	計	計
一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一
四二八	四二八	四二八	四二八
八〇九	八〇九	八〇九	八〇九
八四	八四	八四	八四
計	計	計	計
一、九六二	一、七三一	一、九六二	一、七三一
三、六九四	三、六九四	三、六九四	三、六九四

歳入	歳出	計
二二七	五〇	二七八
二	四三	四六
七八	五三	一三一
計	計	計
一、九六二	一、七三一	三、六九四

## 興亞院生誕

大陸建設の中樞機關となる興亞院は十一月十八日の定例閣議で決定されたが興亞院の生誕に伴つて企畫院の改組擴大などが問題化するほか外務省文化事業部關係の権限と組織縮小に關する外務省官制の改正、拓務省の權限下にあつた支那における拓殖事業の興亞院移管に伴ふ拓務省官制の改正が必然ともなつた、近衛首相は上奏御裁可を仰ぎ樞密院への御諮詢を奏請した、依つて樞密院では十二月七日日本會議を開き可決されたのでその御下渡を待ち九日の閣議で樞府で可決された八件の外に

- 一、興亞委員會官制
- 一、高等官官等俸給令中改正の件
- 一、現役に在る陸海軍武官にして興亞院の部長若しくは調査官又は興亞院連絡部の長官若しくは次長に専任せられたる者に關する件

の三件を附加し合計十一件を附議正式にこれを決することとなつたが閣議決定の上は直に上奏御裁可を仰ぎその全官制を公布した、國務院官は柳川中將に決しその他の人事は次の通り

### 概況—興亞院生誕

は第一、第二……課と呼ぶことに改正) 第一(總務) 海軍大佐白石萬隆 第二(指導) 陸軍大佐關澤清宣 第三(調査) 外務省情報部矢野征記

△經濟部 部長上海總領事日高信六郎 課長第一(總務) 大藏省貯蓄局總務課長山住克巳 第四(財務) 駐支書記官(大藏) 久保文藏

△文化部 部長未定 課長第三(文教) 外務書記官林安(有力)

△技術部 部長内務省土木局技師宮本武之輔

陸海軍その他關係各省當局協議の結果は各部の課長の各省割當ては右に記載せるもの、外は左の通り決定した

△經濟部 第一(産業) 商工省に、第三(交通) 遞信省に

△文化部 第一(總務) 未定、第二(厚生) 厚生省課長中上り選任

なほ興亞院開設に要する本年度内の經費は差當り來議會に追加豫算が提出されるまでの分を本年度第二豫備金に仰ぐこととし十九萬千八百五十九圓を支出することに決定した

工業日誌

昭和十二年十一月

- 一 第四回大阪商工寮開催△村瀬商工次官大阪財界人と懇談△ゴム工協東京に理事會開催△大阪商組工作機輸入に關し協議△大阪海交會石綿輸入問題で協議
- 二 肥料聯合會大阪部會ラツカ一部會開く
- 四 鴨綠江水力發電現地委員會安東に開く△水道協會標準機水器制定會神戸に開催△建築學會平井事務官を迎へ鐵鋼工作物規則につき懇談△大磯商組時局講演會開催△電氣協會西支那總會大阪電氣クラブに開催△日鐵十一、十二、一月渡り試力買止と決定△天津棉花同業組合北支總輸出促進で大阪商組に協力方を依頼△大阪産業科學研究所創設期成同盟會創立總會大阪ク

- ラブに開く△大阪實業時局對策懇談會開催△本社、アグネ工學社主催第十八回金屬講演會大阪府工業獎勵館に開催△鑛山協會大阪地方常務委員會創立十周年講演會開催△肥料聯合會大阪部會輸入原料に關し當局に申請△大阪地金問屋組合大巾引上實施
- 五 滿洲國における治外法權の撤廢、滿鐵附屬地行政權移譲に關する條約及び附屬協定取極めの調印式新京に舉行△日滿實業協會大阪支部第一回北支調査委員會開業會館に開催△大阪白金會日鐵試力板賣止めについて説明を聴取
- 六 松花江水力發電工程式舉行△鐵鋼協會大阪に誕生△日獨伊防共協定ローマにおいて調印△大阪商會、衛生局長森平兵衛△第七回煤油防止週間大阪に始る△大磯商組工具砥石等の輸入問題に關し電氣クラブに協議會開催△日本ゴム工協、日本

- ゴム輸入協會神戸に協議會開催原料供給統制委員會を結成
- 七 日本商物協會第十八回講演大會、工場見學會大阪に開催
- 八 汽機協會第二回汽機祭を舉行△建築資料協會鐵鋼工作物許可規則に關し理事會開催△大阪府硝子工組六部制採用に決定
- 九 大日本實業協會秋季大會東京に開催△滿洲國治外法權撤廢條約公布、十二月一日實施△日獨伊防共協定成立祝賀大會大阪中之島公園に開催△北支棉花公司設立要項決る、資本金三百萬圓半額拂込
- 十 滿洲國國務總理治外法權撤廢謝禮使として來朝△大阪市タタシ一商組總會開催、タタシ一研究會結成
- 十一 滿鐵大阪事務所日、鮮、滿連絡輸送規定改正に關し輸業會館に懇談會開催
- 十二 北陸電氣協會福井に定時總會開催△過燐肥料製造業組合新大阪ホテルに總會開催

- 十五日 國民精神總動員非常時產業運動週間大阪に始まる△滿洲國通國代辦制度改正、實施
- △東京市東區輪船北支調査團出發△大阪府府研究會無款なし週開始まる△鐵鋼機械工業會創立△日滿實業協會東京商團に理事會開催、滿洲國國稅改正に關し陳情に決定△大阪自工クラブ總會開催、部分品工組の設立を決定す
- 十六 大阪發明獎勵委員會中央公會堂に表彰式を舉行
- 十七 大阪鐵製ナット工組創立△日鐵指定商大ビルに初會合△選英米經濟使節歡迎懇談會大阪クラブに開催
- 十八 西可鐵鋼協會總會大阪に開き工組案を可決△外國發明年度輸入全般的に不許可と内定
- 十九 肥料聯合會大阪部會臨時總會を開催、原料統制會設立△張瀾洲國務總理歡迎懇談會新大阪ホテルに開催△西工中金資

- 金活用に関する懇談會大阪商議に開催
- 二十日 阪大鐵維科學研究所記念講演會新大阪ホテルに開催△商工省美濃郡工政課長來阪、商議で中小工業者と懇談△滿洲國資源調査法調査規則公布
- 二十二日 大阪商議北支輸輸入促進に關し當局に建議
- 二十三 滿洲發明協會新京に誕生
- 二十四 大阪商工協會中小工業製品輸出振興に關する座談會開催△獨生會滿洲車輪設立に關し大ビルに協議會開催△大阪伸鐵工組生産統制を協議△東京自動車機械工組創立
- 二十五 日獨防共協定成立一周年記念、日獨伊防共協定會新大阪ホテルに開催△六大都市産業首腦者會東京に開催、中小工業振興對策に關し建議に決定
- 二十六 化學工業協會東京に總會開催
- 二十七 大阪海陸協會北支港灣

- 整備に關し當局に建議△商工省中小工業製品輸出振興に關し業界有力者と懇談△獨企實院總裁關西財界人の懇談
- 二十九日 大阪商議企畫院調査官油田中佐を招き北支問題に關し△石炭生産能力調査委員會官制公布、即日施行

【十二月】

- 一日 滿洲鐵道總局機構改正、實施△滿洲國資源調査法施行△東京ゴム製品工組創立△滿洲國商工公會法公布即日施行△電氣事業法による全國電氣料金改正實施△東京工協開始まる
- 二 加藤奉天西貢理事來阪、大阪業者と懇談
- 三 日本鐵板技師工組創立△國民精神總動員產業運動開始まる
- 四 滿洲移民協會滿洲移民問題に關し大阪に懇談會開催
- 六 大阪府工業會聯合會熱誠工場動防止に關し協議

- 七日 國際工業株式會社設立協議會大阪に開催△大阪工業會工業會館建設案を決定
- 八 大阪商議對支工作原案を發表
- 十日 日本土產調查業聯合會第一回調査工事撤廢要案促進實行委員會開催△社団法人工政會技術官登用に關し企畫院に建議
- 十一 全產聯電力國家管理案反對決議
- 十二 大阪府、市國家兩補償賠償を開始△製鐵原料懇談會スタツプ買付値に關し協議△南滿洲河川治水審議會開催
- 十四 大阪實業獎勵會執行委員會を開催△滿洲勞工協會法公布、即日施行
- 十五日 堺港修築起工式舉行△日滿實業協會大阪支部滿洲國稅制改正に關する協議會開催△都市研究會總會開催交通統制に關する建議案可決
- 十六 中華民國臨時政府天津及び奉天島海關接収
- 十七 鐵鋼工業者援護組合設立問題に關し護相官邸に協議會開催△大阪工業會電力國家管理案に反對
- 十八 電氣協會電氣自動車の普及座談會を東京に開催
- 十九 橋本内閣情報部長來阪、阪神貿易業者と懇談△大谷拓相來阪、滿洲移民に關し關西財界と懇談
- 二十 滿洲國新國稅法公布、昭和十三年一月一日より實施△滿洲國重工業獎勵株式會社管理法公布、二十七日實施△西支港灣共助指定團體組合結成を決議
- 二十一 日商電力國家管理案反對決議
- 二十三 日鐵株主總會開催、平生三郎氏代表取締役就任
- 二十四 大阪鐵鋼共販、影調共販指定團體中央電氣クラブに關係、統制組合結成に就て懇談
- 二十八 金使用規則公布、即日施行△白金使用規則公布、二十三年一月一日より施行





- 九日 工組案協議△鋼塊組合結成
- 九日 大阪鋼管組合臨時總會、工組創立案決定△北支石油事業統制に關し西工省に官民協議會開催△工作機械製造事業法案衆議院に上程
- 十日 氣力板共販組合創立△燃料局木炭車増産官民協議會を開催△中小商工融資兩補償審査會規程發表△石油資源開發法案衆議院通過△優良自動車部分品および材料認定規則公布さる
- 十一日 日華經濟協議會日本側委員決定△鋼板共販組合創立△十三年度工業藥使用量百六十九萬噸トシ決定
- 十二日 逕信省農航航空局長官は航空機許認可標準は資本金三百萬圓以上と衆議院で言明△西工省大工場に對する鐵鋼供給工作として業種別協議會を設立させることに決定△硫安増産及び配給統制法案衆議院に上程
- 十三日 全國自轉車業組合聯合會第十三回大會大阪に開催
- 十四日 滿洲羊毛同業會設立△西工省小島工務局長衆議院委員會において工作機械許認可標準に對して説明△北、中支國策會社法案決定△鋼材問屋組合と共販との市場統制に關する懇談會開催指定開府全國聯合會結成を協議△日銀保證準備發行限度十億圓を十七億圓に擴張、四月一日より實施に内定
- 十五日 朝鮮無煙炭輸送懇談會ひらく△對支經濟機構定例閣議で決定
- 十六日 防護棉布輸出調整機關を設置△全國織物工組東京に原料統對策協議會開催△日本鐵統制組合編輸入に關する根本方針決定
- 十七日 總動員法案貴族院本會廳に緊急上程△大阪工業研究機關連絡會開催△大藏省保稅工場製品の出振與對策發表△逕信省分掌規程改正實施
- 十八日 日本實業同業組合全國大會を日本青年館に開催、同組法案を中改正法律案通過の促進運動を起すことに決定△番炭瓦斯普及協會統制組合設立を決定
- 十九日 北支棉花會社創立
- 二十日 石油資源開發法案貴族院本會廳通過△工作機械製造事業法案貴族院委員會可決
- 二十一日 東西鋼材問屋組合代表大阪でプール案協議△大阪工業會固定資産減價證明年限短縮を建議
- 二十三日 國內道路展東京に開く△青島紡績第一次復興計畫決定△協同會勞資調整中央機關の設置を建議
- 二十四日 大阪市貨物自動車運輸商組創立△近畿乾電池工組創立△國家總動員法案成立
- 二十五日 第六回全國產業安全大會廣瀨に開く△北、中支國策會社法案成立△奇異瓦斯發生爐協會創立
- 二十六日 日華經濟協議會北京で發會議、會長王克敏氏、副會長平生飢三郎氏△電力國家管理法案成立
- 二十八日 帝國發明協會第四回表彰式舉行△西工省機械工業研究所製要項發表△鋼球軸承工組創立
- 二十九日 東瀛產業株式會社創立△中小鋼材問屋の商組結成要項決定△鐵鋼統制協議會鋼材の需給調整方針決定
- 三十日 伸鋼、亞鉛配給統制協會大阪に總會開催、品種別割當に決定
- 三十一日 近畿鐵道軌道技術協議會創立

【四月】

- 一日 國鐵電機器具規格改正實施△大阪伸鐵組合の引受問屋組合創立△特殊鋼協議會設立
- 二日 電氣學會創立五十周年記念式舉行△日本金屬學會總會東京に開催△造船協會大會神戸に開く△阪神米材配給統制會創立
- 三日 日本鐵鋼協會通常總會東京

- 二日 大阪機織工組創立△大阪精密工具工組創立△東京農機具工組創立
- 五日 鐵鋼聯盟創立
- 六日 大阪事業主代表者會議、知事別館に開催△大阪平鋼ナット工組創立
- 七日 全國土木出張所長會議始まる△日本農機具輸出組合總會東京鐵道ホテルに開催
- 八日 大阪磨ナット工組創立△鋼材生産協會協成成立△華中鐵鋼公司上海に創立
- 九日 電氣學會中國支部創立五十年紀念祝賀會廣島に開く△日本建材協會會長大井京大各鑿教授に決定
- 十一日 大阪農機具工組創立△西工省國產振興委員會幹事會開く△國產指定品目に三十一品種を追加△セメント最高價格全國一律値上げ(一袋六錢)決定、五月一日實施
- 十二日 全產聯總會大阪に開く
- 十三日 日商第二次支那關稅改正に關し當局に建議△在華訪問業會青島工場古鐵處分問題協議△港灣協會第一回支那港灣調査會鐵道協會に開催△中華民國臨時政府實業部組織大綱決定
- 十五日 科學審議會官制公布
- 十七日 日華貿易協會成立
- 十八日 絹糸使用業者大會東京に開く△大阪製車製造工組創立
- 十九日 揮發油及びアルコール混用法施行令決定、七月一日より實施△鋼材聯合會鋼材輸入許可に關し大藏省に建議△國民貯蓄獎勵局官制公布、即日施行
- 二十一日 亞鉛板生産、價格協定大綱成立
- 二十二日 合金鐵鋼協會創立△日本フェロ・アロイ協議會創立△西工省物價委員會官制公布、即日施行
- 二十三日 鋼使用制限改正規則公布、五月一日より實施△全國鋼材商組定款草案成る
- 二十五日 鐵鋼製鐵造制限令公布、五月十五日より施行△開礦炭販賣株式會社創立△日本乘合自動車協會第十二回總會△中央物價委員會初會合
- 二十六日 全國肥料商組合聯合會全體會議大阪に開く△京滬電機器工組創立
- 二十七日 科學審議會初會合△八幡製鐵所十トン塔爐爐火入れ式舉行△上海海關接收問題に關し日、英間に瞭解成立
- 二十八日 大阪工作機工組創立△日本厚生協會誕生△日本經濟聯盟第十六回總會、役員重任△北支開發、中支振興兩會社設立委員會は總委員長以下全部決定△九州鐵道技術協議會長崎に創立
- 三十日 北支開發、中支振興兩會社法公布△東京工作機工組創立

【五月】

- 一日 洋灰製造業の販賣價格に關する協成成立、實施△東京の電氣水道事業與中公司が繼承△
- ガソリン切符制實施
- 二日 防護資材取締規則公布、六月一日より施行△大阪工作機工組創立△大阪シャリシ工組創立△西工省第一回瓦斯發生爐試驗結果發表△產金買上價格一統につき八錢引上げ
- 三日 大阪機、製、三問屋組合臨時總會開催、協定值施行を申合す△上海海關接收に關する日英協定内容公表
- 四日 工團事業協管理令公布、五日より實施△國家總動員審議會官制公布
- 五日 朝鮮魚油買賣契約節目に關する協議會東京に開催△日本能率聯合會第十一回大會名古屋に始まる△電力聯盟主催電力官民懇談會東京に開催△土木學會時局對策委員會東京、鐵道協會に開催、支那視察員派遣を決定
- 六日 逕信學會、農務士會、建築協會、附屬學會士十一團體聯合時局懇談會東京に開催△發明協會青森支部創立△電力

- 九日 工組案協議△鋼塊組合結成
- 九日 大阪鋼管組合臨時總會、工組創立案決定△北支石油事業統制に關し西工省に官民協議會開催△工作機械製造事業法案衆議院に上程
- 十日 氣力板共販組合創立△燃料局木炭車増産官民協議會を開催△中小商工融資兩補償審査會規程發表△石油資源開發法案衆議院通過△優良自動車部分品および材料認定規則公布さる
- 十一日 日華經濟協議會日本側委員決定△鋼板共販組合創立△十三年度工業藥使用量百六十九萬噸トシ決定
- 十二日 逕信省農航航空局長官は航空機許認可標準は資本金三百萬圓以上と衆議院で言明△西工省大工場に對する鐵鋼供給工作として業種別協議會を設立させることに決定△硫安増産及び配給統制法案衆議院に上程
- 十三日 全國自轉車業組合聯合會第十三回大會大阪に開催
- 十四日 滿洲羊毛同業會設立△西工省小島工務局長衆議院委員會において工作機械許認可標準に對して説明△北、中支國策會社法案決定△鋼材問屋組合と共販との市場統制に關する懇談會開催指定開府全國聯合會結成を協議△日銀保證準備發行限度十億圓を十七億圓に擴張、四月一日より實施に内定
- 十五日 朝鮮無煙炭輸送懇談會ひらく△對支經濟機構定例閣議で決定
- 十六日 防護棉布輸出調整機關を設置△全國織物工組東京に原料統對策協議會開催△日本鐵統制組合編輸入に關する根本方針決定
- 十七日 總動員法案貴族院本會廳に緊急上程△大阪工業研究機關連絡會開催△大藏省保稅工場製品の出振與對策發表△逕信省分掌規程改正實施
- 十八日 日本實業同業組合全國大會を日本青年館に開催、同組法案を中改正法律案通過の促進運動を起すことに決定△番炭瓦斯普及協會統制組合設立を決定
- 十九日 北支棉花會社創立
- 二十日 石油資源開發法案貴族院本會廳通過△工作機械製造事業法案貴族院委員會可決
- 二十一日 東西鋼材問屋組合代表大阪でプール案協議△大阪工業會固定資産減價證明年限短縮を建議
- 二十三日 國內道路展東京に開く△青島紡績第一次復興計畫決定△協同會勞資調整中央機關の設置を建議
- 二十四日 大阪市貨物自動車運輸商組創立△近畿乾電池工組創立△國家總動員法案成立
- 二十五日 第六回全國產業安全大會廣瀨に開く△北、中支國策會社法案成立△奇異瓦斯發生爐協會創立
- 二十六日 日華經濟協議會北京で發會議、會長王克敏氏、副會長平生飢三郎氏△電力國家管理法案成立
- 二十八日 帝國發明協會第四回表彰式舉行△西工省機械工業研究所製要項發表△鋼球軸承工組創立
- 二十九日 東瀛產業株式會社創立△中小鋼材問屋の商組結成要項決定△鐵鋼統制協議會鋼材の需給調整方針決定
- 三十日 伸鋼、亞鉛配給統制協會大阪に總會開催、品種別割當に決定
- 三十一日 近畿鐵道軌道技術協議會創立

- 管理準備局官制公布△林全鋼商理事長大阪組員と懇談△大阪山化學機械工組創立△電力管理準備局分課規程決定△上海海關接收終了
- 七日 商組中央會設立に關する勅令公布△臨時物資調整局官制發表
- 八日 建築學會年度大會東京に開く△櫻原神宮墳域、飯傍山東北陵參道擴張整備工事起工式舉行
- 九日 關西產物協會發給證書案に反對△愛知鋼材却工組創立△臨時物資調整局閉局
- 十日 北海道鋼材却小賣商組創立△商工省主催近畿、中國、四國各府縣下請工業打合會議大阪に開く△協同會勞資調整に關する懇談會を大阪に開催△鋼材聯合勞務委員會建議措置を決議△商工省主催新炭瓦斯發生爐普及協議會東京に開催
- 十一日 日商、貿易調整會社案に關する緊急協議會開催△鋼材共同販賣會、廢材加工品の強制輸出實施に決定
- 十二日 帝國鐵道協會總會大阪に開催△商工省主催鐵道配給統制に關する近畿、中國、四國各府縣係官會議大阪に開催△アンモニア法曹達工組創立△講、伊通商會鐵道滿洲大使館に開催△北支開發、中支振興兩會社設立委員初會合首相官邸に開催、委員會議則を可決
- 十三日 全國都市美協議會大阪に始まる△日本ゴム貿易振興協議會神戸に創立△京都鋼材商組創立
- 十四日 第七回全國工組大會新潟に始まる△厚生省主催軍需工場協議會大阪に開催△滿洲產業開發修正計畫に關する懇談會新京に開催
- 十五日 日本鐵物協會總會東京、鐵道協會に開催△第二回全國協業組合總會總會名古屋に開催
- 十六日 大阪產業工藝展始まる△電協東海支部總會、支部長杉山榮氏
- 十七日 自轉車、北米向け電球に第十八條發動△燃料政策研究會坂本會長祝賀會を東京ステーションホテルに開催
- 十八日 前鐵道制西部業者大會大阪中央公會堂に開催△北支開發中支振興兩會社政府出資財産評價委員會官制公布
- 十九日 帝國瓦斯協會定時總會工業クラブに開催△滿洲鐵道輸出品禁止に決定
- 二十日 北支民間視察團東京出發△關東、東北、中部下請工業關係官會議東京に始まる△全鋼商設立認可△日本經濟聯盟日、伊實業家懇談會日本工業クラブに開催△關東販賣價格取締規則公布
- 二十一日 滿洲電氣協會新京に發會△大阪府、市、商工主催石木中佐を中心とする北支開發懇談會開く△自動車部分品輸入緩和に關する東西業者協議會大阪に開催
- 二十二日 吉野商相が東西財界首腦部より貿易振興對策を應取△製鋼原料供給會古鐵建儲蓄決定△外務省情報部長談をもつて對日鐵道輸出禁止聲明に對し滿洲政府に反省を求む
- 二十四日 全鋼商大阪に初總會開く△商工省探險獎勵金公布規則改正公布△北支臨時政府、中央銀行券、中國、交通兩銀行の南方券及び一部北方券に對し六月十日以降流通禁止を聲明
- 二十五日 滿洲鐵道協會令公布△電力若雜費官制公布△商工省第一回液體燃料委員會開催
- 二十六日 電協第十七回定時總會東京日比谷公會堂に開く△日滿實業協會第五回總會京城に開催△近衛内閣改造、鐵道相に池田成彬氏△日本度重衝器、計數器工組聯合會東京に開催
- 二十七日 東京タイヤ同業者大會鐵道クラブに開催
- 二十九日 土木學會中部支部發會△關東職業紹介所設置準備協

- 管理準備局官制公布△林全鋼商理事長大阪組員と懇談△大阪山化學機械工組創立△電力管理準備局分課規程決定△上海海關接收終了
- 七日 商組中央會設立に關する勅令公布△臨時物資調整局官制發表
- 八日 建築學會年度大會東京に開く△櫻原神宮墳域、飯傍山東北陵參道擴張整備工事起工式舉行
- 九日 關西產物協會發給證書案に反對△愛知鋼材却工組創立△臨時物資調整局閉局
- 十日 北海道鋼材却小賣商組創立△商工省主催近畿、中國、四國各府縣下請工業打合會議大阪に開く△協同會勞資調整に關する懇談會を大阪に開催△鋼材聯合勞務委員會建議措置を決議△商工省主催新炭瓦斯發生爐普及協議會東京に開催
- 十一日 日商、貿易調整會社案に關する緊急協議會開催△鋼材共同販賣會、廢材加工品の強制輸出實施に決定
- 十二日 帝國鐵道協會總會大阪に開催△商工省主催鐵道配給統制に關する近畿、中國、四國各府縣係官會議大阪に開催△アンモニア法曹達工組創立△講、伊通商會鐵道滿洲大使館に開催△北支開發、中支振興兩會社設立委員初會合首相官邸に開催、委員會議則を可決
- 十三日 全國都市美協議會大阪に始まる△日本ゴム貿易振興協議會神戸に創立△京都鋼材商組創立
- 十四日 第七回全國工組大會新潟に始まる△厚生省主催軍需工場協議會大阪に開催△滿洲產業開發修正計畫に關する懇談會新京に開催
- 十五日 日本鐵物協會總會東京、鐵道協會に開催△第二回全國協業組合總會總會名古屋に開催
- 十六日 大阪產業工藝展始まる△電協東海支部總會、支部長杉山榮氏
- 十七日 自轉車、北米向け電球に第十八條發動△燃料政策研究會坂本會長祝賀會を東京ステーションホテルに開催
- 十八日 前鐵道制西部業者大會大阪中央公會堂に開催△北支開發中支振興兩會社政府出資財産評價委員會官制公布
- 十九日 帝國瓦斯協會定時總會工業クラブに開催△滿洲鐵道輸出品禁止に決定
- 二十日 北支民間視察團東京出發△關東、東北、中部下請工業關係官會議東京に始まる△全鋼商設立認可△日本經濟聯盟日、伊實業家懇談會日本工業クラブに開催△關東販賣價格取締規則公布
- 二十一日 滿洲電氣協會新京に發會△大阪府、市、商工主催石木中佐を中心とする北支開發懇談會開く△自動車部分品輸入緩和に關する東西業者協議會大阪に開催
- 二十二日 吉野商相が東西財界首腦部より貿易振興對策を應取△製鋼原料供給會古鐵建儲蓄決定△外務省情報部長談をもつて對日鐵道輸出禁止聲明に對し滿洲政府に反省を求む
- 二十四日 全鋼商大阪に初總會開く△商工省探險獎勵金公布規則改正公布△北支臨時政府、中央銀行券、中國、交通兩銀行の南方券及び一部北方券に對し六月十日以降流通禁止を聲明
- 二十五日 滿洲鐵道協會令公布△電力若雜費官制公布△商工省第一回液體燃料委員會開催
- 二十六日 電協第十七回定時總會東京日比谷公會堂に開く△日滿實業協會第五回總會京城に開催△近衛内閣改造、鐵道相に池田成彬氏△日本度重衝器、計數器工組聯合會東京に開催
- 二十七日 東京タイヤ同業者大會鐵道クラブに開催
- 二十九日 土木學會中部支部發會△關東職業紹介所設置準備協

【六月】

- 一 重要物資増産法施行令、施行規則公布
- 二 大阪府自動車工組創立△樺、型鋼兩共阪新口鐵歩合及び配給調整決定
- 三 神奈川縣鐵鋼製品工組創立
- 四 電力新讀會初會合△應召商業者營業保護委員會制定公布△阪神ベニヤ板工組創立
- 六 電力聯盟東京銀行クラブに定例委員會開催、中支電力會社に共同投資を決定△アメリカのラヂオ王ハーボート氏歡迎會發會外務次官々邸に開催
- 七 雜品物價專門委員會特許局會議室に初會合△燃料協會石炭の需給調整に關し協議會開催△經濟團體聯盟池田財政支持を表明△中華民國臨時政府備案權廢分停止を公示
- 八 △電氣工事技術者協會發起總會東京に開催
- 九 東京鐵工機械同組總會日比谷公會堂に開催、鐵鋼配給問題を討議△第七回日本工業協會大會東京に開く△全國自動車業聯合會定時總會水戸市に始まる
- 十日 日本電機輸出組合創立△重油聯合會中央協議會開催△中央物價調整專門委員會初會合△大藏省は固定資産減價償却年限短縮に關し發表△國策パルプ會社創立總會日本工業クラブに開催
- 十一 滿洲電氣聯合會第三回大會大連に開く△化學工業品、食料品物價專門委員會發令
- 十三 プラスチック工業展大阪に開く△廢品回収に關する官民協同會特許局會議室に開催△日滿鐵道販賣社設立大鋼商工省日鐵、日滿商事上り發表△工作機械振興協議會大阪府工業獎勵館に開催
- 十四 樺、型、板三共阪全鋼商から採制規定の說明聴取、原案承認△日本木材業聯合會建築用木材節約令に關し陳情△日本自轉車工組總會東京に開催△關東物産調整配給に關する準備官民懇談會東京會館に開催
- 十五日 濠洲協會第十一回通常總會東京に開く△カソリン値上げ實施、建値六十四圓△中央航空研究機關設立準備部官制公布△アルミ工組設立に關する東西ロハ業者懇談會東京に開催△關東滿洲協會協業會創立
- 十六 第一回全國貿易組合大會横浜に開催、貿易中央會誕生
- 十七 日本產金興業株式會社就施行
- 二十 鐵鋼配給統制規則公布、七月一日より實施△燃料協會商工省に石炭統制に關し咨申
- 二十一 日本電解製造工組創立
- 二十二 關西小型自動車製造業者大阪に鐵鋼配給統制對策協議會開催△支那向鋼糸布へ統制命令發動△東京鐵道石炭問題咨申
- 二十三 商工省主催金屬代用品振興協議會日本工業クラブに開催△第五回全鮮工業者大會仁川に始まる△政府は對資動員計畫を決定發表
- 二十四 北支開發會社鐵道大谷藤田氏に決定△日本鐵道工組臨時總會東京に開催、鐵鋼配給對策協議會大阪鐵道同業組合會立
- 二十五 全日本小型自動車協會九州本部發會△大阪府備油商組創立
- 二十七 日本包裝協會聯合會創立△大同製大阪に初入荷△關工省鐵鋼配給順位を發表△大阪木材協會時局對策懇談會開催
- 二十八 大々々解散總會△水力協會創立△勞務對策閣議決定要

項設表、熟練工に付録制決定△  
 經濟部石炭需給對策中  
 二十九日 東京府鐵鋼製品工場聯  
 創立△大阪府鐵鋼製品工場聯  
 立△鐵物製造制限擴張大省示  
 七月十五日より施行△日華經濟  
 協同會初會北京に開催△商工  
 省鐵鋼制當證の發行團體を指定  
 △商工省府裁市價取締に關し地  
 方長官に通牒△鐵製品加工制限  
 規則、製造制限規則公布、即日  
 施行

【七月】

一 日 建築請負規則改正實施△  
 皮革使用制限規則、皮革製品販  
 賣價格取締規則公布施行△第十  
 一回全國商業安全週開始まる△  
 職業紹介所國營實施△國家總動

員會議開議で設置決定△ス。  
 フ同業會配給統制協議會開備△  
 日清鐵鋼販賣會社創立△中央物  
 價委員會鐵鋼品、工業藥品、テ  
 ム製品等の標準價格決定發表  
 二 日 日、漢通商協定調印△日  
 漢物資調整聯合會議首相官邸に  
 開催△國家總動員補償委員會規  
 定公布施行  
 四 日 日本度量衡協會金屬材料  
 代用品に關する官民協議會開備  
 五 日 電氣化學協會電氣化學製  
 品輸出振興懇談會開備△全阪聯  
 大阪支所木炭配給統制について  
 協議△日、滿、伊通商協定調印  
 △朝鮮鐵鋼產資源協議會大阪に開  
 備  
 六 日 經濟部大綱發表△物資  
 調整局内に石炭生産、販賣兩統  
 制協議會設置に決る△電氣協會  
 鐵鋼配給委員會開備  
 七 日 鐵道同志會總會  
 八 日 工作機械配給統制官民打  
 合會特許局會議室に開催△鋼鐵  
 港灣審議委員會鐵道總局に初會

合△鐵製品製造制限令公布、八  
 月十五日より施行△大阪中小鐵  
 工業合同會社案提唱さる△鋼、  
 アンチモニー使用制限に關する  
 官民協議會商工省に開催、西工  
 省より規制令設置を支持  
 九 日 礦安増產法施行規則公布  
 十一日より施行△工作機械製造  
 事業法施行令、施行規則公布、  
 十一日より施行△物品販賣價格  
 取締規則公布施行△非鐵金屬使  
 用制限令公布、十五日より施行  
 △大阪ラヂオ卸商組設立△ゴム  
 使用制限令公布施行  
 十 日 鐵鋼工作物製造許可規則  
 改正公布、十五日より施行  
 十一 日 中間鋼鐵聯合創立準備  
 會鋼材聯合會事務所に開催△物  
 資動員計畫徹底に關する道府縣  
 經濟部長會議始る△關西伸鋼共  
 販會社、眞鍮板最高價格決定  
 十二 日 亞細亞鐵板工場西組合員  
 懇談會大阪清交社に開催、共同  
 集中經營大阪案成る△東北工業  
 振興に關する第一回懇談會首相

官邸に開催  
 十三 日 大阪鐵鋼聯合有價クラブ  
 に臨時役員會開備、再生鋼引下  
 げに就て協議  
 十四 日 國配給統制組合設立協議  
 會東京丸ノ内會館に開催△アル  
 ミニウム最高價格正式決定△報  
 國鐵鋼會社第一回發起人會大阪  
 中央電氣クラブに開催△商工省  
 獎勵取締令改正公布  
 十六 日 失業對策委員會官制公布  
 施行△伍堂卓雄氏ドイツ經濟情  
 勢について大阪で講演△古鉄會  
 及び洗鐵會大阪に古鉄標準價格  
 協議會開備、標準價格決定  
 十八 日 朝鮮鐵鋼府鐵鋼工作物制  
 限に關する府令公布、二十日上  
 り實施  
 十九 日 S型工作機設計圖公開閉  
 鎖で決定△日銀正貨準備より三  
 億圓、解除外國爲替基金設定に  
 決定  
 二十 日 對支セメント投資會社設  
 立協議會首相官邸に開催、設立  
 具體案成る△工作機械供給制限

規則公布施行△日本鋼材聯合會  
 臨時總會△鐵鋼給調協同會特  
 別委員會民間鐵鋼製品ストツク買  
 上げ決定（八千二百萬圓）  
 二十一日 日鐵指定商七社鉄友會  
 結成  
 二十二日 日本アルミインゴット  
 工組設立△經濟警察新設豫算決  
 定、八月一日より實施△鐵管共  
 販建値措置決定△電氣自動車座  
 談會大阪中央電氣クラブに開催  
 二十三日 厚生省主催勞務調整開  
 西プロツク會議大阪に開催  
 二十五日 内地府鐵販賣統制會社  
 設立發起人總會特許局會議室に  
 開催  
 二十六日 石炭生産、配給兩統制  
 協議會準備委員會特許局會議室  
 に開催△新炭瓦斯發生爐工組制  
 立△商工省左記三社の熔鑄爐増  
 設を許可、日本鐵管第四號、中

山製鋼第二號、小倉製鋼第二號  
 二十七日 日本アンチ統制組合協  
 議會大阪に開催、規約制定△中  
 央電力合併認可△輸出メリヤス  
 株式會社神戸に誕生  
 二十九日 臨時輸出入許可規則別  
 表丙號（輸出許可品目）改正施  
 行△日本鐵鋼協同會創立發起人  
 會東京丸ノ内會館に開催  
 三十日 日本鐵鋼工組臨時總會  
 特許局會議室に開催、理事、監  
 事選任  
 三十一日 華北電氣電話株式會社  
 華中電氣通信株式會社創立

一日 石油資源開發法實施△朝  
 鮮工業組合令施行△鋼使用制限  
 令改正、十五日より施行△國立  
 大阪機械工業成所開所△近畿貨  
 物機車運送株式會社創立總會

【八月】

大阪商議に開催△華北電々會社  
 開業△官廳ガソリン節約實施、  
 乘用車六割、貨車三割減  
 二 日 鐵鋼聯盟第一回總會日本  
 工業クラブに開催△電氣工業事  
 業電線管手當問題に關し大阪中  
 央電氣クラブに緊急業者大會開  
 催△淀川改修期成大會大阪中央  
 公會堂に開催△鐵鋼増産に關す  
 る官民協議會特許局に開催  
 三 日 交通調整委員會官制公布  
 △中央失業對策委員會初總會厚  
 生省に開催  
 五 日 日本土產聯合會鐵鋼配給  
 に關し東京會館で共販問題と懸  
 談△バルブ材需給調整に關する  
 官民協議會農相官邸に開催△日  
 本アンチモン統制會外編輸入協  
 議會を大阪電ビルに開催  
 六 日 日本鐵鋼雜品貿易振興株  
 式會社創立△中間鋼鐵制に關す  
 る三部（東京、名古屋、大阪）

十五日 日本農機具工組創立委員會開催△東亞農林協議會農相官邸に開催  
 十七日 第二回電力評價審査委員會議選相官邸に開催△設備評價方法決定  
 十八日 土木會館河川部會内務省に開催  
 十九日 經濟警察主任官初會議内務省に開催△工作機械試作獎勵金交付規則公布、施行△軍需品工場における交替制實施に關する厚生省通牒發せらる  
 二十日 全國鋼材特約店組織聯會創立  
 二十一日 關西アルミ板製品工組創立  
 二十二日 北海道能率協會札幌に發會△廢品回收全國協議會東京府商工獎勵館に開催△金増産協議會初委員會特許局に開催△北海道資源開發同志會大阪に創立  
 二十四日 學校卒業者使用制限に關する勅令公布、施行△大阪近畿郵務組創立△產業報告會設置

に關する厚生、内務兩省通牒發せらる  
 二十五日 日本電氣機器工組創立  
 二十六日 西工省鋼材官民配給協議會開催  
 二十七日 大阪ダイヤ再生工組創立△警視廳第一回時局労働問題協議會開催  
 二十八日 日鐵製品附統制配給組合創立  
 二十九日 全國通信工務關係者會議本省に開催△臨時輸出入許可規則中改正公布、實施△轉業指導助成費三百萬圓に決定△死蔵鋼材買上に關する實行方法決定△鐵道品供給調整協議會は配給割當細目を決定  
 三十日 人絹リシク制決定△西工省轉業對策部官制決定△瀾洲國は鋼材輸入免稅品の中に鋼管、鋼板、レール等を追加

【九月】

一日 日、滿、伊通商協定實施  
 △燃料節約強調瀾洲大阪に始まる△農事用電動機配給順位懇談會企畫院に開催△鑛山局に産金課新設△西工省昭和石炭に對し價格引下げを命令  
 二日 土建材材代用品に關する官民協議會九ノ内鐵道協會に開催  
 四日 北支開發子會社に關する現地最後案成る  
 五日 大華石油會社創立  
 六日 全國稅務指定問屋商組創立△朝鮮總督府主權時局對策調査會京坂に始まる△日本發送電株式會社設立委員決定、十五日初總會  
 七日 舊鐵販賣價格指定、告示十月一日より實施△日本磨粉鋼工組聯會創立  
 八日 近衛經濟警察ブロック會議大阪府に開く  
 十日 産業技術聯盟東京に發會△電氣通信委員會官制公布、委員發令△輸入許可事務一元化成立

る、大藏省爲替局第一課西工省に移轉、分規規改正  
 十二日 鐵鋼配給統制規則第二條改正實施△工政會工業教育機關擴充に關し當局に建議△昭和石炭標準炭價發表  
 十三日 特殊鋼増産に關する官民協議會西工省に開催△西工省轉業對策要綱發表△鐵道品供給調整協議會運用細目を省中、十月一日より施行  
 十四日 ベルギー經濟使節來朝△新瀾洲通商協定新章で調印  
 十五日 中華電氣工事會社設立協議會東京に開催△轉業資金融通方法決る△日本人造水晶石工組創立  
 十六日 日本產金振興會社創立△日、滿通商審議會日面に始まる  
 十七日 臺灣重要産業調整委員會官制公布、施行△非鐵金屬統制組合設立要綱發表  
 十九日 中間鋼初建値決定△石炭配給統制規則公布、十月一日より施行△自家用瓦斯製造事業等

取締規則公布、二十より施行△大阪市厚生協會創立△第四回日華經濟協議會開催、棉花増産、貿易促進、産業開發具體案成る  
 二十一日 全產聯中小産業振興會社設立に關する懇談會を大阪に開催△瀾洲シ開成さる  
 二十二日 關門慶瀾開墾計畫原案通り決定△内地土産技術者百七名渡瀾△日本鑛山用機械製造工組創立  
 二十四日 近畿工務局大阪に始まる△機械學會臨時大會新瀾にひらく  
 二十六日 關西アルミ工組創立△鋼材共販短尺取扱店指定△日本故銅統制會社創立總會東京に開催△庄司功副委員長表揚出△バルブハウゼン博士招待午餐會選相官邸に開催  
 二十七日 厚生省失業對策部設置決定△近畿西瀾聯合會大阪に開催、反産建議を決議  
 二十八日 セルロイド工場取締規則改正公布、十月一日より實施

【十月】

△中華電氣工事業組合創立總會大阪中央電氣クラブに開催  
 二十九日 日滿鐵鋼指定商會に直費を廢用  
 三十日 再生鉄、中間鋼にも切符配給實施に決定△日本炭發售への従業員引續方針選省より公表△日、伊輸出、輸入兩組合設立認可△建築學會臨時總會開催  
 三十一日 大阪市による南バス買収成立  
 四日 西工省機械工業部門に對する鋼材割當方針發表△燃料研究所擴充に關する官制決定  
 五日 西工省主催光學工業振興展東京に始まる△工組中央會主催軍需工業轉換指導者打合せ東京鐵道協會に開催△厚生省失業對策部事務開始△西工省主催代用品工業振興展東京に始まる  
 六日 原料保稅獎勵改正公布  
 七日 學校卒業者使用制限委員

會官制開議で決定△空襲の配給統制に關する農林、西工通牒發せらる△寺原實業局長官報合リシク制に關し大阪商議で講演  
 八日 物品取銷規則中改正、告示△電氣通信學會秋季大會東京に始まる  
 十日 大阪聯合金庫暫工組創立  
 十一日 中國、四國商議聯合會議松江に始まる△土木學會主催北支滿洲會帝國鐵道協會に開催  
 十二日 肥料取締法施行規則改正公布  
 十三日 關谷西工省轉業對策部長を迎へ轉業懇談會大阪に開催  
 十四日 股銀業勞務者救済生活刷新に關する厚生、西工兩省通牒發せらる  
 十五日 日本土産講習會聯合會第二十回臨時總會大阪に開催△失業對策近瀾ブロック會議大阪府に開催  
 十六日 日本鐵鋼協會第二十回講瀾大會大阪に始まる  
 十七日 西日本電氣工業聯合會工組

創立  
 十九日 臺灣三自治政府官報代表表入京  
 二十日 十四年度内外地石油及び石炭供給協議會東京に開催△第七回全國産業安全大會京都に始まる△瀾洲研安會社設立要項決定△防空協會設立に關する官民協議會首相官邸に開催  
 二十一日 日本再生鉄工組聯會建德實施△轉業對策中部、近瀾ブロック會議特許局に開催△六大都市産業局、部長會議東京に開催△發達電五ヶ年計畫要項及び電力料金決定基準電力審議會で決る  
 二十二日 工作機械許可會社十一社正式發表  
 二十三日 土木會館關西大會京都で開催  
 二十五日 日本博覽統制株式會社創立△和田港修築計畫開議で決定、十四年度より三ヶ年總費事業、總工費七百二十五萬圓  
 二十六日 軍需工業大阪地方協議

會大手前軍人會館で開催△發明獎勵委員會第十回總會特許局に開催、發明獎勵金(二十件)交付に決る

二十七日 日滿中央協會主催日滿經濟懇談會日本館業會館に始まる△日本瀛油輸入組合聯合會創立

二十八日 米谷販賣取締規則改正公布△日本金屬學會講演大會名古屋に始まる△中間鋼指定取扱店追加

二十九日 科學審議會總會首相官邸に開催、答申案決定△代用品に關する發明研究補助金交付規程發表△大日本航空株式會社第一回發起人總會東京飛行會館に開催

三十一日 國家總動員第三回總會首相官邸に開催、第十六條、第二十二條の發勳決定△日、伊輪出入組合聯合會設立認可

【十一月】

一日 大阪市輸出資金助貸制度實施△小河内貯水池築造工事認可、十二日堰堤工事式舉行△第五回大阪商工業祭△船舶用材料及び織物製品供給調整協議會初會合觀音省に開く

二日 第一回厚生大會東京に始まる△大陸科學審議會討論終了

三日 池田鐵相武漢路落後の財政經濟政策に關する談話發表

四日 日本工業協會第十四回全國研究會京都に開催

五日 日鐵大冶鐵山開發險出發

六日 日本礦物協會第二十回總會金澤に開く

七日 日本建築聯合會米松販賣取締に關し西工省と懇談△保險制度調査會官制公布△ガソリン共販大綱成る△電氣協會關西支部總會開始まる△北支開發、

中支撥與兩會社創立△防衛機構改革要項委員會で決定△軍需用炭供給統制要項決定發表

八日 日本コークス統制會社設立要項決定

十日 瀛企畫院總裁、中西軍務局長を迎へ長期建設講演會大阪に開かる

十一日 要日本對東北滿洲交通連絡大綱閣議で決定

十二日 原皮移入株式會社創立

十四日 黃海經濟聯盟會式甲子園ホテルに舉行△肥料供給統制懇談會農相官邸に開催△鋼材短切物統制要項地方長官通牒

十六日 日西第十一回定時總會東京に開催

十七日 西工省主催近畿、四國物價連絡會大阪府に開催

十八日 石油業法施行令改正要項決定△國家總動員法第十一條發勳に關する當局談話發表△自動

中技術協會關西支部初總會

十九日 日滿實業協會評議員會東京に開催、西工移民助成その他を當局に建議△陸軍省技術家部隊を中支に派遣決定△日本度量衡協會總會東京島糸會館に開く

二十一日 鐵屑供給統制規則公布

十二月一日より施行△日本線材製品工組協阪神二十九指定問屋發表△大阪市厚生協會誕生△故關統制指定△問屋問題は大阪、東京に限り特約代理店制實施に決定△日本工具工組聯合會創立

二十二日 全日本鋼商組合聯盟會式名古屋に舉行△非鐵金屬供給統制規則公布、十二月一日施行△日滿支經濟懇談會東京に始まる△貿易振興協議會發會式日本工業クラブに舉行△北支開發株式會社首領部を迎へ北支開發懇談會新大阪ホテルに開催

二十二日 貿易振興協議會東京に發會式舉行△大阪中華總商會反共救國を叫び發會式を舉ぐ△東電、富士電業協定成立△建築學會主催十三團體の時局座談會東京に開かる△東京ストーカー工業組合創立△全國鋪裝聯合會福岡市にて開催さる、直轄廠廠を陣情に決す△中華民國維新政府行政院長梁鴻志一行來阪△杭州灣敵前上陸で勇名を走せた

北支方面海軍最高指揮官豊田副武中將歸還す

二十四日 中華民國維新政府發行政府長大函で日支經濟提携につき講演△大阪府輸出振興對策部參與會開かる△大蔵省十四年度豫算編成上増税を決す△六大都市當局防衛問題に對し内務省に反對陳情す△大阪朝日美觀地區に指定さる△瀛油販賣取締規則改正省令公布さる△京電、

宇治電、中國合同、山陽中央水電十二月より電燈料値下げを發表す

二十五日 硫化曹達丁劑創立△機械兵器協會第二回懇談會北支へ出發△日本鋼材聯合會新大阪ホテルに常務委員會を開催新鋼材會社案を可決す△防衛聯合會機構擴大に伴ふ改組案臨時總會で決る△東京重工業組合創立す

△廣東政略の敵前上陸に武動轟轟たる古莊中將歸還す△梁維新政府行政院長を迎へ神戸華僑反共を叫ぶ△日獨文化協定外相官邸で調印終る△武漢治安維持會結成式を舉ぐ

二十六日 日滿支經濟大阪懇談會東京に引續き新大阪ホテルに華章しく開幕△瀛信省電報敷設船「東洋丸」東京を浦で接臨△人絹協定系供給案官民協議會で決定す△日本發送電の評價還元率

減額、大蔵兩省の折衝に依り七分と決定△日滿支經濟大阪懇談會にて津田實吾氏支那外國租界の占領地擴大案を強調注目を惹く

二十七日 六甲山系砂防豫算十一年一千萬圓に、淀川改修費は一千七百萬圓にそれく決る

二十八日 日滿支經濟大阪懇談會幕を閉づ△陸軍省軍人會館に陸軍管理事業主を招致軍需生産の協力を要請△西工省主催物資動員近畿地方懇談會大阪府工業獎勵館に開かる△大日本航空會社創立す、會長大谷登氏就任△探險獎勵金二百十六件に交付決定

總額百萬圓△大阪府は生産擴充體位向上のため軍需工場に交代制實施を呼ぶかく△瀛維部門女工の深夜業復活の叫び響る

二十九日 大阪物價調査委員會第一回打合會開催△日支關係調整方針を決すべき臨時參議會首相

官邸に開かる

三十日 日滿支經濟九州懇談會門司に開かる△大阪府は輸出見本費補助を全國に對して實施す△訪日ドイツ「コンドル」機立川會國産新記録を作る

【十二月】

一日 日本土木建築業組合聯合會東京、大阪ビル事務所の時局對策委員會總會を開き資金増額を請願に起つ△内地鐵屑供給統制規則實施さる△日本發送電會社設立第二回委員總會資省に開催△工場安全火運動全國的に開始△東亞文化協議會は中華民國臨時政府教育部長張道藩氏を迎へ第一回評議員總會を東大

安田會館に開く△瀛鐵調查部の擴大成る

二日 十四年度豫算定例閣議で

決定、總額三十六億九千四百萬圓に達す△燃料輸出振興會大阪で創立總會を創ぐ△大阪商會指定問答組合總會を開き共同販賣案を決定す△東京非鐵金屬商會組合大會開かる

三日 朝香中將官邸下東京中央轉業相談所視察△日滿支經濟新案懇談會開催さる

四日 商工省は半官半民による帝國鑛業開發株式會社設立を決す△百貨店の新營業統制規定成る

五日 商工省木炭自動車用ガス發生爐取付來年分六千臺と發表さる△東京實業組合聯合會會長に中野金次郎氏推挙を決定△大阪機械商組合新役員決定

六日 關西銀行大會新大阪ホテルに開催池田藏相、太田次官、結城日銀總裁その他出席す△商

工省本年度工業研究獎勵金九件に交付さる△商工省は特殊鋼配給統制に關し官民打合せ議を閉く△大阪府工作機械振興委員會第一回總會開く△國産風礫石の配給圓滑化を精鍊業者商工省に要望

七日 大阪府經濟懇談會池田藏相、結城日銀總裁ら迎へ大商に開かる△日本タイヤー再生工業組合聯合會東京會館に創立總會を舉ぐ

八日 陸軍造兵廠大阪工廠管内關係業者を糾合大阪陸軍會發會式を舉行△瀕洲重工業株式會社在厚事務、久原取締役米實導人工作のため横濱を出帆△日本建材協會北支、滿、鮮視察團大阪で報告會を開く△ダグラス富士號沖繩沖で遭難

九日 北支最高指揮官杉山大將

と更迭△商工省は轉業對策の徹底期し官民委員會設置を決す△興亞院官制開議で正式決定す△商工省廳所主任者轉讓商工省分室に開催さる△新航空總監に東條中將調補さる

十日 商工省は關プロック輸出制限に對し新貨の一部を緩和に決す△工業化學會關西支部大阪大會中央電氣クラブに開く△鐵道省國鐵技友會東京工業クラブにて發會す△日本産糖協會東京支部總會鐵道協會に開催△日本自動車輸出組合東西發起人會大阪有恒クラブに開催△六大都市に電話業組合結成を通過す

十一日 東海地方總動員會議は愛知縣主催の下に名古屋市商工館に開催さる

十二日 寺内大將參内軍狀を奏上す△商工省貿易局係官、臨時物

資調整局係官大阪事務所開所す△臨時船舶管理委員會現任省に開催、事變下海運對策を協議す△厚生省では炭礦產業勞務者生活生活刷新に關し地方別に打合せを開くことに決し先づ關東、中部十五府縣の工場課長を招集指示懇談をなす△北支土產協會調資金の拂拂ひ制を軍當局に要望す△日本農機具工業組合聯合會設立認可さる

十三日 北支臨時政府成立一周年記念式は意義深く北京に舉行さる△上月陸軍省整備局長大阪において管理工場主に對し時局講演ならびに懇談を遂ぐ△芝浦製作所と東京電氣が八對七の條件で合併調印をなす△肥料配給制當制度連絡委員會第一回協議會で可決さる

國家總動員法

(昭和十三年三月三十一日) 法律第五十五號

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰事ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ國防目的達成ノ爲メノ全方ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ  
一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資  
二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料  
三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ  
一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ

法律—國家總動員法



四 國家總動員上必要ナル船舶航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資  
五 國家總動員上必要ナル通信用物資  
六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及附屬用物資  
七 國家總動員上必要ナル燃料及電力  
八 前各號ニ掲グルモノノ生産修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資  
九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ  
一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ

二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務  
三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務  
四 國家總動員上必要ナル衛生家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務  
五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務  
六 國家總動員上必要ナル試驗研究ニ關スル業務  
七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓蒙宣傳ニ關スル業務  
八 國家總動員上必要ナル醫備ニ關スル業務  
九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務

第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル勅令ヲ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ濫用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨グズ

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル勅令ヲ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國又ハ地方公共團體ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル勅令ヲ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル勅令ヲ定ムル所ニ依リ勞働時間ノ限若ハ解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ勞働時間ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル勅令ヲ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産修理、配給、運送其ノ他ノ處分使用、消費、所持及移動ニ關シ

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル勅令ヲ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ増課若ハ減免スルコトヲ得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社價ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ總動員業務タル事業ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル爲メニ依リ募集又ハ資本ノ増加ニ付罰法第二百條又ハ第二百十條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ關スル丁馬、車馬場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

第十四條 政府ハ勅令ニ據グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ管轄施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登錄實用新案ヲ實施スルコトヲ得

第十五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ關スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ關スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十九條 第一項ノ組合成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ組合ノ組合員タルシムルコトヲ得

第二十條 第一項ノ組合ニ對シ其ノ

組合員ノ營業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ組合員ニ對シ組合ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル事業ハ勅令ヲ以テ之ヲ立ム

第二十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、買貨料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押アルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原紙ヲ差押アルコトヲ得

第二十五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ノ屬僱若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得

第二十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得

第二十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務

理、使用又ハ收用スルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ關スル設備ノ新設、擴張及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ收用シタルモノノ不用ニ關シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ擲下グルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ所有者若ハ權利者若ハ其ノ一助承継人ハ優先ニ之ヲ買受タルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ關スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ關スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業主間同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ル當該事業ニ關スル統制協

ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者又ハ試驗研究機關ノ管理者ニ對シ試驗研究ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ警察ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保護シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出

定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ關スル丁馬、車馬場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

第十九條 第一項ノ組合成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ組合ノ組合員タルシムルコトヲ得

第二十條 第一項ノ組合ニ對シ其ノ

若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通若ハ有價證券ノ募集、引受若ハ買入ノ命令又ハ第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條 前二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル擲下ノ價額ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

第三十條 政府ハ第二十六條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受タル事業ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所



ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者
二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
三 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ

違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者

第四十條ノ規定ニ依ル總動員物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者
二 第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者
三 第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設定、變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項

ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第四十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ爲サザル者

第三十五條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

- 一 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
二 第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演

陳ヲ爲サザル者

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタル者ハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人、其ノ他ノ出版者ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
二 第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演

第四十條 第二十條第二項ノ規定

ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

總動員業務ニ關スル官廳ノ機

密ヲ漏洩又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ機密ヲ漏洩又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ設立シタル組合ノ役員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第四十七條 前條第一項ニ掲ゲル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役

又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十二條乃至第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條ノ規定ニ依リ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ支店事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行為ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行為ニ付亦同ジ

本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)

ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲メ國家總動員會議ヲ置ク

國家總動員會議ハ國務院規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(勅令第三百十五號、昭和十三年五月五日ヨリ施行)

軍需工業總動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス

### 國家總動員審議會官制

(昭和十三年五月三日)  
勅令第三百十九號

第一條 國家總動員審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ關係各大臣ノ諮問ニ應ジテ國家總動員法第五十條第一項ノ事項ヲ調査審議ス

第二條 國家總動員審議會ハ總裁一人、副總裁一人及委員五十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副總裁ハ企畫院總裁ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣

ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 總裁ハ會務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁ヲ輔佐シ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第五條 國家總動員審議會ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ企畫院次長ヲ以テ之ニ充ツ總裁及副總裁ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ總理ス

幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 國家總動員審議會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

#### 附 則

本令ハ昭和十三年五月五日ヨリ之ヲ施行ス

### 工場事業場管理令

(昭和十三年五月三日)  
勅令第三百十八號

第一條 國家總動員法第十三條第一項ノ規定ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場若ハ事業場又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設(以下工場事業場ト稱ス)ノ管理ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 主務大臣工場事業場ヲ管理セントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ

第三條 管理ハ主務大臣ノ發スル管理令書送達ノ時ヨリ開始ス但シ管理令書ヲ以テ別段ノ定メタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

管理令書ノ送達ハ管理スベキ工場事業場ノ事業主ニ對シ之ヲ爲ス但シ已ムヲ得ザル場合ニ於テハ工場事業場ノ長其ノ他之ニ準ズル者ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第四條 管理令書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 工場事業場ノ名稱及所在ノ場所

二 管理ノ範圍

三 第十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ職權ノ一部ヲ行フ官衙ノ長アルトキハ其ノ長及其ノ職權ノ範圍

四 監理官ノ官職氏名

五 其ノ他必要ト認ムル事項

第五條 第二條及第三條ノ規定ハ管理ノ範圍ヲ變更シ又ハ管理ヲ廢止スル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 第二項ノ規定ハ第四條第三號乃至第五號ノ事項ニ變更アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 主務大臣ハ其ノ管理ニ係ル工場事業場ニ於ケル總動員物資ノ生産又ハ修理ニ關シ當該工場事業場ノ業務ニ付事業主ヲ指揮監督ス

第七條 主務大臣ハ其ノ管理ニ係ル工場事業場ニ付監理官ヲ置キ當該工場事業場ノ業務ノ監督ニ

### 從事セシム

第八條 管理ニ係ル工場事業場ノ事業主當該工場事業場ノ經營ヲ廢止シ又ハ休止セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第九條 管理ニ係ル工場事業場ノ事業主ハ本令又ハ本令ニ依ル命令ノ適用ニ付事業主ニ代ルベキ事業管理人ヲ選任スルコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ事業管理人ノ選任ヲ命ズルコトヲ得

事業主左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ事業管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

一 法人ナルトキ

二 營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者又ハ禁治產者ナルトキ

三 本令施行地ニ居住セザルトキ

事業管理人ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二項及第三項ノ場合ニ於テ事業

事業主事業管理人ヲ選任セズ又ハ選任スルコト能ハザルトキハ主務大臣ハ工場事業場ノ經營ニ付制限ヲ有スル者ノ中ヨリ事業管理人ヲ選任スルコトヲ得

第十條 事業管理人ガ本令又ハ本令ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第十一條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ管理ニ因ル通常生ズベキ損失トス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ管理廢止ノ後命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スベシ但シ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ得事業年度ノ終リタル後又ハ損失ノ生ジタル程度之ヲ請求スルコトヲ得

第十二條 管理ニ係ル工場事業場ノ經營ヲ承繼スル者ハ本令又ハ本令ニ依ル命令ニ基ク前者ノ權利義務ヲ承繼ス

第十三條 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ其ノ

管理ニ係ル工場事業場ノ業務若ハ財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ做シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ管理ニ係ル工場事業場若ハ其ノ事業主ノ事務所、營業所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ當該工場事業場ニ關スル業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第十四條 主務大臣ハ本令ニ依ル管理ニ係ル工場事業場ニ對スル職權ノ一部ヲ所轄官衙ノ長ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第十五條 本令中主務大臣トアルハ軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要アル工場事業場ニ付テハ陸

軍大臣又ハ海軍大臣トス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

本令ハ昭和十三年五月五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年勅令第五百二十八號工場事業場管理令ハ之ヲ廢止ス

需給調整協議會令

(昭和十三年五月二十四日)  
勅令第三百六十六號

第一條 昭和十二年法律第九十二號第二條ノ二ノ規定ニ依リ組織スル需給調整協議會(以下協議會ト稱ス)ハ當該物品ノ需給關係ノ調整ニ關シ必要ナル決定ヲ爲スモノトス

第二條 協議會ハ其ノ名稱中ニ需給調整協議會ナル文字ヲ用フベシ

第三條 昭和十二年法律第九十二號第一條ノ二第一項ノ團體ニシテ法人ニ非ザルモノ協議會ノ會員タルトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ規約ヲ定メ且代表者ヲ選任スベシ同條第四項ノ規定ニ依リ會員ト爲リタルトキ亦同ジ

第四條 昭和十二年法律第九十二號第二條ノ二第一項ノ規定ニ依リ協議會ヲ組織セントスルトキハ會員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ規約其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ申請スベシ

特別ノ事由ニ因リ前項ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ創立總會ヲ招集スルコトヲ得

第五條 昭和十二年法律第九十二號第二條ノ二第二項ノ規定ニ依

リ協議會ノ組織ヲ命ゼラレタルトキハ創立總會ヲ開キ規約其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ主務大臣ノ指定スル期限迄ニ組織ノ認可ヲ申請スベシ

第六條 創立總會ノ議事ハ第四條ノ創立總會ニ在リテハ組織同意者ノ三分ノ二以上、前條ノ創立總會ニ在リテハ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ決ス

第十三條 第二項ノ規定ハ創立總會ニ於ケル役員選任ノ決議ニ之ヲ準用ス

第七條 主務大臣昭和十二年法律第九十二號第二條ノ二第三項ノ規定ニ依リ規約ヲ作成シタルトキハ協議會ノ會長、理事及監事ヲ命ズ

前項ノ會長ハ運籌ナク總會ヲ招集スベシ  
前項ノ總會ニ於テハ協議會成立當時ノ收支豫算及經費ノ分賦收入方法ヲ議決スベシ

第八條 協議會ハ組織ノ認可アリタル時ハ昭和十二年法律第九十

二號第二條ノ二第三項ノ規定ニ依リ規約ノ作成アリタル時成立ス

協議會ノ成立アリタルトキハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ其ノ會員トス

第九條 規約ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ  
一 目的  
二 名稱  
三 事務所ノ所在地  
四 會員タル資格ニ關スル規定  
五 會員ノ權利義務ニ關スル規定  
六 業務及其ノ執行ニ關スル規定  
七 役員ニ關スル規定  
八 評議員ニ關スル規定  
九 會計ニ關スル規定  
十 會計ニ關スル規定

第十條 協議會ニ左ノ役員ヲ置ク  
會長  
理事

監事  
會長、理事及監事ハ總會ニ於テ會員、會員タル法人ノ役員又ハ會員タル團體ノ代表者ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ成立當時ノ會長理事及監事ハ創立總會ニ於テ會員タル資格ヲ有スル者、會員タル資格ヲ有スル法人ノ役員又ハ會員タル資格ヲ有スル團體ノ代表者ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ

特別ノ事由アルトキハ會長、理事又ハ監事ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第十一條 會長ハ協議會ヲ代表シ職務ヲ總理ス  
會長事故アルトキハ會長ノ指名スル理事其ノ職務ヲ代理ス  
理事ハ會長ヲ補助シ職務ヲ掌理ス

第十二條 協議會ニ評議員會ヲ置キ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス  
評議員ハ規約ノ定ムル所ニ依リ會員又ハ會員ノ推薦シタル者ノ

中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任ス

第十三條 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經ベシ  
一 收支豫算  
二 經費ノ分賦收入方法  
三 業務報告及收支決算ノ承認  
四 第一條第一項ノ決定  
五 第一條第二項ノ業務ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ實施方法  
六 規約ノ變更  
七 役員及評議員ノ選任及解任  
八 協議會ノ解散

第十四條 總會ノ議事ハ本令又ハ規約ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外出席シタル會員ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス  
會員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス  
代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ會長ニ提出スベシ

第十五條 第十三條第一項第四號ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス  
第十三條第一項第六號及第七號ニ掲グル事項ハ總會員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ決ス  
第十三條第一項第八號ニ掲グル事項ハ總會員ノ議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ決ス  
第十六條 第十三條第一項第四號ニ掲グル事項ハ總會員ノ議決權ニ付スル前ニ豫メ評議員會ノ議決ヲ經ベシ

第十七條 評議員會ノ議事ハ規約ニ別段ノ定アル場合ノ外出席シタル評議員ノ議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ決ス  
第十四條第二項及第三項ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス  
第十八條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ協議會ノ規約又ハ第一條第一項ノ決定ノ變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得  
第十九條 協議會ハ規約ノ定ムル

所ニ依リ會員ニ對シ經費ヲ分賦シ及過意金ヲ課スルコトヲ得

第二十條 協議會ノ會員第一條第一項ノ決定ノ實施ニ關シ決定又ハ協定ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ主務大臣ニ届出ツベシ  
主務大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ決定又ハ協定ノ變更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得

第二十一條 主務大臣ハ協議會ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得  
第二十二條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ協議會ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得  
第二十三條 協議會ノ決議又ハ其ノ役員ノ行爲法令、規約若ハ主務大臣ノ處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得  
一 決議ノ取消  
二 役員ノ解任

第二十四條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官トス

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

需給調整協議會規則

(昭和十三年五月二十五日 農工商省令第二十六號)

第一條 昭和十二年法律第九十二號第二條ノ二第一項ノ規定ニ依リ需給調整協議會(以下協議會ト稱ス)ヲ組織セントスルトキハ會員タル資格ヲ有スル者發起人ト爲リ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ會員タル資格ヲ有スル者ニ對シ組織ノ同意ヲ求ムベシ  
一 需給關係ノ調整ヲ爲サントスル物品ノ種類  
二 會員タル資格

八九

組織ノ同意ハ前項ノ書面ニ記名捺印スルコトニ依リテ之ヲ爲スベシ

發起人第一項ノ書面ヲ作成シタルトキハ運滯ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第二條 需給調整協議會令第四條第一項ノ規定ニ依ル同意者アリタルトキ又ハ同條第二項ノ認可アリタルトキハ發起人ハ運滯ナク創立總會ヲ招集スベシ

需給調整協議會令第四條第二項ノ規定ニ依ル創立總會招集ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書面ヲ添付スベシ

一 特別ノ事由ヲ記載シタル書面

二 組織同意者ノ數ヲ證スル書面

第三條 昭和十二年法律第九十二號第二條ノ二第二項ノ規定ニ依リ協議會ノ組織ヲ命ズル場合ニ於テハ商工大臣ハ左ニ掲グル事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

一 協議會ノ名稱

二 需給關係ノ調整ヲ爲スベキ物品ノ種類

三 會員タル資格

四 組織ノ認可ヲ申請スベキ期限

前項ノ場合ニ於テ商工大臣ハ組織委員ヲ命ジ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ告示ス

組織委員ハ運滯ナク創立總會ヲ招集スベシ

第四條 發起人創立總會ヲ招集スルニハ組織同意者ニ對シ、組織委員創立總會ヲ招集スルニハ會員タル資格ヲ有スル者ニ對シ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ通知スベシ

第五條 發起人又ハ組織委員ハ規約ニ初年度ニ於ケル收支豫算及經費ノ分賦收入方法ノ議案ヲ作成シ之ヲ創立總會ニ提出シ其ノ議決ヲ經ベシ

協議會ノ負擔ニ關スベキ組織費用及其ノ償却方法ハ創立總會ノ承認ヲ經ベシ

第六條 創立總會終了シタルトキハ發起人又ハ組織委員ハ運滯ナク協議會ノ組織ノ認可申請書及役員選任ノ決議ノ認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第七條 協議會ノ組織ノ認可申請書ニハ規約、法定ノ組織同意者アリタルコトヲ證スル書面、創立總會ノ決議ノ議本及左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ

一 初年度ニ於ケル收支豫算及經費ノ分賦收入方法

二 協議會ノ負擔ニ關スベキ組織費用及其ノ償却方法

第八條 需給調整協議會令第三條ノ規約ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 目的

二 名稱

三 事務所ノ所在地

四 會員タル資格其ノ他會員ニ關スル規定

五 代表者ニ關スル規定

六 會議ニ關スル規定

七 會計ニ關スル規定

第九條 昭和十二年法律第九十二號第二條ノ二第一項ノ團體ニシテ法人ニ非ザルモノ協議會ノ組織ニ同意シ又ハ同條第四項ノ規定ニ依リ會員ト爲リタルトキハ運滯ナク規約及代表者ノ氏名又ハ名稱ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

之ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第十條 需給調整協議會令第十三條第一項第四號ニ掲グル事項ノ決議ノ認可申請書ニハ當該決定ニ關スル基礎資料及説明書並ニ評議員會及總會ノ決議ノ議本ヲ添付スベシ

第十一條 需給調整協議會令第一條第二項ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ實施計畫、手数料ヲ徵收スル場合ニ於テハ其ノ額及徵收方法並ニ實施期日及實施期間ヲ記載シ總會ノ決議ノ議本及理由書ヲ添付スベシ

第十二條 需給調整協議會令第十三條第一項第六號又ハ第八號ニ掲グル事項ノ決議ノ認可申請書

ニハ總會ノ決議ノ議本及理由書ヲ添付スベシ

第十三條 役員又ハ評議員ノ選任ノ決議ノ認可申請書ニハ團體書及總會又ハ創立總會ノ決議ノ議本ヲ添付スベシ

需給調整協議會令第十條第三項ノ規定ニ依ル役員選任ノ決議ノ認可申請書ニハ前項ノ書類ノ外其ノ選任ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ

役員又ハ評議員ノ解任ノ決議ノ認可申請書ニハ總會ノ決議ノ議本及解任ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ

第十四條 需給調整協議會令第十條ノ規定ニ依ル選任アリタルトキハ會長ハ運滯ナク處分ノ内容及年月日ヲ各會員ニ通知スベシ

第十五條 需給調整協議會令第二條第一項ノ規定ニ依ル届出書ニハ當該決定又ハ協定事項、實施期日及實施期間ヲ記載シ實施期日及實施期日ヲ記載スベシ

第十六條 協議會ノ成立アリタルトキハ會長ハ運滯ナク會員ノ氏名又ハ名稱及住所又ハ事務所ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ之ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第十七條 協議會ノ業務報告及收支決算ハ總會ノ承認アリタル後運滯ナク之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

前項ノ書類ニハ總會ノ決議ノ議本ヲ添付スベシ

第十八條 協議會規約ノ施行又ハ業務ノ執行ニ關スル規程ヲ定メ又ハ之ヲ改定シタルトキハ運滯ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

軍需評議會規程

(昭和十二年十一月二十二日) 勅令第六百六十五號

第一條 軍需評議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ軍需工業勸業法第十五條第一項ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ關セシメタル事項ヲ關シ審議ス

第二條 軍需評議會ハ會長一人及委員二十人以上以内ヲ以ツテ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 軍需評議會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ臨時命ヲ承ケ補償金ノ算定ニ關スル事項ノ調査ニ從事ス

第七條 軍需評議會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第八條 軍需評議會ハ必要アリト認ムルトキハ鑑定人ヲ選ビ其ノ意見ヲ聽クコトヲ得

第九條 本令ニ規定スルモノヲ除ク外軍需評議會ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍軍需監督官令

(昭和十三年一月十四日) 勅令第三十號

第一條 陸軍ニ於テ軍需品ノ製造若ハ修理ヲ民間工場ニ注文シ又ハ民間工場ヨリ軍需品ヲ購入スルトキハ必要ニ應ジ左ノ職員ヲ置キ契約ニ基ク所要ノ監督ニ關スル業務ヲ掌ラシム

監督官

會計監督官

監督官補

會計監督官補

前項ノ職員ノ外必要ニ應ジ陸軍航空本部ニ監督官長ヲ置クコト

ヲ得

第二條 前條第一項ノ職員ハ陸軍航空本部、陸軍兵器廠、陸軍造兵廠、陸軍運輸部、陸軍被服廠、陸軍糧秣廠、千住製絨所及陸軍衛生材料廠ニ之ヲ置ク

第三條 監督官ハ佐、尉官又ハ技師ヲ以テ、會計監督官ハ主計佐尉官ヲ以テ、監督官補ハ准士官下士官又ハ判任文官ヲ以テ、會計監督官補ハ經理部ノ准士官若ハ下士官又ハ判任文官ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 監督官長ハ陸軍航空本部長ノ命ヲ承ケ陸軍航空本部所屬ノ監督官及會計監督官ヲ指揮シ第一條ニ規定スル監督ニ關スル業務ヲ掌理ス

第五條 監督官ハ所屬上官ノ命ヲ承ケ第一條ノ民間工場ニ付左ノ業務ヲ掌ル

- 一 軍需品ノ製造及修理ニ關スル作業ノ指導及監督
- 二 軍需品ノ納入検査
- 三 軍需品及工場ノ軍事上ノ秘密ヲ掌ル

密保持ニ關スル監督  
四 軍需品ノ製造及修理ニ關スル工場設備及研究ノ指導  
五 軍需品ノ製造及修理ニ關スル原價ノ技術上ヨリスル調査研究

六 工場ノ經營ニ關スル技術上ノ調査及監督  
第六條 會計監督官ハ所屬上官ノ命ヲ承ケ第一條ノ民間工場ニ付左ノ業務ヲ掌ル

一 軍需品ノ製造及修理ニ關スル原價調査及原價ノ經理上ヨリスル調査研究  
二 工場ノ經營ニ關スル經理上ノ調査及監督  
第七條 會計監督官ハ軍需品ノ製造及修理ニ關スル原價調査ニ關シテハ當該契約擔任官ノ區域ヲ承タルモノトス

第八條 監督官補及會計監督官補及會計監督官補ハ上官ノ命ヲ承ケ技術又ハ事務ニ從事ス  
附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍航空本部令中左ノ通改正ス

第一條 第二項ヲ左ノ如ク改ム  
陸軍航空本部ハ前項ノ外航空兵科諸軍隊ノ當該兵科專門教育ノ齊一進歩ヲ圖ル  
第四條 第二項ヲ削ル  
第十一條 削除  
第十二條 削除

軍需品工場監督ニ關スル件

(昭和十三年二月一日) (陸軍第四號)

第一條 陸軍軍需監督官令第二條ノ部條(以下單ニ之ヲ部條ト稱ス)ニ於テ同令第一條ニ規定スル民間工場ニ對スル監督ヲ爲サントスルトキハ各部隊ノ長官ハ當該工場主ト豫メ其ノ旨ヲ契約シ置クモノトス

前項ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ工場名及契約條項ヲ陸軍大臣ニ報告スルモノトス  
第二條 經理ニ關スル監督ヲ爲ス

ベキ工場ハ特ニ指定スルモノノ外當該部隊ノ長官ニ於テ之ヲ定ムルモノトス  
第三條 各部隊ノ長官ハ毎年三月及九月ニ工場監督概況書(三部)ヲ製シ陸軍大臣ニ提出スルモノトス

第四條 各部隊ノ長官ハ監督官長監督官、會計監督官、監督官補及會計監督官補ノ職務要領ヲ定メ陸軍大臣ニ之ヲ報告スルモノトス  
第五條 監督業務中各部隊間ノ連繫事項ニ付テハ特ニ定ムルモノノ外部隊相互ノ協定ニ依ル

附 則

特許收用令

(昭和十三年一月二十八日) (勅令第五十一號)  
第一條 主務大臣特許法第十五條第一項又ハ第四十條第一項ニ規定スル處分ヲ必要トスルトキハ陸軍大臣ニ之ヲ請求スベシ

第二條 主務大臣前條ノ請求ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 願書番號又ハ特許番號
- 二 發明ノ名稱
- 三 出願者又ハ特許權者及實施權者ノ氏名名稱及住所
- 四 主務官廳
- 五 處分及之ヲ必要トスル理由

前項ノ請求書ニハ補償金ノ見積金額及内譯ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ  
第三條 第一條ノ請求アリタルトキハ商工大臣ハ其ノ要旨ヲ出願者又ハ特許權者及實施權者ニ通知シ且官報及特許公報ニ公告シ期間ヲ指定シテ出願者、特許權者及實施權者ニ意見書提出ノ機會ヲ與フベシ

第四條 商工大臣ハ前條ノ期間ヲ經過シタル後第一條ノ處分ニ付決定ヲ爲スベシ  
第五條 主務大臣處分ヲ必要トス

法律—特許收用令

ル理由ガ軍事上秘密ヲ要スルモノトシテ第一條ノ請求ヲ爲シタルトキハ商工大臣ハ其ノ請求ニ係ル處分ヲ爲スコトヲ決定スベシ  
第三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用セズ  
第六條 商工大臣前二條ノ決定ヲ爲シタルトキハ決定書ノ原本ヲ主務大臣並ニ出願者又ハ特許權者及實施權者ニ送付シ且決定ノ要旨ヲ官報及特許公報ニ公告スベシ

第七條 商工大臣第一條ノ處分ヲ爲スコトヲ決定シタルトキハ出願者又ハ特許權者及實施權者ニ第二條第二項ノ補償金ノ見積金額及内譯ヲ記載シタル書面ヲ決定書ノ原本ト共ニ送付スベシ  
第八條 第一條ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テ軍事上又ハ公益上急迫ノ必要アルトキハ主務官廳ハ第四條ノ決定前ト雖モ直ニ特許發明ヲ實施スルコトヲ得

主務官廳前項ノ規定ニ依リ特許

發明ヲ實施シタルトキハ主務大臣ハ其ノ旨ヲ商工大臣ニ通知スベシ

發明ヲ實施シタルトキハ主務大臣ハ運轉ナク其ノ旨ヲ商工大臣ニ通知スベシ  
前項ノ通知アリタルトキハ商工大臣ハ其ノ旨ヲ特許權者及實施權者ニ通知スベシ  
第九條 商工大臣第一條ノ處分ヲ爲スコトヲ決定シタルトキハ運轉ナク特許補償審査會ノ決定ヲ求ムベシ則條第二項ノ通知アリタルトキ亦同ジ

第十條 補償金額ニ關シ主務官廳ト出願者又ハ特許權者若ハ實施權者トノ間ニ協議調ヒタルトキハ主務官廳ハ出願者又ハ特許權者若ハ實施權者ノ同意書ヲ添ヘ其ノ旨ヲ特許補償審査會ニ提出スベシ此ノ場合ニ於テハ特許補償審査會ハ其ノ補償金額ニ付決定ヲ爲サズ

第十一條 出願者又ハ特許權者及實施權者ハ第六條ノ規定ニ依リ官報ニ公告シタル日ヨリ三週間以内ニ補償金額ニ關スル詳細ナル計算書ヲ特許補償審査會ニ送

出スベシ  
第十二條 特許補償審査會決定ヲ爲シタルトキハ其ノ決定書ノ原本ヲ商工大臣ニ報告スベシ  
商工大臣前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ決定書ノ原本ヲ主務大臣並ニ出願者又ハ特許權者及實施權者ニ送達スベシ  
前項ノ送達ニ關スル規定ハ商工大臣ニ之ヲ定ム

第十三條 第一條乃至前條ノ規定ハ實用新案法第二十六條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第十五條及第四十條ノ規定ニ依ル處分及補償金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス  
第十四條 特許補償審査會ハ商工大臣ノ監督ニ關シ特許法第十五條第二項及第四十條第三項並ニ實用新案法第二十六條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第十五條第二項及第四十條第三項ノ規定ニ依ル補償金額ノ決定ヲ爲スモノトス

第十五條 特許補償審査會ハ會長一人及委員十五人以内ヲ以テ之

九三

ヲ組織ス  
 前項委員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得  
 會長ハ特許局長ヲ以テ之ニ充ツ  
 委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳長官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ  
 第十六條 會長ハ會務ヲ總理ス  
 會長事故アルトキハ商工大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス  
 第十七條 特許補償審査會ニ幹事ヲ置ク商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ  
 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス  
 第十八條 特許補償審査會ニ書記ヲ置ク商工大臣之ヲ命ズ  
 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス  
 第十九條 特許補償審査會ノ議事ハ之ヲ秘密トス  
 特許補償審査會ノ議事ハ委員及臨時委員ノ過半數ニ依リ之ヲ決ス

ス可否同數ナルトキハ會長之ヲ決ス  
 第二十條 特許補償審査會ハ必要ト認ムルトキハ決定人ヲ選ビ又ハ出席者、特許局長及臨時委員ノ出席ヲ求メ其ノ意見ヲ聽クコトヲ得  
 特許補償審査會ハ事實參考ノ爲必要ト認ムルトキハ前項ニ掲グル者以外ノ者ノ出席ヲ求メ其ノ供述ヲ聽クコトヲ得  
 第二十一條 特許補償審査會ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ會長之ニ記名捺印スベシ  
 前項ノ決定書ノ原本ニハ會ノ印章ヲ押捺スベシ  
 第二十二條 決定人及事實參考人ハ日常、止宿料及旅費ヲ特許補償審査會ニ請求スルコトヲ得  
 決定人ハ前項ノ費用ノ外鑑定料ヲ特許補償審査會ニ請求スルコトヲ得  
 民事訴訟費用法第十一條乃至第十三條ノ規定ハ前二項ノ費用ノ

額ニ之ヲ適用ス  
 第二十三條 本令ニ規定スルモノノ外特許補償審査會ニ關シ必要ナル事項ハ商工大臣之ヲ定ム  
 第二十四條 本令ニ依リ商工大臣ニ奏出スベキ書類ハ特許局長官ヲ經由スベシ  
 第二十五條 本令中主務大臣トアルハ特許出願ニ係ル發明若ハ特許發明又ハ登録出願ニ係ル實用新案若ハ登録實用新案ガ公益上必要ナルモノナルトキハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官トス  
 附 則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**重要産業統制法  
 中改正**

(昭和十三年四月六日)  
 (農工、農林、海防省令第一號)  
 昭和六年八月四日、農林、海防省令中左ノ通改正ス  
 第三條 昭和六年法律第四十號第

一條第一項ノ規定ニ依リ届出ハ統制協定ヲ爲シタル日若ハ同條第二項ノ規定ニ依リ指定ノ日又ハ變更廢止シタル日ヨリ三週間内ニ之ヲ爲スベシ但シ第一條第四號ノ協定ヲ爲シ又ハ變更シタル場合ノ届出ハ協定ヲ爲シ又ハ變更シタル日ヨリ實施期日二週間前迄ノ間ニ之ヲ爲スベシ  
 第六條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ  
 但シ第四號ノ書面ニシテ販賣價格又ハ之ニ影響ヲ及ボスベキ取引條件ニ關スル決定ヲ變更シタルトキハ變更シタル日ヨリ實施期日二週間前迄ノ間ニ之ヲ届出ツベシ  
 第六條第四項ニ左ノ但書ヲ加フ  
 但シ販賣價格又ハ之ニ影響ヲ及ボスベキ取引條件ニ關スル決定ヲ變更シタルトキハ變更シタル日ヨリ實施期日二週間前迄ノ間ニ之ヲ届出ツベシ  
 第七條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ  
 但シ第三號ノ書面ニシテ販賣價格又ハ之ニ影響ヲ及ボスベキ取引條件ニ關スル決定ヲ變更シタルトキハ變更シタル日ヨリ實施期日二週間前迄ノ間ニ之ヲ届出ツベシ

引條件ニ關スル決定ヲ記載シタルモノハ決定ヲ爲シタル日ヨリ實施期日二週間前迄ノ間ニ之ヲ届出スベシ  
 第七條第四項ニ左ノ但書ヲ加フ  
 但シ販賣價格又ハ之ニ影響ヲ及ボスベキ取引條件ニ關スル決定ヲ變更シタルトキハ變更シタル日ヨリ實施期日二週間前迄ノ間ニ之ヲ届出ツベシ  
 附 則  
 本令ハ昭和十三年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

**國內資金調査規則**

(昭和十三年一月四日)  
 (大藏省令第一號)

國內資金調査規則左ノ通定ム  
 第一條 大藏大臣ハ臨時資金調査法第十六條ノ規定ニ依リ同條第一號及第二號ニ掲グル事項ヲ調査スル爲必要アルトキハ臨時人及事項ヲ指定シ報告ヲ求ムルコトヲ得

第二條 資本金(出資總額、株金總額又ハ出資總額及株金總額ノ合計額ヲ謂フ以下同ジ)五十萬圓以上ノ會社又ハ昭和十三年中ニ資本増加ニ依リ資本金五十萬圓以上ノ會社トナルベキ計畫ヲ有スル會社ニシテ昭和十三年中ニ別表甲號ニ掲グル事業ニ關スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル計畫(昭和十二年以前ニ着手セルモノヲ含ム)ヲ有スルモノ(別表甲號ニ掲グル事業ヲ目的トスル會社ヲ設立シ其ノ株式ノ半數以上ノ引受ヲ爲サントスルモノヲ含ム)ハ第一號様式、第二號様式及第三號様式ニ依リ昭和十三年中ニ於ケル事業ノ資金計畫ニ關スル報告書ヲ作成シ副本一通ヲ添へ昭和十三年二月十五日迄ニ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ之ヲ大藏大臣ニ提出スベシ但シ該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ要スル資金ガ三萬圓未満ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告書ニハ最終ノ貸借對照表及第五號様式ニ依リ作成シタル參考書類二通ヲ添附スベシ  
 第三條 資本金五十萬圓以上ノ會社又ハ昭和十三年中ニ資本増加ニ依リ資本金三十萬圓以上ノ會社トナルベキ計畫ヲ有スル會社ニシテ別表甲號ニ掲グル事業ヲ爲ムモノハ前條ノ報告書ヲ提出スルコトヲ要セザルモノナルトキハ其ノ旨昭和十三年二月十五日迄ニ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ之ヲ大藏大臣ニ報告スベシ  
 前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス  
 第四條 別表甲號ニ掲グル事業ヲ目的トシテ昭和十三年中ニ設立セラルベキ資本金五十萬圓以上ノ會社ノ發起人ノ代表者ハ第四號様式ニ依リ昭和十三年中ニ於ケル事業ノ資金計畫ニ關スル報告書ヲ作成シ副本一通ヲ添へ昭和十三年二月十五日迄ニ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ之ヲ大藏大臣ニ提出スベシ

前項ノ報告書ニハ出資決定者又ハ株式引受決定者並ニ其ノ出資額又ハ引受株式數ノ決定ニ關スル資料二通ヲ添附スベシ  
 第五條 第二條ノ規定ニ依リ報告書ヲ提出シタル會社ハ其ノ報告書ノ記載事項ニ付昭和十三年中ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル變更アリタルトキハ其ノ都度日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ之ヲ大藏大臣ニ報告スベシ  
 一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫ニ要スベキ資金ニ付五十萬圓以上ノ増減アリタルトキ  
 二 所費資金ニ付五十萬圓以上ノ増減ヲ生ズベキ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫ノ變更アリタルトキ  
 三 資金調達方法ノ變更ニシテ其ノ金額五十萬圓以上ナルトキ  
 前項ノ報告ハ第二條第一項ノ規定ニ依リ提出シタル報告書ノ寫ニ變更箇所ヲ朱書訂正シタルモノ







キ場合ニ限り第一項及第二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトス

第十四條中「十萬圓」ヲ「五萬圓」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條第四項ノ規定ニ依リ許可申請書ハ本令公布ノ日ヨリ二十日以内ニ之ヲ提出スベシ

(參照)

昭和十二年九月二十五日大藏農林、商工省令臨時資金調整法施行細則抄録

第十條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスルトキハ、左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名

稱

- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
  - 三 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
  - 四 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ必要トスル事由
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
  - 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ伴フ事業計畫詳細書及事業收支目録見書
  - 三 株金ノ拂込金、社債ノ募集金又ハ金融機關ヨリ借入金ニシテ其ノ拂込ノ報告、募集又ハ借入ガ臨時資金調整法第四條ノ規定ノ施行後ニ屬セザルモノナル場合ハ當該資金ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付テハ前二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出ス

ベキモノトス

事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニシテ臨時資金調整法第四條ノ規定ノ施行ノ際現ニ其ノ新設、擴張又ハ改良ニ着手セルモノニ付テハ同條ノ規定ノ施行後一月内ニ當該新設、擴張又ハ改良ガ完了スル見込ナキ場合ニ限り第一項及第二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトス

第十四條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ都度報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ

上ニ及ブベキ數口ニ亘ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ

三 額面總額十萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同ジ)ノ國庫ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ

科學審議會官制

(昭和十三年四月十四日) (勅令第二百四十八號)

第一條 科學審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ不足資源ノ科學的補填ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

科學審議會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ豫議スルコトヲ得

第二條 科學審議會ハ會長一人、副會長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ内閣總理大臣ヲ以

テ之ニ充ツ

副會長ハ企畫院總裁ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第五條 科學審議會ニ幹事ヲ置テ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長及副會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 科學審議會ニ書記ヲ置テ關係各廳判任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ會長、副會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時物資調整局

官制

(昭和十三年五月七日) (勅令第三百二十四號)

第一條 臨時物資調整局ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ時局ニ緊要ナル物資ノ供給ノ調整ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 臨時物資調整局ニ長官ヲ置テ

第三條 臨時物資調整局ニ左ノ職員ヲ置テ

長官ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

次長 一人 勅任

事務官 專任十五人 奏任内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

技師 專任三十四人 奏任内五人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

屬 專任三十人 判任

技手 專任五十一人 判任

第四條 前條ノ事務官ノ外事務官八人ヲ置テ商工大臣ノ奏請ニ依リ陸軍佐尉官又ハ海軍佐尉官ノ

中ヨリ内閣ニ於テ之ニ補ス内二人ハ陸軍將官又ハ海軍將官ノ中ヨリ之ニ補スルコトヲ得

第五條 前二條ノ職員ノ外商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第六條 臨時物資調整局ニ參與ヲ置キ庶務ニ參與セシム

參與ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳判任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第七條 臨時物資調整局ニ特別ノ事項ヲ調査セシムル爲メ委員ヲ置テ之ヲ命ズ

委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

委員ハ當該特別ノ事項ニ關スル調査終了シタルトキハ退任ス

委員ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ洩スルコトヲ得ズ

第八條 長官ハ庶務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第九條 次長ハ長官ヲ佐ケ庶務ヲ整理ス

第十條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十一條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十二條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十三條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十四條 現役ノ陸軍武官又ハ海軍武官ニシテ第四條ノ規定ニ依リ事務官ニ專補セラレタル者ハ陸軍又ハ海軍ノ定員外トシテ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス

第十四條ノ規定ニ依リ事務官ニ專補セラレタル者ノ俸給其ノ他ノ諸給與ハ臨時物資調整局費ヨリ之ヲ支給ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年六月三十日迄ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ事務官ハ專任十人、技師ハ專任三十人、屬ハ專任二十二人、技手ハ專任四十三人ヲ以テ

定員トス

### 重要工業所得稅免除

(昭和十三年五月十七日)  
勅令第三百五十七號

- 所得稅法施行規則中左ノ通改正ス
- 第十三條 左ニ掲グル物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ所得稅法第十九條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除ス
- 一 金、銀、鉛、亜鉛、錫、ニツケル、クロム、コバルト、鐵及アルミニウムノ地金
  - 二 鐵ノ條、竿、丁形山形類、軌條、板、線及管(鐵鐵管ヲ除ク)
  - 三 鋼ノ合金ノ條、竿、板及管
  - 四 アルミニウムノ合金及マグネシウムノ合金
  - 五 汽機、原動機(機關車ヲ含ム)及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械
  - 六 アルミナ、クリオリツト、チタン白、カーボンプラツク

石灰窒素、硫酸カリ、磷酸アンモン、硫酸アンモン、硝酸(アンモニア酸化ニ依ルモノ)石炭酸、グリコール、グリセリン、メタノール、アセトン、ブタノール、アセチルセルロース、人造ゴム及タンニンエキス

營業者ガ昭和十三年分第三種所得稅ノ免除ヲ受ケントスルトキハ所得金額ノ決定前ニ之ガ申請ヲ爲スベシ

### 重要工業營業收益稅免除

(昭和十三年五月十七日)  
勅令第三百五十八號

- 營業收益稅法施行規則中左ノ通改正ス
- 第十條 左ニ掲グル物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ營業收益稅法第八條ノ規定ニ依リ營業收益稅ヲ免除ス
- 一 金、銀、鉛、亜鉛、錫、ニツケル、クロム、コバルト、鐵及アルミニウムノ地金
  - 二 鐵ノ條、竿、丁形山形類、軌條、板、線及管(鐵鐵管ヲ除ク)
  - 三 鋼ノ合金ノ條、竿、板及管
  - 四 アルミニウムノ合金及マグネシウムノ合金

五 汽機、原動機(機關車ヲ含ム)及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械

六 アルミナ、クリオリツト、チタン白、カーボンプラツク

石灰窒素、硫酸カリ、磷酸アンモン、硝酸(アンモニア酸化ニ依ルモノ)石炭酸、グリコール、グリセリン、メタノール、アセトン、ブタノール、アセチルセルロース、人造ゴム及タンニンエキス

### 附 則

本令ハ昭和十三年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第一種ノ所得稅ニ付テハ本令施行後ニ終了スル法人ノ事業年度分ヨリ、第三種ノ所得稅ニ付テハ昭和十三年分ヨリ本令ヲ適用ス

本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依

リ營業收益稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ仍從前ノ規定ニ依リ營業收益稅ヲ免除ス

本令ニ依リ新ニ營業收益稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ物產ノ製造業ヲ營ム個人ガ昭和十三年分營業收益稅ノ免除ヲ受ケントスルトキハ附益金額ノ決定前ニ之ガ申請ヲ爲スベシ

### 物價委員會令

(昭和十三年四月二十一日)  
勅令第二百七十六號

- 第一條 物價委員會ハ中央物價委員會及地方物價委員會トス
- 中央物價委員會ハ商工大臣、地方物價委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬ス
- 委員會ハ物價ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス
- 委員會ハ前項ノ事項ニ付關係行政府ニ建議スルコトヲ得
- 第二條 中央物價委員會ハ商工省

### ニ之ヲ置ク

- 地方物價委員會ハ道府縣任ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス
- 第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第四條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 會長事故アルトキハ中央物價委員會ニ在リテハ商工大臣ノ指名スル委員、地方物價委員會ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 中央物價委員會ノ委員ハ二十五人以上トス
- 第六條 中央物價委員會ノ會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ
- 中央物價委員會ノ委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識豐富ナル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 第七條 中央物價委員會ニ幹事ヲ置ク幹事ハ商工大臣ノ奏請ニヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第八條 中央物價委員會ニ書記ヲ

### 置ク書記ハ商工大臣之ヲ命ズ

- 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第九條 商工大臣ハ物價ニ關スル特別ノ事項ニ付中央物價委員會ノ諮問ニ應ゼシムル爲メ專門委員會ヲ置クコトヲ得
- 第十條 各專門委員會ハ委員長一人及專門委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第十一條 委員長ハ中央物價委員會委員ノ中ヨリ、專門委員ハ學識豐富ナル者ノ中ヨリ商工大臣ニ之ヲ命ズ
- 第十二條 本令ニ定ムルモノノ外物價委員會ニ關シ必要ナル事項ハ商工大臣之ヲ定ム

### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 地方物價委員會規則

(昭和十三年四月二十一日)  
商工省令第十六號

- 第一條 地方物價委員會ノ委員ハ十五人以上トス
- 商工大臣ハ必要ト認ムル道府縣ニ付即項ノ定員ヲ増加スルコトアルベシ
- 委員ハ關係各廳高等官及學識豐富ナル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ
- 第二條 地方物價委員會ニ幹事ヲ置ク幹事ハ地方長官之ヲ命ズ
- 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第三條 地方物價委員會ニ書記ヲ置ク書記ハ地方長官之ヲ命ズ
- 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第四條 地方長官ハ物價ニ關スル特別ノ事項ニ付地方物價委員會ノ諮問ニ應ゼシムル爲メ專門委員

會ヲ置クコトヲ得  
 第五條 各專門委員會ハ委員長一人及專門委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス  
 第六條 委員長ハ地方物價委員會委員ノ中ヨリ、專門委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

附 則  
 本則ハ物價委員會令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**暴利取締令改正**

(昭和十三年七月十四日) (逕工省令第五十九號改正)

第一條 暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ左ニ掲グル物品ノ買占若ハ賣借ヲ爲シ若ハ爲サントシ又ハ暴利ヲ得テ左ニ掲グル物品ヲ販賣シ若ハ販賣セントスル者ト認ムルトキハ商工大臣又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監以下同ジ)ハ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲ爲スベカラザ

- ル百ヲ戒告シ且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ取引ニ付條件ヲ附スルコトヲ得不常ノ報酬ヲ得テ左ニ掲グル物品ノ販賣ヲ媒介シ又ハ媒介セントスル者ト認ムルトキ亦同ジ
- 一 金屬及其ノ原料並ニ金屬製品
- 二 黒鉛、硼砂及雲母並ニ石綿及其ノ製品
- 三 機械器具及其ノ部分品
- 四 自動車其ノ他ノ車輛及其ノ部分品
- 五 電線及電柱
- 六 電燈
- 七 磨粉材料
- 八 陶磁器、耐火煉瓦並ニ硝子及其ノ製品
- 九 セルロイド及其ノ製品
- 十 石油及其ノ容器
- 十一 石灰、コークス、煉炭及新炭
- 十二 棉花、麻、ステール布フアイバー及羊毛其ノ他ノ鳥獸毛
- 十三 絲(生絲ヲ除ク)並ニ布

- 吊(フェルト及編物ヲ含ム)及其ノ製品
- 十四 被服及身邊用細貨類
- 十五 紙及其ノ製品
- 十六 染料、顔料、塗料及填充料
- 十七 工業藥品及農業用藥劑
- 十八 醫藥其ノ他ノ衛生材料
- 十九 油、脂、蠟及其ノ製品並ニ調製香料
- 二十 肥料及飼料
- 二十一 生ゴム及ゴム製品
- 二十二 バルブ
- 二十三 皮革及其ノ製品
- 二十四 麥及小麥粉
- 二十五 砂糖、鳥獸肉、鳥卵、バター、紅茶、珈琲其ノ他ノ穀物以外ノ飲食物品
- 二十六 セメント、瓦、砂、砂利其ノ他ノ土木建築材料
- 二十七 木竹類及其ノ製品
- 二十八 燐寸
- 二十九 氷

第一條ノ二 物品ノ販賣ヲ爲ス者ハ其ノ價額ヲ物品ノ見易キ部分ニ記載シ、店頭ニ掲示シ其ノ他  
 第二條ノ二 商工大臣又ハ地方長官ハ物品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ價格ノ表示ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ價格ノ届出ヲ命ズルコトアルベシ  
 第三條 新炭、麻、鳥獸毛、油脂、肥料、飼料、麥、木竹類及其ノ製品、農水産物タル飲料品並ニ氷ニ付商工業者及其ノ團體以外ノ者ニ對シ第一條、第二條又ハ前條ノ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ同條中商工大臣トアルハ商工大臣及農林大臣トス  
 第四條 第一條ノ戒告ニ違反シテ買占、賣借若ハ販賣ヲ爲シ又ハ戒告ニ附シタル條件ニ違反シタ

ル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第四條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一 第一條ノ二ノ規定ニ依ル表示ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ表示ヲ爲シタル者
- 二 第二條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 三 第二條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 第五條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦第四條ノ罰金刑又ハ前條ノ科料刑ヲ科ス

**附 則**

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條ノ二ノ規定ハ七月十八日ヨリ之ヲ施行ス

**物品販賣價格取締規則**

(昭和十三年七月九日) (逕工省令第五十六號)

第一條 商工大臣ノ指定スル物品ヲ販賣スル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ其ノ指定ノ前日ニ於ケル販賣價格ヲ、商工大臣又ハ地方長官ガ販賣價格ヲ指定シタルトキハ其ノ販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣(指定前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム)スルコトヲ得ズ但シ輸出スル場合、取引所ニ於テ販賣スル場合及已ムヲ得ザル事由ニ依リ卸賣ニ付テハ商工大臣小賣ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

**附 則**

第二條 前條ノ物品ヲ販賣スル者ハ其ノ販賣ニ當リ前條ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉グル目的ヲ以テ買戻約款

ヲ附シ、他ノ物品ヲ併セ販賣シ其ノ他ノ二類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

**附 則**

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**物品販賣價格取締規則物品指定**

(昭和十三年七月二十八日) (逕工省令第二十八號)

物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依リ物品及年月日ヲ左ノ通指定シ昭和十三年七月逕工省令第百八十六號及第百九十四號ハ之ヲ廢止ス

- 一 綿、ステープ 昭和十三年六月フアイバー、月二十八日
- 二 羊毛、山羊毛又ハ縮毛毛原料
- 三 トシテ製造シタル絲、人造絹絲
- 四 臘物(フェルト)

ヲ含ム)莫大小及製綿並ニ之ヲ原料トシテ製造シタル紐、繩、網、襪、布帛製品、衣類、衣類附屬品、ベルト及ホース但シ細絲販賣價格取締規則、ステープルフアイバー及ステープルフアイバー絲販賣價格取締規則又ハ人造絹絲販賣價格取締規則ノ適用ヲ受クルモノヲ除ク

- 一 皮革製品 六月三十日
- 二 麻製品 七月八日
- 三 輸入材及其ノ製品
- 四 ゴム製品
- 五 松脂
- 六 セルラツク
- 七 アラビヤゴム

- 九 桐油 七月八日
- 十 カーボンブラック 七月八日
- 十一 亞鉛華 〃
- 十二 鉛丹 〃
- 十三 リサージ 〃
- 十四 唐土 〃
- 十五 石炭酸 〃
- 十六 礫砂 〃
- 十七 アルミニウム 七月十五日
- 製品
- 十八 アルマイト製品 〃
- 十九 ヒマシ油 〃
- 二十 カゼイン 〃
- 二十一 氷 七月二十三日
- 二十二 家庭用又ハ 〃
- 浴場用石炭 〃
- 二十三 故又ハ屑ノゴ 八月四日
- ム(輸入品ヲ除ク)
- 二十三ノ二 再生ゴム 〃
- 二十四 大麻 八月十七日
- 二十五 木炭、煉炭 〃
- 及亞炭
- 二十六 珪藻器 八月三十日
- 二十七 紙類及製紙原料 〃
- 二十八 故又ハ屑ノ鐵 〃

不正競争防止法 中改正

(昭和十三年三月七日) 法律第一一號

第一條第一項第三號中「商品」ヲ「營業上」ニ改メ同號ヲ第四號ト

商業組合法改正

(昭和十三年三月二十八日) 法律第三十七號

第三條第二項中「資金ノ貸付」ノ下ニ「組合員ノ爲ニスル其ノ營業上ノ債務ノ保證」ヲ加フ

第三條ノ二 商業組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ組合員ノ取扱商品ニ付商品券ヲ發行スルコトヲ得

第三條ノ三 商業組合商品券ヲ發行シタルトキハ組合員ハ之ニ對シ其ノ取扱商品ニ付引換ノ義務ヲ負フ

第三條ノ四 商業組合商品券ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ組合員商品券ノ引換ヲ爲スコト能ハザルトキ又ハ其ノ引換ヲ停止シタルトキハ其ノ商業組合ハ商品券ノ所有者ニ對シ券面ニ表示シタル金額ヲ限度トシテ償済ノ責ヲ負フ

第三條ノ五 商品券ヲ發行シタル商業組合自ラ商品ヲ販賣スル場合ニ於テハ前二條中組合員トアル組合及組合員トス

第三條ノ六 保管事業ヲ行フ商業組合ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ組合員ノ寄託物ニ付其荷證券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ許可ヲ受ケタル商業組合ハ組合員タル寄託者ノ請求ニ因リ寄託物ノ倉庫證券ヲ交付スルコトヲ要ス

應法第三百八十三條ノ二第二項及第三百八十三條ノ三ノ規定ハ第一項ノ倉庫證券ニ之ヲ適用ス

第三條ノ七 前條第一項ノ許可ヲ受ケタル商業組合ノ作成スル倉庫證券ニハ商業組合倉庫證券ナル文字ヲ記載スルコトヲ要ス

第二項ノ倉庫證券又ハ倉庫證券預證券及質入證券又ハ倉庫證券ニハ商業組合倉庫證券ナル文字ヲ記載スルコトヲ得ズ

第三條ノ八 商業組合倉庫證券ノ發行アリタル寄託物ノ保管期間ハ

ハ寄託ノ日ヨリ六月以内トス

前項ノ寄託物ノ保管期間ハ六月ヲ限度トシ之ヲ更新スルコトヲ得但シ更新ノ際ニ於ケル證券ノ所持人組合員ニ非ザルトキハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限ル

第三條ノ九 應法第三百七十五條乃至第三百七十八條及第三百八十一條乃至第三百八十三條ノ規定ハ商業組合方商業組合倉庫證券ヲ發行シタル場合ニ之ヲ適用ス

第五條中「ノ一部」ヲ削ル

第七條中「行フ場合ニ於テハ」ノ下ニ「總會ノ議決ヲ經テ」ヲ加フ

第七條ノ二 商業組合前條ノ規程ニ基キ販賣價格、販賣數量其ノ他命令ノ定ムル事項ニ付決定ヲ爲シタルトキハ運送ナク之ヲ行政官廳ニ届出ツベシ

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ決定ノ變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得

第八條中「又ハ修正スル爲」ヲ「若シ同項第二號ヲ第三號トシ同項第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二 本法施行ノ地域内ニ於テ取引上廣ク認識セララルル他人ノ氏名、商號、標章其ノ他他人ノ營業タルコトヲ示ス表示ト同一又ハ類似ノモノヲ使用シテ他人ノ營業上ノ施設又ハ活動ト混同ヲ生ゼシムル行爲

同條第三項中「第三號」ヲ「第四號」ニ、「商品」ヲ「營業上」ニ改ム

第二條中「適用セズ」ノ下ニ「取引上普通ニ同種ノ營業ニ慣用セララル名稱其ノ他ノ表示ヲ使用スル行爲ニ付亦同ジ」ヲ加フ

第六條中「第一號第二號」ヲ「第一號乃至第三號」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

ハ修正スル爲又ハ商業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲」ニ改ム

第九條中「又ハ修正スル爲」ヲ「若シハ修正スル爲又ハ商業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲」ニ改ム

第九條ノ二 前條ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ行政官廳取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ物品、帳簿其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官吏前條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者アリト認ムルトキハ被疑者若ハ參事人ヲ罰問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スベキ物件ヲ搜索シ若ハ之ヲ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、罰問、搜索及差押ニ關シテハ間接罰則則者處分法ヲ準用ス

第九條ノ三 第九條ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ命令ノ効力ヲ有スル期間ヲ限り當該

商業組合ノ地域内ニ於テ罰ニ當該商業ヲ營マントスル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

第十二條第一項但書中「二以上アルトキハ」ノ下ニ「命令ヲ定ムル場合ヲ除クノ外」ヲ加フ

第十三條但書中「二以上アルトキハ」ノ下ニ「命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外」ヲ加フ

第十四條第一項但書ヲ削リ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ代理人ハ設立同意者タルコトヲ要ス但シ法人タル設立同意者ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲スコトヲ得

第十五條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第十七條ノ二ノ規定ニ依ル商業組合ニ在リテハ第七條乃至第九條、第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル商業組合ニ在リテハ第六條乃至第九條及第十五條ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第十五條ノ二 商業組合ハ設立ノ認可アリタル時又ハ第二十七條ノ二第二項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス

第十六條 商業組合ハ出資ノ第一回ノ拂込アリタル後二週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ但シ第十七條ノ二ノ規定ニ依ル商業組合又ハ第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル商業組合ニ在リテハ其ノ成立後二週間以内ニ之ヲ爲スベシ

登記スベキ事項左ノ如シ但シ第十七條ノ二ノ規定ニ依ル商業組合ニ在リテハ第三號及第四號ニ掲ゲタル事項並ニ第十五條第七號及第十五號ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ登記スルコトヲ要セス

一 第十五條第一號乃至第三號第七號及第十五號ニ掲ゲタル事項

二 事務所

三 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額

四 第十九條ノ規定ニ依ル商業組合ニ在リテハ各組合員ノ氏名又ハ名稱、住所及保証金額

五 成立ノ年月日

六 理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ但シ前項第三號ニ掲ゲタル事項ニ付テハ毎事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得

第十七條ノ二 第三條第一項第一號及第二項並ニ第三條ノ二ノ事項ヲ行ハザル商業組合ニ在リテハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノト爲スコトヲ得

第十七條ノ三 行政官廳當該商業ノ統制ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル商業組合ノ地區内ニ於テ其ノ組合ノ組合員ニ非ズシテ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ニ加入スベキコトヲ命ズルコトヲ得但シ其ノ組合ノ組合員數ガ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ノ數ノ三分ノ二以上ナル場合ニ限ル

前項ノ規定ニ依ル命令アリタルトキハ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ其ノ組合ノ組合員トス

第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル商業組合ハ合併ヲ爲スコトヲ得ス

第二十一條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

ル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ニ加入スベキコトヲ命ズルコトヲ得但シ其ノ組合ノ組合員數ガ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ノ數ノ三分ノ二以上ナル場合ニ限ル

前項ノ規定ニ依ル命令アリタルトキハ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ其ノ組合ノ組合員トス

第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル商業組合ハ合併ヲ爲スコトヲ得ス

第二十一條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

理事及監事ハ總會ニ於テ組合員又ハ組合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス

但シ組合設立當時ノ理事及監事ハ創立總會ニ於テ第十二條第一項ノ場合ニ在リテハ設立同意者又ハ設立同意者タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ、第二十七條ノ三第一項ノ場合ニ在リ

テハ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ組合員タル資格ヲ有スル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ

特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十一條ノ二 第三條第一項第二號ノ事項ヲ行フ商業組合ニシテ全國ノ地區トスルモノ、第九條若ハ第十七條ノ三第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル商業組合又ハ第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル商業組合ノ理事ノ選任及解任ハ行政官廳ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

組合ガ前項ノ規定ノ適用ヲ受ケタルニ至リタル場合ニ於テ現ニ其ノ職ニ在ル理事ハ其ノ選任ニ付前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第一項ニ掲ゲタル組合ノ理事ノ

選任ニ付テハ前條第三項ノ規定ニ依リ認可ヲ受タルコトヲ要セス

第二十二條ノ二 組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

前項ノ代理人ハ組合員タルコトヲ要ス但シ法人タル組合員ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲スコトヲ得

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ提出スベシ

第二十三條第一項中「ノ一部」ヲ削ル

第二十六條中「又ハ定款」ヲ「定款又ハ第七條ノ規程」ニ改ム

第二十七條第四號ヲ第五號トシ同條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四 第三條ノ二又ハ第三條ノ六第一項ノ許可ノ取消

第二十七條ノ二 行政官廳當該商業ノ統制ヲ圖リ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期スル爲テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル

所ニ依リ地區及組合員タル資格ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ商業組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者

行政官廳ノ指定スル期限迄ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ行政官廳ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第二十七條ノ三 前條第一項ノ規定ニ依リ商業組合ノ設立ヲ命ゼラレタルトキハ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第二十七條ノ四 行政官廳第二十七條ノ二第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ作成シタルトキハ商業組合ノ理事及監事ヲ命ズ

前項ノ理事ハ選任ナク總會ヲ招

集スベシ

前項ノ總會ニ於テハ組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ヲ議決スベシ

第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ議決ニ之ヲ准用ス

第二十七條ノ五 第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル商業組合ハ第三條第一項第一號及第二項並ニ第三條ノ二ノ事項ヲ行フコトヲ得ズ

第二十七條ノ六 第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル商業組合成立シタルトキハ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ハ其ノ組合ノ組合員トス

第二十七條ノ七 第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル商業組合ハ其ノ組合員ヲシテ出資ヲ爲サシムルコトヲ得ズ

第二十七條ノ八 第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル商業組合ハ合併ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十九條中「設立セントスルトキ」ノ下ニ「又ハ第三十二條ノ規定ニ依リ准用シタル第二十七條ノ

二ノ規定ニ依リ其ノ設立ヲ命ゼラレタルトキ」ヲ加フ

第三十條ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項ノ規定ハ第三十二條ノ規定ニ依リ准用シタル第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル商業組合聯合會ニ付テハ之ヲ准用セス

第三十一條第二項中「受タベク」ヲ「受タルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ」ニ改ム

第三十二條中「商業組合ニ關スル規定ハ」ノ下ニ第三條ノ二乃至第三條ノ五、第九條ノ三及「ヲ加ヘ同條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ第三條、第三條ノ六及第三條ノ八中組合員トアルハ所屬ノ組合、聯合會及組合員トシ第二十一條ノ二中全國トアルハ道府縣ノ區域ヲ超エル區域トス

第三十三條第二項中「總會又ハ創立委員會ノ決議」ヲ「又ハ總會ノ決議」ニ改ム、組合ノ設立アリタルコトヲ證スル書面」ニ改メ前項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第二十七條ノ二ノ規定ニ依

ル商業組合ニシテ行政官廳ノ處分ニ因リテ成立シタルモノニ在リテハ創立總會又ハ總會ノ決議ノ書面、出資ノ總口數ヲ證スル書面及出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面、第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル商業組合ニシテ行政官廳ノ處分ニ因ラズシテ成立シタルモノ又ハ第七條ノ二ノ規定ニ依ル商業組合ニ在リテハ出資ノ總口數ヲ證スル書面及出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

第三十七條中「第三十五條乃至第三十七條」ヲ「第三十五條、第三十六條」ニ改メ「第四百條ノ規定」ノ下ニ「(第十七條ノ二ノ規定ニ依ル商業組合ニシテ第十七條ノ三第一項ノ規定ニ依ル命令アリタルモノニ付テハ商業組合法第十條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十三條、第四十四條第二項、第四十五條、第四十六條、第四十

八條、第五十一條第三號乃至第五十二條、第五十二條乃至第五十八條、第六十二條第一項第三號、第六十六條ノ二、第六十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條及第七十七條第三項ノ規定ヲ、其ノ他ノモノニ付テハ商業組合法第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十三條、第四十四條第二項、第四十五條、第四十六條、第四十八條、第五十三條乃至第五十八條第六十二條第二項但書、第六十八條及第七十七條第三項ノ規定ヲ、第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル商業組合ニ付テハ商業組合法第十條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十三條、第四十四條第二項、第四十五條、第四十六條、第四十八條、第五十一條第三號乃至第五十六條、第五十二條乃至第五十八條、第六十二條第一項第一號第三號、第六十三條ノ二、第六十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十六條

六十八條及第七十七條第三項ノ規定ヲ除ク)ヲ加フ

第三十七條ノ二ノ左ノ場合ニ於テハ商業組合ノ理事、監事又ハ清算人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 第三條ノ二ノ規定ニ違反シ行政官廳ノ許可ヲ受ケズシテ又ハ第二十七條第四號ノ規定ニ依ル處分ニ違反シテ商品券ヲ發行シタルトキ

二 第三條ノ六ノ規定ニ違反シ行政官廳ノ許可ヲ受ケズシテ又ハ第二十七條第四號ノ規定ニ依ル處分ニ違反シテ商業組合會單證券ヲ發行シタルトキ

第三十八條第三號ヲ第四號トシ以下順次繰下ゲ同條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三 本法ニ依ル國出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ國出ヲ爲シタルトキ

第三十九條中「第四條第二項」ノ下ニ「(第三十二條ノ規定ニ依リ適用スル場合ヲ含ム)ヲ加フ

第四十條中「前二條」ヲ「前三條」ニ改ム

第四十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第九條ノ規定(第三十二條ノ規定ニ依リ適用スル場合ヲ含ム)ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者

二 第九條ノ三ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者

商業者ハ其代理人、戶主、家族同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ營業ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指押ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第四十二條ノ二 正當ノ理由ナクシテ第九條ノ二ノ規定(第三十二條ノ規定ニ依リ適用スル場合ヲ含ム)ニ依ル常該官吏ノ臨檢検査、搜索又ハ差押ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ己違シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條中「五百圓」ヲ「千圓」

ニ改ム

第四十七條 商業組合中央會ハ商業組合及商業組合聯合會ノ普及發達及聯絡ヲ圖ル目的ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

商業組合中央會ハ法人トス

第四十八條 商業組合中央會ハ其ノ名稱中ニ商業組合中央會ナル文字ヲ用フベシ

第四十九條 商業組合中央會ハ全國ヲ通ジテ一箇トシ其ノ設立ハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

商業組合中央會ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條 商業組合及商業組合聯合會ハ商業組合中央會ノ會員ト爲ルコトヲ得

前項以外ノ者ト雖モ定款ノ定ムル所ニ依リ商業組合中央會ノ會員ト爲ルコトヲ得

第五十一條 商業組合中央會ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 目的

二 名稱

三 事務所ノ所在地

四 會員ノ加入及脱退ニ關スル規定

五 會員ノ權利義務ニ關スル規定

七 事業及其ノ執行ニ關スル規定

八 役員ニ關スル規定

九 會議ニ關スル規定

十 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第五十二條 商業組合中央會設立ノ認可アリタルトキハ主ナル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

登記スベキ事項左ノ如シ

一 前條第一號、第二號及第十號ニ掲ゲタル事項

二 事務所

三 資産ノ總額

四 設立認可ノ年月日

五 理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲ス

ベシ但シ前項第三號ニ掲ゲタル事項ニ付テハ毎事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後二月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得

第五十三條 商業組合中央會ニハ理事及監事ヲ置クベシ

第五十四條 商業組合中央會ノ理事及監事ハ總會ニ於テ會員タル商業組合若ハ商業組合聯合會ノ理事若ハ監事又ハ第五十條第二項ノ會員ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ中央會設立當時ノ理事及監事ノ選任方法ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第五十五條 第四條第二項、第二十二條、第二十二條、第二十四條、第二十六條、第二十七條及第三十三條乃至第四十條ノ規定ハ商業組合中央會ニ之ヲ適用ス但シ第三十七條ノ規定ニ依リ適用シタル非訟事件手續法第四百四十一條並ニ商業組合法第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十六條、第四十八條、第五十一

條乃至第五十八條、第六十三條ノ二、第六十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十七條第三項及第七十八條ノ規定ヲ除ク

附 則

本法ハ昭和十三年五月十六日ヨリ施行ス

第二十一條ノ二第一項(第三十二條ノ規定ニ依リ適用スル場合ヲ含ム)ニ該當スル商業組合又ハ商業組合聯合會ノ理事ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者ハ其ノ選任ニ付同條ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

登録稅法第十九條第七號中「商業組合聯合會」ノ下ニ「商業組合中央會」ヲ加フ

第五十一條 (昭和十三年三月二十五日) 法律第二十八號

第一條 本法ハ市及主務大臣ノ指定スル町村(町村ニ準ズベキモ

商業組合法

一 目的

二 名稱

三 事務所ノ所在地

四 會員ノ加入及脱退ニ關スル規定

五 會員ノ權利義務ニ關スル規定

七 事業及其ノ執行ニ關スル規定

八 役員ニ關スル規定

九 會議ニ關スル規定

十 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第五十二條 商業組合中央會設立ノ認可アリタルトキハ主ナル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

登記スベキ事項左ノ如シ

一 前條第一號、第二號及第十號ニ掲ゲタル事項

二 事務所

三 資産ノ總額

四 設立認可ノ年月日

五 理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲ス

ベシ但シ前項第三號ニ掲ゲタル事項ニ付テハ毎事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後二月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得

第五十三條 商業組合中央會ニハ理事及監事ヲ置クベシ

第五十四條 商業組合中央會ノ理事及監事ハ總會ニ於テ會員タル商業組合若ハ商業組合聯合會ノ理事若ハ監事又ハ第五十條第二項ノ會員ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ中央會設立當時ノ理事及監事ノ選任方法ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第五十五條 第四條第二項、第二十二條、第二十二條、第二十四條、第二十六條、第二十七條及第三十三條乃至第四十條ノ規定ハ商業組合中央會ニ之ヲ適用ス但シ第三十七條ノ規定ニ依リ適用シタル非訟事件手續法第四百四十一條並ニ商業組合法第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十六條、第四十八條、第五十一

條乃至第五十八條、第六十三條ノ二、第六十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十七條第三項及第七十八條ノ規定ヲ除ク

附 則

本法ハ昭和十三年五月十六日ヨリ施行ス

第二十一條ノ二第一項(第三十二條ノ規定ニ依リ適用スル場合ヲ含ム)ニ該當スル商業組合又ハ商業組合聯合會ノ理事ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者ハ其ノ選任ニ付同條ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

登録稅法第十九條第七號中「商業組合聯合會」ノ下ニ「商業組合中央會」ヲ加フ

ノヲ含ムニ於テ物品販賣業又ハ理容業ヲ營ム店舗ニ之ヲ適用ス

前項ノ物品販賣業及理容業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 店主ハ本法ニ定ムル閉店時刻以後顧客ニ對シ則條ノ營業ヲ爲スコトヲ得ズ

店主ハ閉店時刻以後ト雖モ負傷疾病、災害其ノ他緊急ノ事由ヲ提示セル顧客ニ對シ其ノ必要ニ應ズル物品ヲ販賣スルコトヲ得

第三條 閉店時刻ハ午後十時トス行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地域ヲ限リ前項ノ時刻ヲ午後十一時迄繰延ブルコトヲ得

第四條 業務ノ繁忙ナル時期ニ付行政官廳必要アリト認ムルトキハ期間又ハ地域ヲ限リ一年ヲ通ジ六十日以内前二條ノ規定ヲ適用セズ又ハ前條ノ時刻ヲ繰延ブルコトヲ得

前項ノ外行政官廳臨時必要アリト認ムルトキハ期間又ハ地域ヲ限リ前二條ノ規定ヲ適用セズ又ハ前條ノ時刻ヲ繰延ブルコトヲ得

第五條 店主ハ使用人ニ毎月少クトモ一回ノ休日ヲ與フベシ

第六條 左ニ掲グル店舗ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ第二條及第三條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

一 興行場、觀覽場、遊技場其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗  
二 展覽會場、共進會場、博覽會場其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗  
三 停車場又ハ船舶發着所ニ於ケル店舗  
四 其ノ他主務大臣ノ指定スル場所ニ於ケル店舗

前項第二號ノ店舗ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ前條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第七條 常時五十人以上ノ使用人ヲ使用スル店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ズ

前項ノ店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者又ハ女子ノ就業時間ガ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ之ヲ與フベシ

業務ノ繁忙ナル時期ニ於テハ店主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ一年ヲ通ジ六十日以内第一項ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ外臨時必要アル場合ニ於テハ店主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ第一項ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ得

第八條 前條第一項ノ店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ與フベシ

業務ノ繁忙ナル時期其ノ他臨時必要アル場合ニ於テ店主行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ前條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第九條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ店舗又ハ其ノ附屬施設物ニ於ケル使用人ノ危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ店主ニ命ズルコトヲ得

第十條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ期間又ハ地域ヲ限リ本法ノ全部又ハ一部ヲ適用セザルコトヲ得

第十一條 行政官廳監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ店舗又ハ其ノ附屬施設物ニ臨檢セシムルコトヲ得但シ使用人以外ノ者ノ居室ハ此ノ限ニ在ラズ

當該官吏前項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ハ其ノ證據ヲ携帯スベシ

第十二條 店主ハ店舗ノ管理ニ付一切ノ權限ヲ有スル店舗管理人ヲ選任スルコトヲ得

店主ハ本法施行地内ニ居住セザルメ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

店ニ付營業スベキ時刻ヲ定ムルコトヲ得

該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ最悪シ又ハ其ノ職權ニ對シ答辭ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十五條 正當ノ理由ヲシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ最悪シ又ハ其ノ職權ニ對シ答辭ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十六條 店主又ハ第十三條ノ規定ニ依リ店主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ設スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十七條 本法及本法ニ基キテ設スル命令ハ營利ヲ目的トセザル物品販賣又ハ理容ノ事業ヲ爲ス店舗ニ之ヲ適用ス但シ國、道府廳、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ付テハ店舗管理人ニ關スル規定及前項ハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 本法ハ汽車、汽船其ノ他ノ交通機關内ニ於ケル店舗及露店ニ之ヲ適用セズ

第十二條 店主ハ店舗ノ管理ニ付一切ノ權限ヲ有スル店舗管理人ヲ選任スルコトヲ得

第十三條 前條ノ店舗管理人ハ本法及本法ニ基キテ設スル命令ノ適用ニ付テハ店主ニ代ルモノトス

第十四條 店主又ハ前條ノ規定ニ依リ店主ニ代ル者第二條第一項第五條、第七條第一項第二項又ハ第八條第一項ノ規定ニ違反シタルトキハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十五條 正當ノ理由ヲシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ最悪シ又ハ其ノ職權ニ對シ答辭ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十六條 店主又ハ第十三條ノ規定ニ依リ店主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ設スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十七條 本法及本法ニ基キテ設スル命令ハ營利ヲ目的トセザル物品販賣又ハ理容ノ事業ヲ爲ス店舗ニ之ヲ適用ス但シ國、道府廳、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ付テハ店舗管理人ニ關スル規定及前項ハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 本法ハ汽車、汽船其ノ他ノ交通機關内ニ於ケル店舗及露店ニ之ヲ適用セズ

第十九條 行政官廳ハ物品販賣業ヲ營ム露店ニ之ヲ適用セズ

第二十條 行政官廳ハ物品販賣業ヲ營ム露店ニ之ヲ適用セズ

第二十一條 行政官廳ハ物品販賣業ヲ營ム露店ニ之ヲ適用セズ

第二十二條 行政官廳ハ物品販賣業ヲ營ム露店ニ之ヲ適用セズ

第二十三條 行政官廳ハ物品販賣業ヲ營ム露店ニ之ヲ適用セズ

第二十四條 行政官廳ハ物品販賣業ヲ營ム露店ニ之ヲ適用セズ

第二十五條 行政官廳ハ物品販賣業ヲ營ム露店ニ之ヲ適用セズ





從ハザル者

附 則

本令ハ昭和十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ商店法第三條及第六條ノ規定(同法第十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)實施ノ爲ニ課メ必要ナル期間内ニ於テハ昭和十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス商店法施行ノ際現ニ常時五十人以上ノ使用人ヲ使用スル店舗ニ在リテハ店主ハ本令第三條各號ニ掲ゲル事項ヲ本令施行ノ日ヨリ一月以内ニ地方長官ニ届出ヅベシ

臨時租稅增徴法

中改正

(昭和十三年三月三十日)

法律第四十二號

臨時租稅增徴法中左ノ通改正ス

第五條中「第二種」ヲ「第二種甲及乙」ニ改ム

第六條 所得稅中第三種ノ所得ニ對スル所得稅ニ付テハ所得稅法第十四條第一項第一號ノ二ノ所

課稅價格	遺 産	相 繼 價	率
四十萬圓	千分ノ百四十	千分ノ百六十	千分ノ二百
五十萬圓	千分ノ百六十	千分ノ百八十	千分ノ二百二十
七十萬圓	千分ノ百八十	千分ノ二百	千分ノ二百四十
百 萬 圓	千分ノ二百	千分ノ二百二十	千分ノ二百六十
二百萬圓	千分ノ二百二十	千分ノ二百四十	千分ノ二百八十
三百萬圓	千分ノ二百四十	千分ノ二百六十	千分ノ三百
五百萬圓	千分ノ二百六十	千分ノ二百八十	千分ノ三百二十

課稅價格	遺 産	相 繼 價	率
千圓以下ノ金額	千分ノ十二	千分ノ十四	千分ノ二十
千圓ヲ超ユル金額	千分ノ十四	千分ノ十七	千分ノ二十五
五 千 圓	千分ノ十七	千分ノ二十三	千分ノ三十五
一 萬 圓	千分ノ二十三	千分ノ三十	千分ノ五十
二 萬 圓	千分ノ三十	千分ノ四十五	千分ノ七十
三 萬 圓	千分ノ四十五	千分ノ六十	千分ノ九十

得ニ對スルモノヲ除クノ外同法第二十三條第一項ノ規定ニ拘ラズ所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ課次ニ各稅率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス但シ同法第十四條第一項第二號ノ所得ハ其ノ他ノ所得トシテ區分シ其ノ所得ヲ五分シタル金額ニ對シ此ノ稅率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ五倍シタルモノヲ以テ其ノ稅額トス

所得金額	遺 産	相 繼 價	率
四 萬 圓	千分ノ六十	千分ノ八十	千分ノ百十
五 萬 圓	千分ノ八十	千分ノ百	千分ノ百三十
七 萬 圓	千分ノ百	千分ノ百二十	千分ノ百五十
十 萬 圓	千分ノ百二十	千分ノ百四十	千分ノ百七十
十五萬圓	千分ノ百四十	千分ノ百六十	千分ノ百九十
二十萬圓	千分ノ百六十	千分ノ百八十	千分ノ二百十
三十萬圓	千分ノ百八十	千分ノ二百	千分ノ二百二十
四十萬圓	千分ノ二百	千分ノ二百二十	千分ノ二百五十
五十萬圓	千分ノ二百三十	千分ノ二百五十	千分ノ二百八十
七十萬圓	千分ノ二百六十	千分ノ二百八十	千分ノ三百十
百 萬 圓	千分ノ二百九十	千分ノ三百十	千分ノ三百四十
二百萬圓	千分ノ三百二十	千分ノ三百四十	千分ノ三百七十
三百萬圓	千分ノ三百五十	千分ノ三百七十	千分ノ四百
五百萬圓	千分ノ三百八十	千分ノ四百	千分ノ四百三十

二十萬圓  
百分ノ三十七  
三十萬圓  
百分ノ四十  
五十萬圓  
百分ノ四十三  
七十萬圓  
百分ノ四十六  
百 萬 圓  
百分ノ五十

第十條 相續稅ニ付テハ相續稅法第八條第一項ノ規定ニ拘ラズ課稅價格ヲ左ノ各級ニ區分シ相續人ノ種類ニ從ヒ課次ニ各稅率ヲ適用シテ之ヲ課ス

附 則

本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

所得稅法中改正

(昭和十三年三月三十日) 法律第四十三號

第二條ニ左ノ一號ヲ加フ

四 本法施行地ニ於テ一時恩給又ハ之ニ類スル退職給與ノ支拂ヲ受クルトキ

第三條第二種ニ左ノ一號ヲ加フ

丙 本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル一時恩給又ハ之ニ類スル退職給與

第十三條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ一時恩給又ハ之ニ類スル退職給與ハ其ノ支拂ヲ受クベキ金額ヨリ五千圓ヲ控除シタル金額ニ依ル

第十四條第一項第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一ノ二 第二種ノ所得ニ屬セザル一時恩給及之ニ類スル退職給與ハ前年中ノ收入金額ヨリ支拂者ヲ異ニスル毎ニ五千圓ヲ控除シタル金額

同條第一項第五號中「年金」ノ下ニ「郵便年金ヲ除ク」ヲ、「恩給」ノ下ニ「一時恩給ヲ除ク」ヲ加ヘ「退職料」ヲ削ル

百分ノ二十 五十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三十 第二十三條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

第五十四條ノ二 調査委員ハ自己ノ所屬スル所得調査委員會ノ調査ニ依リ決定セラレタル課稅標準額ニ對スル審査ノ請求、訴訟又ハ行政訴訟ニ付納稅義務者ノ代理ヲ爲シ若ハ其ノ相談ニ應ズルヲ以テ業ト爲シ又ハ報酬ヲ得テ此等ノ事務ヲ行フコトヲ得ズ 第五十六條第一項中「退職料」ヲ削ル

第十六條第四項ヲ左ノ如ク改ム 同一人ノ所得ニ付前項ノ規定ニ依ル控除ヲ爲ス場合ニ於テハ先ヅ第十四條第一項第一號ノ二及第二號ノ所得以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ順次同項第二號及第一號ノ二ノ所得ニ及ブ

但シ第十四條第一項第一號ノ二及第二號ノ所得ハ其ノ他ノ所得ト之ヲ區分シ同項第一號ノ二ノ所得ニ付テハ支拂者ヲ異ニスル金額毎ニ前條第一項丙ノ稅率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ以テ其ノ稅額トシ第十四條第一項第二號ノ所得ニ付テハ其ノ所得ヲ五分シタル金額ニ對シ本項ノ稅率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ五倍シタルモノヲ以テ其ノ稅額トス

第七十四條ノ二 第五十四條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス 第七十七條但書中「前條」ヲ「第七十四條ノ二及前條」ニ改ム 第八十四條ヲ削ル

第十八條第五號ヲ左ノ如ク改ム 第十四條第一項第六號ノ所得中營利ノ事業ニ屬セザル一時ノ所得 第二十二條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

同條第二項中「前項ノ場合ニ於テ」ノ下ニ「第十四條第一項第一號ノ二ノ所得ヲ除クノ外」ヲ加フ 第二十六條第二項中「翌年ニ於ケル」ヲ「翌年ヨリ三年間ハ仍」ニ改ム 第三十條第一項中「市制第六條」ノ下ニ「又ハ第八十二條第三項」

附 則 本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

丙 所得金額ヲ左ノ各號ニ區分シ課次ニ各稅率ヲ適用ス 二萬圓以下ノ金額 百分ノ五 二萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ十 十萬圓ヲ超ユル金額

同條第二項中「市制第六條」ノ下ニ「又ハ第八十二條第三項」

臨時利得稅法中改正

改正

(昭和十三年三月三十日) 法律第四十五號

臨時利得稅法中左ノ通改正ス

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第一號及第二號ノ利得ハ各之ヲ甲種利得及乙種利得ノ二種トス

第四條 法人ノ現事業年度ノ利益

ガ昭和六年十二月三十一日以前三年以内ニ終了シタル事業年度ノ全部(甲既往事業年度ト稱ス以下同ジ)ノ平均利益ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過額ヲ法人ノ甲種利得トシ昭和十一年十二月三十一日以前三年以内ニ終了シタル事業年度ノ全部(乙既往事業年度ト稱ス以下同ジ)ノ平均利益ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過額ヲ法人ノ乙種利得トス

第四條ノ二 前條ノ規定ニ依リ利得ヲ計算スルニ當リ左ノ各號ノ

第一 該當スル場合ニ於テハ各其ノ定ムル所ニ依リ平均利益ヲ計算ス

一 甲既往事業年度又ハ乙既往事業年度ノ平均利益ノ平均資本金額ニ對シテハ年百分ノ七未滿、乙既往事業年度ニ在リテハ年百分ノ十未滿ナルトキハ甲既往事業年度ニ在リテハ平均資本金額ニ對シテ年百分ノ七、乙既往事業年度ニ在リテハ平均資本金額ニ對シテ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ以テ各其ノ既往事業年度ノ平均利益トス

二 法人ノ第一次事業年度ガ昭和七年一月一日以後ニ於テ終了シタル場合ニ於テハ其ノ法人ニ付テハ現事業年度ノ資本金額ニ對シテ年百分ノ七ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ以テ甲既往事業年度ノ平均利益トシ第一次事業年度ガ昭和十二年一月一日以後ニ於テ終了シ

タル場合ニ於テハ其ノ法人ニ付テハ現事業年度ノ資本金額ニ對シテ年百分ノ七ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ以テ甲既往事業年度ノ平均利益トシ

三 現事業年度ノ資本金額ガ甲既往事業年度又ハ乙既往事業年度ノ平均資本金額ニ對シテ増減アルトキハ比較セラレタル既往事業年度ノ平均利益ノ平均資本金額ニ對シテ現事業年度ノ資本金額ニ乘ジテ算出シタル金額ヲ以テ其ノ既往事業年度ノ平均利益トス此ノ場合ニ於テ第一號ノ規定ヲ適用スルニ當リテハ現事業年度ノ資本金額ヲ以テ其ノ既往事業年度ノ平均資本金額ト看做ス

四 現事業年度ノ期間ガ甲既往事業年度ニ屬スル各事業年度又ハ乙既往事業年度ニ屬スル

各事業年度ノ期間ト異ルトキハ既往ノ各事業年度ノ利益ハ現事業年度ノ月數ノ既往各事業年度ノ月數ニ對スル割合ニ依リ之ヲ換算ス

第四條ノ三 法人ノ甲種利得ニシテ臨時利得稅ヲ課セラルル乙種利得ニ屬スルモノアルトキハ其ノ部分ハ之ヲ甲種利得ヨリ控除ス

第九條 個人ノ利益ガ昭和六年以前三年ノ平均利益ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過額ヲ個人ノ甲種利得トシ昭和十一年以前三年

ノ平均利益ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過額ヲ個人ノ乙種利得トス

第九條ノ二 前條ノ規定ニ依リ利得ヲ計算スル場合ニ於テ昭和六年以前三年ノ平均利益ガ三千圓未満ナルトキハ三千圓、昭和十一年以前三年ノ平均利益ガ五千圓未満ナルトキハ五千圓ヲ以テ各其ノ平均利益トス

第九條ノ三 個人ノ甲種利得ニシテ臨時利得稅ヲ課セラルル乙種利得ニ屬スルモノアルトキハ其ノ部分ハ之ヲ甲種利得ヨリ控除ス

第九條ノ四 個人ノ利益ガ一萬圓未満ナルトキハ甲種利得ノ金額ヨリ二千圓ヲ、一萬五千圓未満ナルトキハ乙種利得ノ金額ヨリ二千圓ヲ控除ス

個人ノ利益ガ一萬圓以上ナル場合ニ於テ甲種利得ノ金額千圓未満ナルトキ又ハ一萬五千圓以上ナル場合ニ於テ乙種利得ノ金額千圓未満ナルトキハ甲種利得又

ハ乙種利得ニ對スル臨時利得稅ヲ課セズ但シ前條ノ規定ニ依リ控除ヲ爲シタル爲甲種利得ノ金額千圓未満ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條ノ二 營業ヲ繼續シ又ハ營業繼續ト認ムベキ事實アル個人ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ前營業者ノ平均利益ヲ其ノ平均利益ト看做ス

個人ノ營業ノ期間ガ一年未満ナル場合ニ於ケル平均利益ノ計算ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 個人ノ利益ガ六千圓未満ナルトキハ甲種利得ニ對スル一萬圓未満ナルトキハ乙種利得ニ對スル臨時利得稅ヲ課セズ

第十四條 法人ノ臨時利得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス  
甲種利得 利得金額ノ百分ノ十七・二五  
乙種利得 利得金額ノ百分ノ三

ル乙種利得ニ對スル稅率百分ノ三十八之ヲ百分ノ二十五トス  
法人ノ甲種利得又ハ乙種利得ニ付則二項ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ガ其ノ利得金額中年千圓ヲ控除シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相當スル甲種利得又ハ乙種利得ニ對スル臨時利得稅ヲ課除ス

定期ニ於テ營業ヲ法人ニ繼續セシメタル者ノ營業營業ノ實際利得額ガ決定利得額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ之ヲ利得金額ノ決定ニ付控除アリタルモノト看做シ翌年ニ於ケル所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ利得金額ヲ決定スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ營業營業ノ實際利得額ハ其ノ年ニ於ケル收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ基キ之ヲ計算ス

登録稅法中改正

(昭和十三年三月三十日 法律第四十六號)

登録稅法中左ノ通改正ス

第二條第一項第一號中「千分ノ四十五」ヲ「千分ノ四十」ニ、千分ノ二十五」ヲ「千分ノ二十三」ニ、同項第三號中「千分ノ三十三」ヲ「千分ノ三十」ニ改ム

第三條ノ二 信託財產タル不動産又ハ船舶ヲ受託者ヨリ受益者ニ移ス場合ニ於ケル所有權取得ノ登記ニ付テハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムベシ

不動産 不動産價格 千分ノ四十  
但シ神社、寺院、祠宇、佛堂又ハ民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ガ受益者ナルトキハ千分ノ二十三

船舶 船舶價格 千分ノ三十五  
第三條ノ三及第三條ノ四ヲ削リ第三條ノ五ヲ第三條ノ三、第三條ノ六ヲ第三條ノ四、第三條ノ七ヲ第

法律—登録稅法中改正、支那事變特別稅法

三條ノ五トス

第十九條ノ二 信託ニ因ル財產權取得ノ登記又ハ登録ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニハ登録稅ヲ課セズ

一 委託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル財產權取得ノ登記又ハ登録  
二 委託者ノミカ信託財產ノ元本ノ受益者タル信託ニ因リ受託者ヨリ受益者ニ信託財產ヲ移ス場合ニ於ケル財產權取得ノ登記又ハ登録

三 受託者ノ更迭ノ場合ニ於ケル新受託者ノ財產權取得ノ登記又ハ登録  
前項第二號ノ規定ハ委託者ノ相與人ニ信託財產ヲ移ス場合ニ於ケル之ヲ適用セズ

此ノ場合ニ於テハ當該相與人ノ財產權取得ノ登記又ハ登録ヲ以テ相與人ノ財產權取得ノ登記又ハ登録ト看做シ登録稅ヲ課ス

附 則  
本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之

支那事變特別稅法

(昭和十三年三月三十日 法律第五十一號)

第一條 當分ノ内本法ニ依リ所得稅、法人資本稅、砂礦消費稅及取引所得稅ヲ増徴シ利益配當稅、公債及社債利子稅、通行稅、入場稅、特別入場稅及物品稅ヲ課ス

第二條 所得稅中法人ノ普通所得及清算所得ニ對スル所得稅ニ付テハ臨時利得稅增徴法第二條ノ規定ニ拘ラズ所得稅法第二十一條ニ規定スル稅率百分ノ五ヲ百分ノ十二・二五、百分ノ十ヲ百分ノ二十二・五トシタル場合ノ空増額ニ相當スル稅額ヲ増徴ス

所得稅中法人ノ超過所得ニ對スル所得稅ニ付テハ同法第二十一條ニ規定スル稅率ヲ以テ算出シタル稅額ノ百分ノ十二ニ相當スル稅額ヲ増徴ス

附 則  
第一條 本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

ヲ施行ス

則二項ノ規定ニ依ル普通所得及超過所得ニ對スル所得稅ノ増徴稅額ハ普通所得ノ百分ノ五十二ニ相當スル金額ヨリ普通所得及超過所得ニ對スル所得稅額(所得稅法第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ普通所得ニ對スル所得稅額ヲ含マズ)ト臨時利得稅額トノ合計金額ヲ控除シタル稅額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三條 所得稅中同族會社ノ普通所得ニ對スル所得稅ニ加算スル稅額ニ付テハ臨時利得稅增徴法第四條ノ規定ニ拘ラズ所得稅法第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ノ百分ノ八十三・七五ニ相當スル稅額ヲ増徴ス

同族會社ノ普通所得ニ對スル所得稅ニ加算スル稅額ハ普通所得ノ百分ノ六十二ニ相當スル金額ヨリ普通所得及超過所得ニ對スル所得稅額(所得稅法第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ普通所得ニ對スル所得稅額ニ加算スル稅額ヲ含マズ)、臨時利得稅額及前條ノ

附 則  
第一條 本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

規定ニ依ル増徴税額ノ合計金額ヲ控除シタル後額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四條 所得稅中第二種甲及乙ノ所得ニ對スル所得稅ニ付テハ所

國債ノ利子

利率年四分以下ノモノ

利率年四分ヲ超ユルモノ

國債以外ノ公債ノ利子

利率年四分五厘以下ノモノ

利率年四分五厘ヲ超ユルモノ

社債ノ利子

利率年四分五厘以下ノモノ

百分ノ八

百分ノ九・五

百分ノ八

第一種 砂糖色相和關標本第

十一號未滿ノ砂糖

甲 摺入黒砂糖及摺入白下

糖但シテ分計シタルモノ

黒糖及白下糖以外ノ砂糖

ニ加工シテ製造シタルモノ

ノ並ニ全部又ハ一部ノ新

式機械ニ依リ製造シタル

モノヲ除ク

百斤ニ付 一圓二十錢

乙 其ノ他ノモノ

百斤ニ付 一圓三十錢

第二種 砂糖色相和關標本第

二十二號未滿ノ砂糖

百斤ニ付 七圓十錢

第三種 砂糖色相和關標本第

二十二號以上ノ砂糖

百斤ニ付 八圓六十錢

第四種 氷砂糖、角砂糖、糖

砂糖其ノ他類似ノモノ

百斤ニ付 十一圓

二 糖蜜

第一種 氷砂糖ヲ製造スルト

キニ生ズル糖蜜

甲 糖分ヲ圖糖トシテ計算

利率年四分五厘ヲ超ユル

百分ノ九・五

其ノ他

百分ノ八

乙 百分ノ十二・五

第五條 所得稅中第三種ノ所得ニ

對スル所得稅ニ付テハ所得稅額

ノ百分ノ二十二・五ニ相當スル

稅額ヲ増徴ス

前項ノ規定ニ依ル増徴稅額ハ第

三種所得ノ百分ノ五十五ニ相當

スル金額ヨリ第三種ノ所得ニ對

スル所得稅額ヲ控除シタル後額

ヲ超ユルコトヲ得ズ

第六條 所得稅法第二十條ノ規定

ニ拘ラズ第三種ノ所得千圓以上

ナルトキハ所得稅ヲ課ス

前項ノ所得ハ所得稅法第十五條

第十六條及第十六條ノ三ノ規定

ニ依ル控除ヲ爲シタル後額ニ依

リ、戶主及其ノ同居家族ノ所得

又ハ戶主ト別居スル二人以上ノ

同居家族ノ所得ハ其ノ合算總額

ニ依ル

前條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依

リ課セラルル所得稅ニ付テハ之

ヲ適用セズ

第七條 第三種ノ所得ニ付所得金

額決定後翌年所得金額決定前ニ

於テ營業ヲ法人ニ繼續セシメタ

ル者ノ營業ノ實際所得額ガ

決定所得額ヲ超過スルトキハ其

ノ超過額ハ之ヲ所得金額ノ決定

ニ付税額アリタルモノト看做シ

翌年ニ於ケル所得調査委員會ノ

調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ所得

金額ヲ決定スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該營業ノ實

際所得額ハ其ノ年ニ於ケル收入

金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタ

ル金額ニ依ル

第八條 法人資本稅ニ付テハ法人

資本稅法第八條第一項ニ規定ス

ル稅率千分ノ一ヲ千分ノ一・二

トシタル場合ノ差増額ニ相當ス

ル稅額ヲ増徴ス

第九條 砂糖消費稅ハ砂糖消費稅

法第三條及臨時租稅增徴法第十

七條ノ規定ニ拘ラズ左ノ稅率ニ

依ル

一 砂糖

シタル重量全重量ノ百分

ノ七十ヲ超エザルモノ

百斤ニ付 三圓九十錢

乙 其ノ他ノモノ

糖分ヲ圖糖トシテ計

算シタル重量百斤ニ

付 八圓六十錢

第二種 其ノ他ノ糖蜜

甲 糖分ヲ圖糖トシテ計算

シタル重量全重量ノ百分

ノ六十ヲ超エザルモノ

百斤ニ付 一圓二十錢

乙 其ノ他ノモノ

百斤ニ付 三圓三十錢

三 糖水

七圓十錢

第十條 砂糖消費稅ニ付徵收ヲ始

豫シ得ル期間ハ砂糖消費稅法第

四條第一項但書ノ規定ニ拘ラズ

之ヲ三月内トス

第十一條 取引所稅中第二種有價

證券ノ買賣取引ニ對スル取引稅

ニ付テハ臨時租稅增徴法第十八

條第二號ノ規定ニ拘ラズ取引所

稅法第五條ニ規定スル稅率百分

ノ一・五ヲ百分ノ四、百分ノ二・

五ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差

五ヲ百分ノ六トシタル場合ノ差

増額ニ相當スル稅額ヲ増徴ス

第十二條 利益配當稅ハ本法施行

地ニ本店ヲ有スル法人ヨリ利益

ノ配當ヲ受クル者ニ之ヲ課ス

所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ第

二種所得稅ヲ課セラザル者ニ

ハ利益配當稅ヲ課セズ

第十三條 利益配當稅ハ前條ノ法

人ヨリ支拂ヲ受クル利益ノ配當

ニ付テハ賦課シ配當金中配當率

年七分ノ割合ヲ以テ算出シタル

金額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十二

相當スル金額ヲ以テ其ノ稅額ト

ス

第十四條 利益配當稅ハ配當金支

拂ノ際支拂者ニ於テ徵收シ翌月

十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

第十五條 公債及社債利子稅ハ本

法施行地ニ於テ公債又ハ社債ノ

利子ノ支拂ヲ受クル者ニ之ヲ課

ス

所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ第

二種所得稅ヲ課セラザル者ニ

ハ公債及社債利子稅ヲ課セズ

第十六條 公債及社債利子稅ハ本

法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公

債又ハ社債(外貨債特別稅法第

一條第二項ニ規定スル外貨債ヲ

除ク)ノ利子ニ付テハ賦課シ利

子金額中國債ニ在リテハ利率年

四分、國債以外ノ公債及社債ニ

在リテハ利率年四分五厘ノ割合

ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル

金額ノ百分ノ十二相當スル金額

ヲ以テ其ノ稅額トス

第十七條 公債及社債利子稅ハ利

子金額支拂ノ際支拂者ニ於テ徵

收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納

ムベシ

第十八條 利益配當稅ヲ課セラル

ル利益ノ配當又ハ公債及社債利

子稅ヲ課セラルル公債又ハ社債

ノ利子ニ付所得稅(第一種所得

稅ヲ除ク)又ハ資本利子稅ヲ課

スル場合ニ於テハ其ノ利益配當

金額又ハ利子金額ヨリ利益配當

稅又ハ公債及社債利子稅相當額

ヲ控除シタル後額ヲ以テ其ノ配

當金額又ハ利子金額ト看做ス

第十九條 通行稅ハ汽車、電車、

乘合自動車及汽船ノ乘客ニ左ノ

區別ニ依リ之ヲ課ス

五十軒未満

一等 六錢

二等 三錢

五十軒以上

一等 十錢

二等 五錢

三等 二錢

百軒以上

一等 三十錢

二等 十五錢

三等 五錢

百五十軒以上

一等 六十錢

二等 三十錢

三等 十錢

三百軒以上

一等 一圓二十錢

二等 六十錢

三等 二十錢

五百軒以上

一等 一圓八十錢

二等 九十錢

一二三

三等 三十錢  
八百軒以上  
一等 二圓四十錢  
二等 一圓二十錢  
三等 四十錢

回數乘車船ノ契約ヲ爲シタル場  
合ニ於テハ通行稅ハ左ノ區別ニ  
依リ之ヲ課ス

回數二十回以下ナルトキ  
前項稅額ノ五倍

回數五十回以下ナルトキ  
前項稅額ノ十倍

回數五十回ヲ超ユルトキ  
前項稅額ノ二十倍

定期乘車船ノ契約ヲ爲シタル場  
合ニ於テハ通行稅ハ左ノ區別ニ  
依リ之ヲ課ス

契約期間一月内ナルトキ  
第一項稅額ノ五倍

契約期間三月内ナルトキ  
第一項稅額ノ十倍

契約期間六月内ナルトキ  
第一項稅額ノ二十倍

契約期間六月ヲ超ユルトキ  
第一項稅額ノ三十倍

團體乘車船ノ契約ヲ爲シタル場  
合ニ於テハ通行稅ハ左ノ區別ニ  
依リ之ヲ課ス

人員百人以下ナルトキ  
第一項稅額ノ五倍

人員二百人以下ナルトキ  
第一項稅額ノ十倍

人員二百人ヲ超ユルトキ  
第一項稅額ノ二十倍

貨切乘車船ノ契約ヲ爲シタル場  
合ニ於テハ通行稅ハ左ノ區別ニ  
依リ之ヲ課ス

一等及二等 貨切運賃ノ百分  
ノ十

三等 貨切運賃ノ百分  
ノ五

前項ノ規定ニ依ル稅額ハ第一項  
稅額ニ乘客定員數ヲ乘ジタル金  
額ヲ超ユルトコトヲ得ズ

第一項乃至第三項ニ規定スル通  
行稅ハ十二歳未満ノ乘客ニ付テ  
ハ其ノ半額トス

第二十條 左ノ場合ニ於テハ通行  
稅ヲ課セズ

一 三等乘客ニシテ其ノ乘車船

區間五十軒未満ナルトキ

二 陸軍軍ノ團體トシテノ乘車  
船ニシテ命令ノ定ムルモノナ  
ルトキ

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當  
スルトキハ第十九條第一項及前  
條第一號ノ乘車船區間ノ料率ノ  
計算ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

一 往復乘車船又ハ環遊乘車船  
ノ契約ヲ爲シタルトキ

二 運賃方均一制又ハ區間制ニ  
依リ定メラレタルトキ

第二十二條 汽車、電車、聯合自  
動車又ハ汽船ニシテ其ノ等級ヲ  
一等、二等及三等ニ分ザルモ  
ノ三付テハ第十九條第一項、第  
五項及第二十條第一號ノ等級ハ  
命令ヲ以テ之ヲ定ム乘客定員數  
ノ定ナキ車船ニ付貨切乘車船ノ  
契約ヲ爲シタル場合ニ於ケル第  
十九條第六項ノ乘客定員數ニ付  
亦同シ

第二十三條 通行稅ハ汽車、電車  
聯合自動車又ハ汽船ニ依ル運輸  
業ヲ營ム者(以下運輸業者ト稱

ス)運賃額收ノ際之ヲ徵收シ翌  
月十日迄ニ政府ニ納ムベシ

特別ノ事情アル運輸業者ニ付テ  
ハ前項ノ納期限ハ命令ヲ以テ之  
ヲ定ム

第二十四條 汽車、電車、聯合自  
動車又ハ汽船ニ依ル運輸業ヲ營  
マントスル者及運輸業者ニ代リ  
テ乘車船券ヲ販賣セントスル者  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨  
ヲ諭メ政府ニ申告スベシ之ヲ履  
止セントスルトキ亦同シ

第二十五條 運輸業者又ハ運輸業  
者ニ代リテ乘車船券ヲ販賣スル  
者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ  
業務ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載  
スベシ

運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ  
乘車船券ヲ販賣スル者ハ命令ノ  
定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ關シ  
必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベ  
シ

第二十六條 入場稅ハ左ニ掲グル  
第一種ノ場所ニ入場スル者又ハ  
第二種ノ場所ノ設備ヲ利用スル

者ニ之ヲ課ス

第一種

一 演劇、活動寫眞、演藝又ハ  
觀物(相撲、野球、拳闘其ノ  
他ノ競技ニシテ公眾ノ觀覽ニ  
供スルコトヲ目的トスルモノ  
ヲ含ム)ヲ催ス場所

二 遊馬場

三 前二號ニ掲グルモノヲ除ク  
ノ外一定ノ催物又ハ設備ヲ爲  
シ公眾ノ觀覽又ハ遊戯ニ供ス  
ル場所ニシテ命令ヲ以テ定ム  
ルモノ

第二種

一 舞臺場、座落場、撞球場  
二 ゴルフ場、スケート場

第二十七條 入場稅ハ入場料ノ百  
分ノ十トス

本法ニ於テ入場料トハ各處ノ何  
タルヲ問ハズ第一種ノ場合ニ入  
場シ又ハ第二種ノ場所ノ設備ヲ  
利用スル爲ニ支拂フベキ金額ヲ  
謂フ

前項ノ入場料ノ算定ニ關シテハ  
命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 第一種ノ場所ノ入場

料ガ一人一回二十三錢ニ謂タザ  
ル場合ニハ入場稅ヲ課セズ

前項ノ規定ハ回數、定期又ハ貨  
切ニテ入場ノ契約ヲ爲シタル場  
合ニハ之ヲ適用セズ

第二十九條 第一種ノ催物(第一  
種ノ場所ニ於ケル演劇、活動寫  
眞、演藝、觀物、遊馬其ノ他ノ  
催物ヲ謂フ以下同ジ)若ハ設備  
ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種  
ノ場所ノ經營者ガ命令ノ定ムル  
所ニ依リ其ノ入場料又ハ收益ノ  
總額ノ百分之十ニ他命令ヲ以  
テ定ムル目的ニ充ツル場合ニ於  
テハ入場稅ヲ免除ス

第三十條 入場稅ハ第一種ノ催物  
若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又  
ハ第二種ノ場所ノ經營者入場料  
額收ノ際之ヲ徵收シ翌月十日迄  
ニ政府ニ納ムベシ但シ常時開設  
ニ非ザルモノニ付テハ命令ヲ以  
テ定ムル場合ヲ除ク外終了後  
直ニ政府ニ納ムベシ

第三十一條 第一種ノ催物若ハ設

備ヲ開催若ハ經營シ又ハ第二種

ノ場所ヲ經營セントスル者ハ命  
令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ豫  
メ政府ニ申告スベシ之ヲ廢止セ  
ントスルトキ亦同ジ

第三十二條 第一種ノ催物若ハ設  
備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二  
種ノ場所ノ經營者ハ命令ノ定ム  
ル所ニ依リ其ノ業務ニ關スル事  
項ヲ帳簿ニ記載スベシ

第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者  
若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ  
經營者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ  
其ノ業務ニ關シ必要ナル事項ヲ  
政府ニ申告スベシ

第三十三條 特別入場稅ハ運動競  
技ニシテ學生生徒又ハ該競技ヲ  
爲スコトヲ業トセザル者ノ行フ  
モノニ付觀覽ノ爲設技場ニ入場  
スル者ヨリ料金ヲ徵スル場合ニ  
於テ其ノ入場者ニ之ヲ課ス

第三十四條 特別入場稅ハ特別入  
場料ノ百分ノ十トス

本法ニ於テ特別入場料トハ各處  
ノ何タルヲ問ハズ前條ノ設技場

ニ入場スル爲ニ支拂フベキ金額

ヲ謂フ

第二十七條第三項ノ規定ハ特別  
入場稅ニ付之ヲ適用ス

第三十五條 特別入場料ガ一人ニ  
回二十三錢ニ謂タザル場合ニハ  
特別入場稅ヲ課セズ

第二十八條第二項ノ規定ハ前項  
ノ場合ニ付之ヲ適用ス

第三十六條 特別入場稅ハ運動競  
技ノ主催者特別入場料額收ノ際  
之ヲ徵收シ翌月十日迄ニ政府  
ニ納ムベシ但シ命令ヲ以テ定ム  
ル場合ニ於テハ翌月十日迄ニ之  
ヲ政府ニ納ムベシ

第三十七條 第二十九條、第三十  
一條及第三十二條ノ規定ハ特別  
入場稅ニ付之ヲ適用ス

第三十八條 物品稅ハ左ニ掲グル  
物品ニシテ命令ヲ以テ定ムル  
モノニ之ヲ課ス

第一種

甲類

一 貴石若ハ半貴石又ハ之  
ヲ用ヒタル製品

- 二 眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品
- 三 貴金屬製品又ハ金石ハ白金ヲ用ヒタル製品
- 四 廉甲製品
- 五 珊瑚製品
- 乙類
- 六 時計
- 七 萬年筆、金ペン及シヤ
- 八 身邊用細貨類
- 九 化粧用具
- 十 喫煙用具
- 十一 帽子、杖、鞭及傘
- 十二 皮革製又ハ金屬製ノ鞆及トランク
- 十三 靴及履物
- 十四 書畫及骨董
- 十五 室内裝飾用品
- 十六 照明器具
- 十七 圍碁及將棋用具
- 十八 家具
- 十九 漆器、陶磁器及硝子
- 製器具ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ

- 二十 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ
- 二十一 毛皮又ハ毛皮製品
- 二十二 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品
- 二十三 皮革製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ
- 二十四 メリヤス、レース
- フエルト及同製品
- 第二種
- 甲類
- 一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品
- 二 寫眞用ノ乾板、フィルム及感光紙
- 三 蓄音器及同部分品
- 四 蓄音器用レコード
- 五 樂器、同部分品及附屬品
- 六 雙眼鏡及雙眼鏡
- 七 銃及同部分品
- 八 藥莖及彈丸
- 九 ゴルフ用具、同部分品

- 及附屬品
- 十 娛樂用ノモーターボート、スカール及ヨット
- 十一 捕球用具
- 十二 ネオン管及同變壓器
- 十三 喫煙用ライター
- 乙類
- 十四 ラヂオ聴取機及同部分品
- 十五 受信用真空管及擴聲器
- 十六 扇風機及同部分品
- 十七 暖房用ノ電氣、瓦斯又ハ礦油ストーブ
- 十八 冷蔵庫及同部分品
- 十九 金庫及鋼鐵製家具
- 二十 乘用自動車
- 二十一 化粧品
- 第三種
- 一 樽寸
- 二 酒類但シ濁酒及果實酒
- (酒類及酒精含有飲料稅法第三條ノ三ニ規定スルモノ)ヲ除ク
- 同一物品ニシテ第一種及第二種

- ニ該當スルモノハ之ヲ第二種トシ、甲類及乙類ニ該當スルモノハ之ヲ甲類トス
- 第三十九條 物品稅ノ稅率左ノ如シ
- 第一種
- 甲類 物品ノ價格百分ノ十五
- 乙類 物品ノ價格百分ノ十
- 第二種
- 甲類 物品ノ價格百分ノ十五
- 乙類 物品ノ價格百分ノ十
- 第三種
- 一 樽寸 千本ニ付 五錢
- 二 酒類
- イ 清酒、白酒、味淋、燒酎及麥酒
- 一石ニ付 五圓
- ロ 葡萄酒(酒精及酒精含有飲料稅法第三條ノ二ニ規定スルモノ以下同ジ)
- 一石ニ付 十圓
- ハ 其ノ他ノ酒類ニシテ酒精及酒精含有飲料稅法ノ適用ヲ受クルモノ
- 一石ニ付 七圓

第四十條 前條ノ價格ハ第一種ノ物品ニ付テハ小賣業者ノ販賣價格、第二種ノ物品ニ付テハ製造場ヨリ移出スル時ノ價格トス但シ保税地域ヨリ引取ラルル第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ引取人ヨリ税金ヲ徵收スルモノニ付テハ引取ノ際ニ於ケル價格トス前項ノ價格及樽寸ノ本數ノ計算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

依り購買セラルル場合ニシテ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限リ之ヲ課ス

前項ノ場合ニ於テハ其ノ札元又ハ之ニ準ズベキ者ガ小賣業者トシテ營繕物品ヲ販賣スルモノト看做ス

第四十三條 製造場以外ノ場所ニ於テ販賣ノ爲化粧品ヲ容器ニ充填シ又ハ改裝スルトキハ之ヲ化粧品ノ製造ト看做ス

第四十四條 酒類ヲ製造場内ニ於テ飲用シタルトキハ之ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス

第四十五條 第一種ノ物品ノ小賣業者ハ毎月其ノ販賣シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數額及價格ヲ記載シタル申告書ヲ、第二種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數額及價格ヲ記載シタル申告書ヲ、第三種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數額及價格ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日

迄ニ政府ニ提出スベシ

第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ヲ保税地域ヨリ引取ル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク外引取ノ際其ノ物品ニ付前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第四十六條 小賣業者ガ其ノ販賣シタル第一種ノ物品ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テハ命令ヲ定ムル所ニ依リ返還ヲ受ケタル月分以降ノ課稅標準額ヨリ其ノ物品ノ價格ヲ控除ス製造場ヨリ移出シタル第二種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合亦同ジ

製造場ヨリ移出シタル第三種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合ニ於テハ命令ヲ定ムル所ニ依リ其ノ物品ノ製造場ヨリ移出スルモノ更ニ物品稅ノ徵收ヲ受サズ

第四十七條 物品稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ第四十一條但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ

命令ヲ定ムル所ニ依リ第二種又ハ第三種ノ物品ニ付物品稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ一月内物品稅ノ徵收ヲ豫豫スルコトヲ得

第四十八條 命令ヲ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ販賣場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル第二種ノ物品又ハ樽寸ニ付テハ第四十一條ノ規定ヲ適用セズ

前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ引取先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス

第一項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先又ハ引取先ニ移入セザレバコトノ證明ナキモノニ付テハ製造者又ハ引取人ヨリ直ニ其ノ物品稅ヲ徵收

第四十二條 物品稅ハ第一種第十四號ニ掲グル物品ニ付テハ其ノ物品ガ入札其ノ他競争ノ方法ニ

依り購買セラルル場合ニシテ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限リ之ヲ課ス

前項ノ場合ニ於テハ其ノ札元又ハ之ニ準ズベキ者ガ小賣業者トシテ營繕物品ヲ販賣スルモノト看做ス

第四十三條 製造場以外ノ場所ニ於テ販賣ノ爲化粧品ヲ容器ニ充填シ又ハ改裝スルトキハ之ヲ化粧品ノ製造ト看做ス

第四十四條 酒類ヲ製造場内ニ於テ飲用シタルトキハ之ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス

第四十五條 第一種ノ物品ノ小賣業者ハ毎月其ノ販賣シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數額及價格ヲ記載シタル申告書ヲ、第二種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數額及價格ヲ記載シタル申告書ヲ、第三種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數額及價格ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日

迄ニ政府ニ提出スベシ

第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ヲ保税地域ヨリ引取ル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク外引取ノ際其ノ物品ニ付前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第四十六條 小賣業者ガ其ノ販賣シタル第一種ノ物品ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テハ命令ヲ定ムル所ニ依リ返還ヲ受ケタル月分以降ノ課稅標準額ヨリ其ノ物品ノ價格ヲ控除ス製造場ヨリ移出シタル第二種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合亦同ジ

製造場ヨリ移出シタル第三種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合ニ於テハ命令ヲ定ムル所ニ依リ其ノ物品ノ製造場ヨリ移出スルモノ更ニ物品稅ノ徵收ヲ受サズ

第四十七條 物品稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ第四十一條但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ

命令ヲ定ムル所ニ依リ第二種又ハ第三種ノ物品ニ付物品稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ一月内物品稅ノ徵收ヲ豫豫スルコトヲ得

第四十八條 命令ヲ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ販賣場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル第二種ノ物品又ハ樽寸ニ付テハ第四十一條ノ規定ヲ適用セズ

前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ引取先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス

第一項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先又ハ引取先ニ移入セザレバコトノ證明ナキモノニ付テハ製造者又ハ引取人ヨリ直ニ其ノ物品稅ヲ徵收

ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得  
ザル事由ニ因リ滅失シタルモノ  
ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキ  
ハ物品稅ヲ免除ス

第四十九條 命令ノ定ムル所ニ依  
リ政府ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ  
移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル  
物品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當  
スルモノニ付テハ物品稅ヲ免除  
ス

一 第一種ノ物品ノ製造ノ用ニ  
供スル第二種ノ物品  
二 酒類製造ノ用ニ供スル葡萄  
酒

則條第三項ノ規定ハ前項ノ物品  
ニシテ政府ノ指定シタル期間内  
ニ移出先若ハ引取先ニ移入セラ  
レタルコトノ證明ナキモノ又ハ  
其ノ用途ヲ變更セラレタルモノ  
ニ付テハ準用ス

第五十條 左ニ掲グル物品ニ付テ  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品稅  
ヲ免除ス  
一 輸出スルモノ  
二 學術研究用ニ供スルモノ

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用  
途ニ供スルモノ  
第四十八條第三項ノ規定ハ前項  
ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル  
期間内ニ輸出シ又ハ其ノ用途ニ  
供セラレタルコトノ證明ナキモ  
ノニ付テハ準用ス

第五十一條 第一種ノ物品ノ小賣  
業ヲ營マントスル者又ハ第二種  
ノ物品若ハ備寸ヲ製造セントス  
ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政  
府ニ申告スベシ其ノ小賣業又ハ  
製造ヲ廢止セントスルトキ亦同  
シ

第五十二條 第一種、第二種又ハ  
第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣  
者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ  
製造、貯蔵又ハ販賣ニ關スル事  
實ヲ帳簿ニ記載スベシ  
第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第  
二種若ハ第三種ノ物品ノ製造者  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製  
造又ハ販賣ニ關シ必要ナル事項  
ヲ政府ニ申告スベシ  
第五十三條 第十四條、第十七條

第二十三條、第三十條又ハ第三  
十六條ノ規定ニ依リ徵收スベキ  
税金ヲ徵收セザルトキ又ハ其ノ  
徵收シタル税金ヲ納付セザルト  
キハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ各  
其ノ徵收義務者ヨリ徵收ス

第五十四條 收稅官吏ハ通行稅ニ  
付運輸業者又ハ運輸業者ニ代リ  
テ乘車船券ヲ販賣スル者ニ對シ  
テ乘車船券又ハ其ノ業務ニ關ス  
ル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得  
收稅官吏ハ入場稅ニ付第一種ノ  
備物若ハ設備ノ主備者若ハ經營  
者又ハ第二種ノ場所ノ經營者ニ  
對シ賃問ヲ爲シ又ハ其ノ業務ニ  
關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ  
検査スルコトヲ得  
前項ノ規定ハ特別入場稅ニ付之  
ヲ準用ス

收稅官吏ハ物品稅ニ付第一種、  
第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造  
者又ハ販賣者ニ對シ賃問ヲ爲シ  
又ハ左ニ掲グル物件ニ付検査ヲ  
爲シ若ハ監督上必要ノ處分ヲ爲  
スコトヲ得

一 第一種、第二種又ハ第三種  
ノ物品ニシテ製造者又ハ販賣  
者ノ所持スルモノ

二 第一種、第二種又ハ第三種  
ノ物品ノ製造、貯蔵又ハ販賣  
ニ關スル一切ノ帳簿書類

三 第一種、第二種又ハ第三種  
ノ物品ノ製造、貯蔵又ハ販賣  
上必要ナル建築物、機械、器  
具、材料其ノ他ノ物件

第五十五條 詐偽其ノ他不正ノ行  
爲ニ依リ利益配當稅又ハ公債及  
社債利子稅ヲ通脫シタル者ハ其  
ノ通脫シタル税金ノ三倍ニ相當  
スル罰金又ハ科料ニ處シ直ニ其  
ノ税金ヲ徵收ス但シ自首シタル  
者又ハ稅務局長ニ申出デタル者  
ハ其ノ罪ヲ開ハズ

第五十六條 詐偽其ノ他不正ノ行  
爲ニ依リ物品稅ヲ通脫シ又ハ通  
脫セントシタル者ハ其ノ通脫シ  
又ハ通脫セントシタル税金ノ五  
倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其  
ノ税金ヲ徵收ス但シ罰金額ガ二  
千圓ニ滿タザルトキハ之ヲ二十

罰則

第五十七條 左ノ各號ノ一ニ該當  
スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ  
科料ニ處ス

一 政府ニ申告セズシテ第一種  
ノ備物若ハ設備ヲ開備若ハ經  
營シ又ハ第二種ノ場所ヲ經營  
シタル者  
二 第四十五條ノ規定ニ依ル申  
告ヲ怠リ又ハ詐リタル者  
三 政府ニ申告セズシテ第一種  
ノ物品ノ小賣業ヲ營ミ又ハ第  
二種ノ物品若ハ備寸ヲ製造シ  
タル者

第五十八條 左ノ各號ノ一ニ該當  
スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科  
料ニ處ス

一 第二十五條第一項、第三十  
二條第一項又ハ第五十二條第  
一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載  
ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隱  
匿シタル者  
二 第二十五條第二項、第三十  
二條第二項又ハ第五十二條第  
二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ

又ハ詐リタル者

三 第五十四條第一項、第二項  
又ハ第四項ノ規定ニ依ル收稅  
官吏ノ賃問ニ對シ答辭ヲ爲サ  
ズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ  
其ノ義務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ  
若ハ怠進シタル者

第五十九條 第五十五條及第五十  
六條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法  
第三十八條第三項但書、第三十  
九條第二項、第四十條、第四十  
一條、第四十八條第二項、第六  
十三條及第六十六條ノ規定ヲ適  
用セズ

第六十條 第一種、第二種又ハ第  
三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者  
ノ代理人、戶主、家族、同居者  
雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務  
ニ關シ本法中物品稅ニ關スル規  
定ニ違反シタルトキハ其ノ製造  
者又ハ販賣者ヲ連累ス

第六十一條 北海道、府縣、市町  
村其ノ他ノ公共團體ハ本法ニ依  
リ徵收スル稅額(第七條ノ規定  
ニ依リ増額ト爲ル部分ヲ含マ

又ハ本法ニ依リ課スル利益

配當稅、公債及社債利子稅、通  
行稅、入場稅、特別入場稅及物  
品稅ニ附加稅ヲ課スルコトヲ得  
ズ但シ特別ノ事情アル市町村ニ  
限り内務大臣及大藏大臣ノ許可  
ヲ受ケタルトキハ第六條ノ規定  
ニ依リ課スル所得稅ノ附加稅ヲ  
課スルコトヲ得

北海道、府縣、市町村其ノ他ノ  
公共團體ハ第一種ノ場所ノ入場  
者又ハ第二種ノ場所ノ設備利用  
者ニ對シ入場稅ノ課稅標準タル  
入場料ヲ標準トシテ地方稅ヲ課  
スルコトヲ得ズ

第六十二條 政府ハ當分ノ内酒造  
組合法ニ依リ設立シタル酒造組  
合中央會ニ對シ徵收上必要ナル  
設備ヲ爲シ又ハ徵收事務ヲ補助  
ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ  
得

前項ノ場合ニ於テハ酒造組合中  
央會ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依

リ交付金ヲ交付スルコトヲ得  
第六十三條 本法ニ於テ保税地域  
ト稱スルハ國稅法ノ定ムル所ニ  
依ル

附則

第六十四條 本法ハ昭和十三年四  
月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六十五條 北支事件特別稅法ハ  
之ヲ廢止ス

法人ノ昭和十三年三月三十一日  
以前ニ終了シタル各事業年度分  
ノ所得特別稅及臨時利得特別稅  
昭和十三年三月三十一日以前ニ  
販賣、製造場ヨリノ移出又ハ保  
稅地域ヨリノ引取ヲ爲シタル北  
支事件特別稅法第二十條ニ掲グ  
ル第一種又ハ第二種ノ物品ニ對  
スル物品特別稅其ノ他昭和十三  
年三月三十一日以前ニ於テ課  
シ若ハ課税スベカリシ又ハ徵收  
シ若ハ徵收スベカリシ北支事件  
特別稅ニ關シテハ仍舊法ニ依ル  
前項ノ規定ニ依ル北支事件特別  
稅ノ收入ハ之ヲ臨時軍事費特別  
會計ノ收入トス

第六十六條 所得稅中第一種ノ所得稅ニ付テハ普通所得及超過所得ニ對スル所得稅ハ昭和十三年四月一日以後ニ終了スル事業年度分、清算所得ニ對スル所得稅ハ昭和十三年四月一日以後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ第三種ノ所得稅ニ付テハ昭和十三年分ヨリ本法ヲ適用ス但シ第七條ノ規定ハ昭和十二年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

第六十七條 法人資本稅ニ付テハ昭和十三年四月一日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ本法ヲ適用ス

第六十八條 昭和十三年六月三十日迄ニ製造場又ハ保税地域ヨリ引取アル砂糖、糖蜜及糖水ノ消費稅ニ付テハ第十條ノ規定ニ拘ラス命令ヲ以テ特別ノ徵收豫算期間ヲ定ムルコトヲ得

第六十九條 本法施行ノ既製造場又ハ保税地域外ノ場所ニ於テ同一人ガ二萬斤ヲ超ユル數量ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ者ニ於テ本法施行ノ日ニ之ヲ製造場ヨリ引取りタルモノト看做シ砂糖消費稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ二萬斤ヲ

テハ北支事件特別稅中ノ第二種所得稅ヲ納ムル者ノ所得特別稅ハ之ヲ第二種ノ所得ニ對スル所得稅ト看做シ所得稅法第二十一條第二項及第三項又ハ第二十二條第二項及第三項ノ規定ヲ適用ス

第六十七條 法人資本稅ニ付テハ昭和十三年四月一日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ本法ヲ適用ス

第六十八條 昭和十三年六月三十日迄ニ製造場又ハ保税地域ヨリ引取アル砂糖、糖蜜及糖水ノ消費稅ニ付テハ第十條ノ規定ニ拘ラス命令ヲ以テ特別ノ徵收豫算期間ヲ定ムルコトヲ得

第六十九條 本法施行ノ既製造場又ハ保税地域外ノ場所ニ於テ同一人ガ二萬斤ヲ超ユル數量ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ者ニ於テ本法施行ノ日ニ之ヲ製造場ヨリ引取りタルモノト看做シ砂糖消費稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ二萬斤ヲ

超ユル數量ニ付第九條ニ規定スル稅率ニ依リ算出シタル稅額ト臨時稅増徴法第十七條ニ規定スル稅率ニ依リ算出シタル稅額トノ差額ヲ以テ其ノ稅額トシ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徵收ス前項ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ所持者ハ其ノ所持スル砂糖、糖蜜、又ハ糖水ノ種類、數量及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月以テ政府ニ申告スベシ

第七十條 本法施行前ヨリ引續キ汽車、電車、聯合自動車又ハ汽船、代ル運搬車等又ハ運搬車等ニ代リテ乘車船券ヲ販賣スル者本法施行後一月内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

本法施行前ヨリ引續キ第二十六條ニ規定スル第一種ノ貨物若ハ設備ヲ開通シ經營スル者、同第二種ノ場所ヲ經營スル者又ハ運動機ヲ開通シ經營スル者又ハ第一月内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

本法施行前ヨリ引續キ第三十八條ニ規定スル第一種ノ貨物若ハ設備ヲ開通シ經營スル者、同第二種ノ場所ヲ經營スル者又ハ第一月内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

條ニ掲グル第一種ノ貨物ノ小賣業ヲ營ム者又ハ同第二種ノ貨物若ハ備寸ノ製造ヲ爲ス者本法施行後一月内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

第七十一條 第三十八條ニ掲グル第二種ノ貨物ノ製造者又ハ販賣者ガ本法施行ノ既製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ同條各號ニ掲グル品名毎ニ價格三千圓ヲ超ユル第二種ノ貨物(第一號乃至第五號ニ掲グル貨物ヲ除ク)ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ノ貨物稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ貨物稅額ヨリ算出シタルモノト看做シ其ノ價格中三千圓ヲ超ユル部分ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貨物稅ヲ徵收ス

前項ノ規定ハ同第三種ノ貨物ノ製造者又ハ販賣者ガ本法施行ノ既製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ千萬本ヲ超ユル數量ノ備寸又ハ三十石ヲ超ユル數量ノ酒類ヲ所持スル場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ製造者又ハ販賣者ハ第二種ノ貨物ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量、價格及貯藏ノ場所、第三種ノ貨物ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月内ニ政府ニ申告スベシ

第七十二條 明治四十年法律第二十一號第一條第一項ニ左ノ六號ヲ加フ

- 十二 利益配當稅
十三 公債及社債利子稅
十四 通行稅
十五 入場稅
十六 特別入場稅
十七 物品稅

第七十三條 明治四十四年法律第四十五號第二條中「骨牌稅法」ノ下ニ「支那事變特別稅法」

ヲ加ヘ同法第三條中「骨牌稅法」ノ下ニ「支那事變特別稅法」ヲ加ヘ「骨牌又ハ」ヲ「骨牌、支那事變特別稅法第三十八條ニ掲グル貨物又ハ」ニ改メ同法ニ左ノ一條ヲ加フ

第七十四條 大正九年法律第五十一號中「北支事件特別稅法第二十條ニ掲グル第二種ノ貨物」ヲ「備寸、支那事變特別稅法第三十八條ニ掲グル第二種ノ貨物」ニ改ム

第七十五條 樟太酒類出港稅法第二條中「燒酎ニ付テハ酒造稅法酒類又ハ酒類含有飲料ニ付テハ酒類及酒類含有飲料稅法ノ遺石稅」ヲ「移出先ニ於ケル内國稅ノ稅率」ニ改ム

第七十六條 本法ハ支那事變終了後其ノ等年十二月三十一日迄ニ之ヲ廢止スルモノトス

重要物資在庫數量調査規則

(昭和十二年十一月二十二日) (商工省令第三十一號)

第一條 重要物資在庫數量調査ハ三月毎ニ一回之ヲ行フ

第二條 別表ニ掲グル物資ノ輸入業者、販賣業者及之ヲ原料トシテ使用スル製造業者ハ營業所又ハ工場毎ニ重要物資在庫數量調査票一通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌月十日迄ニ其ノ營業所又ハ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ提出スベシ

第三條 地方長官別條ノ規定ニ依リ提出シタル重要物資在庫數量調査票ヲ受理シタルトキハ其ノ一通ハ之ヲ受理シタル日ヨリ一

年間其ノ應ニ保存シ其ノ他ハ之ヲ取崩シ番號ヲ記入シタル上其ノ月二十日迄ニ商工大臣ニ提出スベシ

附 則 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

Table with 2 columns: 物資名 (Material Name) and 重要物資在庫數量調査票提出スベキ者 (Required to submit inventory survey form). Rows include 棉花 (Cotton), 羊毛 (Wool), 羊毛(ノ)イール及反毛(ノ)除ク (Wool (No) Iyer and Reverse Hair (No) Exclude), 亞麻、苧麻及テミ (Ramie, Hemp and Tami), 輸入業者 (Importer), 常時月額五千斤以上ヲ販賣スル販賣業者 (Retailer selling more than 5,000 jin monthly), 常時月額千斤以上ヲ原料トシテ使用スル製造業者 (Manufacturer using more than 1,000 jin monthly as raw material).

輸入業者
常時月額五千斤以上ヲ販賣スル販賣業者
常時月額千斤以上ヲ原料トシテ使用スル製造業者

輸入業者
常時月額五千斤以上ヲ販賣スル販賣業者





第七條 本令中厚生大臣トアルハ 朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太總督、南洋群島ニ在リテハ南洋群島長官トシ、地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ、道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方長官トス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

學校卒業者使用制限令施行規則

第一條 學校卒業者使用制限令(以下令ト稱ス)第二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ卒業者ノ卒業ノ前年九月末日迄ニ様式第一

號ニ依リ申請スベシ 第二條 前條ノ申請ニ對スル認可ヲ爲シタル後ニ於テ使用シ得ベキ卒業者アルトキ其ノ他特別ノ必要アルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ令第二條ノ認可ヲ受ケシムルコトヲ得 第三條 令第二條ノ認可ノ申請ハ工場、事業場又ハ事務所別ニ之ヲ爲スベシ 第四條 令第二條ノ認可ヲ受ケタル者卒業者ヲ使用シ又ハ使用セザルニ至リタルトキハ遲滞ナク様式第二號ニ依リ卒業者ノ勤務スル工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官ヲ經由シテ厚生大臣ニ報告スベシ 第五條 令第四條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏應檢スル場合ニハ様式第三號ノ證書ヲ携帶スベシ

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同(昭和十三年八月二十六日)

學校卒業者使用制限令第九號ノ學校ヲ左ノ通指定ス

- 一 大學ノ工業部及理工學部
二 農林工科大学
三 南滿洲工業專門學校
四 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)並ニ朝鮮及臺灣令工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該

- 當スルモノ
(一) 尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
(二) 高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ
(三) 前二號ト同等以上ノモノ
(四) 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部
二 大連工業學校
三 德順工業學校
各種學校
一 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ(夜間授業ノモノヲ除ク)

同(昭和十三年八月二十六日)

學校卒業者使用制限令第一條ノ學科ヲ左ノ通指定ス

- 一 機械工學科(北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム)
二 船舶工學科(造船學科ヲ含ム)
三 航空學科
四 造兵學科
五 電氣工學科(北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)
六 應用化學科(工業化學科及化學工學科及電氣化學科ヲ含ム)
七 探礦冶金學科(礦山及冶金學科、探礦學科、金屬工學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)
八 火藥學科
九 燃料化學科(北海道帝國大學工學部第三部類乙ヲ含ム)
一及五乃至七ノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除ク

學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム

- 一 機械工學科(精密機械科及礦山機械科ヲ含ム)
二 造船工學科
三 航空工學科
四 電氣工學科
五 應用化學科(電氣化學科ヲ含ム)
六 探礦冶金學科(探礦學科、礦山工學科、礦山學科、冶金學科、冶金工學科及探礦工學科ヲ含ム)
七 燃料學科
工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)並ニ專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未満トスルモノ

ノ並ニ之ト同等ノモノヲ含ム

- 一 機械科(計器科、原動機科、探礦機械科、電氣機械科、礦山機械科、化學機械科、木型科、鑄造工學科、鍛造工學科、其他機械科、進ズベキ學科ヲ含ム)
二 造船科
三 航空科(機體製作及航空機關科ヲ含ム)
四 電氣科
五 應用化學科(工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
六 探礦冶金科(探礦科及冶金科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

外國爲替管理法

命令中改正 (昭和十二年十二月十一日) 大藏省令第五十三號

昭和八年大藏省令第七號外國爲替管理法ニ基テ命令ノ件中左ノ通改正

- 正ス
第一條第一項中「輸出シ又ハ其ノ豫備ヲ爲スコトヲ得ズ」ヲ「輸出スルコトヲ得ズ」ニ改ム
第三條第三號中「買賣」ヲ「賣却」ニ改メ同條第五號ヲ第六號トシ第四號ヲ第五號トシ第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
四 外國通貨ヲ對價トスル外國爲替タル圓爲替ノ買入ニシテ賣却ノ相殺ヲ目理トスルモノ
第四條第二號ヲ左ノ如ク改ム
二 再保險又ハ海上保險契約ニ基テ保險金ノ支拂ヲ爲ス爲ニ要ナルトキ
同條第三號中「信託」ヲ「金庫信託」ニ改メ同條第七號及第八號中「五千圓」ヲ「千圓」ニ改ム
第六條ノ二 大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルニ非ザレバ外國ニ在ル外國ノ外貨證券ヲ處分スルコトヲ得ズ但シ第十六條第一項ノ規定ニ依リ支拂期日到来後ニ賣却スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ外國人ニ之ヲ適用セズ

第十條 大蔵大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ外國通貨ヲ以テ表示スル地方債若ハ社債ヲ發行シ又ハ本邦内ニ在ル財產ヲ擔保トシテ外國ニ於テ外國通貨ヲ以テ表示スル借入金若ハ邦貨ヲ以テ表示スル外國居住者ヨリノ借入金ヲ爲スコトヲ得ズ但シ邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ニ居住スル者ヨリ該地域ニ於テ邦貨ヲ以テ表示スル借入金ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條ノ二 大蔵大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ外國居住者ノ債務ニ付擔保ヲ供スルコトヲ得ズ但シ第六條ノ二ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ外國ニ在ル外貨證券ヲ擔保ニ供スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 三 再保險又ハ海上保險契約ニ基テ保險金ノ支拂ヲ爲ス爲必要素ナルトキ
- 同條第四號及第六號中「五千圓」ヲ「千圓」ニ、同條第五號中「旅行信用狀」ヲ「信用狀」ニ改ム
- 第十六條ノ二 大蔵大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ外國ニ在ル不動産、鑛業權、森林伐採權若ハ工業所有權又ハ外國ノ國籍ヲ有スル船舶ヲ取附スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
  - 一 本邦内又ハ邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ニ在ル財產ヲ處分シ該地域ニ在ル財產ヲ取得スルトキ
  - 二 一箇年ヲ通ジ價額五萬圓相當額以下ノ財產ヲ取得スルトキ
  - 三 取得スベキ財產ノ代金ヲ送金シ又ハ之方支拂ヲ爲ス爲第三條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキ
  - 四 鑛業權又ハ工業所有權ノ設定ヲ受クルトキ

- 五 相贈又ハ遺贈ニ因リ取得スルトキ
- 六 官廳ノ取得スルトキ
- 前項ノ規定ハ外國人ガ無償ニテ又ハ外國ニ於テ所有スル財產ヲ以テ前項ニ掲グル財產ヲ取得スル場合ニハ之ヲ適用セズ
- 第十六條ノ三 大蔵大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ事業、營業若ハ出資ヲ受ケ、出資ヲ爲シ又ハ本邦内ニ在ル財產ヲ取得スル爲外國ニ在ル財產ヲ處分スルトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
  - 一 本邦内若ハ邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ニ於ケル事業、營業若ハ出資ヲ受ケ又ハ外國ニ於テ出資ヲ爲ス爲一箇年ヲ通ジ價額五萬圓相當額以下ノ財產ヲ處分スルトキ
  - 二 外國ニ於ケル事業、營業若ハ出資ヲ受ケ又ハ外國ニ於テ出資ヲ爲ス爲一箇年ヲ通ジ價額五萬圓相當額以下ノ財產ヲ處分スルトキ

- 三 第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ外貨證券ヲ取得スルトキ
- 四 第六條ノ二ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ外貨證券ヲ處分スルトキ
- 前項ノ規定ハ外國人ガ外國ニ於テ所有スル財產ヲ處分スル場合ニハ之ヲ適用セズ
- 第十八條第三項中「第十五條及第十六條」ヲ「第六條ノ二、第十條ノ二、第十五條、第十六條、第二十四條ノ二及第二十四條ノ三」ニ改ム
- 第十八條ノ三 大蔵大臣ハ必要ト認ムルトキハ事項及人ヲ指定シテ本令ニ定ムル取引又ハ行爲ノ制限ヲ免除スルコトヲ得
- 第二十二條 昭和十二年十二月一日ニ外國居住者ト邦貨ヲ以テ表示スル預金又ハ消費貸借ノ契約ヲ爲シ居ル者ハ別ニ定ムル所ニ依リ本令施行後一箇月内ニ大蔵大臣ニ報告スベシ但シ其ノ金額千圓未満ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條第一項第七號乃至第九號、第十三號及第十四號ヲ左ノ如ク改ム

七 外國通貨ヲ以テ表示スル債權(外國爲替及外貨證券タルモノヲ除ク)又ハ邦貨ヲ以テ表示スル外國居住者ニ對スル債權ノ讓受

八 外國通貨ヲ以テ表示スル預ケ金又ハ邦貨ヲ以テ表示スル外國居住者ヘノ預ケ金ノ預入又ハ引出

九 外國通貨ヲ以テ表示スル借入金又ハ邦貨ヲ以テ表示スル外國居住者ヘノ貸付金ノ貸付又ハ回收

十三 外國通貨ヲ以テ表示スル預リ金又ハ邦貨ヲ以テ表示スル外國居住者ヨリノ預リ金ノ受入又ハ湯戻

十四 外國通貨ヲ以テ表示スル借入金又ハ邦貨ヲ以テ表示スル外國居住者ヨリノ借入金ノ借入又ハ返済

法律—外國爲替管理法命令中改正

於テ外國居住者ト交互計算勘定其ノ他ノ相殺勘定ヲ有スル者ハ別ニ定ムル所ニ依リ各月ニ於ケル其ノ内容ヲ翌月十五日迄ニ大蔵大臣ニ報告スベシ

第二十四條ノ三 外國ニ於テ事業又ハ營業ヲ爲ス者ハ別ニ定ムル所ニ依リ其ノ事業又ハ營業ニ關シ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄ノ各期間ニ外國ニ於テ生ジタル收入支出及本邦トノ間ノ送金其ノ他資金移動ノ狀況並各期末ニ於テ外國ニ有スル資産負債ノ内容ヲ大蔵大臣ニ報告スベシ

前項ノ規定ニ依リ大蔵大臣ニ提出スベキ報告書ハ各期間經過後一箇月内ニ之ヲ當該地ヨリ發給シ本店若ハ之ニ準ズルモノ又ハ東京所在店舗ニ於テ其ノ接受後遲延ナク提出スベシ

第二十四條ノ四 外國ニ財產(外貨證券、預ケ金、貸付金及信託ノ受益權ヲ除ク)ヲ有スル者ハ別ニ定ムル所ニ依リ其ノ財產ニ

關シ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄ノ各期間ニ於ケル増減ノ内容及各期末ニ於ケル現在高ヲ大蔵大臣ニ報告スベシ但シ該財產ノ期末現在高通ジテ一萬圓相當額未満ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ官廳又ハ外國ニ於テ事業若ハ營業ヲ爲ス者ニ之ヲ適用セズ

第二十六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

外國通貨、外國爲替若ハ外貨證券ヲ有スル者、外國通貨ヲ以テ表示スル預金、消費貸借、信託若ハ保險ノ契約ヲ爲シ居ル者又ハ外國居住者ト邦貨ヲ以テ表示スル預金若ハ消費貸借ノ契約ヲ爲シ居ル者本令施行地内ニ住所ヲ有スルニ至リタルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ翌月十五日迄ニ大蔵大臣ニ届出ツベシ但シ其ノ金額千圓相當額未満ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條中「免除」ヲ「免除シ若ハ報告ノ期限ヲ延長」ニ改ム

第二十九條中「禁止又ハ制限ニ關係アル事項」ヲ禁止若ハ制限又ハ同法第四條ノ處分命令ニ關シ必要ナル事項」ニ改ム

第三十條 大蔵大臣ハ左ニ掲グル財產ヲ有スル者ニ對シ本令ニ定ムルモノノ外之ヲ日本銀行其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ニ費却シ其ノ他之ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スベキコトヲ命ジ又ハ其ノ處分ノ禁止若ハ制限ヲ爲スコトヲ得

一 金地金、外國通貨又ハ外國爲替

- 二 外國通貨ヲ以テ表示スル證券若ハ債權又ハ邦貨ヲ以テ表示スル外國居住者ニ對スル債權
- 三 外國ニ在ル財產ニシテ前二號ニ掲ゲザルモノ
- 第三十八條 昭和十二年十一月三十日以前ニ邦貨ノ強制通用力ヲ有シタル地域ハ本令ノ適用ニ付テハ當分ノ内之ヲ邦貨ノ強制通用

用力ヲ有スル地域ト看做ス  
附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但  
シテ第四條第二號、司條第七號、同  
條第八號、第十一號、第十四號及同條  
第八號ノ改正規定ハ昭和十二年十  
二月十八日ヨリ、第十六條ノ二及  
第十六條ノ三ノ改正規定ハ昭和十  
三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第二十四條ノ二ノ改正規定ニ依リ  
提出スベキ報告書ハ昭和十三年一  
月分ヨリ、第二十四條ノ三及第二  
十四條ノ四ノ改正規定ニ依リ提出  
スベキ報告書ハ昭和十二年七月ヨ  
リ十二月迄ノ期間ノ分ヨリ之ヲ提  
出スベシ

同

(昭和十三年十月八日)  
大藏省令第六十二號  
第三條ノ二 外國ニ旅行セントス  
ル者通貨又ハ外國通貨ヲ外國ニ  
携帶スルトキハ別ニ定ムル所ニ  
依リ出立ニ際シ乘船港所管稅關  
ヲ經テ大藏大臣ニ報告スベシ  
第三條ノ三 大藏大臣ノ許可ヲ受  
タルニ非ザレバ本邦銀行券ノ内  
百圓券ヲ外國ニ送付シ又ハ携帶  
スルコトヲ得ス  
第四條中「前條」ヲ「第三條」ニ

同條第十三號中「千圓」ヲ「百圓  
ニ改ム  
同條但書ヲ左ノ如ク改ム  
但シテ第六號又ハ第十二號ニ掲ゲ  
ル場合ノ外國へノ送付又ハ携帶ニ  
付テハ此ノ限ニ在ラズ  
第二十條ノ四 兩箇外國通貨又  
ハ外國銀行小切手ノ賣却ヲ爲ス  
場合ニハ相手方ガ其ノ買入ニ付  
本令其ノ他外國爲替管理法ニ基  
テ命令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ  
タルコト又ハ許可ヲ受クルノ要  
ナキコトヲ認認スベシ  
第二十三條第一項第十五號中「支  
拂」ノ下ニ「又ハ之ガ受領」ヲ加  
フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但  
シテ第三條ノ二及第三條ノ三ノ改正  
規定ハ昭和十三年十月十五日ヨリ  
之ヲ施行ス

外國爲替管理法  
施行手續中改正

(昭和十二年十二月一日)  
大藏省令第五十四號  
昭和八年大藏省令第八號外國爲替

管理法ニ關スル施行手續中左ノ通  
改正ス  
第七條中「第三條第三號」ヲ「第  
三條第三號又ハ同條第四號」ニ改  
ム  
第八條中「第三條第四號」ヲ「第  
三條第五號」ニ改ム  
第九條中「第三條第五號」ヲ「第  
三條第六號」ニ改ム  
第十條 命令第六條又ハ第六條ノ  
二ノ規定ニ依リ外國爲替券ノ有價  
取得又ハ處分ニ關スル許可申請  
書ニハ左記事項ヲ記載スベシ  
一 申請者ノ住所、職業及氏名  
又ハ商號  
二 外貨證券ノ名稱、金額、數  
額及所在地  
三 對價タル通貨等ノ種類及豫  
定額  
四 外貨證券ノ受渡又ハ擔保差  
入等ノ地  
五 取引ノ相手方又ハ媒介人ノ  
住所、職業及氏名又ハ商號  
六 取得、賣却又ハ擔保差入等  
ノ豫定時期  
七 取得、賣却又ハ擔保差入等  
ヲ必要トスル理由  
八 其ノ他參考トナルベキ事項  
第十三條ノ二 命令第十條ノ二ノ

ル出書」ヲ「第二十二條又ハ第  
二十六條第一項ノ規定ニ依リ報告  
書又ハ出書」ニ、同條第六項中  
「前項ノ出書」ヲ「前項ノ報告  
書又ハ出書」ニ改メ同條第八項  
ヲ第七項トシ第五項ヲ第六項トシ  
第四項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ  
命令第二十四條ノ三第一項ノ規  
定ニ依リ大藏大臣ニ提出スベキ  
報告書ハ正副二通ヲ作成シ最寄  
日本銀行ヲ經テ提出スベシ  
附屬書式第五號ノ三ノ注意上中  
「命令第三條第四號ノ方法ニ依ル  
外國ニ對スル送金」ヲ「其ノ他ノ  
方法ニ依リ外國ニ對スル送金」(交  
互計算勘定其ノ他ノ相殺勘定ヲ通  
ジテ爲ス送金ヲ除ク)ニ改ム  
附屬書式第五號ノ十(二)ノ注意  
2.ヲ3.トシ1.ノ次ニ左ノ一號ヲ  
加フ  
2. 支店、代理店ヲ有スル者ハ本  
店、各支店及各代理店修 別  
紙ニ記載スベシ  
附屬書式第五號ノ十三ノ注意6.ヲ  
左ノ如ク改ム

規定ニ依リ擔保提供ニ關スル許  
可申請書ニハ左記事項ヲ記載ス  
ベシ  
一 申請者ノ住所、職業及氏名  
又ハ商號  
二 擔保提供ノ豫定時期  
三 擔保物ノ種類、數量及所在  
地  
四 債務者タル外國居住者ノ住  
所、職業及氏名又ハ商號  
五 債權者ノ住所、職業及氏名  
又ハ商號  
六 債務ノ金額及主要條件  
七 擔保提供ノ必要トスル理由  
八 其ノ他參考トナルベキ事項  
第十七條ノ左ノ一項ヲ加フ  
前項ノ許可申請書ハ讀出港稅關  
(郵便又ハ鐵道ニ關スル場合ニ  
ハ差出郵便局又ハ讀出港所在地  
ヲ管轄スル稅關)ヲ經テ大藏大  
臣ニ提出スベシ但シ業務上其ノ  
他ノ事由ニ依リ著シク支障アル  
場合ハ最寄稅關ヲ經テ提出スル  
コトヲ得  
第十八條ノ左ノ一項ヲ加フ  
前項ノ許可申請書ニシテ貨物ニ  
關スルモノニ付テハ前條第二項  
ノ規定ヲ準用ス  
第十八條ノ六ヲ第十八條ノ八トシ

ル備考ノ欄ニハ借入金ノ目的ヲ  
記載スルト共ニ擔保ヲ供シ居  
ルモノニ付テハ擔保ノ種類、  
數量及所在地ヲ附記スベシ  
附屬書式第七號ノ一ノ注意1.ヲ左  
ノ如ク改ム  
1. 貨物ノ價額ノ欄ニハ外國居住  
者ニ對スル價額ヲ、買値確定  
セズ若ハ判明セザルモノ又ハ  
買値ナキモノニ付テハ仕向地  
ニ於ケル見込買値ヲ記載シ且  
輸出申告價格又ハ稅關告知書  
記載價格ヲ其ノ右傍ニ括弧書  
スベシ  
送り狀金額ノ欄ニF・O・B  
・C・I・F・等ノ種類ヲ  
附記スベシ  
附屬書式第四號ノ一及第四號ノ二  
ヲ附屬書式第四號ノ一及第四號ノ  
五ノ四、第五號ノ七、第五號ノ八  
及第八號ヲ改メ第五號ノ六ノ二、  
第五號ノ七ノ二、第五號ノ八ノ二  
第五號ノ十二ノ二、第五號ノ十三  
ノ二、第十號及第十一號ヲ加フ

第十八條ノ五ヲ第十八條ノ七トシ  
第十八條ノ四ヲ第十八條ノ六トス  
第十八條ノ四 命令第十六條ノ二  
ノ規定ニ依ル不動產等ノ取得ニ  
關スル許可申請書ニハ左記事項  
ヲ記載スベシ  
一 申請者ノ住所、職業及氏名  
又ハ商號  
二 取得スル不動產ノ種類、數  
量及所在地  
三 取得ノ相手方ノ住所、職業  
及氏名又ハ商號  
四 對價タル通貨等ノ種類、數  
量、價額及所在地  
五 取得ノ豫定時期  
六 取得ノ必要トスル理由  
七 其ノ他參考トナルベキ事項  
第十八條ノ五 命令第十六條ノ三  
ノ規定ニ依ル財產ノ處分ニ關ス  
ル許可申請書ニハ左記事項ヲ記  
載スベシ  
一 申請者ノ住所、職業及氏名  
又ハ商號  
二 出賣先、事業、營業若ハ出  
賣ノ受取又ハ財產ノ取得ノ相  
相手方ノ住所、職業及氏名又ハ

商號  
三 出賣又ハ出賣ノ受取ノ場合  
ニハ出賣額及出賣先ノ事業又  
ハ營業ノ財產及利益ノ状況  
四 事業又ハ營業ノ受取ノ場合  
ニハ事業又ハ營業ノ所在地、  
種類財產及利益ノ状況  
五 財產ノ取得ノ場合ニハ財產  
ノ種類、數量、價額及所在地  
六 讓受又ハ取得ノ對價タル通  
貨等ノ種類、數量、價額及所  
在地  
七 處分スル財產ノ種類、數量  
價額及所在地  
八 處分出賣、讓受又ハ取得ノ  
豫定時期  
九 處分及出賣、讓受又ハ取得  
ノ必要トスル理由  
十 其ノ他參考トナルベキ事項  
第二十一條第一項中「第二十條又  
ハ第二十一條乃至第二十三條」ヲ  
「第二十條、第二十一條、第二十  
三條、第二十四條ノ二又ハ第二十  
四條ノ四第一項」ニ、同條第五項  
中「第二十六條第一項ノ規定ニ依

ル出書」ヲ「第二十二條又ハ第  
二十六條第一項ノ規定ニ依リ報告  
書又ハ出書」ニ、同條第六項中  
「前項ノ出書」ヲ「前項ノ報告  
書又ハ出書」ニ改メ同條第八項  
ヲ第七項トシ第五項ヲ第六項トシ  
第四項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ  
命令第二十四條ノ三第一項ノ規  
定ニ依リ大藏大臣ニ提出スベキ  
報告書ハ正副二通ヲ作成シ最寄  
日本銀行ヲ經テ提出スベシ  
附屬書式第五號ノ三ノ注意上中  
「命令第三條第四號ノ方法ニ依ル  
外國ニ對スル送金」ヲ「其ノ他ノ  
方法ニ依リ外國ニ對スル送金」(交  
互計算勘定其ノ他ノ相殺勘定ヲ通  
ジテ爲ス送金ヲ除ク)ニ改ム  
附屬書式第五號ノ十(二)ノ注意  
2.ヲ3.トシ1.ノ次ニ左ノ一號ヲ  
加フ  
2. 支店、代理店ヲ有スル者ハ本  
店、各支店及各代理店修 別  
紙ニ記載スベシ  
附屬書式第五號ノ十三ノ注意6.ヲ  
左ノ如ク改ム

規定ニ依リ擔保提供ニ關スル許  
可申請書ニハ左記事項ヲ記載ス  
ベシ  
一 申請者ノ住所、職業及氏名  
又ハ商號  
二 擔保提供ノ豫定時期  
三 擔保物ノ種類、數量及所在  
地  
四 債務者タル外國居住者ノ住  
所、職業及氏名又ハ商號  
五 債權者ノ住所、職業及氏名  
又ハ商號  
六 債務ノ金額及主要條件  
七 擔保提供ノ必要トスル理由  
八 其ノ他參考トナルベキ事項  
第十七條ノ左ノ一項ヲ加フ  
前項ノ許可申請書ハ讀出港稅關  
(郵便又ハ鐵道ニ關スル場合ニ  
ハ差出郵便局又ハ讀出港所在地  
ヲ管轄スル稅關)ヲ經テ大藏大  
臣ニ提出スベシ但シ業務上其ノ  
他ノ事由ニ依リ著シク支障アル  
場合ハ最寄稅關ヲ經テ提出スル  
コトヲ得  
第十八條ノ左ノ一項ヲ加フ  
前項ノ許可申請書ニシテ貨物ニ  
關スルモノニ付テハ前條第二項  
ノ規定ヲ準用ス  
第十八條ノ六ヲ第十八條ノ八トシ





- ホップ、没食子其ノ他ノタンニ  
ン材料、阿仙栗其ノ他ノタンニ  
ンエキス、生ゴム、セラック、  
松脂、其ノ他ノゴム及樹脂、苛  
性ソーダ（粗製ノモノ）ソーダ  
灰、硝酸ソーダ（粗製ノモノ）  
硫酸カリ（粗製ノモノ）硫酸ア  
ンモン（粗製ノモノ）ベンゾー  
ル、トルオール、其ノ他ノコー  
ルタール分油物生成品、カゼイ  
ン、其ノ他ノ薬材、化学薬及製  
薬、薬材、化学薬及製薬ノ調合  
品、鹽類
- 第七類 染料、顔料、塗料及填充  
料  
合成染料、其ノ他ノ染料、顔料  
漆液、其ノ他ノ塗料及填充料  
第八類 綿織、蠶織及同材料、質  
綿、海綿、絹織綿、亞麻、苧麻  
及ラミー、大麻、苧麻、マニラヘ  
ンブ、サイザル麻、其ノ他ノ植  
物纖維、羊毛【カード又ハコー  
ムシタルモノ、其ノ他】山羊毛  
及山羊毛、野蠶絲、絹及故織【落
- 綿、ノイル、其ノ他】故織靴下  
其ノ他  
第九類 布帛及同製品、毛織物、  
麻袋、其ノ他  
第十類 衣類及同製品  
衣類及同製品  
第十一類 紙、パルプ、人絹用パ  
ルプ、印刷料紙、其ノ他  
第十二類 磁物及同製品  
研磨用磁物材料、雲母、石炭及  
同製品、燐礦石、石灰、ボーキ  
サイト、其ノ他  
第十三類 ガラス、同製品及粘土  
製品  
ガラス板、其ノ他  
第十四類 鑛及金屬  
鑛（マツト、ボツトム及鑛滓ヲ  
含ム）【鐵鑛、錳鑛、マンガン  
鑛、モリブデン鑛、亞鉛鑛、タン  
グステン鑛、アンチモン鑛、タ  
ロム鑛、其ノ他】白金、銀【銑  
鐵、フエロマンガシ、フエロシ  
リゴン、フエロクロム、フエロ  
タングステン、フエロモリブデ  
ン、フエロワナヂウム、其ノ他  
第十五類 金屬製品  
壓縮ガス填充用鐵シリンドラ、其  
ノ他  
第十六類 時計、學術器、銃砲、  
船車及機械類  
時計及同部分品、メーター類、寫  
真機及同部分品、其ノ他ノ學術  
器、銃砲及同部分品、自動車、自  
動車部分品【シヤシ、其ノ他】  
其ノ他ノ車輛及同部分品、船舶  
汽機、同部分品及同製品、内燃  
機【自轉車及自動車用ノモノ  
其ノ他】ミシン、同部分品及附  
屬品、金屬工作機械【旋盤、ポ  
ール盤、中グリ盤、フライス盤  
研磨盤、鑽切盤、平削器、形削  
盤、彫削盤、金切鋸盤、其ノ他】  
木工工作機械、其ノ他ノ機械、靴  
受及ベアリングボール、針布、  
其ノ他ノ機械部分品  
第十七類 雜品  
木材【米材及北洋材、南洋材、  
其ノ他】寫真用フィルム（感光  
性ノモノ）【活動寫真用ノモノ  
其ノ他】肥料、肥料【豆粕  
其ノ他】其ノ他

輸出入品臨時措置  
置法改正

（昭和十三年五月二十四日）  
法律第八十五號改正

第一條 政府ハ支那事變ニ關シシ  
國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲メ  
ニ必要アリト認ムルトキハ命令  
ノ定ムル所ニ依リ物品ヲ指定シ  
輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ  
爲スコトヲ得

第二條 政府ハ支那事變ニ關シシ  
國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲メ  
ニ必要アリト認ムルトキハ輸入  
ノ制限其ノ他ノ事由ニ因リ需給  
關係ノ調整ヲ必要トスル物品ニ  
付左ノ措置ヲ爲スコトヲ得

一 命令ノ定ムル所ニ依リ當該  
物品ヲ原料トスル製品ノ製造  
ニ關シ必要ナル事項ヲ命令シ又  
ハ制限ヲ爲スコト

二 當該物品又ハ之ヲ原料トス  
ル製品ノ配給、運渡、使用又  
ハ消費ニ關シ必要ナル命令ヲ

爲スコト  
第二條ノ二 前條ノ物品ノ需給ニ  
關係アル産業ヲ營ム者又ハ其ノ  
組織スル團體ハ當該物品ノ需給  
關係ヲ調整スル爲メ政府ノ認可ヲ  
受ケ需給調整協議會ヲ組織スル  
コトヲ得

前項ノ者需給調整協議會ヲ組織  
セザル場合ニ於テ政府支那事變  
ニ關シ國民經濟ノ運行ヲ確保  
スル爲メ必要アリト認ムルト  
キハ前項ノ者ニ對シ需給調整協  
議會ノ組織ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ組織ヲ命ゼラ  
レタル者其ノ認可ヲ申請セザル  
トキハ政府ハ規約ノ作成其ノ他  
組織ニ關シ必要ナル處分ヲ爲ス  
コトヲ得

需給調整協議會ノ成立アリタル  
トキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其  
ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ其  
ノ會員トス

第三條ノ三 政府ハ支那事變ニ關  
シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル  
爲メ必要アリト認ムルトキハ

需給調整協議會ニ對シ當該物品  
ノ需給關係ノ調整ニ關シ必要ナ  
ル決定ヲ爲スベキコトヲ命ジ又  
ハ需給調整協議會ノ會員ニ對シ  
需給調整協議會ノ決定ニ從フベ  
キコトヲ命ズルコトヲ得

第二條ノ四 本法ニ定ムルモノノ  
外需給調整協議會及需給調整協  
議會ニ依リ需給關係ノ調整ニ關  
シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之  
ヲ定ム

第三條 政府ハ第一條ノ制限若ハ  
禁止又ハ前二條ノ命令若ハ處分  
ニ關係アル事項ニ付報告ヲ受シ  
又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコ  
トヲ得

第四條 第一條ノ規定ニ依リテ爲  
ス制限又ハ禁止ニ違反シテ輸出  
又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシ  
タル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一  
萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ輸出又ハ輸  
入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物  
品ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持  
スルモノヲ沒收スルコトヲ得、

第七條 法人ノ代表者又ハ法人若  
ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ  
從業者其ノ法人又ハ人ノ業務  
ニ關シテ前二條ノ違反行為ヲ爲  
シタルトキハ行政官若シテ罰金ノ  
外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前二  
條ノ罰金刑ヲ科ス

第八條 本法ノ罰則ハ本法施行地

ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有ス  
ル法人ノ代表者、代理人、使用  
人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地  
外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ  
適用ス、本法施行地ニ住所ヲ有  
スル人又ハ其ノ代理人、使用人  
其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外  
ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本法ハ支那事變終了後一年內ニ之  
ヲ廢止スルモノトス

臨時輸出入許可  
規則中改正

(昭和十三年三月二十三日)  
(農工省令第十號)

臨時輸出入許可規則中左ノ通改正  
ス  
第一條ノ二 關稅定率法別表輸入  
稅表ニ掲グル物品ニシテ本則ノ  
別表丁號ニ掲グルモノハ原價百  
圓ヲ超エザルモノヲ除クノ外商  
工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレ

輸入稅 表番號	品 名	同 (昭和十三年七月一日) (農工省令第四十七號)
四五八ノ内	銅、鉛、錫、銀、鎳、亞鉛、ニッケル、鐵及安知母尼、白金	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
四六四	銅	同
四六五	鉛	同
四六六	錫	同
四六七	亞鉛	同
四六九ノ内	水銀	同
四七〇	安知母尼及硫化安知母尼	同
四七一	眞鍮及青銅	同

四七一 眞鍮及青銅  
附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
同 (昭和十三年七月一日)  
(農工省令第四十七號)  
臨時輸出入許可規則中左ノ通改正  
ス  
第一條但書ヲ別ル  
別表丙號輸入稅表番號第二百七十  
四號ノ内ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加  
フ  
二八二 羊毛、山羊毛及駱駝  
毛  
同第二百九十五號ノ内ノ項ヲ左ノ  
如ク改ム  
二九五ノ内 肩ノ綿織維(長二  
分ノ一吋以上ノ綿  
織維ノ重量全綿  
織維ノ重量ノ百分  
ノ五十ヲ超エザル  
モノ及油ノ附着シ  
タル綿織維ニシテ  
油ノ重量全重量ノ  
百分ノ六ヲ超エタ

關稅定率法中改正

(昭和十三年三月三十一日)  
(法律第六十三號)

關稅定率法中左ノ通改正ス  
第九條第二項中「輸入原料品ニシ  
テ」ノ下ニ「製用用毛」ヲ加フ  
別表輸入稅表中左ノ如ク改ム  
第五百五十號ノ二ヲ左ノ如ク改ム

五五〇ノ二	金錢登錄機、計算機其ノ他類似ノモノ及同部分品	從 價 五 割
-------	------------------------	---------

第六百十二號第一項己ノ四ヲ左ノ如ク改ム

己ノ四	モミ屬(トドマツ等)、タウヒ屬(エ ゾマツ、スブルス等)、マツ屬(紅 松等)及カラマツ屬(落葉松等) イ マツ屬(紅松等) ロ 其ノ他 ロノ一 厚二百ミリメートルヲ超エザル モノ ロノ二 其ノ他(丸太及樹材ヲ含ム)	無 稅
-----	--	-----

第六百二十號中「ヴァナヂウム」  
ヲ「ワナヂウム、鐵」ニ改ム  
附 則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
(參照)

明治四十三年四月十五日  
公布法律第五十四號關稅  
定率法抄錄

第九條第二項  
輸入原料品ニシテ纖維素バルブ  
機械用若ハ工業用ニ供スル爲シ

法律—對伊太利貿易規定、工作機械製造事業法

對伊太利貿易規定

(昭和十三年十月十二日)  
(農工省告示第二百九十五號)

貿易組合法施行規則第三十一條ノ  
規定ニ依リ左ノ通定ム  
日本伊太利輸出組合ノ地區(内地  
一圓)内ニ於テ伊太利國(殖民地  
及屬地ヲ除ク)ニ販賣ノ目的ヲ以  
テ商品ヲ輸出ス者ハ昭和十三

工作機械製造事  
業法

(昭和十三年三月二十九日)  
(法律第四十號)

第一條 本法ハ國防ノ整備及産業  
ノ發達ヲ期スル爲本邦ニ於ケル  
工作機械製造事業法ノ獨立ヲ圖  
ルコトヲ目的トス



第二條 本法ニ於テ工作機械製造事業ト稱スルハ命令ヲ以テ定ムル工作機械ノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

第三條 工作機械製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ其ノ設備ガ命令ノ定ムル規模ニ達セザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス

前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第五條 第三條ノ許可ヲ受ケタル會社(工作機械製造會社)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

工作機械製造會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第三條ノ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第六條 工作機械製造會社其ノ設備ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第七條 工作機械製造會社政府ノ許可ヲ受ケ本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ新設シ又ハ増設シタルトキハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年

間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム工作機械製造事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

前項ノ工作機械製造會社其ノ設備完成前其ノ一部ヲ以テ工作機械製造事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 北海道、府縣及市町村其ノ他ニ指ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル工作機械製造會社ニハ其ノ至除セラレタル事業ニ對シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 第七條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受タベキ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事實アル者ハ前條第七條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅

免除期間ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承繼ス

第十條 工作機械製造會社政府ノ許可ヲ受ケ本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ新設シ又ハ増設シ其ノ設備ニ付命令ノ定ムル規模以上ノ設備ヲ新設シ又ハ増設シ其ノ償却額ガ其ノ設備完成ノ日ノ屬スル營業年度ノ營業年度ヨリ起算シ一年ヲ營業年度トスルモノニ在リテハ第五條營業年度末、六月ヲ營業年度トスルモノニ在リテハ第十條營業年度末ニ於テ該設備ノ償却額ノ六割ニ達セザルトキハ政府ハ之ニ達セシムベキ金額ヲ補助スベシ

前項ニ規定スル最終營業年度ノ營業年度以降毎營業年度ニ於テ該設備ヲ以テ營ム工作機械製造事業ヨリ生ズル利益金額ガ命令ヲ以テ定ムル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依リ補助金ノ償還

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ工作機械製造會社ノ事務所、營業所、工場倉庫其ノ他ノ場所ニ監視シ業務否ハ財產ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ提出セシムベシ

ニ充ツベシ

第十一條 詐欺ノ行爲ヲ以テ前條ノ規定ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ金額ヲ返還セシム

前項ノ規定ニ依リ返還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第十二條 工作機械製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

第十三條 工作機械製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第十四條 工作機械製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル爲國法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ發行

集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ繰込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財產ガ繰込ミタル株金額ニ該當ザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ關スルモノヲ抵當ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 工作機械製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

工作機械製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第十六條 第十條第一項ノ規定ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケタル工作

機械製造會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 第十條第一項ノ規定ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケタル工作機械製造會社ハ同項ニ規定スル最終營業年度迄毎營業年度ニ於ケル利益金額ノ處分ニ付政府ノ認可ヲ受クベシ

第十條第一項ノ規定ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケタル工作機械製造會社ハ同條第二項ノ規定ニ依リ補助金ノ償還ヲ終了スル營業年度迄毎營業年度ニ於ケル利益金額ノ處分ニ付亦前項ニ同ジ

第十八條 政府ハ工作機械製造會社ニ對シ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ工作機械製造會社ニ對シ營業及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ工作機械製造會社ノ事務所、營業所、工場倉庫其ノ他ノ場所ニ監視シ業務否ハ財產ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ提出セシムベシ

第十九條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ工作機械製造會社ニ對シ工作機械ノ販賣價格若ハ販賣條件ノ變更ヲ命ズ又ハ工作機械ノ需要供給ヲ調節スル爲必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府公益上必要アリト認ムルトキハ工作機械製造會社ニ對シ其ノ設備ノ擴張又ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ工作機械製造會社ニ對シ特殊ノ工作機械ノ製造、工作機械ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ工作機械製造會社ノ事務所、營業所、工場倉庫其ノ他ノ場所ニ監視シ業務否ハ財產ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ提出セシムベシ

第二十一條 第十九條第二項又ハ前條ノ規定ニ依リ爲シタル命令ニ因リ生ジタル損失ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

罰則ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

關稅定率法別表輸入稅表ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物品ノ價格ノ五割ニ相當スル金額以下ノ輸入稅ヲ課スルコトヲ得

第二十五條 政府ハ工作機械製造會社ヲ除ク外工作機械部分品ノ製造ヲ爲ス者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ業務又ハ設備ノ狀況ニ關シ必要ナル事項ヲ届出デシムルコトヲ得

第二十二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル工作機械ノ試作ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

第二十六條 政府第三條ノ許可、第六條ノ許可(命令ノ定ムル規模以上ノ設備ニ關スルモノニ限ル)、第十九條ノ命令、第二十一條ノ補償金額ノ決定又ハ第二十三條ノ制限ヲ爲サントスルトキハ工作機械製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ

第二十三條 工作機械ノ輸入ガ工作機械製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ工作機械ノ輸入ヲ制限スルコトヲ得

第二十七條 工作機械製造會社本法若ハ本法ニ基キテ設スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限スルコトヲ得

第二十四條 工作機械ノ輸入ニ因リ其ノ市價ノ低落ヲ來シ工作機械製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關稅調查委員會ノ議ヲ經テ期間ヲ定メ工作機械ニ對シ

工作機械製造事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

止シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ、取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監督役ノ解任ヲ爲シ又ハ之ニ對シ罰則ノ規定ニ依リ補給金ノ全部若ハ一部ヲ交付セズ若ハ交付シタル補給金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得

第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ工作機械製造事業ヲ營ミタル者
- 二 第二十三條ノ規定ニ依リ制限ニ違反シテ工作機械ノ輸入ヲ爲シタル者
- 三 第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第六條ノ規定ニ違反シテ設備ヲ増設シ又ハ變更シタル者
- 二 第十五條第一項ノ規定ニ違反シテ事業ヲ演進シ、廢止シ又ハ休止シタル者
- 三 第十六條第一項ノ規定ニ違反シテ事業計畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届出デタル事業計畫ヲ實施セザル者
- 四 第十六條第二項ノ規定ニ依リ變更命令ニ違反シテ事業計畫ヲ實施シタル者
- 五 第十七條ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ利益金ノ處分ヲ爲シタル者
- 六 第十九條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者
- 七 第二十條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者

第三十條 第十八條第二項ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第十八條第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 二 第十八條第三項ノ規定ニ依リ該管官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ隠蔽シ又ハ其ノ質問

第二十八條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

附 則

第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ適用ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(勅令第四百九十九號ヲ以テ昭和十三年七月十一日ヨリ施行)

本法施行ノ際現ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ工作機械製造事業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

前項ノ者ニシテ本法施行ノ際現ニ第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第十條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

工作機械製造事業法施行令

(昭和十三年七月八日)

(勅令第五百號)

第一條 工作機械製造事業法第二條ノ工作機械ハ切削研削用ノ金屬工作機械トス

第二條 工作機械製造事業法第三條ノ許可ハ工場毎ニ之ヲ爲スモノトス

第三條 二以上ノ工場ニ於テ工程ヲ分辦シテ工作機械ノ製造ヲ行フ場合ハ其ノ範圍内ニ於テ之ヲ一ノ工場ト看做ス

第四條 工作機械製造事業法第三條第一項但書ノ規模ハ一ノ工場ニ於テ設備タル工作機械二百臺ヲ備アルモノトス但シ命令ノ定ムル工作機械ヲ製造スル者ニ在リテハ其ノ製造ニ用フル設備タル工作機械五十臺ヲ備アルモノトス

反シテ事業計畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届出デタル事業計畫ヲ實施セザル者

第十六條第二項ノ規定ニ依リ變更命令ニ違反シテ事業計畫ヲ實施シタル者

第十七條ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ利益金ノ處分ヲ爲シタル者

第十九條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者

第二十條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者

第十八條第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第十八條第三項ノ規定ニ依リ該管官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ隠蔽シ又ハ其ノ質問

第十八條第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第十八條第三項ノ規定ニ依リ該管官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ隠蔽シ又ハ其ノ質問

第三十二條 營業者ハ其ノ代理人、店主、家族、雇人其ノ他ノ従業員若ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ設スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指廻ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十三條 本法又ハ本法ニ基キテ設スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 第二十五條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(勅令第四百九十九號ヲ以テ昭和十三年七月十一日ヨリ施行)

本法施行ノ際現ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ工作機械製造事業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

前項ノ者ニシテ本法施行ノ際現ニ第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第十條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

工作機械製造事業法施行令

(昭和十三年七月八日)

(勅令第五百號)

第一條 工作機械製造事業法第二條ノ工作機械ハ切削研削用ノ金屬工作機械トス

第二條 工作機械製造事業法第三條ノ許可ハ工場毎ニ之ヲ爲スモノトス

第三條 二以上ノ工場ニ於テ工程ヲ分辦シテ工作機械ノ製造ヲ行フ場合ハ其ノ範圍内ニ於テ之ヲ一ノ工場ト看做ス

第四條 工作機械製造事業法第三條第一項但書ノ規模ハ一ノ工場ニ於テ設備タル工作機械二百臺ヲ備アルモノトス但シ命令ノ定ムル工作機械ヲ製造スル者ニ在リテハ其ノ製造ニ用フル設備タル工作機械五十臺ヲ備アルモノトス

反シテ事業計畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届出デタル事業計畫ヲ實施セザル者

第十六條第二項ノ規定ニ依リ變更命令ニ違反シテ事業計畫ヲ實施シタル者

第十七條ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ利益金ノ處分ヲ爲シタル者

第十九條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者

第二十條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者

第十八條第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第十八條第三項ノ規定ニ依リ該管官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ隠蔽シ又ハ其ノ質問

第十八條第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第十八條第三項ノ規定ニ依リ該管官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ隠蔽シ又ハ其ノ質問



リテハ最近一年間ニ於ケル製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類

九 事業收支目録見書

十 定款、登記簿ノ原本、財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿

十一 工作機械製造事業法第四條第一項第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

十二 工作機械製造事業以外ノ事業ヲ營業スル場合ニ於テハ其ノ營業事業ノ概要ヲ記載シタル書類

第三條 前條ノ規定ハ工作機械製造事業法施行令第七條ニ規定スル規模以上ノ設備ノ増設ニ付工作機械製造事業法第六條ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ適用ス

設シ又ハ變更セントスル設備及其ノ製造能力ヲ記載シタル許可申請書ニ工事ノ着手及完成ノ豫定期間ヲ記載シタル書類並ニ前條第二項第五號乃至第九號ニ掲グル書類(最近一年間ニ於ケル製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類ヲ除ク)ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第四條 工作機械製造事業法第三條又ハ第六條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ設備ヲ完成シ又ハ其ノ事業ヲ開始シタルトキハ前項ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第五條 工作機械製造事業法施行令第七條、第九條及第十八條ニ於テ設備ノ價額トアルハ七地ノ價額ヲ含マザルモノトス

第六條 工作機械製造事業法第七條第一項ノ許可ハ同法第三條又ハ第六條ノ許可申請ト同時ニ商工大臣ニ之ヲ申請スベシ

第七條 前條ノ規定ハ工作機械製造事業法第十條第一項ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ適用ス

第八條 工作機械製造事業法施行令第十四條ノ物品ハ左ニ掲グルモノトス

一 關稅定率表別表輸入税表ニ掲グル物品ニシテ本則ノ別表ニ掲グルモノ

二 前號ニ該當スル器具又ハ機械ノ部分品及附屬品

三 第一號ニ該當スル機械ト共ニ一組トシテ輸入セラルル附屬動機及其ノ附屬裝置

第九條 工作機械製造事業法第十條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 輸入セントスル物品ノ品名、型式、能力、性質、數量及價額

二 輸入セントスル物品ノ用途

三 輸入ノ必要トスル事由

四 製造者及輸出者

五 輸入豫定ノ時期及港

前項第五號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫定メ之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

大臣ニ届出ヅベシ

第十條 工作機械製造事業法施行令第十六條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ輸入認可書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 用途ヲ變更セントスル物品ノ品名、數量及用途

二 變更セントスル用途

三 用途ノ變更ヲ必要トスル事由

四 輸入ノ年月日及港

第十一條 工作機械製造事業法施行令第十七條但書ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ輸入認可書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 輸入シタル物品ノ品名、數量及用途

二 延長セントスル期間

三 期間ノ延長ヲ必要トスル事由

第十二條 工作機械製造事業法第

十二條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ目的タル用途ニ供シタルトキハ通關ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書ニ輸入認可書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 輸入シタル物品ノ品名、數量及用途

二 用途ニ供シタル年月日

三 輸入ノ年月日及港

工作機械製造事業法第十二條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ目的タル用途ニ供セザルニ至リタルトキハ通關ナク其ノ事由並ニ前項第一號及第三號ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書ニ輸入認可書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第十三條 工作機械製造事業法第十三條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 増加スベキ資本ノ總額及第一回拂込ノ時期及金額

二 資本増加ノ方法

三 資本増加ヲ必要トスル事由

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 事業擴張ニ關スル説明書

二 増加スベキ資本ヲ以テ支拂セントスル設備ノ概要ヲ記載シタル書類(工事費概算書ヲ添附スベシ)

三 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議書ノ原本

四 會社ノ資本及拂込ミタル株主總會ノ登記簿

五 最終ノ貸借対照表

第十四條 工作機械製造事業法第十四條第一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 社債ノ總額

二 社債ノ利率

三 社債募集ヲ必要トスル事由

前項ノ場合ニ於テ擔保附社債信託法ニ依リ社債ノ總額ヲ數回ニ分子發行セントスルモノナルト

キハ認可申請書ニ前項第一號及第三號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 社債ノ總額ヲ數回ニ分子發行スル旨ノ表示

二 社債ノ利率ノ最高限度

前二項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 社債ヲ以テ支拂セントスル設備ノ概要ヲ記載シタル書類(工事費概算書ヲ添附スベシ)

二 社債募集ニ關スル株主總會ノ決議書ノ原本

三 會社ノ資本及拂込ミタル株主總會ノ登記簿

四 最終ノ貸借対照表

五 前二社債ノ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額ノ登記簿

六 信託證書案

七 工場抵當法ニ代リ抵當ト爲スベキ物件ノ目録

八 前號ノ擔保物件ノ總額價格ヲ最終ノ財産目録ノ科目別ニ記載シタル書類

第一項ノ場合ニ於テ工作機械製造事業法第十四條第三項但書ノ規定ニ依リ擔保ヲ供セズシテ社債ヲ募集セントスルモノナルトキハ認可申請書ニ第一項各號ニ掲グル事項ノ外擔保ヲ供セザル特別ノ事由ヲ詳記シ前項第一號乃至第五號ニ掲グル書類並ニ社債發行ノ條件及社債募集ノ方法ニ關スル説明書ヲ添附スベシ

第十五條 工作機械製造事業法第十四條第一項ノ認可ヲ受ケタル後信託契約又ハ擔保物件ニ變更アリタルトキハ通關ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第十六條 工作機械製造事業法第十五條第一項ノ規定ニ依リ工作機械製造事業ノ擴張ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 擴張スベキ事業ノ範圍

二 擴張ノ價格及時期

三 擴張ヲ必要トスル事由

四 事業ノ全部ヲ擴張スル場合

ニ於テハ譲受人ニ付第二條第一項各號ニ掲グル事項  
 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ  
 一 譲渡契約ヲ證スル書類  
 二 譲渡價格算定ノ基礎ヲ明カニスル書類  
 三 譲渡ニ關スル株主總會ノ決議ノ原本  
 四 事業ノ全部ヲ譲渡スル場合ニ於テハ譲受人ニ付第二條第一項各號ニ掲グル書類  
 二項各號ニ掲グル書類  
 事業ノ全部ヲ譲渡スル場合ニ於テハ第一項ノ許可申請書ニ譲受人運入運出スベシ  
 第十七條 工作機械製造事業ノ譲渡終了シタルトキハ譲渡人ハ起テシタル之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ  
 事業ノ全部ヲ譲渡シタル場合ニ於テハ前項ノ届出書ニ譲受人運入運出スベシ  
 第十八條 工作機械製造事業社其ノ事業ノ全部若ハ一部ノ廢止、全部ノ休止又ハ六月以上ニ亘ル一

部ノ休止ヲ爲サントスルトキハ其ノ事由及休止ノ期間ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
 工作機械製造事業社其ノ事業ノ一月以上六月未満ノ一部ノ休止ヲ爲ストキハ前項ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ  
 工作機械製造事業社前二項ニ依リ休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキハ前項ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ  
 第十九條 工作機械製造事業法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合併ノ決議ヲ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ニ營業者連署ノ上之ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
 一 合併ノ方法及條件  
 二 合併ノ時期  
 三 合併ヲ必要トスル事由  
 四 合併後存置スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第二條第一項各號ニ掲グル事項前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル

書類ヲ添附スベシ  
 一 合併契約ヲ證スル書類  
 二 合併條件決定ノ基礎ヲ明カニスル書類  
 三 合併後存置スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第二條第一項第一號乃至第九號及第十二號ニ掲グル書類並ニ定款  
 四 合併ニ關スル株主總會ノ決議ノ原本  
 五 合併ノ當時者タル會社ノ商法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ作成シタル財産目録及貸借對照表  
 六 合併ノ相手方ガ工作機械製造事業社ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ定款、登記簿ノ原本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿  
 第二十條 工作機械製造事業社ノ合併終了シタルトキハ合併後存置スル會社又ハ合併ニ因リテ設立

シタル會社ハ前項ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ  
 前項ノ届出書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ  
 一 登記簿ノ原本  
 二 株主名簿  
 三 工作機械製造事業法第四條第一項第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類  
 第二十一條 工作機械製造事業法第十五條第二項ノ規定ニ依リ解散ノ決議ヲ認可ヲ受ケントスル者ハ解散ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル許可申請書ニ解散ニ關スル株主總會ノ決議ノ原本ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
 第二十二條 工作機械製造事業法第十條第一項ノ認可ヲ受ケタル工作機械製造事業社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル營業年度ノ事業計畫書ヲ營業年度開始ノ一月前迄ニ商工大臣ニ提出スベシ  
 一 事業計畫ノ概要

二 設備ノ増設又ハ變更計畫ノ概要  
 三 揚業計畫ノ概要  
 四 製造及販賣ノ數量及價額  
 五 収支決算

四 財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益金ノ處分ニ關スル株主總會ノ決議ノ原本  
 第二十四條 工作機械製造事業社ハ毎年二月末日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年ノ事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
 一 製造及販賣ノ數量及價額  
 二 年末ニ於ケル設備ノ概要  
 三 年末ニ於ケル従業員數  
 四 作業ノ概況  
 第二十五條 工作機械製造事業社ハ營業年度毎ニ株主總會終結後連日ナク工作機械製造事業法第十條第七條第一項又ハ第二項ノ認可ヲ受ケベキ者ニ在リテハ株主名簿及工作機械製造事業法第四條第一項第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類ヲ、其ノ他ノ者ニ在リテハ工作機械製造事業ノ収支決算書ニ財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類、株主名簿及工作機械製造

事業法第四條第一項第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
 第二十六條 工作機械製造事業社ハ毎月十五日迄ニ其ノ前月ノ業務及財産ノ状況ヲ記載シタル事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
 第二十七條 工作機械製造事業社ヲ除クノ外工作機械又ハ工作機械部分品ノ製造ヲ爲ス者ハ毎年二月末日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年ノ事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
 一 製造及販賣ノ數量及價額  
 二 年末ニ於ケル設備ノ概要  
 三 年末ニ於ケル従業員數  
 第二十八條 工作機械製造事業法第十八條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

タベキ工作機械製造事業ヲ營ム者ハ本則施行後三月以内ニ第二條第一項各號ニ掲グル事項及最近一年間ニ於ケル製造及販賣ノ實際ヲ記載シタル書類ニ關シテ第二條第一項乃至第四號、第七號及第十號乃至第十二號ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
 工作機械製造事業法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ工作機械製造事業ヲ營ム者ハ本則施行ノ際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在リ者ハ本則施行後三月以内ニ第二條第一項各號ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
 第二項ノ規定ニ該當スル者ニシテ本則施行ノ際現ニ工作機械製造事業法第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在リ者ハ本則施行後三月以内ニ製造品ノ種類並ニ増設シ又ハ變更セんとスル設備及其ノ製造能力ヲ記載シタル書類ニ工事完成ノ豫

二 當該營業年度ニ於ケル工作機械製造事業法第十條第一項ノ規定ニ依ル價額又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル償還額ヲ記載シタル書類(計算書ヲ添付スベシ)  
 三 第一號ニ掲グル事業以外ノ事業ノ収支決算書

附 則  
 本則ハ工作機械製造事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 本則施行ノ際現ニ工作機械製造事業法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受

本則施行後三月以内ニ第二條第一項各號ニ掲グル事項及最近一年間ニ於ケル製造及販賣ノ實際ヲ記載シタル書類ニ關シテ第二條第一項乃至第四號、第七號及第十號乃至第十二號ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
 工作機械製造事業法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ工作機械製造事業ヲ營ム者ハ本則施行ノ際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在リ者ハ本則施行後三月以内ニ第二條第一項各號ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
 第二項ノ規定ニ該當スル者ニシテ本則施行ノ際現ニ工作機械製造事業法第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在リ者ハ本則施行後三月以内ニ製造品ノ種類並ニ増設シ又ハ變更セんとスル設備及其ノ製造能力ヲ記載シタル書類ニ工事完成ノ豫

タベキ工作機械製造事業ヲ營ム者ハ本則施行後三月以内ニ第二條第一項各號ニ掲グル事項及最近一年間ニ於ケル製造及販賣ノ實際ヲ記載シタル書類ニ關シテ第二條第一項乃至第四號、第七號及第十號乃至第十二號ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
 工作機械製造事業法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ工作機械製造事業ヲ營ム者ハ本則施行ノ際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在リ者ハ本則施行後三月以内ニ第二條第一項各號ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
 第二項ノ規定ニ該當スル者ニシテ本則施行ノ際現ニ工作機械製造事業法第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在リ者ハ本則施行後三月以内ニ製造品ノ種類並ニ増設シ又ハ變更セんとスル設備及其ノ製造能力ヲ記載シタル書類ニ工事完成ノ豫

定期期ヲ記載シタル書類及第二條  
第二項第五號乃其第九號(最近一  
年間ニ於ケル製造及販賣ノ實績ヲ  
記載シタル書類ヲ除ク)ニ掲グル  
書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出  
スベシ  
第三項ノ規定ニ依ル書類ノ提出ヲ  
怠リタル者ニ付テハ工作機械製造  
事業法附則第二項乃至第四項ノ規  
定ニ依ル許可ハ其ノ効力ヲ失フ

工作機械製造事業委員官制

(昭和十三年十月十三日)  
(勅令第六百八十一號)

第一條 工作機械製造事業委員  
ハ商工大臣ノ監督ニ屬シ工作機  
械製造事業法第二十六條ノ規定  
ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル  
事項ヲ調査審議ス  
委員官ハ前項ノ外國係各大臣ノ  
諮問ニ應ジ工作機械製造事業ニ  
關スル重要事項ヲ調査審議ス  
委員官ハ工作機械製造事業ニ關  
スル事項ニ付關係各大臣ニ建議

スハコトヲ得  
第二條 委員會ハ會長一人及委員  
二十人以上ヲ以テ之ヲ組織ス  
前項委員ノ外必要アル場合ニ於  
テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得  
第三條 會長ハ商工大臣ヲ以テ之  
ニ充ツ  
委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏  
請ニ依リ左ニ掲グル者ノ中ヨリ  
内閣ニ於テ之ヲ命ズ  
一 關係各廳高等官  
二 學識經驗アル者  
前項第二號ニ掲グル者ノ中ヨリ  
命ゼラレタル委員ノ任期ハ二年  
トス但シ特別ノ事由アル場合ニ  
於テハ任期中之ヲ解任スルコト  
ヲ妨ゲズ  
第四條 會長ハ會務ヲ總理ス  
會長事故アルトキハ商工大臣ノ  
指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス  
第五條 委員會ニ幹事ヲ置ク商工  
大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之  
ヲ命ズ  
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ  
整理ス

第六條 委員會ニ書記ヲ置ク商工  
大臣ノヲ命ズ  
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ  
從事ス  
附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一五八  
スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル  
物品若ハ其ノ部分品ヲ製造スル  
者ニ對シ供給スル場合、輸出ス  
ル場合(輸出用トシテ輸出業者  
ニ對シ供給スル場合ヲ含ム)又  
ハ特別ノ事情アル場合ニ於テ商  
工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ  
此ノ限ニ在ラズ  
一 工作機械  
二 自動車  
三 鐵道車輛  
四 鋼船  
五 礦山用機械  
六 製鐵用機械  
七 大型原動機又ハ大型電氣機  
八 球軸受又ハコロ軸受  
九 工具  
第三條 工作機械製造業者前條但  
書ノ認可ヲ受ケントスルトキハ  
左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許  
可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベ  
シ  
一 品名  
二 供給數量及價額

工作機械供給制限規則

(昭和十三年七月二十日)  
(商工省令第六十號)

昭和十二年法律第九十二號第二條  
條ノ規定ニ依リ工作機械供給制限  
規則左ノ通定ム  
第一條 本則ニ於テ工作機械トハ  
切削研磨用ノ金屬工作機械ヲ謂  
フ  
第二條 設備タル工作機械三十臺  
以上ヲ備フル工作機械製造業者  
(以下工作機械製造業者ト稱ス)  
ハ兵器又ハ其ノ部分品ヲ製造ス  
ル者以外ノ者ニ對シ工作機械ヲ  
供給(本則施行前ニ爲シタル契  
約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ)

一 品名  
二 供給數量及價額

供給先及供給先ニ於テ當該

工作機械ヲ使用シテ製造スル

物品

四 納期

五 供給ヲ必要トスル事由  
前項ノ許可申請書ニハ供給ヲ受  
ケントスル者連署スベシ

第四條 兵器又ハ其ノ部分品ヲ製  
造スル者工作機械製造業者ヨリ  
工作機械ノ供給ヲ受ケントスル  
トキハ工作機械製造業者ニ對シ  
當該工作機械ヲ使用シテ兵器又  
ハ其ノ部分品ヲ製造スルモノナ  
ルコトヲ證明スル書類ヲ交付スベ  
シ

第五條 工作機械製造業者ヨリ工  
作機械ノ供給ヲ受ケタル者ハ當  
該工作機械ヲ轉賣シ又ハ兵器若  
ハ其ノ部分品ヲ製造以外ノ用途  
ニ轉用スルコトヲ得ズ但シ特別  
ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ  
受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 前條但書ノ許可ヲ受ケン  
トスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記  
載シタル許可申請書ヲ商工大臣

ニ提出スベシ  
一 轉賣シ又ハ轉用セントスル  
工作機械ノ品名及數量  
二 轉賣先及轉賣先ニ於ケル用  
途又ハ轉用セントスル用途  
三 轉賣又ハ轉用ヲ必要トスル  
事由  
第七條 工作機械製造業者ハ毎月  
十五日迄ニ左掲グル事項ヲ記載  
シタル書類ヲ商工大臣ニ提出ス  
ベシ  
一 前月ノ製造數量及價額(機  
種別ニ記載スベシ)  
二 前月ノ供給數量及價額(機  
種別及供給先別ニ記載シ且各  
供給先ニ付當該工作機械ヲ使  
用シテ製造スル物品ヲ記載ス  
ベシ)  
三 翌月ノ製造數量及價額  
(機種別ニ記載スベシ)  
四 翌月ノ供給數量及價額  
(機種別及供給先別ニ記載シ  
且各供給先ニ付當該工作機械  
ヲ使用シテ製造スル物品ヲ記  
載スベシ)

工作機械試作獎勵金交付規則

(昭和十三年八月十九日)  
(商工省令第七十四號)

第一條 商工大臣ハ本則ニ依リ工  
作機械ノ試作ヲ爲ス者ニ對シ毎  
年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金  
ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ左ニ掲グル工作  
機械ノ試作ニ付之ヲ交付ス  
ダレット旋盤  
自動旋盤  
精密ネヂ切旋盤  
二番取旋盤  
タランク軸旋盤  
ジグ中グリ旋盤  
フライン中グリ旋盤  
ネヂ切フライス盤

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケント  
スル者ハ毎年四月三十日迄ニ左  
ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請  
書ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
一 試作セントスル工作機械

スブライン軸フライス盤  
做フライス盤  
型影機  
心無研磨盤  
内面研磨盤  
ネヂ研磨盤  
スブライン軸研磨盤  
齒車研磨盤  
高倍工具研磨盤  
砥上盤  
齒切盤(ホブ盤ヲ除ク)  
ブローチ盤  
液壓式ノ形削盤、平削盤又ハ盤  
削盤  
可變速度ハ多段速度電動機ヲ應  
用シ齒車裝置ヲ簡略ニシタル工  
作機械  
其ノ他商工大臣ニ於テ國防上交  
ハ産業上試作ヲ獎勵スルヲ必要  
ト認ムルモノ

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケント  
スル者ハ毎年四月三十日迄ニ左  
ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請  
書ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
一 試作セントスル工作機械

一 試作セントスル工作機械

一 試作セントスル工作機械

一 試作セントスル工作機械

一 試作セントスル工作機械

一 試作セントスル工作機械

一 試作セントスル工作機械

一 試作セントスル工作機械

一 試作セントスル工作機械

二 試作期間  
 三 試作費額  
 四 試作計畫  
 五 試作費取算  
 六 試作費責任者  
 七 交付ヲ受ケントスル獎勵金ノ額

前項ノ申請書ニハ法人ニ在リテハ定款、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益金ノ處分ニ關スル書類ヲ、個人ニ在リテハ事業及財産ノ概況ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者則條第一項第二號乃至第六號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ

第五條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ試作費取算書ヲ備ヘ試作ニ關スル收支ヲ記載スベシ  
 試作費取算書ニ記載シタル收支ニ付テハ之ヲ證スルニ足ル書類ヲ備ヘ置クベシ

第六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ一定ノ期間毎ニ試作ノ狀況及其ノ收支計算ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケニ非ザレバ當該試作ヲ中止シ又ハ廢止スルコトヲ得ズ

獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者他人ヲシテ當該試作ヲ承認セシメントスルトキハ當事者連署ノ上商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ

第八條 獎勵金ハ當該試作以外ノ目的ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第九條 試作費ヲ以テ爲シタル設備ハ當該試作ヲ終了スル迄商工大臣ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又ハ當該試作以外ノ目的ニ使用スルコトヲ得ズ

第十條 商工大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ當該試作ヲ終了スル迄何時ニテモ試作ニ關スル報告ヲ爲サシメ、書類帳簿又ハ試作ノ狀況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商工大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ、獎勵金ノ額ヲ減少シ又ハ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得

一 本則又ハ本則ニ基キ命ジタル事項ニ違反シタルトキ  
 二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ  
 三 不正ノ行爲又ハ怠慢アリタルトキ  
 四 試作進行ノ見込ナキに至リタルトキ  
 五 試作費ノ決算額方豫算額ト著シク相違スルトキ  
 六 試作ニ關スル計畫ヲ變更シ又ハ試作ヲ中止シ若ハ廢シタルトキ

附 則  
 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 第三條第一項中四月三十日迄トアルハ昭和十三年ニ在リテハ十月三十一日迄トス

昭和三十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ纖維工業設備ニ關スル件左ノ通定ム

綿、羊毛、人造絹絲又ハステープルファイバークラップ原料トスル紡績絲織物又ハ莫大小ノ製造ヲ爲シ又ハ爲サントスル者其ノ製造機械ノ新設又ハ増設ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケベシ

前項ノ製造機械ハ商工大臣之ヲ指定ス

附 則  
 本令ハ昭和十三年二月十八日ヨリ之ヲ施行ス  
 商工省告示第三十二號ニ前項ニヨル指定機械ハ次ノ如シ

精紡機△燃機△力織機△莫大小機△毛織機△起毛機△剪毛機△精練機△シルケット機△粗附

纖維工業機械設備制限

(昭和三十二年二月十二日) 商工省令第五號

年産 200000000圓

防錆塗料(サビテックス)  
耐酸塗料(ソイルタイト)  
艦船塗料  
其他塗料一般



佑光社 下製造株式會社



臨油実験研究所  
和歌山縣海草郡塩津港  
電話 塩津 三六番

各地販賣店  
山形 釜山 八戸  
天 津 大連  
下関 平壤 奉天  
神戶 青島 天津

本業所社  
電話 尼崎 八五〇番  
電話 長洲 四八三番  
電話 三洲 八三〇番



デュラルミン<sup>®</sup>

東洋輕金

奥野奈良治

大阪市住吉區濱口町四五〇番地

電話住吉二七五三番

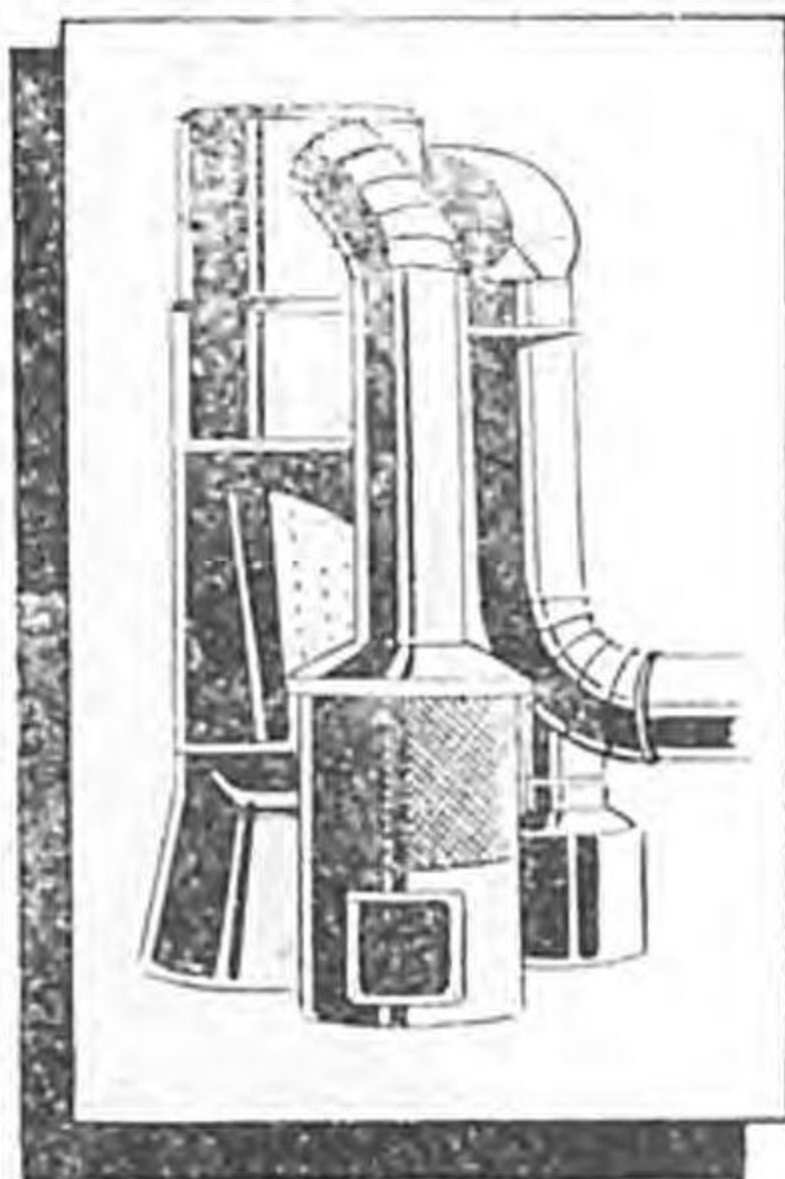
中  
五

專賣特許 稻田式

# 空氣淨化集塵裝置

貴工場の空氣淨化に  
飛散せる微粉塵の回収に

是非弊器を御指定あれ!



用途

木工場・コルク工場・製藥工場  
織布工場・エポナイト工場  
黒鉛工場・カーボン工場  
セメント工場・紙鉛筆工場  
其他微粉末處理工場・一般工場

製造元 大阪除塵器製作所

大阪市西淀川區蒲江中二丁目二 電話福島②2847番

代理店 大倉商事株式會社大阪支店 建材係

大阪市東區釣鐘町二丁目二九 電話東②321-325番

中  
四



良品ハ必然的ニ構成ヲ具現ス

# DAIYO

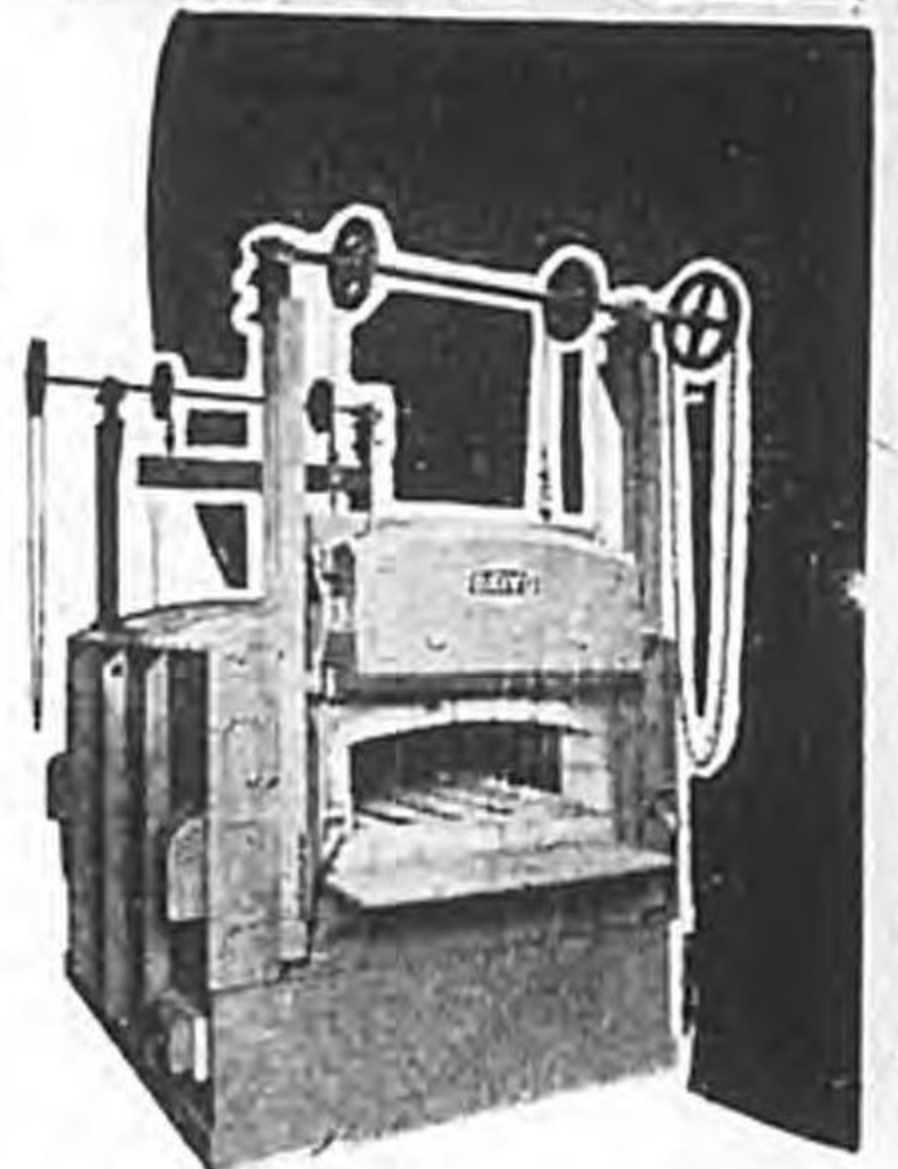
## 工業用 研究用 電気爐

### 電気爐

ダンマン氏爐  
クリプトル爐  
ソルトバス爐  
硝石爐  
輕合金鋸調質爐

### 試驗器械

耐火物膨縮試驗裝置  
金屬膨縮試驗裝置  
顯微鏡試驗研磨器  
其他試驗裝置  
各種バイロメーター



(研究、分析室設備設計)

設計製作

# 大業社

大阪市東區今橋五ノ三九(萬成ビル)

電話北濱㊟2168・2169番

工場 大阪市西淀川區南浦江本通二丁目

### 目種品製

(名古屋)	(門司)	(本社)
マグネシウム合金 銅合金 其他輕合金鑄造品	直交流電動機 紡績用高速度車 蓄電池式運搬車 金銀電機	陸船用デイズル機 複効炭酸瓦斯式冷凍機 ロスターヨーケルン 電氣シヨベル 車輪 線材丸鋼其他 マクネシウム合金 直交流電動機 紡績用高速度車 蓄電池式運搬車 金銀電機
電氣機器 電氣器具 電氣機	電氣機器 電氣器具 電氣機	空気が及瓦斯歷 オトフリゴ チユト 製糖用 製造用 ドリル 変圧機 電氣シヨベル 電氣機
器具	器具	アンモニア歴押式冷凍機 各種クラーツヤ機 各種流体變速機 各種各種鑄造品
蓄音器	蓄音器	



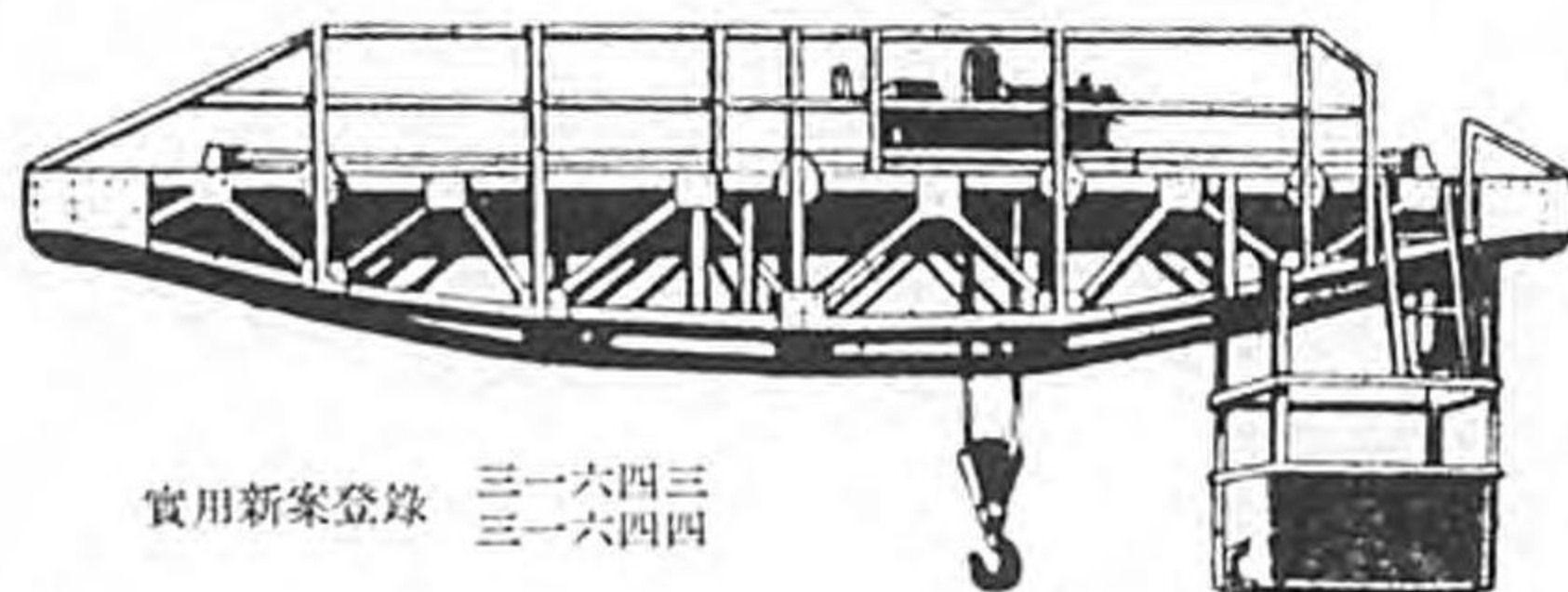
# 株式 神戶製鋼所

神戸市葦合區脇濱町壹丁目

分工場 門司 三門 小森  
鳥羽 工場 重司 縣鳥羽  
名古屋 市西區光香寺町  
鞍山市製鐵工場 地  
大連市山縣通一八 大倉ビル内  
奉天市千代田通四〇奉天貿易會館内

代滿洲店 株式會社滿洲鑄鋼所  
同社 大連出張所  
同社 奉天出張所

# 特許タカイ式 天井走行起重機



實用新案登録 三一六四三  
三一六四四

## 特長

- 1、本機は全構造が極めて堅牢に製作してありますから急速度に重量品を運搬致しましても過負荷重に堪え絶対安全であります
- 1、本機は構造簡單で故障無く運轉も容易であります
- 1、本機廻轉部分は特に留意製作してありますから力率及び効率高く始動回轉力も非常に強大であります
- 1、價格も極めて低廉に備付けられます

タカイ式 天井走行電動起重機、手動式起重機  
電動捲揚機、ルーツブローア、諸機械

専門製作

# 高井鐵工所

埼玉縣川口市榮町二丁目 電話川口2620番

陸軍省・鐵道省  
納入代理店  
關西總代理店

大倉商事株式會社  
秋木機械製作所大阪支店

### 營業品目

無線電信電話送受信機、搬送式電信電話裝置、模  
寫機、真空管裝置、格子制御放電管、受信用真空管、  
真空管、同應川裝置、一式、マツダエロプラウ  
送信用真空管、格子制御放電管、受信用真空管、  
特殊受信機、同應川裝置、一式、マツダエロプラウ  
インサート、同應川裝置、一式、マツダエロプラウ  
ゲタサマ、同應川裝置、一式、マツダエロプラウ  
マツダ、同應川裝置、一式、マツダエロプラウ  
ガツ、同應川裝置、一式、マツダエロプラウ  
ツ、同應川裝置、一式、マツダエロプラウ  
マ、同應川裝置、一式、マツダエロプラウ  
子、同應川裝置、一式、マツダエロプラウ  
子、同應川裝置、一式、マツダエロプラウ  
子、同應川裝置、一式、マツダエロプラウ

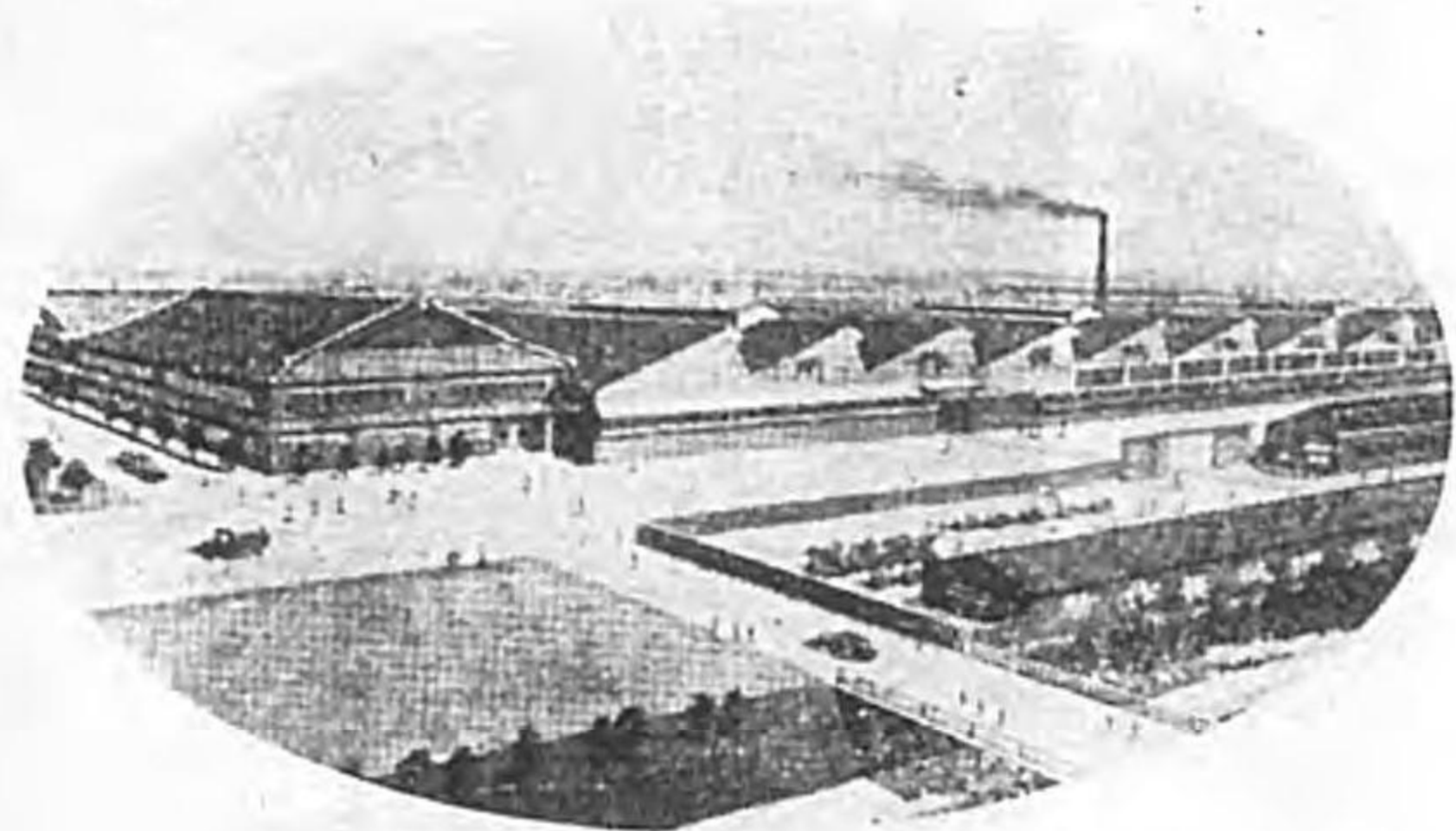
本社

電話代表川崎市柳町  
振替口座東京一〇六六一二番  
電話川口二六二〇番

出張所 東京、大阪、神戸、金澤、廣島、  
名古屋、仙台、札幌、福岡、小倉、  
台北、北京、上海、天津

東京電氣無線株式會社

# 鑄山用諸機<sup>⊕</sup>械專門製作



## ⊕ 後藤機械製造株式會社

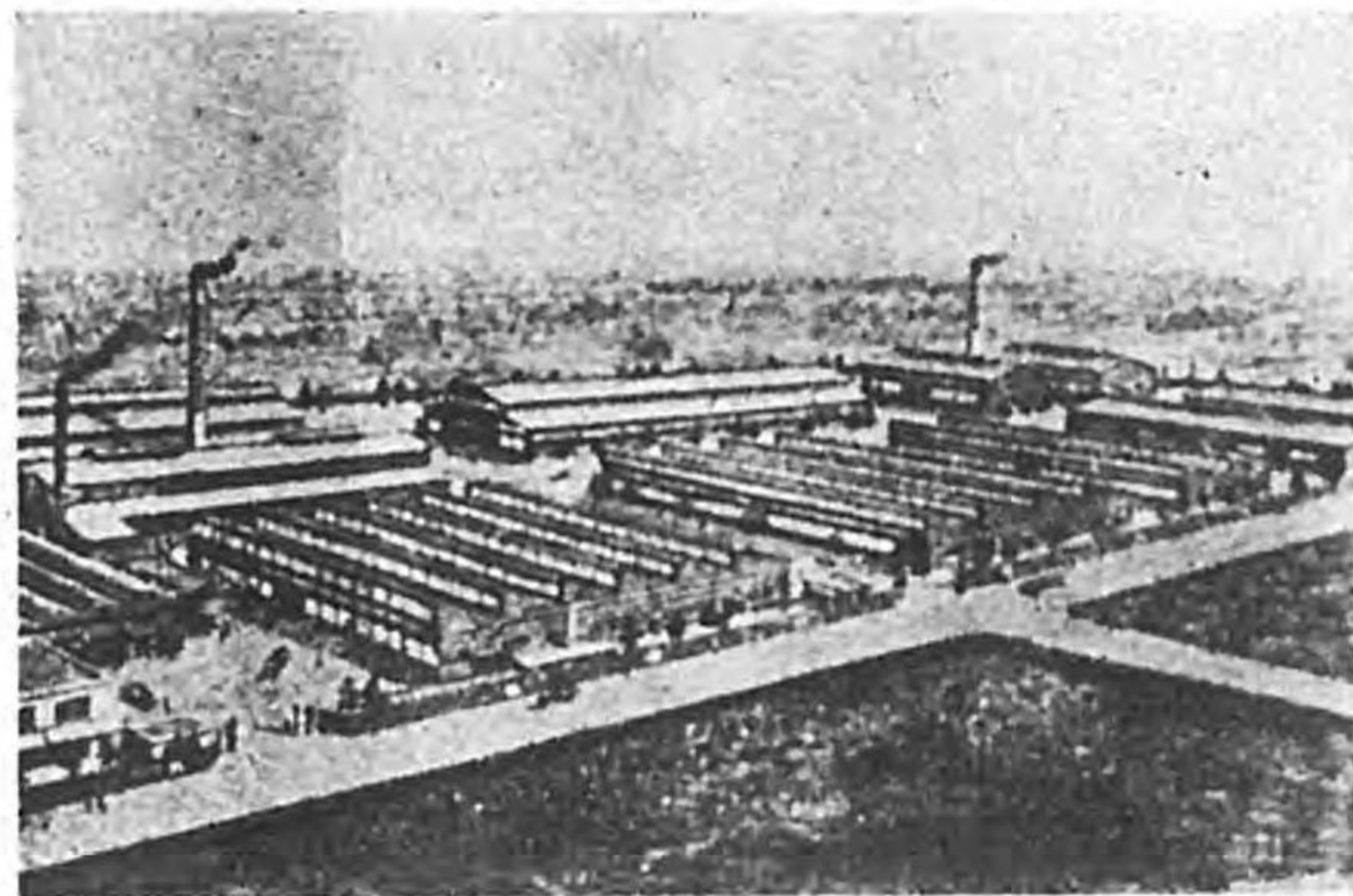
社長 今岡正一  
常務取締役 後藤亮太郎

第一工場 名古屋市中區東古渡町三・四  
第二工場 名古屋市中川區四女子(長良橋電停前)

電話南局 ⑥ 6345 - 2190 - 2239番



國產鑿岩機界の權威



本社工場全景

### 營業品目

各種鑿岩機	橫濱鐵道會社製ラグビー印
同附屬品及部分品	鑿岩機用ホース一手販賣
各種シャープナー及附屬品	コンクリートブレイカー
各種コンプレッサー用部分品	エヤーグラインダー
鑿岩機用中空鋼並無空鋼	コールビットハンマー

## 金城鑿岩機製造株式會社

名古屋市中區豐田町

東京出張所	東京市京橋區京橋三丁目四	電話京橋 ⑦ 7023
大阪出張所	大阪市北區中ノ島七丁目	電話土佐堀 1840
九州出張所	福岡縣直方市古町一丁目	電話 759
京城出張所	京城府古市町一四	電話本局 2312
新京出張所	新京老松町二四	電話分局 5576



# 平野シヤットル株式会社

大阪市住吉區平野梅ヶ枝町一丁目  
電話 園平野 一五四番

海軍監督官派遣工場  
内務省指定工場  
鐵道省指定工場  
口イド認定工場



赤玉印

## 東亞製網株式会社

マニラロープ  
タローワイプ  
捕鯨網  
製造販賣

本社 大阪市西區立賣場北通三丁目  
電話 新町三三三・三三九番  
工場 神戶市尾池北町一丁目  
電話 三三三・三三九番  
工場 長崎市五島町四番地  
電話 三三三・三三九番  
出張所 北海道函館市東濱町  
電話 二四〇五三番

各種メタルラス

## 帝國メタルラス製作所

大阪市西成區出城町一丁目八番  
電話 戎一五九七・四三三七番

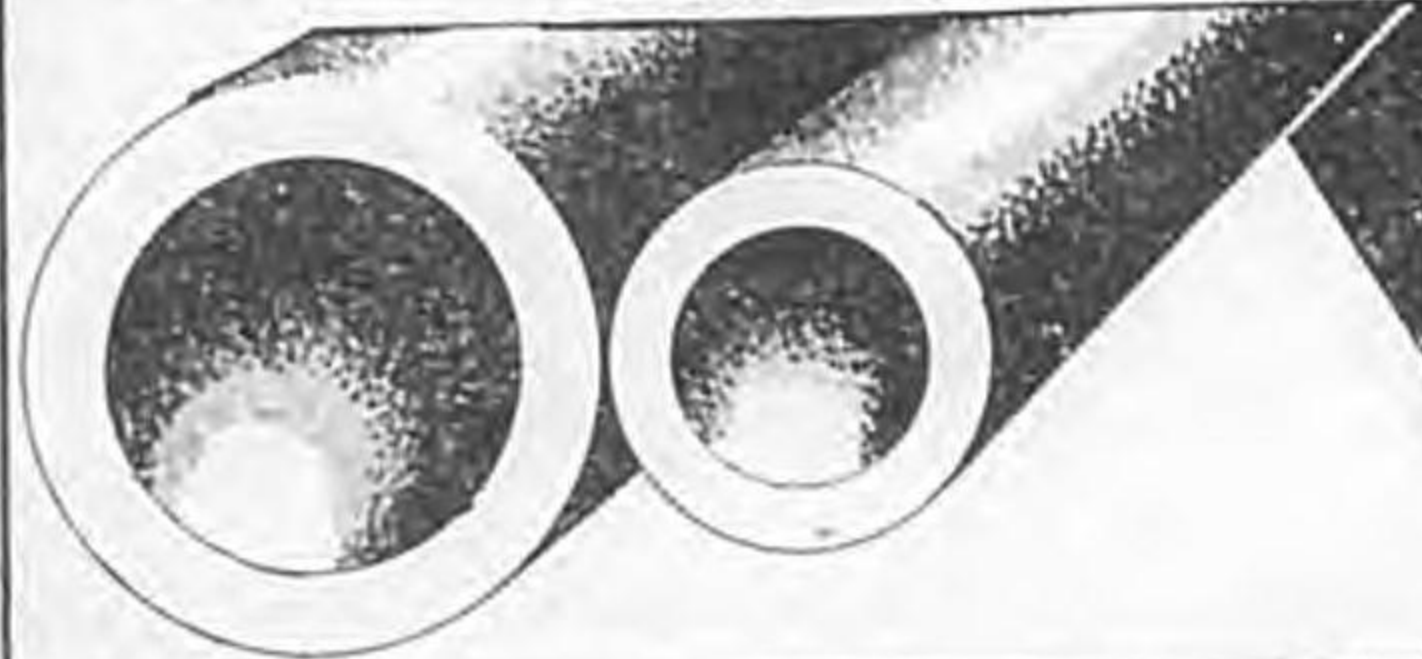
各種鋼管  
製造販賣

## 帝國鋼管製造所

大阪市西成區出城町一丁目八番  
電話 戎一五九七・四三三七番



株式會社



高壓高級鋼板 火造

齒車輪地

赤萩鐵工所

大阪市港區辨天町三丁目一九番地

電話 西三四六五番  
振替口座大阪四三八七番  
工場同所西一六番

寸法正確  
在庫豐富  
納期迅速

鋼板

鐵鋼

火造

中一五

“ROK”

傳導用  
ローラーチェーンの御用は一見商店へ

月報正味表  
カタロク進呈

一見商店製作部

大阪市此花区今開町二丁目  
電話土佐堀4488・4489番 私書函大阪西野田局第廿八號

中一四

# 切削工具専門

タツブダイス  
 リーミ  
 エンドミル  
 サイドカッター  
 プレーンカッター  
 メタルソウ  
 ギヤーホップ  
 キンホルトカッター  
 ベベルカッター



合資會社

# 昭和機械商會

名古屋市中區岩井通二丁目  
 電話本局五四五番

# 上野半兵衛商店

上野半兵衛商店

東京市神田區材木町十八番地  
 電話浪花⑦三四三〇・三四三一・晨三四三二  
 振替口座東京四五七三番  
 電信略號(トウヘノ)

冷熱、  
 絶縁、  
 二

# 炭化コルク

コルクパイプカヴァー  
 コルクパッキング  
 其他加工品一式

逓信省免許救命具製造

合資會社 富本コルク營業部

東京市京橋區淡町二丁目十一  
 電話京橋⑧三四八番



ボルト・ナット・リベット 角座・丸座

TRADE MARK

**S.K.**

株式會社  
**小林正治商店**  
大阪市港區北境川町

電話 06-241-1101・1102・1103

鉄骨材料・鉄筋材料 一般鉄材

カタログ進呈

中一九

優良國産  
FALCON TOOLS



ファルコン  
ドリールチャック



商標登録

ファルコンオートマチック ドライバー



機械工具

會社 曾根商店

東京市京橋區銀座西六丁目二番地  
電話 銀座 6751・6752・6753・6754番  
振替口座 東京 五二四二七番

營業種目

銀、銅、ニッケル、ブロンズ、亜鉛  
鍍金、黒ニッケル、クローム、耐酸用  
厚附鉛鍍金、鍍止用カドミウム  
鍍金、食器用厚附湯鍍金  
其他鍍金及着色一般、  
生地磨物吹附一般、  
防錆用パーカライ  
ジング

八代電鍍金本工場

鍍金全般

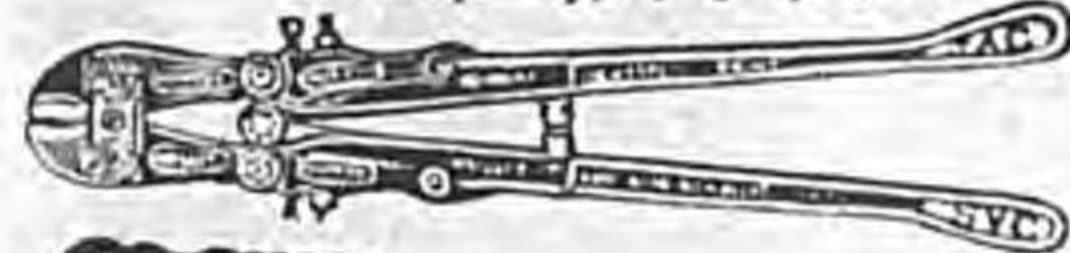
第一工場 東京市芝區三田四國町二番地二號  
第二工場 東京市芝區三田四國町二番地一號 電話三田(45)0八三六番

中一八

中一六

優良 SAC 國產

SAC ホールトクリツパー



SAC チェントング



SAC バイブレンチ

SAC SIZE 14 INCH SINGLE

製造元

株式  
會社

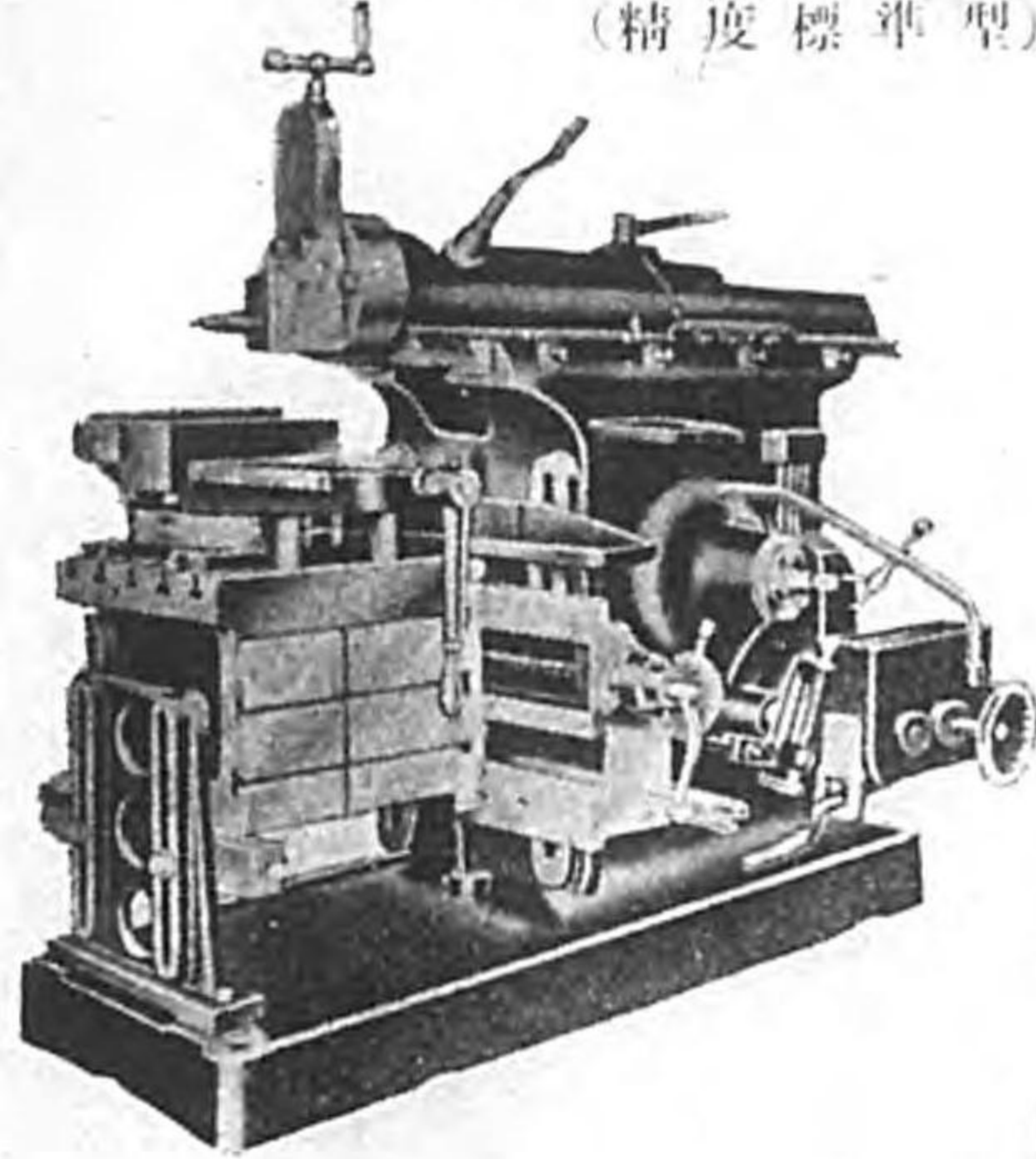
エスエー商會

(市内特約店)

- 京橋區寶町三ノ二 高田商店 電話京橋五〇七番
- 京橋區木挽町一ノ二 曾根商店 電話京橋四三三番
- 京橋區木挽町一ノ二 新六商店 電話京橋六〇八番
- 日本橋區江戸橋際 森岡商店 電話日本橋三〇二番
- 日本橋區通油町一〇 湯淺商店 電話浪花二〇三番
- 日本橋區小傳馬上 町四 林寅造商店 電話浪花六五番
- 下谷區西町三番地 六浦商店 電話下谷四二番

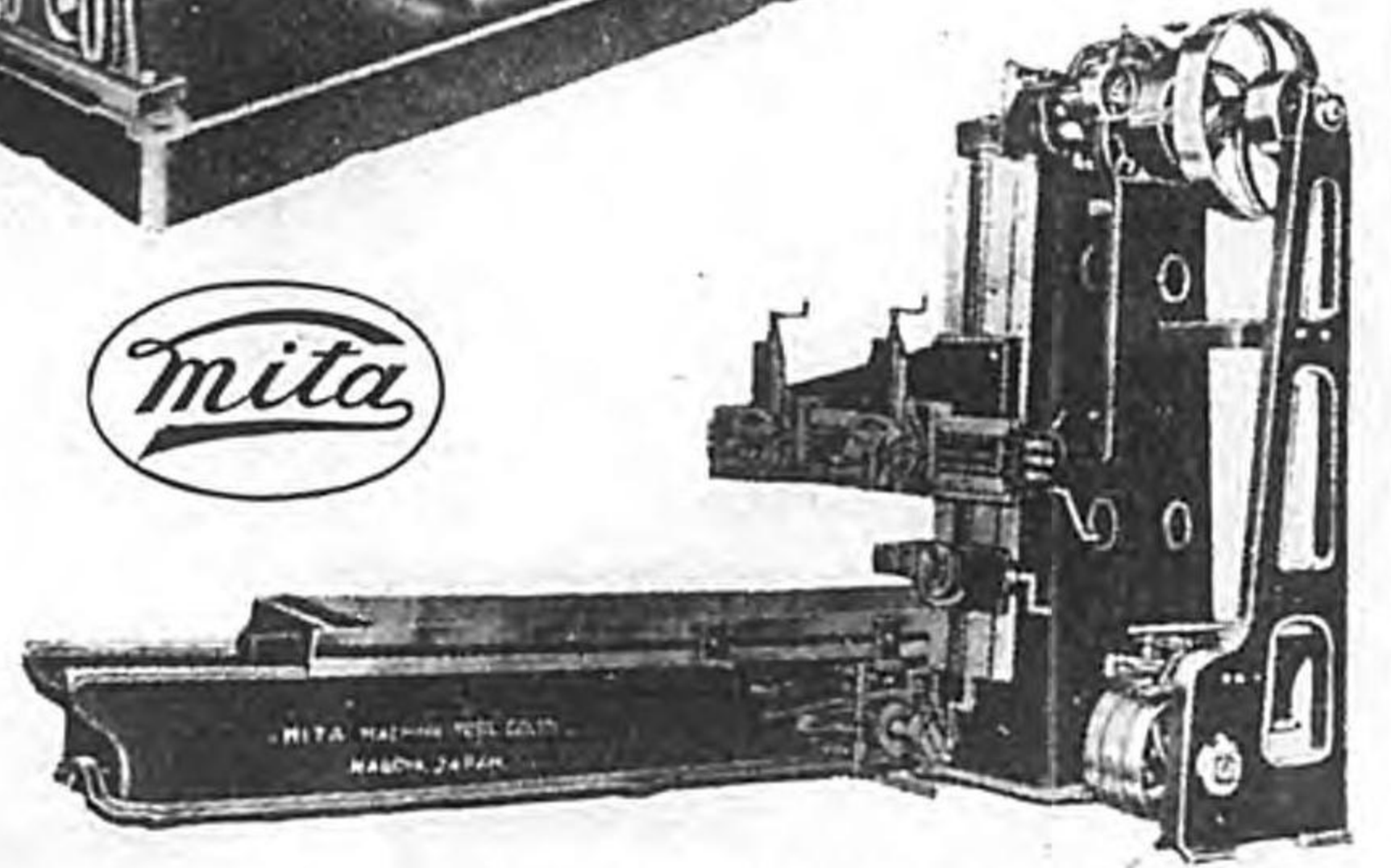
高級精密工作機械

(精度標準型)



營業種目

セーバー・レーズ  
ホーブンスайдプレーナー  
ホーリリントン  
ラジアル



三田高級機械製作所

營業所 名古屋市熱田區宿龜町八 電話南五一八六番  
工場 名古屋市中村區柳堀町一ノ四九 電話西二三三番

酸素製造販賣

東京酸素株式會社

東京市板橋區志村前野町  
電話赤羽二三七七番



# トールプムーネ料塗光夜

航空機銘板  
ホームプレート  
銅、真鍮、看板  
銀行、會社、合札  
精密鋼鐵腐蝕  
其他金屬腐蝕  
工藝一般

名古屋昭和區堀田通一ノ六

湯原標記製作所



電話總機②三五八番・管轄名古屋二五三六番

# 精密機器製作

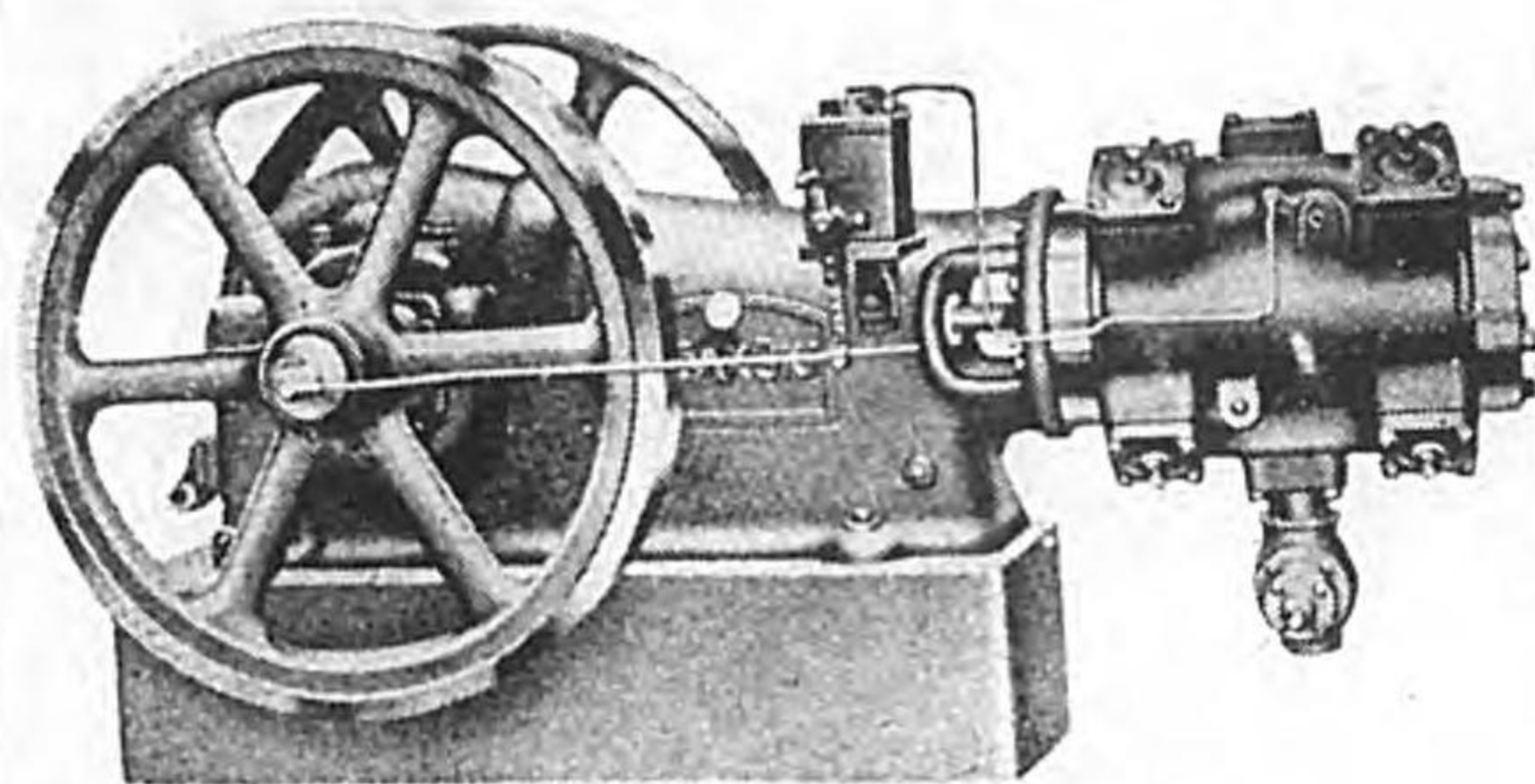
會社 駒井機械製作所

名古屋市松ヶ枝町二ノ二七  
電話中③四五二五番

# 空氣壓縮機

## 營業課目

鑄造 船舶 土木 建築 製鐵  
橋梁、諸工 具類 一式  
ニューマチツクツール一式  
諸空氣壓縮機  
ポンチング・アングルカッター類



【型錄進呈】

橫型空氣壓縮機

大阪府西區本田町通一丁目五番地

山本製作所

電話西⑬五三一二番

# 福松の スクーコ

株式會社 福松商會

大阪府西區道頓堀一ノ一

電話 櫻川一四一・一八〇〇番



高級金剛砥石  
アロキサイト・カーボランダム  
シリコンカーバイド・ミランダム  
ステール・クワート・アラシウム  
金剛砂・エメリー  
各種鍍金材料・布紙・ハ  
石・找用・大理石用  
各種研磨找料  
找用・及物用其他  
各種金剛砥石

陸海軍諸官廳  
御用達



株式會社

## 大阪金剛商會

大阪府浪速區櫻川町一丁目 電話櫻川1276・4213・6627番

本社 大阪府中河内郡橋本村 電話牧岡251番

工場 大阪府中河内郡橋小路



# N-B-K

## 主要扱商品

### カーバイト

(カーバイト組合、日本窒素)

### 硝石

(智利、米國合成、獨逸合成)

### 硝酸、醋酸

(日本窒素、旭ペンベルグ兩社製品)

### 鉛糖、硫化カドミウム

(耐酸陶器弊社工場製品)

### 其他化學工業藥品一式

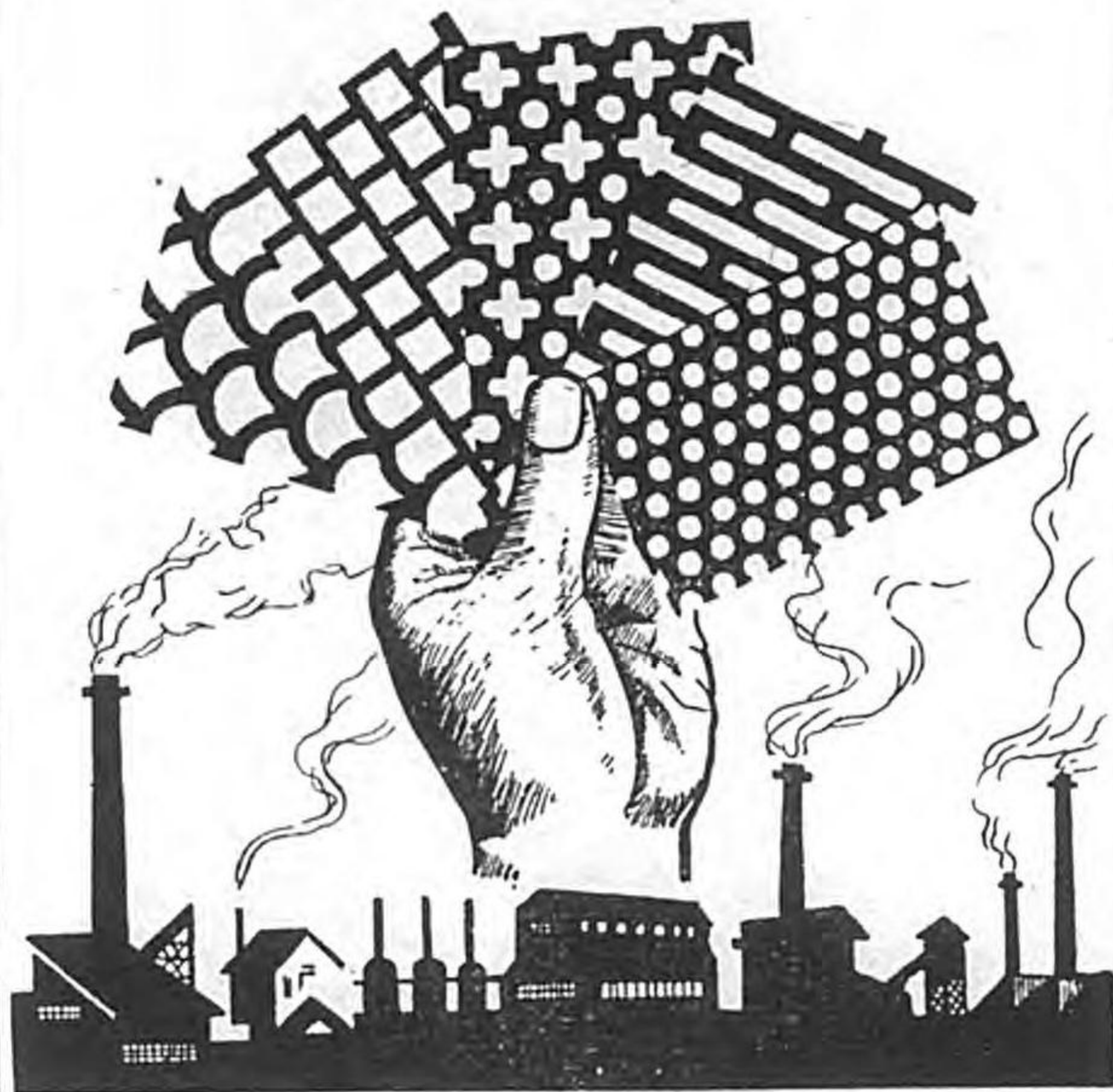
大阪市東區高麗橋詰町三三

## 内外物産株式會社

電話東 { 474・475番 受電略號 オサカナイガイブツサン  
351・352番 同 廠文 NASUBIGIAN OSAKA

# PERFORATED SHEETS, METALIC

製紙 製糖分密機 電機、電熱器、  
蒸汽加熱装置ノ被ヒ其他建築用裝  
飾 通風窓諸工業用化學用ニ使用



打抜金網製作販賣 (型録進呈)

## 合資社 大阪打抜鐵工所

大阪市浪速區櫻川一丁目一〇五三番地

電話櫻川④ (四二二三番  
六三六五番)

# 板コルク圧搾

製造販賣品目

冷蔵庫用 炭化コルク板  
 建築用 炭化コルク板  
 床張、壁 壓搾コルク板  
 天井張用 壓搾コルク板  
 下敷用 壓搾コルク板  
 特許 壓搾コルク塀柱  
 特許 コルクパツキング板

機械基礎振動止用コルク板  
 炭化コルクパイプカバー  
 冷蔵庫用 コルク粒  
 吹付用  
 航空計器並  
 内燃機關用 コルクフロート  
 各種コルク加工品  
 其他コルク附帯工事請負

鐵道省指定工場

創業明治二十九年

合資會社 永柳商店東京コルク工場

營業所及工場 東京市向島區寺島町四丁目二十五番地  
 電話墨田①一〇〇九・三九八六番  
 本社及工場 東京市本所區千歲町一丁目四番地  
 電話本所②六六三〇・六六三一・五五三九

何でも粉になる

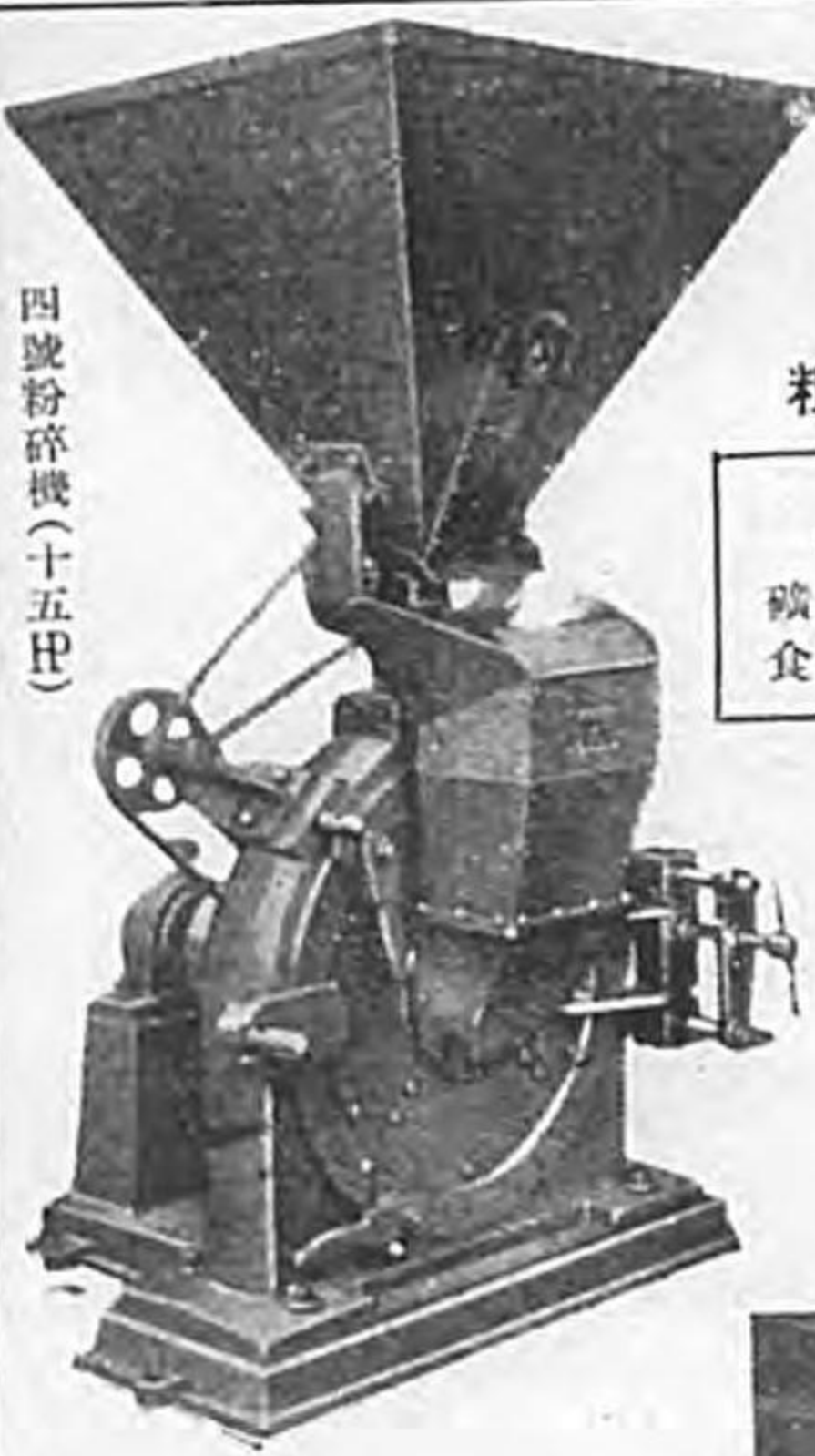
マキノ式粉碎機



粗碎微粉

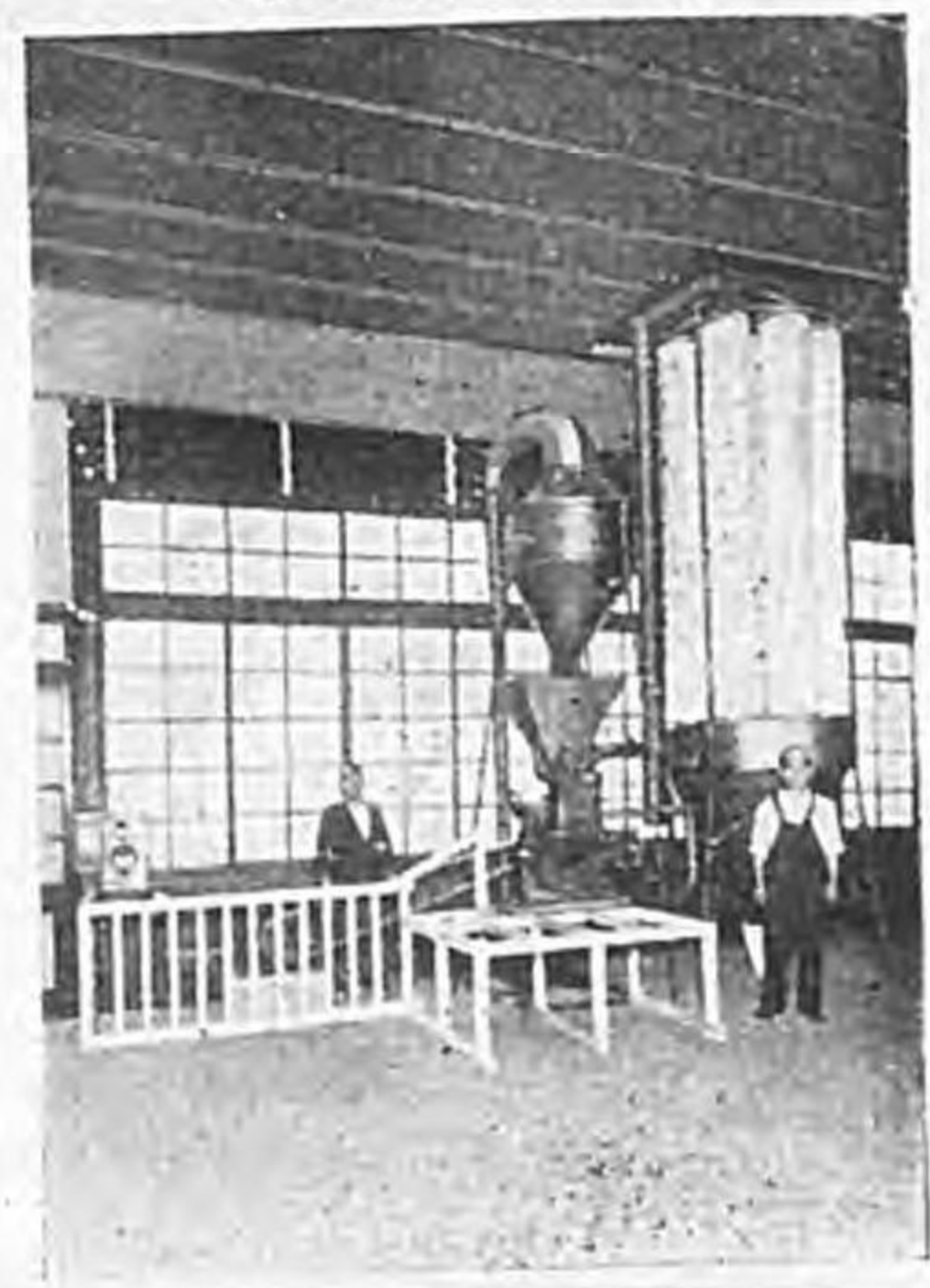
用途廣汎

礦石、燃料、藥品  
 食料品、飼料、肥料



四號粉碎機(十五馬)

三號空氣分離裝置(10HP)



榎野鐵工所

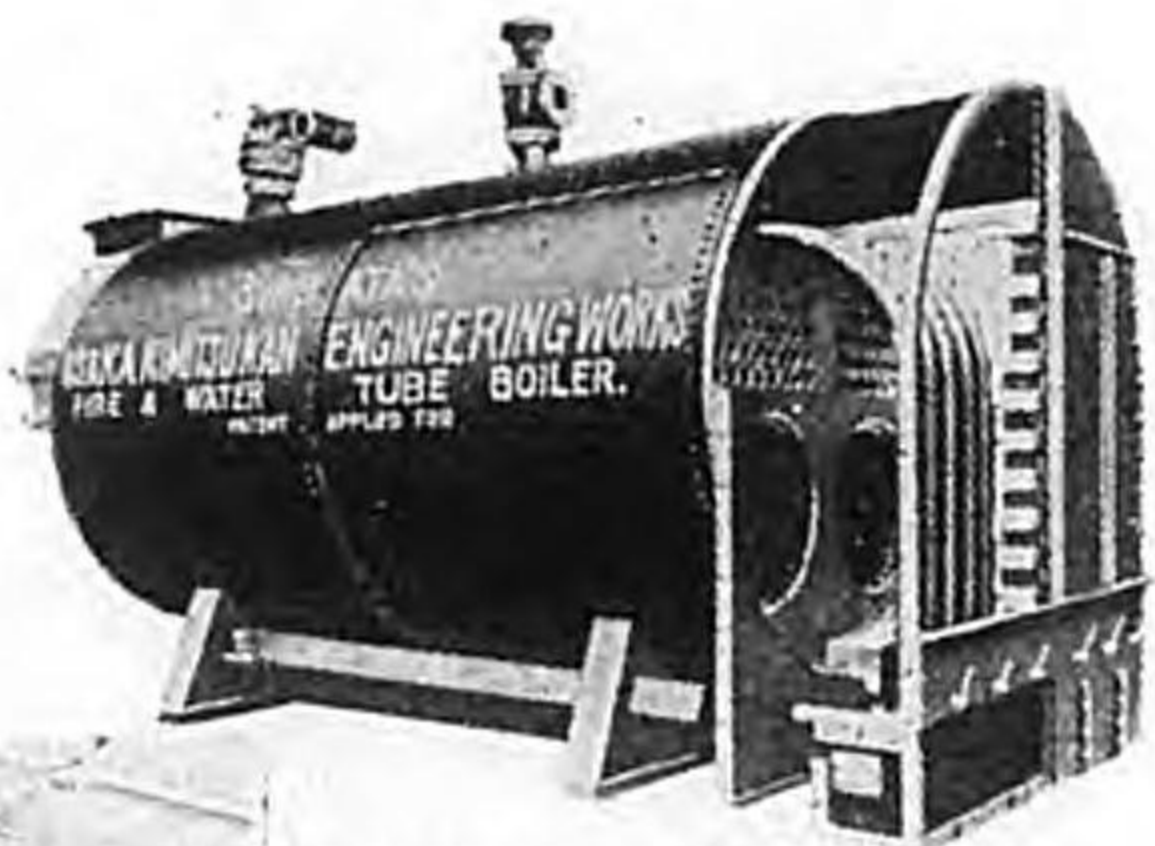
東京市本所區錦糸町一ノ八  
 電話本所③三九七三番  
 ④三九七五番  
 ⑤三九七二番  
 ⑥三九七八番  
 ⑦三九八〇番  
 ⑧三九八二番  
 ⑨三九八四番  
 ⑩三九八六番  
 ⑪三九八八番  
 ⑫三九九〇番  
 ⑬三九九二番  
 ⑭三九九四番  
 ⑮三九九六番  
 ⑯三九九八番  
 ⑰四〇〇〇番

(五馬力ヨリ五十馬力マテ製作)  
 (雜物微粉化ノ御相談ハ弊所へ)

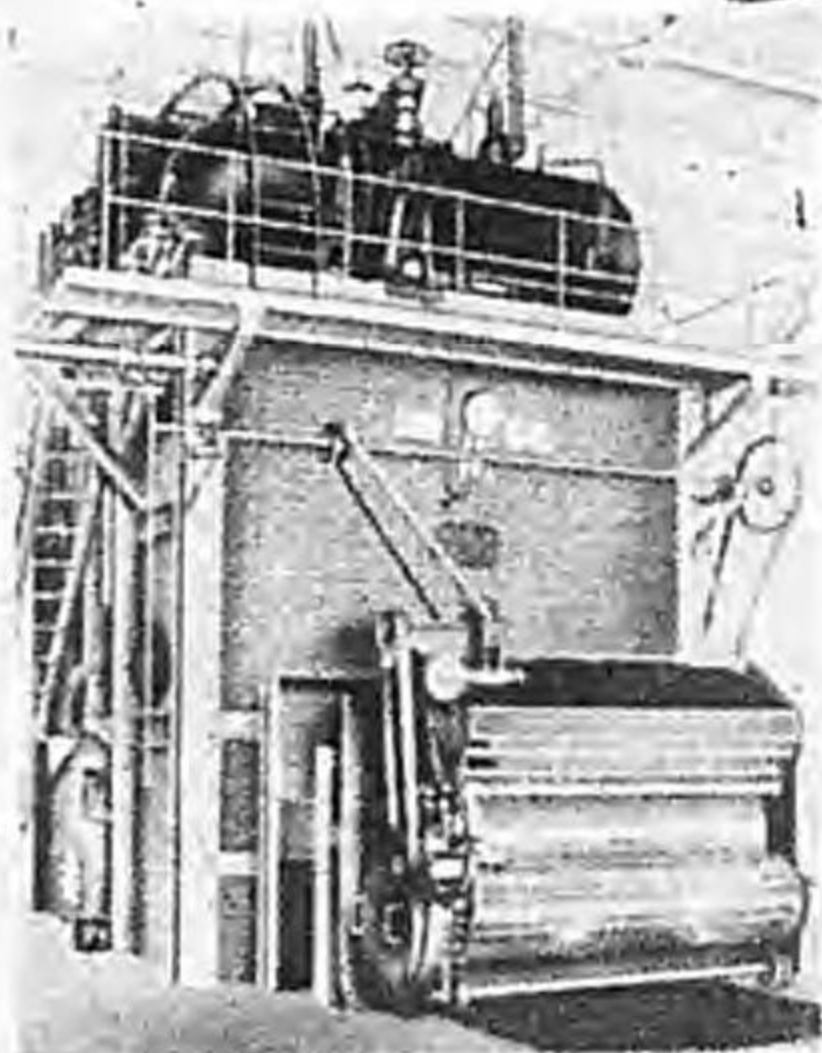
# 特許 シバタ式汽罐

## 營業課目

特許シバタ式水管型汽罐  
 特許シバタ式  
 獨立型蒸汽過熱裝置  
 特許シバタ式  
 陸船用ユニフロー汽罐  
 化學工業用ステンレス  
 銅板製各種壓力槽



シバタ式ユニフロー汽罐



**六大特徴**

構造が非常に短カキ設計  
 置面積、経済ナル事  
 蒸水ノ循環良好ナル為  
 蒸汽ノ發生効率非常ニ大  
 ナル事  
 燃料ノ消費量ノ少ナキ為  
 經濟的ナル事  
 罐内ノ掃除ノ輕便ナル事  
 煉瓦卷不用ノ為建設費輕  
 減  
 予本汽罐ハ陸用及船用トシ  
 テ重大使命ヲ果ス事ヲ得

## 大阪汽密罐製作所

大阪市旭區江野町二三七  
 電話 旭 二四四四番

# 新發賣品 銀鏽熔劑



**エロル**  
(不銹鋼用)

**スラックス**  
(銅合金用)

營業科目

帶鋼、磨帶鋼、一般鋼材、川  
 崎鋼、美鋼、殊鋼、接鋼管  
 八幡鋼、株式會社、電氣絶  
 東洋鋼管、熔接材料、バルブ  
 其他材料、熔接材料、電氣絶  
 寫真紙、樂器材料、電氣絶  
 縁材、一般、雜貨、輸出入商

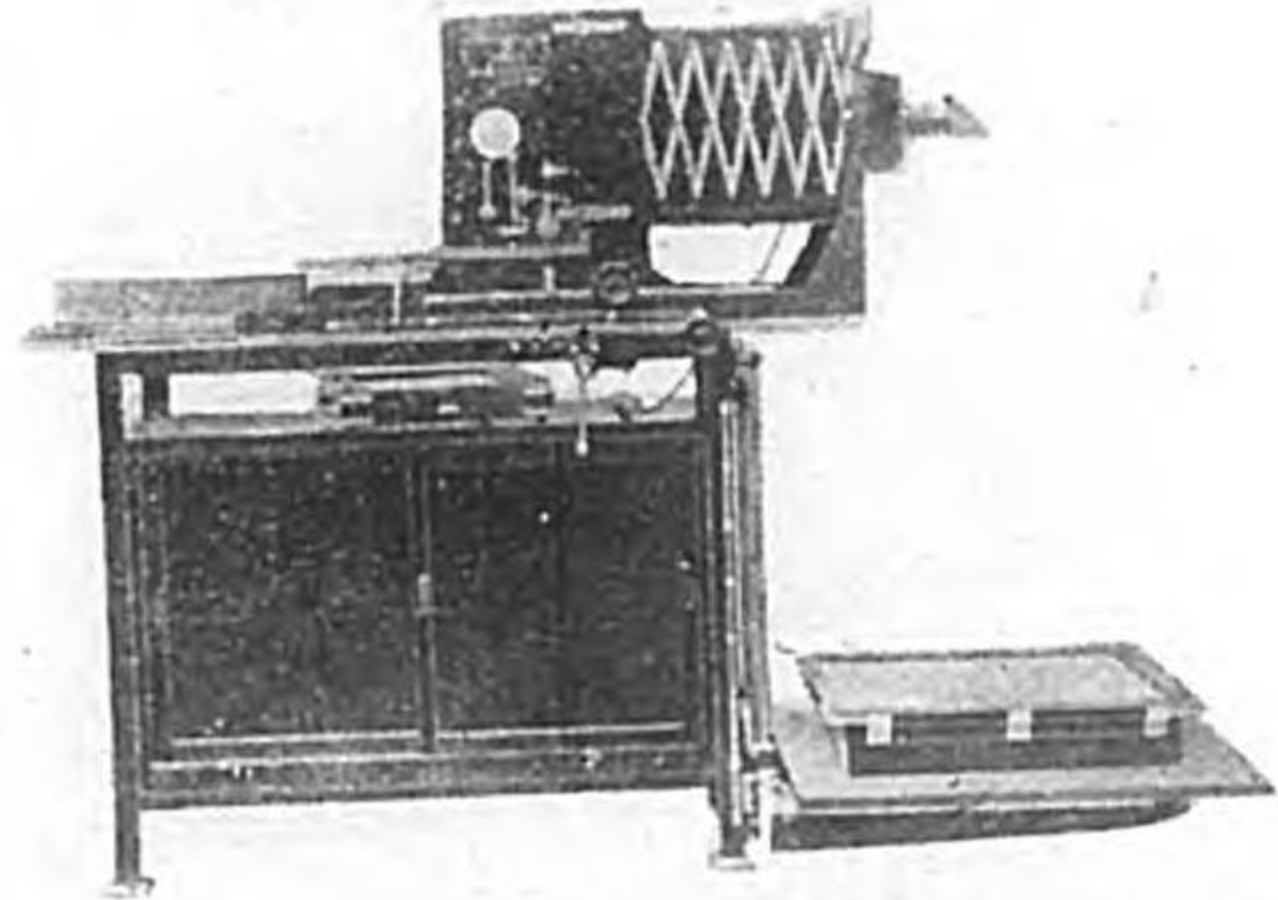
- 日本自動車工業組合聯合會  
材料共同購入代行機關
- 帶鋼指定問屋
- 磨帶鋼指定問屋
- 一般鋼材特約店

## 日獨貿易株式會社

本社 東京市日本橋區吳那橋一丁目三番地  
 電話 日本橋 1530・2819・2681番  
 支社 大阪市北區梅田町一九番地  
 電話 北 4508・4509番  
 支社 名古屋市中國區岩井通五ノ三五番地  
 電話 南 6492番

# HYDRA

## AUTOGRAPH オートグラフ複寫機



## ROLEX

顯微鏡資料用五聯式金屬研磨機



工業、醫學、學術、製版用、特殊寫真機械及附屬品  
光學的測量機械器具、顯微鏡資料用金屬研磨機  
—製作及販賣—

# 三洋商會

東京市京橋區橫町一ノ三 (城邊ビル)  
電話京橋9836・9837・9838・9839 振替東京84849番

### 機械工養成所官制

(昭和十三年三月三十日)  
勅令第百六十三號

第一條 機械工養成所ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ機械工ノ養成ヲ掌ル  
第二條 機械工養成所ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク  
所長 專任五人 兼任  
副所長 專任三人 兼任  
技手 專任二十四人 兼任  
所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 所長ハ商工大臣ノ指擲ニ應ジテ所務ヲ管理ス  
第四條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ兼成ヲ掌ル  
第五條 屬ハ上官ノ指擲ヲ承ケ兼成ニ從事ス  
第六條 技手ハ上官ノ指擲ヲ承ケ兼成ニ從事ス

法律一機械工養成所官制、機械工養成所規定

第七條 各機械工養成所ニ所務ヲ輔ケシムル爲メ副職員ヲ置クコトヲ得  
副職員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ズ

第八條 機械工養成所ノ名稱及位置ハ商工大臣之ヲ定ム  
附 則

本令ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 機械工養成所規定

(昭和十三年四月一日)  
商工省令第十三號

第一條 機械工養成所ハ機械工作ニ關スル技能ヲ授ケ兼テ精神ノ鍛鍊ニ努ム  
第二條 機械工養成所ニ本科及專攻科ヲ置ク

本科及專攻科ノ學科ヲ分チテ製圖科、旋盤科、仕上科、フライス盤科、熔接科、鑿工科、木型科及鑄工科トス

第三條 本科ニ於テハ一級機械工タルニ必要ナル技能ヲ習得セシム  
專攻科ニ於テハ付工又ハ實技指導者タルニ必要ナル技能ヲ習得セシム

第四條 機械工養成所ニ入所スル者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス  
一 本科ニ在リテハ十七歳以上二十五歳以下ノ男子ニシテ中學校若ハ甲種實業學校ヲ卒業シタル者又ハ機械工養成所所長ニ於テ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認ムル者

二 專攻科ニ在リテハ機械工養成所本科ヲ卒業シタル者又ハ機械工養成所所長ニ於テ之ト同等以上ノ學術技能ヲ有スト認ムル者

第五條 本科ノ修業期間ハ一年、專攻科ノ修業期間ハ六月トス但シ機械工養成所所長ハ成績ニ依リ修業期間ヲ伸縮スルコトヲ得  
修業期間ハ之ヲ本科ニ在リテハ

四期、專攻科ニ在リテハ二期ニ分チ三月ヲ以テ一期トス  
第六條 本科ノ授業科目及授業時間數左ノ如シ

#### 第一期

授業科目	第一月	第二月	第三月
修業時間	六	六	六
材料學	一六		
製圖	一一五	一一七	一一〇
工作法	二五		
工業數學	一五		
機械通論	一五		
電氣通論	七		
原動機大意	七		
工場管理	四		
工場衛生	四		
特別講義	一五		
備考	一五		

法律一機械工養成所規定

授業科目及授業時間數ハ時宜ニ依リ之ヲ變更スルコトアルベシ

第二期

一 授業科目

- 學科 第一月 第二月 第三月
- 機械工 一般 機械工 製圖
- 旋盤科 火 作 仕 上 旋 盤
- 仕上科 旋 盤 火 作 仕 上
- フライ 仕 上 旋 盤 火 作
- ス盤科 仕 上 火 作 熔 接
- 熔接科 仕 上 火 作 熔 接
- 鑄工科 金相學及 仕 上 火 作
- 木型科 現 圖 鑄 造 木 型
- 鑄工科 金相學及 木 型 鑄 造

右ノ外各學科共毎月修養及體操ヲ課ス

二 授業時間數

修養及體操ニ在リテハ毎月各六時間、其ノ他ノ授業科目ニ在リテハ毎月各二百四時間トス

第三期

授業科目 毎月授業時間數

修 養	六
基本實習	二〇四
體 操	六
第四期	
授業科目 毎月授業時間數	
修 養	六
綜合實習	二〇四
體 操	六
第七條 專攻科ノ授業科目及授業時間數左ノ如シ	
第一期	
授業科目 全授業時間數	
修 養	一八
勞務管理	二〇
工場會計	一〇
教育學大要	一〇
製圖論	二五
機械工學	三〇
精密工作	二五
精密測定法	二五
工場法規	一〇
工場危害防止	一〇
實技練習	四一七
體 操	一八
特別講義	三〇

第二期

- 授業科目 全授業時間數
- 修 養 一八
- 實技練習 三〇六
- 實地指導練習 三〇六
- 體 操 一八

第八條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ機械工養成所長之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行ノ際現ニ東京府機械工養成所ニ在リタル生徒ハ之ヲ東京府機械工養成所ノ生徒トシ其ノ授業科目及授業時間數並ニ修業期間ニ關シテハ東京府機械工養成所長之ヲ定ム

機械工養成所處務規程

(昭和十三年四月一日) (逕工省訓令第二號)

- 第一條 機械工養成所ニ教務課及庶務課ヲ置ク
- 第二條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 入所、退所及試験ニ關スル

一六二

- 一 職員會ニ關スル事項
- 二 職員會ニ關スル事項
- 三 生徒ノ訓育及取締ニ關スル事項
- 四 實習工場ノ管理ニ關スル事項
- 五 寄宿會ノ取締ニ關スル事項
- 六 其ノ他教務ニ關スル事項
- 第七條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 官印ノ保管ニ關スル事項
- 二 所員ノ進退身分ニ關スル事項
- 三 所内取締ニ關スル事項
- 四 文書ノ接受、發送及保管ニ關スル事項
- 五 豫算及決算並ニ會計ニ關スル事項
- 六 官有財産及物品ニ關スル事項
- 七 他課ノ主筆ニ關セザル事項
- 第四條 所長養成ニ關スル規程ヲ定メ又ハ之ヲ變更セントスルトキハ逕工大臣ノ認可ヲ受タベシ
- 第五條 所長處務細則ヲ設ケタル

トキハ之ヲ逕工大臣ニ報告スベシ  
第六條 所長ハ毎年事業ノ成績ヲ逕工大臣ニ報告スベシ

電力管理法

(昭和十三年四月五日) (法律第七十六號)

第一條 電氣ノ價格ヲ低廉ニシ其ノ積ヲ豐富ニシ之ヲ普及シ及テ潤滑ナラシムル爲メ政府ハ本法ニ依リ發電及送電ヲ管理ス但シ自己ノ需用ニ供シ又ハ一地方ノ需用ニ供スル電氣ノ發電及送電ニシテ勅令ニ別段ノ定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條

本法ニ依リ管理スル發電及送電中勅令ヲ以テ定ムル電力設備ニ依リ發電及送電ハ日本發達電氣株式會社ヲ定ムル所ニ依リ日本發達電氣株式會社ヲシテ之ヲ行ハシム

法律一電力管理法、電力管理法施行令

計畫及電力料金其ノ他ノ電力供給ニ關スル重要事項ヲ決定ス  
罰項ノ規定ニ依リ決定スベキ電力料金ノ基準ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條

政府ハ其ノ管理ニ關スル發電又ハ送電ヲ爲ス者ニ對シテ發電又ハ送電ノ方法ニ關シ管理上必要ナル勅令ヲ爲スコトヲ得前項ノ勅令ニ依リ生ジタル損害ハ政府之ヲ補償ス

第五條

發電及送電ノ豫定計畫、電力料金其ノ他政府ノ管理ニ關スル發電及送電ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ關スル電氣力審議會ヲ置ク

第六條

第四條第一項ノ規定ニ依リ勅令ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條

法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者方其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ罰項ノ違反行爲ヲ爲シ

タルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦罰項ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本法ハ昭和十三年八月十日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ規定施行ノ際現ニ第二條ニ定ムル發電又ハ送電ヲ爲スコトヲ得ル者ハ勅令ヲ定ムル所ニ依リ當分ノ内仍舊例ノ例ニ依リ發電又ハ送電ヲ爲スコトヲ得

日本發達電氣株式會社方第二條ノ規定ニ依リ發電又ハ送電ヲ行フ場合ニ於テ其ノ發電又ハ送電ニ關スル電力供給ノ契約ニシテ第二條ノ規定施行ノ際現ニ存スルモノハ日本發達電氣株式會社之ヲ繼承ス

電力管理法施行令

(昭和十三年八月八日) (勅令第五百七十五號)

第一條 電力管理法第一條但書ノ規定ニ依リ政府ノ管理セザル發電及送電ハ最大電壓四萬ボルト

ト以上ニ於テ使用セラルル送電線路ヲ主體トスル電力系統ニ關スル設備又ハ當該電力系統ト連轉上密接ナル關係ヲ有スル設備ニ依リ發電及送電以外ノ發電及送電トス

第二條

電力管理法第二條ノ規定ニ依リ日本發達電氣株式會社ヲシテ行ハシムル發電及送電ノ用ニ供スル電力設備ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス但シ電氣事業法第三十條ニ規定スル施設及特別ノ事由ニ因リ該電大臣ノ除外スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 發電設備

- (一) 出力五千キロワットヲ超過スル水力發電設備
- (二) 出力一萬キロワットヲ超過スル火力發電設備

二 送電設備

- (一) 最大電壓十萬ボルト以上ニ於テ使用セラルルモノ
- (二) 最大電壓四萬ボルト以上十萬ボルト未満ニ於テ使用セラルル送電設備ニシテ左

法律一電力管理準備局官制

ノ各號ノ一ニ該當スルモノ  
(イ) 發電所ヨリ電氣ノ主要  
需用地ニ至ル送電幹線ニシ  
テ他ノ送電系統ト連絡シ線  
合運轉ヲ爲スヲ適當トスル  
モノ

(ロ) 主トシテ電氣事業者間  
ニ於ケル電力受給ノ用ニ供  
セラルルモノ  
(ハ) 他ノ最大電壓四萬ボ  
ルト以上ニ於テ使用セラル  
ル送電線路ト並行ノ關係ニ  
在ル送電線路ニシテ綜合運  
轉ニ依リ電力潮流ノ改善ヲ  
爲シ得ルモノ

(三) 第一號ノ發電設備又ハ  
(二) 若ハ(二)ノ發電設備  
ノ相互間ヲ連絡スルモノ  
(四) (一)乃至(三)ノ送電  
設備ニ對シ送電上從屬關係ニ  
在ルモノニシテ電力受給關係  
整理ノ爲必要ナルモノ  
三 變電設備  
(一) 前號(一)ノ送電設備ニ  
接続スルモノ

(二) 前號(二)乃至(四)ノ  
送電設備ニ接続スル變電設備  
ニシテ送電線路ノ爲又ハ電力  
受給關係整理ノ爲必要ナルモ  
ノ

本令ハ電力管理法第一條及第二條  
ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
出力五千キロワットヲ超過スル水  
力發電設備ニシテ本令施行ノ際現  
ニ存スルモノ又ハ工事中ノモノハ  
第二條本文ニ規定スル電力設備ヨ  
リ之ヲ除外ス

電力管理法附則第二項

(昭和十三年八月九日)  
農林省令第六十五號

電力管理法附則第二條ノ規定ニ依  
ル發電又ハ送電ニ關スル件左ノ通  
定ム  
電力管理法附則第二項ノ規定ニ依  
リ發電又ハ送電ヲ爲スコトヲ得ル  
期間ハ當該發電又ハ送電ノ用ニ供  
セラルル設備ガ日本發送電株式會

社法第二章ノ規定ニ依リ日本發送  
電株式會社ニ出資セラルルニ至ル  
時迄トス

附則

電力管理準備局官制

(昭和十三年五月五日)  
勅令第三百二十號

本令ハ電力管理法第一條及第二條  
ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 電力管理準備局ハ農林大  
臣ノ管理ニ屬シ政府ニ於テ行フ  
電力管理ノ準備ニ關スル事務ヲ  
掌ル  
第二條 電力管理準備局ニ左ノ職  
員ヲ置ク  
長官 勅任  
次長 一人 勅任  
書記官 專任二人 奏任  
事務官 專任八人 奏任  
技師 專任二十二人 奏任  
内一人ヲ勅任ト爲スコト  
ヲ得

第三條 電力管理準備局ニ參與十  
五人以内ヲ置キ局務ニ參與セシ  
ム  
參與ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ關  
係各勅任官及學識經驗アル者  
ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ  
參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本  
官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受  
クル待遇ニ依ル

第四條 長官ハ農林部内ノ勅任官  
ヲシテ之ヲ兼シシムルモノトス  
長官ハ農林大臣ノ指揮監督ヲ承  
ケ局務ヲ統理シ所屬職員ヲ指揮  
監督ス  
第五條 次長ハ長官ヲ輔佐シ局務  
ヲ掌理ス  
第六條 書記官及事務官ハ上官ノ  
命ヲ承ケ事務ヲ掌ル  
第七條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技  
術ヲ掌ル  
第八條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶  
務ニ從事ス  
第九條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ

技術ニ從事ス

第十條 農林大臣ハ農林省職員ニ  
シテ電氣局ニ屬スル者ヲシテ電  
力管理準備局ノ事務ヲ補助セシ  
ムルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

電力審議會官制

(昭和十三年五月二十四日)  
勅令第三百六十九號

第一條 電力審議會ハ農林大臣ノ  
監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ發  
電及送電ノ豫定計畫、電力料金  
其ノ他政府ノ管理ニ關スル發電  
及送電ニ關スル重要事項ヲ調査  
審議ス

審議會ハ前項ノ事項ニ付關係各  
大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 審議會ハ會長一人及委員  
二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス  
特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必  
要アルトキハ臨時委員ヲ置クコ  
トヲ得

法律一電力審議會官制

第三條 會長ハ農林大臣ヲ以テ之  
ニ充ツ

委員及臨時委員ハ農林大臣ノ奏  
請ニ依リ左ニ掲グル者ノ中ヨリ  
内閣ニ於テ之ヲ命ズ  
一 關係各廳高等官  
二 學識經驗アル者  
前項第二號ニ掲グル者ノ中ヨリ  
命ゼラレタル委員ノ任期ハ三年  
トス但シ特別ノ事由アル場合ニ  
於テハ任期中之ヲ解任スルコト  
ヲ妨ゲズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

電力評價審査委員會官制

(昭和十三年八月九日)  
勅令第五百八十號

第一條 電力評價審査委員會ハ農  
林大臣ノ監督ニ屬シ日本發送電  
株式會社法第九條第二項及第十  
四條第五項並ニ昭和十三年法律  
第七十八號第五條第二項ノ規定  
ニ依リ其ノ權限ニ關シシメタル  
事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ規定スル事項ノ  
外農林大臣ノ諮問ニ應ジテ日本  
發送電株式會社ノ取得スル電力  
設備又ハ其ノ附屬設備ノ評價ニ  
關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員  
二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス  
特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必  
要アルトキハ臨時委員ヲ置クコ  
トヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

電力評價審査委員會官制

(昭和十三年八月九日)  
勅令第五百八十號

第一條 電力評價審査委員會ハ農  
林大臣ノ監督ニ屬シ日本發送電  
株式會社法第九條第二項及第十  
四條第五項並ニ昭和十三年法律  
第七十八號第五條第二項ノ規定  
ニ依リ其ノ權限ニ關シシメタル  
事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ規定スル事項ノ  
外農林大臣ノ諮問ニ應ジテ日本  
發送電株式會社ノ取得スル電力  
設備又ハ其ノ附屬設備ノ評價ニ  
關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員  
二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス  
特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必  
要アルトキハ臨時委員ヲ置クコ  
トヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



# 日本發送電株式會社法

(昭和十三年四月五日)  
法律第七十七號

## 第一章 總 則

第一條 日本發送電株式會社ハ電力設備及其ノ附屬設備ヲ爲シ政府ノ管理ニ屬スル發電及送電ヲ行フコトヲ目的トスル株式會社トス

第二條 日本發送電株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第三條 日本發送電株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府公共團體帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ

議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

## 第二章 出 資

第四條 政府ハ電力管理法第二條ノ規定ニ依リ勅令ノ定ムル電力設備及其ノ附屬設備ヲ本章ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社ニ對シ出資セシムルコトヲ得

第五條 政府ハ前條ノ電力設備及其ノ附屬設備ヲ日本發送電株式會社ニ出資セシメントスルトキハ出資セシムルモノノ設備及出資ノ期日ヲ公告スベシ

第六條 前條第二項ノ通知ノ後出資ノ目的タル設備ノ所有者當該設備ノ現狀ヲ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 第五條第二項ノ通知ノ後ハ出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非

ザレバ當該設備ヲ譲渡シ又ハ當該設備ヲ新ニ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ

第八條 政府ハ日本發送電株式會社ニ對シ國有ノ電力設備其ノ附屬設備ヲ出資スルコトヲ得

第九條 出資ノ目的タル設備ノ價格ハ左ノ各號ノ金額ノ和ノ二分ノ一ニ相當スル金額ニ依リ之ヲ算定ス

一 當該設備ノ建設費ヨリ減價額却金額ヲ控除シタル金額  
二 當該設備所有者ノ過去十年間ニ於ケル建設費ニ對スル利益ノ平均割合ヲ出資設備ノ建設費ニ乘ジタル金額ヲ一定ノ利率ヲ以テ還元シタル金額

前項ノ建設費減價額却金額及益金ハ電力評價審査委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ決定ス

第十條 電力評價審査委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 日本發送電株式會社ハ

出資ノ目的タル設備ノ所有者ニ對シ第九條ノ規定ニ依リ決定シタル價格ニ相當スル株式金額ノ全額拂込済株式ヲ割當ツベシ但シ當該株式一株ノ金額ニ滿タザル部分ニ對シテハ金額ヲ以テ支拂フベシ

出資ノ目的タル設備ニ變更アリテ其ノ變更部分ニ付株式割當ノ日迄ニ價格決定セザルトキハ當該部分ニ對シテハ金額ヲ以テ決濟スルコトヲ得株式割當後變更ヲ生ジタル部分ニ付亦同ジ

第十二條 出資ノ目的タル設備ハ日本發送電株式會社ノ設立又ハ増資ノ登記ノ時ニ於テ日本發送電株式會社ニ出資セラレタルモノト爲ス

第十三條 第九條ノ規定ニ依ル出資價格ニ付不服アル出資者ハ同條第二項ノ規定ニ依リ決定ノ通知アリタル日ヨリ一月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得第九條ノ規定ニ依ル出資價格ガ通常裁判所ノ認定シタル價格ニ違フ

第二十條 總裁及副總裁ハ勅令ヲ經テ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

第二十一條 總裁、副總裁及日本發送電株式會社ノ業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 電氣事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間日本發送電株式會社ノ役員ト爲リ又ハ其ノ監事ト受クル事務ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 日本發送電株式會社ノ爲ス電力ノ受給其ノ他ノ業務

ザルトキハ其ノ差額ハ日本發送電株式會社ノ設立又ハ増資ノ登記ノ日以後ニ於テ金額ヲ以テ之ヲ支拂フベシ

第十四條 電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタルニ因リ殘存電氣事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リタルトキハ出資者ハ日本發送電株式會社ニ對シ當該事業設備ノ買収ヲ請求スルコトヲ得

第十五條 電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ日本發送電株式會社ニ對シ出資ノ日ヨリ三年間ヲ限リ其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル株式ヲ其ノ額面金額ヲ以テ買入ルルコトヲ請求スルコトヲ得

第十六條 前項ノ場合ニ於テハ日本發送電株式會社ハ一時其ノ株式ヲ取得スルコトヲ得

第十七條 第一項ノ買入代價ニ付テハ出資者ノ同意アル場合又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ日本發送電株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ支拂保證アル社債券ヲ以テ時價ニ依リ之ヲ交付スルコトヲ得其ノ社債券ノ發行ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十八條 前項ノ社債券ニ付テハ政府ハ元利ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第十九條 第四條ノ規定ニ基キ日本發送電株式會社ニ出資セラレザル電力設備及其ノ附屬設備ニ付當該設備ノ所有者ガ有シタル河川、湖又ハ沼ノ使用ニ關スル權利義務並ニ道路其ノ他土地ノ占用又ハ使用ニ關スル權利義務ハ命令ノ定ムル所ニ依リ日本發送電株式會社之ヲ承認ス

第二十條 第十二條及前條ノ場合ニ於ケル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 日本發送電株式會社ニ總裁各一人、理事五人以上及監事三人以上ヲ置ク

第二十二條 總裁ハ日本發送電株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

第二十三條 副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本發送電株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

第二十四條 監事ハ日本發送電株式會社ノ業務ヲ監督ス

ノ運營ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 日本發送電株式會社ハ電力管理法第三條ノ建設又ハ變更ノ計畫ニ從ビ主務大臣ノ命ズル所ニ依リ電力設備及其ノ附屬設備ノ建設又ハ變更ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テ必要アルトキハ發電ノ爲ニスル河川、湖沼ハ沼ノ使用ニ關スル許可又ハ電力設備ノ施設ニ關スル許可若ハ認可ハ當該許可又ハ認可ヲ爲シタル行政官廳ニ於テ之ヲ取消ヲ爲シ若ハ其ノ條仲ヲ變更シ又ハ當該既設工作物ノ變更若ハ除却ヲ命ズルモノトス

第二十五條 日本發送電株式會社ハ前條ノ行政官廳ノ處分ヲ受ケタル者ニ對シ相當ノ補償ヲ爲スベシ

許可又ハ認可ヲ受ケ未ダ工事ニ着手セザルモノニ付テハ前項ノ補償ハ調査又ハ測量其ノ他工事準備ノ爲支出シタル通常ノ費用

ノ限度ニ於テ之ヲ爲スベシ

第二十六條 日本發送電株式會社ノ爲シタル電力設備及其ノ附屬設備ノ建設又ハ變更ニ因リ著シク利益ヲ受クル電力設備ノ所有者ハ利益ヲ受クル限度ニ於テ當該建設又ハ變更ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔スベシ

第二十七條 第十四條第二項及第四項ノ規定ハ第二十五條ノ補償又ハ前條ノ負擔ニ付テ之ヲ準用ス

第二十八條 日本發送電株式會社ハ其ノ發電設備ニ接續スル發電設備ニ依リ發生シタル電力ノ買入ヲ拒ムコトヲ得ズ

第五章 特 權

第二十九條 日本發送電株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第三十條 日本發送電株式會社ハ商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社價ヲ募集スルコトヲ得但シ社價ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十一條 日本發送電株式會社

左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録稅ノ額ハ左ノ額トス但シ登録稅法ニ依リ算出シタル登録稅ノ額方左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一 設立及第四條又ハ第八條ニ規定スル出資ニ因ル資本ノ増加拂込

株金額又ハ増資拂込株金額ノ千分ノ一

二 第四條、第八條又ハ第十四條ニ規定スル出資又ハ買收ニ基ク不動産ニ關スル權利ノ取得

不動産ノ價格ノ千分ノ三

北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準スベキモノハ日本發送電株式會社ニ對シ前項ニ規定スル不動産ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第三十二條 日本發送電株式會社ノ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ヲ算出シ得ル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ違セザルトキ(利益金額ナキトキ

及缺損ヲ生ジタルトキヲ含ム)ハ政府ハ初營業年度及爾後十年間ヲ限リ之ニ違セシムベキ金額ヲ補給スベシ

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ヲ算出シ得ル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ前項ノ規定ニ依リ補給金ノ償還ニ充ツベシ

日本發送電株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額(前項ノ規定ニ依ル償還金額ヲ含マズ)ヲ算出シ得ル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ二分ノ一以上ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ

前項ノ規定ニ依リ積立金ハ每營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依リ補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金額ト看做ス

第六章 監督及義務

第三十三條 政府ハ日本發送電株式會社ノ業務ヲ監督ス

第三十四條 定款ノ變更、利益金ノ處分、社價ノ募集、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三十五條 日本發送電株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ電力設備若ハ其ノ附屬設備ヲ建設シ又ハ當該設備ヲ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ第二章ノ規定ニ依ル場合ヲ除キ電力設備又ハ其ノ附屬設備ノ取得ニ付亦同ジ

第三十六條 主務大臣ハ日本發送電株式會社監督官ヲ置キ日本發送電株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第三十七條 日本發送電株式會社監督官ハ何時ニテモ日本發送電株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

日本發送電株式會社監督官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本發送電株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告

セシムルコトヲ得

日本發送電株式會社監督官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十八條 主務大臣ハ日本發送電株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ヲ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第七章 罰 則

第三十九條 日本發送電株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總裁又ハ副總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ五日間以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分業業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

一 本法又ハ本法ニ基キテ設スル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受タベキ場合ニ於テ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ基キテ爲ス命令ニ違反シタルトキ

第四十條 日本發送電株式會社ノ總裁、副總裁又ハ理事第二十二條ノ規定ニ違反シ他ノ職務又ハ商業ニ從事シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ付テ之ヲ準用ス

第四十二條 出資ノ目的タル設備ノ所有者第六條ノ規定ニ違反シ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ電力設備又ハ其ノ附屬設備ノ現狀ヲ變更シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者若ハ其ノ業務ニ關シテ前項ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指押ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第一項ノ罰則ハ當該所有者法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ禁業

ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第四十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(勅令第五百七十六號ヲ以テ昭和十三年八月十日ヨリ施行)

第四十四條 政府ハ設立委員ヲ命ジ日本發送電株式會社ノ設立及開業準備ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第四十五條 第五條第二項及第十四條ノ規定中日本發送電株式會社トアルハ會社設立ノ場合ニ於テハ設立委員トス

第四十六條 第十三條ニ規定スル派ハ日本發送電株式會社ノ成立前ニ於テハ設立委員ヲ相手方トシテ之ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ派ハ日本發送電株式會社ノ成立シタルトキハ中斷ス此ノ場合ニ於テハ會社ハ訴訟手續ヲ變遷ゴトヲ要ス

第四十七條 設立委員ハ定款ヲ作

或シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ  
則項ノ認可アリタルトキハ設立  
委員ハ株式總數コリ金簿以外ノ  
財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ  
相當ツベキ株式ヲ控除シタル後  
餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ  
第五十三條 創立總會終結シタル  
トキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日  
本發送電株式會社總裁ニ引渡ス  
ベシ

### 日本發送電株式會社法施行令

(昭和十三年八月八日)  
(勅令第五百七十七號)

第四十八條 株式申込證ニハ定款  
認可ノ年月日並ニ商法第二百十  
六條第二項第二號第四號及第五  
號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ  
第四十九條 設立委員ハ株主ノ募  
集ヲ終リタルトキハ株式申込證  
ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ  
受クベシ  
設立委員ハ前項ノ検査ヲ受ケタ  
ル後通過ナク第一回ノ拂込ヲ爲  
サシムベシ  
第五十條 前條ノ拂込アリタル後  
設立委員ハ通過ナク創立總會ヲ  
招集スベシ  
第五十一條 創立總會ノ決議ハ出  
席シタル株式引受人ノ議決權ノ  
過半数ヲ以テ之ヲ爲ス  
第五十二條 創立總會ニ於テハ第  
二十條ノ規定ニ準ジ理事候補者

第一條 日本發送電株式會社法第  
十五條第一項ノ規定ニ依リ株式  
ノ買入ヲ請求セントスル者ハ其  
ノ株式ノ數及各株券ノ番號ヲ記  
載シタル請求書ニ株券ヲ添附シ  
テ之ヲ日本發送電株式會社ニ提  
出スベシ  
前項ノ請求書株式ノ買入代價ノ  
支拂ニ付日本發送電株式會社法  
第十五條第三項ノ規定ニ依ル社  
債券ノ交付ニ同意スルトキハ其  
ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ日本發  
送電株式會社ニ提出スベシ  
第二條 前條第一項ノ請求書ヲ提

出シタルニ因リ株主權ヲ失ヒタ  
ル者ニ對シテハ其ノ買入代價ノ  
支拂ト同時ニ請求書提出ノ日ヨ  
リ買入代價支拂ノ日(社債券ヲ  
交付スル場合ニ於テハ第四條ノ  
交付ノ期日)ノ前日迄ノ遲延利  
息ヲ支拂フモノトス  
第三條 日本發送電株式會社日本  
發送電株式會社法第十五條第三  
項ノ規定ニ依ル社債券ヲ發行セ  
ントスルトキハ左ニ掲グル事項  
ヲ具シ大藏大臣及農商大臣ニ認  
可ヲ申請スベシ  
一 社債券ヲ交付セントスル事  
由  
二 社債ノ總額及各社債ノ金額  
三 社債ノ利率  
四 社債償還ノ方法及期限  
五 利息支拂ノ方法及期限  
第四條 日本發送電株式會社前條  
ノ認可ヲ受ケタルトキハ當該社  
債券ノ交付ノ期日及場所ヲ指定シ  
テ之ヲ第一條第一項ノ請求書ニ通  
知スベシ  
前項ノ交付ノ期日ハ株式買入ノ

請求アリタル日ヨリ六月内ナル  
コトヲ要ス  
第五條 日本發送電株式會社法第  
十五條第三項ニ規定スル社債券  
ノ時價ハ當該社債券發行ノ認可  
ノ日前六月間ニ於ケル政府ノ支  
拂保證アル日本發送電株式會社  
ノ社債券ノ取引ノ平均相場ヲ標  
準トシ、六月間ニ於ケル平均相  
場ナキモ之ヨリ短キ期間ニ於ケ  
ル平均相場アルトキハ其ノ平均  
相場ヲ標準トシ、其ノ何レノ平  
均相場モナキトキハ日本發送電  
株式會社ノ他ノ社債券又ハ類似  
會社ノ社債券ノ相場ヲ參照シ大  
藏大臣及農商大臣之ヲ定ム  
第六條 日本發送電株式會社法第  
十五條第三項ノ規定ニ依リ發行  
スル社債券ニ關シテハ商法第百  
九十九條、第二百條ノ二及第二  
百三條ノ規定ヲ適用セズ  
第七條 日本發送電株式會社ハ前  
條ノ社債券發行ノ日ヨリ二週間  
内ニ本店及支店ノ所在地ニ於テ  
商法第二百四條ノ三第一項各號

ニ掲グル事項ニ登記スルコトヲ  
要ス  
前項ノ登記ノ申請書ニハ非訟事  
件手續法第九十一條第二項第  
二號乃至第五號ニ掲グル書類ニ  
代ヘ當該社債ノ總額ヲ證スル書  
類ヲ添附スルコトヲ要ス  
第一項ノ規定ニ依リ登記シタル  
事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ  
二週間内ニ本店及支店ノ所在地  
ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要  
ス

社方其ノ命令事項ノ實施上河  
川、湖又ハ沼ノ使用ニ關スル  
許可ヲ必要トスルモノナルト  
キ

### 日本發送電株式會社法施行規則

(昭和十三年八月九日)  
(農商省令第六十六號)

第八條 農商大臣ハ第一號ニ掲グ  
ル場合ニ於テハ内務大臣及大藏  
大臣ニ、第二號ニ掲グル場合ニ  
於テハ内務大臣ニ協議スベシ  
一 日本發送電株式會社法第四  
條ノ規定ニ依リ公共團體ノ有  
スル電力設備及其ノ附屬設備  
ヲ出資セシメントスルトキ  
二 日本發送電株式會社法第二  
十四條第一項ニ規定スル電力  
設備及其ノ附屬設備ノ建設又  
ハ變更ノ命令ヲ爲サントスル  
場合ニ於テ日本發送電株式會

第九條 農商大臣日本發送電株式  
會社法第二十四條第一項ニ規定  
スル電力設備及其ノ附屬設備ノ  
建設又ハ變更ノ命令ヲ爲ス場合  
ニ於テハ同時ニ同條第二項ノ處  
分ヲ爲スベキ行政官廳ニ其ノ旨  
ヲ通知スベシ  
第十條 日本發送電株式會社法第  
二十七條ノ規定ニ依リ同法第二  
十五條ノ補償ニ付裁定ヲ爲ス場  
合ニ於テ其ノ補償方河川、湖又  
ハ沼ノ使用ニ關スルモノナルト  
キハ其ノ主務大臣ハ農商大臣及  
内務大臣トス  
附 則  
本令ハ日本發送電株式會社法施行  
ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 日本發送電株式會社法第  
五條第一項ノ公告ハ官報ヲ以テ  
同條第二項ノ通知ハ書面ヲ以テ  
之ヲ爲スベシ其ノ公告又ハ通知  
ノ事項ニ變更ヲ生ジタルトキ亦  
同ジ  
第二條 電力設備及其ノ附屬設備  
ノ所有者日本發送電株式會社法  
第五條第二項ノ通知ヲ受ケタル  
トキハ左ニ掲グル書類各二通ヲ  
農商大臣ニ其ノ指定スル期間内  
ニ提出スベシ  
一 出資設備圖書第一號様式ニ  
依ル  
二 出資設備圖書第二號  
様式ニ依ル  
三 事業設備圖書第三號  
様式ニ依ル  
四 事業損害圖書第四號様式ニ

依ル  
五 貸借對照表、損益計算書及  
利益處分書最近ノ事業年度末  
ヨリ滿リ十年間、最近ノ事業  
年度末迄ニ開業後十年ヲ經過  
セザルトキハ其ノ經過年間ニ  
於ケル各事業年度ニ於ケルモ  
ノヲ提出スベシ  
六 出資設備圖書第五號様  
式ニ依ル  
農商大臣ニ於テ出資ノ目的タル  
設備ノ價格ヲ算定スル爲メニ必  
要アリト認ムルトキハ前項各號  
ニ掲グル書類以外ノモノト雖モ  
之ヲ提出セシムルコトヲ得  
第一項第一號ノ出資設備圖書ノ  
記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキ  
ハ通過ナク出資設備圖書  
(第一號様式ニ準ズ)ヲ農商大  
臣ニ提出スベシ  
第三條 出資ノ目的タル設備ノ所  
有者日本發送電株式會社法第五  
條第二項ノ通知ノ後當該設備ノ  
現狀ヲ變更セントスルトキハ變  
更スベキ設備ノ名稱、所在、變

更ヲ必要トスル事由、現狀變更ノ着手及完了ノ時期ヲ記載シタル書面、變更工事費算書及變更事項明細書變更前及變更後ニ於ケル設備ノ配置圖及構造圖ヲ添附スベシヲ具シ選信大臣ニ認可ヲ申請スベシ

第五條 出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ當該設備ノ施設又ハ使用ニ關スル許可書又ハ認可書、器具機械ノ仕様書其ノ他設備ノ運轉又ハ保守ノ爲必要ナル書類及圖面ヲ出資ト同時ニ日本發送電株式會社ニ引渡スベシ

依リ裁定ヲ爲シタルトキハ裁定書ニ理由ヲ附シ之ヲ當事者雙方ニ送付スベシ

ハ其ノ附屬設備ヲ施設シタル土地ノ使用ノ契約上ノ權利義務

左ニ掲グル場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ適用セズ此ノ場合ニ於テハ豫メ前項ニ掲グル書類及圖面ヲ具シ選信大臣ニ届出ツベシ

第六條 日本發送電株式會社法第十四條第二項ノ規定ニ依リ裁定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル正副二通ノ申請書ヲ選信大臣ニ提出スベシ

第八條 日本發送電株式會社法第十四條第三項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ買收價額買收附屬其ノ他買收ノ條件ヲ記載シタル申請書ニ當事者連署ノ上買收價額算出説明書ヲ添へ之ヲ選信大臣ニ提出スベシ

第十條 日本發送電株式會社法第一號ノ權利義務ヲ承繼シタルトキハ當該行政廳又ハ管理者ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

第四條 日本發送電株式會社法第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ當該設備ヲ讓渡シ又ハ新ニ所有標以外ノ權利ノ目的ト爲サントスル事由ニ當該設備ノ範圍及價額ヲ記載シタル申請書ニ當事者連署ノ上讓渡又ハ權利ノ設定ニ關スル契約書ノ原本ヲ添へ之ヲ選信大臣ニ提出

第七條 選信大臣日本發送電株式會社法第十四條第二項ノ規定ニ

第九條 日本發送電株式會社法第十六條ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社法同法第四條ノ規定ニ基テ出資ニ伴ヒ承繼スベキ權利義務ハ出資ノ目的タル電力設備及其ノ附屬設備ニ付當該設備ノ所有者方出資ノ際有スル權利義務ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス

第十一條 出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ前條各號ニ掲グル權利義務ニ關スル許可書、契約書其ノ他ノ證明書類ヲ出資ト同時ニ日本發送電株式會社ニ引渡スベシ

附 則

本令ハ日本發送電株式會社法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號樣式)

出資設備圖書

一 送電關係一覽圖、電氣事業法施行規則第十號樣式ニ準ジ調整シ且出資設備(出資ノ目的タル設備ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ部分ハ赤色ヲ以テ之ヲ表示スベシ

四 送電設備出資送電線路毎ニ記載スベシ

五 變電設備、出資變電所毎ニ記載スベシ

七 工事中又ハ工事費精算未済ノ設備、出資設備中ニ包含セララルル工事中又ハ工事費精算未済ノ機器、器具、設備又ハ電線路ハ其々相當欄ニ朱記シ且工事費概算及工事中ノモノニ在リテハ落成豫定期日ヲ記入スベシ

電力社債處理法

(昭和十三年四月五日) 法律第七十八號

二 平面圖、東京市、名古屋市、大阪市附近ノ部分ハ縮尺五萬分ノ一以上其ノ他ノ部分ハ縮尺二十萬分ノ一以上トシ發電所、變電所、開閉所ノ位置、電線路ノ中心線並ニ其ノ經過スル道府縣郡市町明ノ境界及名稱、地勢、主要ナル市街、鐵道、軌道等ヲ記載スベシ但シ出資設備ニ關スル電線路中最大電壓十萬ボルト以上ノモノハ黑色、五萬ボルト以上ノモノハ赤色、五萬ボルト未満ノモノハ青色ヲ以テ之ヲ表示シ且出資設備以外ノ電線路ト雖モ適宜之ヲ記載スベシ

三 選信上必要ナル書類、帳簿及

六 汽力發電設備出資發電所毎ニ記載スベシ

第一條 工場財團ニ關スルモノハ日本發送電株式會社法第十二條及第十六條ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社ノ設立又ハ増資ノ登記ノ時ニ於テ同會社ニ移轉シタル後ト雖モ仍其ノ工場財團ニ關スルモノトス

必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 日本發送電株式會社法第四條ノ規定ニ基キ工場財源ニ關スル電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ノ承継アリタル場合ヲ除クノ外日本發送電株式會社ガ抵當權實行ニ因リ受クルコトアルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ擔保ヲ供託スベシ

第三條 前條第一項ノ出資者ガ出資證明ヲ擔保トスル社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ怠リタル場合ニ於テハ日本發送電株式會社ハ其ノ出資者ニ代リ當該社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

ニ支拂フベキ株式配當金又ハ社債ノ償還金若ハ利息ヲ以テ其ノ元金又ハ利息ノ支拂額及遊クルコトヲ得ザリシ費用ノ償還ニ充當スルコトヲ得

第四條 政府ハ工場財源ニ關スルモノノ全部又ハ大部分ノ出資其ノ他ノ事由ニ因リ第二條第一項ノ出資者ニ工場財源ヲ擔保トスル社債ヲ負擔セシメ置クコトヲ適當ナラズト認メタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本發送電株式會社ヲシテ當該社債ノ元利支拂義務ヲ承継セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ社債ノ元利支拂義務ヲ承継セシメントスルトキハ政府ハ當該社債ノ種類及各稱並ニ承継ノ期日ヲ公告スベシ此ノ場合ニ於テハ政府ハ日本發送電株式會社及前項ノ出資者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

日本發送電株式會社法第十一條第一項ノ規定ニ依リテ爲ス株式ノ割當ハ出資設備ノ價格ヨリ社債ノ承継價格ヲ控除シタル金額ニ依ル

第五條 政府ハ前條第一項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本發送電株式會社ヲシテ第二條第一項ノ工場財源ニ關スル殘存電力設備及其ノ附屬設備ヲ買收セシムルコトヲ得

第六條 日本發送電株式會社ハ勅令ノ定ムル所ヲ除クノ外前條及日本發送電株式會社法第四條ノ規定ニ基キ移轉セラレタル電力設備及其ノ附屬設備ヲ擔保トスル社債ニ關シ原契約上讓セラ

レタル買擔及制限ヲ承継ス

第七條 日本發送電株式會社法第四條ノ規定ニ依リ電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ電力管理法律、日本發送電株式會社法又ハ本法ニ依ル資產ニ關シテノ變動ヲ理由トシテ其ノ社債ノ期限前ノ元利支拂其ノ他ノ請求ヲ爲ス者アリタル場合ニ於テ之ニ應ズルコトヲ得ズ

第八條 第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ヲ承継アリタル場合ヲ除キ政府ハ第六條ノ社債ノ元利支拂ニ付日本發送電株式會社ヲシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ保證ヲ爲サシムルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ

定ム(勅令第五百七十八號ヲ以テ昭和十三年八月十日ヨリ施行)

電力社債處理法

施行令

(昭和十三年八月八日勅令第五百七十九號)

第一條 昭和十三年法律第七十八號第二條第一項ノ規定ニ依リ擔保トシテ供託スベキモノハ國債又ハ日本發送電株式會社ノ株式若ハ社債トス

第二條 昭和十三年法律第七十八號第二條第一項及前條ノ規定ニ依リ供託スベキ有價證券ノ數額及擔保價格ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議價額ハザルトキハ選信大臣之ヲ裁定ス

前項ノ規定ニ依リ當事者間ニ協議價額ヒタルトキハ選信大臣ノ認

可ヲ受クベシ

第三條 昭和十三年法律第七十八號第二條第一項ノ規定ニ依リ擔保ヲ供託シタル者ハ出資證明ノ關スル工場財源ヲ擔保トスル債務ノ額ガ減少シタル場合又ハ出資設備ノ一部ガ抵當權者ノ同意ヲ得テ工場財源ヨリ分離セラレタル場合ニ於テハ供託物ノ一部ノ取戻ヲ爲スコトヲ得

第四條 司法大臣ハ昭和十三年法律第七十八號第二條第一項ノ供託ニ付テハ特別ノ事由アル場合ニ於テ適當ト認ムル銀行又ハ信託會社ヲシテ供託法第一條ノ規定ニ依ル供託事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第五條 日本發送電株式會社及昭和十三年法律第七十八號第二條

第一項ノ出資者ハ同法第四條第一項ノ規定ニ依リ選信大臣ノ爲ス通知ヲ受ケタルトキハ同條第二項ノ承継ノ期日並ニ當該社債ノ受託會社ト社債ノ元利支拂義務ノ承継ニ關シ必要ナル事項ニ付裁定ヲ爲スベシ

前項ノ規定ハ日本發送電株式會社、當該出資者及前項ノ受託會社ノ代表者ノ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スベシ

日本發送電株式會社、當該出資者及第一項ノ受託會社ハ昭和十三年法律第七十八號第四條第二項ノ承継ノ期日ニ於テ社債ノ元利支拂義務ノ承継アリタル旨ヲ選信ナク公告スベシ但シ知レタル社債權者及ビ擔保附社債信託法第二十九條第一項ノ規定ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニハ各別ニ之ヲ通知スベシ

日本發送電株式會社社債ノ元利支拂義務ヲ承継シタルトキハ擔保附社債信託法第三十四條第一項ノ規定ニ準ジ登記ヲ爲スベシ

但シ登記ノ申請書ニハ非訟事件手續法第九十一條第二項第二號乃至第五號ニ掲グル書類ニ代ヘ社債ノ承継ヲ認スル書面及委託會社ノ登記簿ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第六條 社債ノ承継ノ場合ニ於ケル承継價格及爲替相場ハ當該社債ノ時價ノ變動ニ因ル元利支拂上ノ空損益ノ決済方法ハ日本發送電株式會社及當該出資者ノ協議ニ依ル協議價額ハザルトキハ選信大臣之ヲ裁定ス

前項ノ規定ニ依リ當事者間ニ協議價額ヒタルトキハ選信大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 選信大臣昭和十三年法律第七十八號第五條第一項ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社ヲシテ同法第二條第一項ノ工場財源ニ關スル殘存電力設備及其ノ附

屬設備ヲ買取セシメントスルト  
キハ買取セシムベキ設備ノ範圍  
及買取ノ期日ヲ定メ日本發送電  
株式會社及當該設備ノ所有者ニ  
其ノ旨ヲ命令スベシ

第八條 選債大臣昭和十三年法律  
第七十八號第八條第一項ノ規定  
ニ依リ日本發送電株式會社ヲシ  
テ保證ヲ爲サシメントスルトキ  
ハ當該社債ノ種類及名稱ヲ指定  
シ同會社ニ其ノ旨ヲ命令スベシ  
前項ノ保證ハ日本發送電株式會  
社並ニ當該社債ノ委託會社及受  
託會社ノ代表者ノ署名シタル契  
約書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス  
前項ノ契約ヲ締結シタルトキ  
各會社連帶ナク之ヲ公告スベシ  
但シ知レタル社債權者及擔保附  
社債信託法第二十九條第一項ノ  
規定ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケ  
タル者ニハ各別ニ之ヲ通知スベ  
シ

其ノ契約ノ事項ヲ記載シ取締役  
ノ署名シタル書面ヲ以テ委託會  
社(委託會社ガ社債原簿ヲ備フ  
ルトキハ委託會社)及擔保附社  
債信託法第二十九條第一項ノ規  
定ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタ  
ル者ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス  
前項ノ書面ヲ受ケタル者ハ之ヲ  
社債原簿ノ原本ニ添附シテ保存  
スベシ

擔保附社債信託法第七十條第二  
項、第七十一條、第七十八條、  
第八十二條第一項及第八十七條  
ノ規定ハ第八條及前條ノ保證ニ  
之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和十三年法律第七十八號  
施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

電力社債處理法  
施行規則

(昭和十三年八月九日)  
選債大臣命令第一號

第一條 昭和十三年法律第七十八  
號第二條第一項ノ出資者ハ出資  
設備ノ屬スル工場財團ヲ擔保ト  
スル社債ニ付テハ信託證書、履  
行契約證書其ノ他信託契約ト同  
一ノ効力ヲ有スル契約證書ノ原  
本、當該工場財團ヲ擔保トスル  
一般債務ニ付テハ契約證書ノ認  
本ヲ出資者連帶ナク日本發送電  
株式會社ニ交付スベシ

第二條 昭和十三年勅令第五百七  
十九號第二條第二項ノ規定ニ依  
リ社債ヲ受ケントスルトキハ左  
ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ當  
事者連署ノ上之ヲ選債大臣ニ提  
出スベシ

一 供託スベキ有價證券ノ種類  
及名稱並ニ數量

二 擔保ノ額及有價證券ノ擔保

ハ昭和十三年勅令第五百七十九  
號第六條第一項ノ規定ニ依リ取  
定ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 昭和十三年法律第七  
十八號第四條ノ規定ニ依リ社債ノ  
承認アリタルトキハ被承認會社  
ハ當該社債ニ關スル信託證書、  
履行契約證書其ノ他信託契約ト  
同一ノ効力ヲ有スル契約證書及  
社債原簿ノ原本又ハ原本其ノ他  
必要ナル書類ヲ日本發送電株式  
會社ニ引渡スベシ

日本發送電株式會社、被承認會  
社及委託會社社債ノ承認ニ關ス  
ル手續ヲ完了シタルトキハ引渡  
アリタルモノノ目錄及社債ノ承  
認ニ關スル協定書ノ寫ヲ添へ其  
ノ旨ヲ連帶ナク選債大臣及選債  
大臣ニ提出スベシ

第十三條 日本發送電株式會社法  
施行規則第六條乃至第八條ノ規  
定ハ昭和十三年法律第七十八號  
第五條第二項ノ規定ニ依リ買取  
價額其ノ他買取ノ條件ニ關ス  
ル規定及認可ノ場合ニ之ヲ準用

價格ニ關スル說明

三 協議ノ順序

第三條 昭和十三年勅令第五百七  
十九號第二條第一項ノ規定ニ依  
ル規定ヲ受ケントスルトキハ左  
ノ事項ヲ記載シタル正副二通ノ  
申請書ヲ選債大臣ニ提出スベシ  
一 申請人及相手方ノ名稱又ハ  
商號

二 申請ノ目的及理由

選債大臣前項ノ申請書ヲ受理シ  
タルトキハ副本ヲ相手方ニ送付  
シ其ノ指定スル期間内ニ答復書  
ヲ差出サシムベシ

前項ノ期間内ニ答復書ヲ差出サ  
ザルトキハ選債大臣ハ申請書ノ  
ミニ依リテ規定ヲ爲スコトヲ得  
第四條 選債大臣昭和十三年勅令  
第五百七十九號第二條第一項ノ  
規定ニ依リ規定ヲ爲シタルトキ  
ハ規定書ニ理由ヲ附シ之ヲ當事  
者雙方ニ送付スベシ

第五條 前三條ノ規定ニ依リ認可  
又ハ規定アリタルトキハ第一條  
ノ出資者ハ連帶ナク供託ヲ爲シ

供託物受入ノ記載アル供託書ノ  
寫ヲ日本發送電株式會社ニ交付  
スベシ

第六條 第二條乃至第四條ノ規定  
ハ昭和十三年勅令第五百七十九  
號第三條第二項ノ規定ニ依リ取  
戻シ得ベキ有價證券ニ關スル認  
可又ハ規定ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七條 第五條ノ規定ニ依リ擔保  
ノ供託アリタルトキハ日本發送  
電株式會社ハ連帶ナク選債大臣  
ニ之ヲ提出スベシ供託物ノ變更  
若ハ取戻アリタルトキ又ハ還付  
ヲ受ケタルトキ亦同ジ

第八條 昭和十三年法律第七十八  
號第二條第一項ノ出資者ガ出資  
設備ノ屬スル工場財團ヲ擔保ト  
スル債務ニ關シ元金ノ償還若ハ  
利息ノ支拂又ハ元利擔基金ノ交  
付ヲ爲シタルトキハ其ノ年月日  
及金額ヲ連帶ナク日本發送電株  
株式會社ニ通知スベシ

第九條 昭和十三年法律第七十八  
號第三條第一項ノ規定ニ依リ日  
本發送電株式會社ガ出資者ニ代

リ社債ノ元金ノ償還若ハ利息ノ  
支拂又ハ元利擔基金ノ交付ヲ爲  
シタルトキハ其ノ年月日及金額  
並ニ求償方法ヲ記載シ選債大臣  
ニ之ヲ提出スベシ

第十條 日本發送電株式會社及昭  
和十三年法律第七十八號第二條  
第一項ノ出資者昭和十三年勅令  
第五百七十九號第六條第二項ノ  
規定ニ依リ認可ヲ受ケントスル  
トキハ社債ノ承認價額其ノ他承  
認ニ關スル條件ヲ記載シタル申  
請書ニ當事者連署ノ上左ノ書類  
ヲ添へ之ヲ選債大臣ニ提出スベ  
シ

法律—電力社債處理法施行規則

第十四條 昭和十三年法律第七十八號第六條ノ規定ニ依リ日本郵送電株式會社ノ承繼スル負債及制限ハ逕信大臣ニ於テ公益上支障アリ、相互ニ兩立セズ其ノ他日本郵送電株式會社ニ承繼セシムルヲ適當ナラズト認メ特ニ指定シタルモノ以外ノモノトス

附 則

本令ハ昭和十三年法律第七十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

電氣事業法中改正

(昭和十三年四月五日) (法律第七十九號)

電氣事業法中左ノ通改正ス

第二十三條第二項中「業務並ニ」ノ下ニ「減價請却其ノ他」ヲ、改善」ノ下ニ「供給ノ擴充」ヲ加フ

第二十四條第一項中「電氣ノ流用」ノ下ニ「若ハ託送」ヲ加フ

第二十六條ノ二 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ電氣ノ普及、料金ノ均衡其ノ他供給業務ノ改善ヲ圖ル爲第一條第一號又ハ第三號ノ電氣事業者ニ對シ電氣事業ノ全部又ハ一部ノ譲渡ヲ命ズルコトヲ得

第二十七條第四號ヲ第五號トシ第三號ヲ第四號トシ同條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和六年四月二日公布法 律第六十一號電氣事業法

抄 録

第二十三條第二項 主務大臣ハ電氣工作物及其ノ工事、業務並ニ會計ニ關シ電氣事業者ニ對シ改善、改善其ノ他監督上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十四條第一項 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ電氣設備ノ効用ヲ増進シ又ハ電氣ノ供給ヲ調而スル爲電氣事業者ニ對シ電氣工作物ノ施設、變更若ハ共用、電氣ノ流用又ハ工事ニ關スル期間ノ伸縮ヲ命ズルコトヲ得

第二十七條 左ノ場合ニ於テハ第三條ノ設可ハ當該範圍ニ付其ノ効力ヲ失フ (左記略ス)

第三十二條第一項 第二十四條第一項又ハ第二十八條第一項ノ規定ニ依リ命令又ハ處分其ノ他電氣事業ニ關スル重要事項ニ付主務大臣ノ諮問ニ應ズル爲電氣委員會ヲ置ク

重要礦物増産法

(昭和十三年三月二十八日) (法律第三十五號)

第一條 本法ニ於テ重要礦物トハ金、銀、銅、鉛、鋅、錳、鐵、安質母尼、水銀、亞鉛、錳、硫磺、格魯特、格魯特、重石、水、水、ニツケル、コバルト、石炭、亞炭、硫磺、砂金、砂鐵、砂銅其ノ他勅令ヲ以テ指定スル礦物ヲ謂フ

本法ニ於テ鑛業權者トハ砂鑛權者ヲ、鑛業權トハ砂鑛權ヲ、鑛區トハ砂鑛區ヲ含ム

シテ事業計畫ヲ定メ之ヲ届出ツベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三條 政府重要礦物ノ増産ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ重要礦物ヲ目的トスル鑛業權者ニ對シ事業ニ着手シ又ハ事業ヲ繼續スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四條 重要礦物ノ増産ヲ圖ラントスル者ハ之ガ爲必要トスル鑛業權ノ譲渡又ハ隣接鑛區トノ間ノ鑛區ノ増減ニ付當該鑛業權者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ協議ヲ爲スコトヲ得

第五條 政府重要礦物ノ増産ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ重要礦物ヲ目的トスル鑛業權者ニ對シ事業ニ着手シ又ハ事業ヲ繼續スベキコトヲ命ズルコトヲ得

法律—重要礦物増産法

ル爲必要アリト認ムルトキハ鑛業權ノ譲渡又ハ隣接鑛區トノ間ノ鑛區ノ増減ニ付當該鑛業權者ニ對シ重要礦物ノ増産ヲ圖ラントスル者ト協議ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第六條 第四條第二項ノ規定ニ依リ申請アリタルキ又ハ前條第一項ノ規定ニ依リ命令アリタルトキハ當該鑛業權者ハ其ノ申請ヲ拒否スル旨ノ規定アル迄又ハ第十條第二項ノ規定ニ依リ決定若ハ決定ガ其ノ効力ヲ失フ時期迄當該鑛業權ヲ譲渡シ又ハ當該鑛區ノ分合、減區若ハ増減區ノ出願ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府鑛業權ヲ譲渡シ又ハ隣接鑛區トノ間ノ鑛區ノ増減ヲ爲ス旨ノ規定又ハ決定ヲ爲ストキハ其ノ決定又ハ決定ニ於テ鑛業權者ニ支拂フベキ對價及其ノ

支拂ノ時期ヲ定ムルコトヲ要ス

第八條 規定又ハ決定中對價ニ付不服アル者ハ其ノ規定又ハ決定ノ通知ヲ受ケタル日(規定又ハ決定ノ通知ヲ受ケザル者ニ付テハ其ノ公示ノ日)ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九條 左ニ掲グル場合ニ於テハ對價ヲ支拂フベキ者ハ其ノ對價ヲ供託スルコトヲ要ス

第十條 對價ヲ支拂フベキ者決定又ハ決定ニ於テ定メタル對價支

拂ノ時期迄ニ對價ノ全部ノ支拂又ハ供託ヲ爲サザルトキハ鑛業權者ハ對價ヲ支拂フベキ者ニ對シ六十日ヲ下ラザル一定ノ期間内ニ其ノ支拂又ハ供託ヲ爲スベキ旨ヲ催告スルコトヲ得

第十一條 規定又ハ決定ニ依リ對價ノ全部ノ支拂又ハ供託アリタルトキハ政府ハ鑛業權ノ移轉又ハ變更ノ發給ヲ爲ス

第十二條 第四條乃至第十條ノ規定ハ鑛業權ノ譲渡又ハ隣接鑛區トノ間ノ鑛區ノ増減ニ付必要ナル事業設備ノ譲渡ニ之ヲ適用ス但シ第九條中抵當權トアルハ

一七九

登記シタル擔保權、抵當權者トアルハ擔保權者トス  
事業設備ヲ譲渡スル旨ノ裁定又ハ決定アリタルトキハ其ノ權利ハ裁定又ハ決定ニ依ル對價ノ全部ノ支拂又ハ供託アリタル時移轉ス

第十三條 本法ニ規定スルモノノ外裁定又ハ決定ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 第四條第二項ノ規定ニ依ル裁定又ハ第五條第二項ノ規定ニ依ル決定ニ依リ鑛業權ヲ取得シ又ハ鑛區ヲ増進セラレタル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十五條 鑛業權者則條第一項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケザル事業計畫ヲ實施シ又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ事業

政府必要アリト認ムルトキハ前項ノ事業計畫ヲ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 本法ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ鑛業權者ノ承認人ニ對シテモ其ノ効力ヲ有ス

附則  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(勅令第四百九號ヲ以テ昭和十三年六月十日ヨリ實施)

外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前二條ノ刑ヲ科ス

第二十三條 金鑛及砂金ニ關シテハ第二條、第三條、第十六條及第十七條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

重要礦物増産法  
施行規則  
(昭和十三年六月九日)  
(商工省令第三十號)

第一條 本則ニ於テ鑛業權者トハ砂鑛權者ヲ、鑛業權トハ砂鑛權ヲ、鑛區トハ砂鑛區ヲ言ム

第二條 重要礦物ヲ目的トスル鑛業權者ハ鑛山毎ニ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期

計書ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタルトキハ政府ハ鑛業權ヲ取消スコトヲ得

第十六條 政府重要礦物ノ増産ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ重要礦物ヲ目的トスル鑛業權者ニ對シ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ジ又ハ作業方法若ハ作業用品ノ規格ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ重要礦物ヲ目的トスル鑛業權者ニ對シ其ノ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第十八條 本法ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ鑛業權者ノ承認人ニ對シテモ其ノ効力ヲ有ス

第十九條 政府第四條第二項(第十二條第一項ノ規定ニ依リ適用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ鑛業權者第一項ノ規定ニ依リ適用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ決定、第十六條第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル補償ヲ爲サントスルトキハ重要礦物委員會ノ議ヲ經ベシ

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第二十條又ハ前條第一號若ハ第三號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ

法律—重要礦物増産法施行規則

計書ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタルトキハ政府ハ鑛業權ヲ取消スコトヲ得

第十六條 政府重要礦物ノ増産ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ重要礦物ヲ目的トスル鑛業權者ニ對シ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ジ又ハ作業方法若ハ作業用品ノ規格ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ重要礦物ヲ目的トスル鑛業權者ニ對シ其ノ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第十八條 本法ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ鑛業權者ノ承認人ニ對シテモ其ノ効力ヲ有ス

第十九條 政府第四條第二項(第十二條第一項ノ規定ニ依リ適用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ鑛業權者第一項ノ規定ニ依リ適用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ決定、第十六條第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル補償ヲ爲サントスルトキハ重要礦物委員會ノ議ヲ經ベシ

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第二十條又ハ前條第一號若ハ第三號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ

第一項ノ事業計畫ヲ定メ一月三十一日迄之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ但シ製鍊ヲ爲ス場合ヲ除クノ外掘採數量石炭ヲ目的トスルモノニ在リテハ年十五萬噸、銅鑛、鉛鑛、鋅鑛、亞鉛鑛、錳鑛、碲化鐵鑛、亞炭又ハ硫黃ヲ目的トスルモノニ在リテハ年一萬噸、其ノ他ノ重要礦物ヲ目的トスルモノニ在リテハ年千噸ニ滿タザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 重要礦物増産法第十四條ノ規定ニ依ル事業計畫ハ商工大臣ノ定ムル期間ニ付鑛山毎ニ之ヲ定ムベシ

第四條 事業計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 石炭鑛區  
(一) 試掘及採炭ニ關スル計畫ノ概要  
(二) 出炭數量(炭種別ニ記載スベシ)  
(三) 運搬ニ關スル計畫ノ概要  
(四) 處分方法  
二 石炭鑛區以外ノ鑛區

(一) 探鑛、掘採及選鑛ニ關スル計畫ノ概要  
(二) 掘採數量及品位  
(三) 精鑛數量及品位  
(四) 處分方法

鑛業權者製鍊ヲ爲ス場合ニ於テハ前項第二號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 製鍊設備ニ關スル計畫  
二 鑛業計畫ノ概要  
(一) 元鑛ノ種類別品位及處理數量  
(二) 製鍊收率  
(三) 製品ノ種類別品位及產出數量  
(四) 揚炭日數

第五條 設定ヲ申請スル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書正副三通ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 當該鑛業權ノ登録證號並ニ鑛業權者及關係人ノ氏名名稱及住所  
二 申請ノ目的及理由

三 對價並ニ其ノ算出ノ基礎及支拂方法  
四 事業設備ヲ讓受ケントスル場合ニ在リテハ其ノ設備ノ範圍ニ對價及其ノ支拂方法  
五 鑛業計畫書ノ概要  
六 申請ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項及圖面ヲ添付スベシ

一 當該鑛業權者トノ協議ノ願末又ハ協議ヲ爲スコト他ハザル事由ヲ記載シタル書面  
二 鑛區圖及鑛床圖又ハ當該鑛區ノ増減範圍ヲ示シタル圖面及鑛床圖(鑛床圖ハ平面圖及断面圖ノ二種ニ分チテ之ヲ調製スベシ)

三 事業設備ヲ讓受ケントスル場合ニ在リテハ建物ノ登記簿ノ謄本  
四 會社ニ在リテハ定款、登記簿ノ謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類  
五 組合ニ在リテハ契約書

法律—重要礦物増産法施行規則



關係人アルトキハ前二項ノ規定ニ依ル副本ノ外國係人ノ數ニ應ズル申請書及添附圖面ノ副本ヲ提出スベシ

第六條 重要礦物増産法施行令第四條又ハ第五條ノ規定ニ依ル届出ト同時ニ當事者出頭シ又ハ書留郵便ヲ以テ登録稅ヲ納付スベシ

登録稅ノ納付ハ登録稅納付書ニ收入印紙ヲ貼用シテ之ヲ爲スベシ

第七條 左ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ申請書、届書又ハ登録稅納付書ヲ受理セズ

一 他ノ鑛山監督局ノ管轄ニ屬スルトキ

二 法令ニ依リ裁定ヲ申請シ得ザルモノナルトキ

三 重要礦物増産法施行令第四條又ハ第七條ノ規定ニ違反シ届書ニ事實ヲ證スル書面ヲ添附セザルトキ

四 重要礦物増産法施行令第五條ノ規定ニ違反シ届書ニ當事

者連署セザルトキ

第五條ノ規定ニ違反シ裁定申請書ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ添附スベキ書類若ハ圖面ヲ添附セザルトキ

第六條ノ規定ニ違反シ登録稅ヲ納付セザルトキ

第八條 重要礦物ヲ目的トスル營業者會社ナルトキハ營業期間經過後連年ナク財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類ヲ西工大臣ニ提出スベシ

第九條 本則ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ營業權者又ハ關係人ノ承認人ニ對シテモ其ノ効力ヲ有ス

第十條 本則ニ依リ商工大臣ニ提出スル書面ハ鑛山監督局長ヲ經由スベシ

附 則

本則ハ重要礦物増産法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

其ノ旨ノ届書ヲ鑛山監督局長ニ提出スベシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ第三條ノ規定ニ依リ登録稅ヲ採消スベシ

一 裁定ノ申請ヲ拒否スル旨ノ裁定書ノ送付ヲ受ケタルトキ

二 第六條ノ規定ニ依リ登録稅ヲ爲ストキ

三 重要礦物増産法第十條第二項ノ規定ニ依リ裁定又ハ決定ガ其ノ効力ヲ失ヒタルトキ

第九條 商工大臣裁定申請書ヲ受理シタルトキハ申請書ノ副本ヲ當該營業權者ニ交付シ期間ヲ指定シテ答復書ヲ提出セシメ且其ノ申請書ノ要旨ヲ當該營業權者又ハ事業設備ニ付登錄又ハ登記シタル擔保權ヲ有スル者(以下關係人ト稱ス)ニ通知シ期間ヲ指定シテ意見書提出ノ機會ヲ與フベシ

第十條 商工大臣決定ヲ爲サントスルトキハ期間ヲ指定シテ關係

人ニ意見書提出ノ機會ヲ與フベシ

第十一條 裁定又ハ決定ニハ理由ヲ附スベシ

裁定書又ハ決定書ノ原本ハ之ヲ申請人、營業權者及關係人ニ交付スベシ

第十二條 裁定又ハ決定ノ公示ハ官報ヲ以テ之ヲ爲ス

第十三條 本令ニ規定スルモノノ外規定又ハ決定ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 本令ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ營業權者又ハ關係人ノ承認人ニ對シテモ其ノ効力ヲ有ス

第十五條 重要礦物増産法ニ依リ政府ニ提出シ又ハ政府ヨリ交付スル書面ハ鑛山監督局長ヲ經テ商工大臣ニ提出シ又ハ商工大臣ヨリ交付スルモノトス

附 則

本令ハ重要礦物増産法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

重要礦物増産法施行令

(昭和十三年六月八日勅令第四百十號)

第一條 本令ニ於テ營業權者トハ礦權者ヲ、營業權トハ砂磧權ヲ含ム

第二條 重要礦物増産法第四條第一項ノ規定ニ依リ協議ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

一 當該營業權者ガ事業ニ著手セズ又ハ休業中ナルトキ

二 礦利保護上必要アルトキ

三 合併營業其ノ他營業ノ合理化ノ爲必要アルトキ

第三條 鑛山監督局長裁定申請書ヲ受理シ又ハ重要礦物増産法第五條第一項ノ規定ニ依ル命令書ヲ送付ヲ受ケタルトキハ當該營業權ニ付裁定ノ申請又ハ命令ヲ付スル旨ノ登錄ヲ爲スベシ

第四條 對價ヲ支拂フベキ者對價

ノ全部ノ支拂又ハ供託ヲ爲シタルトキハ支拂又ハ供託ヲ爲シタル事實ヲ證スル書面ヲ添附シ其ノ旨ノ届書ヲ鑛山監督局長ニ提出スベシ

第五條 營業權者對價ノ全部又ハ一部ノ支拂ニ付延期ヲ承諾シタルトキハ當事者連署ノ上鑛山監督局長ニ其ノ旨ノ届書ヲ提出スベシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ當該營業權ノ移轉又ハ變更ノ登録ヲ爲スベシ

一 第四條ノ規定ニ依ル届書ヲ受理シタルトキ

二 前條ノ規定ニ依ル届書ヲ受理シタルトキ

第七條 重要礦物増産法第十條第二項ノ期間内ニ支拂又ハ供託ナキトキハ營業權者ハ催告ヲ爲シタル事實ヲ證スル書面ヲ添附シ

探鑛獎勵金交付規則

(昭和十三年五月二十四日商工省令第二十五號)

第一條 商工大臣ハ鑛鑛、鉛鑛、銅鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、砒化鐵鑛、格魯鑛、錳鑛、滿地鑛、重石鑛、水鉛鑛ニツケル鑛又ハコバルト鑛ノ探鑛ヲ目的トシテ坑道ヲ掘鑛セントスル探鑛者ニ對シ本則ニ依リ何年度探鑛ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣又ハ福島縣ニ於テ鐵鑛、錳鑛、砒化鐵鑛、石炭、亞炭、石膏、石膏又ハ重晶石ノ探鑛ヲ目的トシテ坑道ヲ掘鑛セントスル探鑛者ニ對シ亦前項ニ同ジル獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ノ額ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル金額ヲ限度トス

一 水平坑道ニ在リテハ延長一メートルニ付二十圓

二 堅坑ニ在リテハ深度一メートルニ付四十圓

三 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依リ申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者前條ノ申請書ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ

第五條 獎勵金ハ探鑛作業ガ決定ノ延長若ハ深度ニ違シタル後之ヲ交付ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 獎勵金ハ其ノ交付ヲ受ケタル目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ探鑛日誌ヲ備へ掘鑛ノ狀況及地質鑛床ノ狀態ヲ記載スベシ

第八條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ探鑛日誌ニ基キ毎月十日迄ニ其ノ前月分ノ掘鑛ノ狀況及地質鑛床ノ狀態ニ關シ様式第二號ニ依リ報告書ヲ商工大臣ニ提出ス

提出スベシ

第九條 重大ナル事故ニ因リ探鑛作業ニ支障ヲ來シタルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ其ノ探鑛作業ヲ遲滞ナク西工大員ニ報告スベシ

第十條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者探鑛作業ヲ休止シ又ハ廢止セントスルトキハ豫メ西工大員ノ承認ヲ受クベシ

第十一條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者探鑛作業ヲ移轉シ承繼人ニ於テ探鑛作業ヲ繼續セントスルトキハ當事者連署ノ上西工大員ノ承認ヲ受クベシ

第十二條 西工大員必要アリト認ムルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ探鑛作業ノ中止又ハ探鑛作業計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十三條 探鑛作業力豫定ノ延長又ハ深度ニ達シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ西工大員ニ届出ツベシ

第十四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受

ケタル者獎勵金ノ交付ヲ受ケン

トスルトキハ探鑛第三號ニ依リ申請書ヲ西工大員ニ提出スベシ

第十五條 西工大員必要アリト認ムルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ探鑛作業又ハ會計ニ關シ報告ヲ爲サシメ書類、帳簿又ハ探鑛作業ノ狀況ノ検査ヲ爲スコトアルベシ

第十六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ西工大員ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ、獎勵金ノ額ヲ減少シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一 本則又ハ本則ニ基キテ命ジタル事項ニ違反シタルトキ

二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三 探鑛作業計畫ヲ變更シタルトキ

四 探鑛作業ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキ

五 探鑛作業中止ノ命令ヲ受ケタルトキ

六 不正ノ行爲又ハ怠慢アリタルトキ

第十七條 本則ノ規定ニ依リ西工大員ニ提出スル書類ハ正副二通トシ其ノ鑛山ノ所在地ヲ管轄スル鑛山監督局長ヲ經由スベシ

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前ニ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

日本産金振興株式會社法  
(昭和十三年三月二十八日)  
法律第三十六號

第一章 總 則  
第一條 日本産金振興株式會社ハ産金事業ノ振興ヲ圖ル爲ニ必要ナル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

第二條 日本産金振興株式會社ハ

一八四  
其ノ本店ヲ東京市ニ、支店ヲ京城府ニ置ク

日本産金振興株式會社ハ前項ノ外政府ノ認可ヲ受ケ支店又ハ出張所ヲ設クルコトヲ得

第三條 日本産金振興株式會社ノ資本ハ五千萬圓トシ内二千五百萬圓ハ政府ノ出資トス

日本産金振興株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第四條 日本産金振興株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第五條 日本産金振興株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第六條 日本産金振興株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ三十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第七條 日本産金振興株式會社ニ非ザルモノハ日本産金振興株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ

其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ

第二章 役員

第八條 日本産金振興株式會社ニ社長副社長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第九條 社長ハ日本産金振興株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス副社長ハ社長軍故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長職員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ補助シ日本産金振興株式會社ノ業務ヲ分掌ス

第十條 日本産金振興株式會社ノ業務ヲ監査ス

第十條 社長及副社長ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

法律一日本産金振興株式會社法

第十一條 社長、副社長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三章 總 則

第十二條 日本産金振興株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一 金鑛ヲ目的トスル鑛業若ハ砂金ヲ目的トスル砂鑛業(以下金鑛業ト總稱ス)、金製鍊業又ハ金鑛業若ハ金製鍊業ノ用ニ供スル器具機械類ノ製造業

ニ對スル資金ノ融通又ハ投資

二 金鑛業又ハ金製鍊業ノ爲ニ必要ナル器具、機械、材料又ハ設備ノ購買

三 金鑛業又ハ金製鍊業ノ爲ニ必要ナル器具、機械、材料又ハ設備ノ購買

四 含金鑛產物ノ賣買

第十三條 日本興業銀行、朝鮮殖産銀行又ハ東洋拓殖株式會社ハ前條第一項第一號ノ事業ニ關シ日本産金振興株式會社ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

第十四條 日本産金振興株式會社ハ日本産金振興株式會社前項ノ銀行又ハ會社ヲシテ業務ノ一部ヲ代理セシメントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十五條 日本産金振興株式會社ハ拂込ミタル株金額ノ五倍ヲ限リ産金振興債券ヲ發行スルコトヲ得

第十六條 政府ハ産金振興債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得

第十七條 産金振興債券ハ無記名式トス但シ應募者又ハ所有者ノ

請求ニ因リ記名式ト爲スコトヲ得

第十八條 産金振興債券ノ所有者ハ日本産金振興株式會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先立ちテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

第十九條 日本産金振興株式會社ハ社債借換ノ爲一時第十四條ノ制限ニ依ラズ産金振興債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行後一月以内ニ其ノ社債額額ニ相當スル產金振興債券ヲ償還スベシ

第二十條 日本産金振興株式會社ハ毎營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第二十一條 政府ハ日本産金振興株式會社ノ業務ヲ監督ス

第六章 監督及助成

一八五

第二十二條 日本產金振興株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第二十三條 定款ノ變更、利益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十四條 日本產金振興株式會社ハ毎營業年度ノ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十五條 政府ハ日本產金振興株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ產金事業ノ振興上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 政府ハ日本產金振興株式會社監理官ヲ置キ日本產金振興株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第二十七條 日本產金振興株式會社監理官ハ何時ニテモ日本產金振興株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

日本產金振興株式會社監理官必

要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本產金振興株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計畫及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本產金振興株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十八條 政府日本產金振興株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十九條 日本產金振興株式會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

第三十條 日本產金振興株式會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

第三十一條 日本產金振興株式會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ違セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後五年間ヲ限り之ニ違セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ初營業年度ヲ除キ毎營業年度ニ於テハ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ相當スル額及當該營業年度ニ於テ支拂ヒタル產金振興債券ノ利息額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ズ

毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

初營業年度及爾後五年間ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

初營業年度及爾後五年間ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

初營業年度及爾後五年間ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

初營業年度及爾後五年間ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看做ス前二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第三十一條 日本產金振興株式會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

第三十二條 日本產金振興株式會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

第三十三條 日本產金振興株式會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

第三十四條 日本產金振興株式會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

第三十五條 日本產金振興株式會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

第三十六條 日本產金振興株式會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

第三十二條 日本產金振興株式會社ニハ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第三十三條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ期間日本產金振興株式會社ノ事業ニ對シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七章 罰 則

第三十四條 日本產金振興株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ百圓以上二千圓以下ノ過料ニ處ス副社長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

一 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 第十二條ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ

法律—日本產金振興株式會社法

第三十四條ノ規定ニ違反シ產金振興債券ヲ發行シタルトキ

第四 第十九條ノ規定ニ違反シ產金振興債券ノ償還ヲ爲サザルトキ

五 第二十五條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

第三十五條 日本產金振興株式會社ノ社長、副社長及理事第十一條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十六條 第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十七條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ則三條ノ過料ニ之ヲ准用ス

附 則

第三十八條 本法ハ昭和十三年九月十三日ヨリ之ヲ施行ス

第三十九條 政府ハ設立委員ヲ命ジ日本產金振興株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシ

第四十條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クベシ

第四十一條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ政府ニ相當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第四十二條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日直ニ商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第四十三條 設立委員株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第四十四條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後選定ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ選定ナク創立總會ヲ召集スベシ

第四十五條 創立總會ニ於テハ第十條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ

選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ

第四十六條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本產金振興株式會社社長ニ引渡スベシ

第四十七條 本法施行ノ際日本產金振興株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ商號ト爲ス會社ハ本法施行後六月以内ニ其ノ商號ヲ變更スルコトヲ要ス

第三十六條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ前項ニ掲グル者ニ適用セズ

第四十八條 營業稅法第六條第一項第十一號中「又ハ燃料與業債券」ヲ「燃料與業債券又ハ產金振興債券」ニ改ム

第四十九條 金資金特別會計法第四條中「又ハ國債」ヲ「國債、產金振興債券又ハ總額二千五百萬圓ヲ限リ日本產金振興株式會社株式」ニ改ム

第四十五條 創立總會ニ於テハ第十條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ

日本産金振興株式會社法施行令

(昭和十三年九月十三日勅令第六百四十號)

- 第一條 日本産金振興株式會社法第三條第二項、第六條、第十條第十五條、第十六條、第二十二條乃至第二十五條及第二十八條ニ於テ政府トアルハ商工大臣及大蔵大臣トス但シ同法第二十五條ノ命令ニシテ技術ニ關スルモノニ付テハ商工大臣トス
- 左ニ掲グル場合ニ於テハ商工大臣及大蔵大臣ハ朝鮮總督ニ協議スベシ
  - 一 日本産金振興株式會社法第三條第二項、第六條又ハ第二十四條ノ規定ニ依ル認可ヲ爲サントスルトキ
  - 二 日本産金振興株式會社法第十條ノ規定ニ依ル任命ヲ爲サントスルトキ
  - 三 日本産金振興株式會社法第

- 二十三條ノ規定ニ依リ重要ナル事項ニ關スル定款ノ變更、合併又ハ解散ノ決議ノ認可ヲ爲サントスルトキ
- 四 日本産金振興株式會社法第二十八條ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於ケル業務ニ關スル決議ノ取消又ハ役員ノ解任ヲ爲サントスルトキ
- 第二條 日本産金振興株式會社法第二條第二項、第十一條、第十二條第二項又ハ第十三條第二項ノ規定ニ依ル認可ハ商工大臣、大蔵大臣ニ協議シテ之ヲ爲スベシ但シ同法第十二條第二項ノ規定ニ依リ認可セントスル事業ガ朝鮮ニ於テ營業モノナル場合ニ於テハ大蔵大臣及朝鮮總督ニ協議シテ之ヲ爲スベシ
- 第三條 左ニ掲グル事項ハ前二條ノ規定ニ拘ラズ朝鮮總督ニ行フ但シ第三號ノ命令ハ事宜ニ依リ朝鮮總督ト協議ノ上商工大臣及大蔵大臣(技術ニ關スルモノニ付テハ商工大臣)ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得

- 一 日本産金振興株式會社法第二條第二項ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於ケル支店又ハ出張所ノ設置ヲ認可スルトコト
- 二 日本産金振興株式會社法第十三條第二項ノ規定ニ依リ朝鮮産銀行又ハ東洋拓殖株式會社ヲシテ業務ノ一部ヲ代理セシムルコトヲ認可スルトコト
- 三 日本産金振興株式會社法第二十五條ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於ケル業務ニ關スル監督上又ハ産金事業ノ振興上必要ナル命令ヲ爲スコト
- 朝鮮總督前項第一號若ハ第二號ノ認可又ハ第三號ノ命令ヲ爲サントスルトキハ商工大臣及大蔵大臣(第三號ノ命令ニシテ技術ニ關スルモノニ付テハ商工大臣)ニ協議スベシ
- 第四條 商工大臣、大蔵大臣及朝鮮總督ハ日本産金振興株式會社法第二十六條ノ規定ニ依リ各日本産金振興株式會社監理官ヲ選任スベシ

金使用規則改正

(昭和十三年八月二十日勅令第五十一號)

- 第一條 金ヲ用ヒタル製品(金ヲ含ム合金、金銀、金張地金、金箔、金粉、金液、金鍍金液及金化合物等ニ此等ヲ用ヒタル製品ヲ含ム以下同ジ)ハ其分ノ内之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ醫服用トシテ必要已ムヲ得ザルモノ又ハ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ大蔵大臣ニ提出スベシ
  - 一 申請者ノ住所、電話番号、職業及氏名又ハ商號
  - 二 製品ノ種類、數量及價額
  - 三 材料トシテ金地金(金ヲ含

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- ム合金、金銀及滑金ヲ含ム以下同ジ)ヲ使用スル場合ハ其ノ金ノ品位及數量
- 四 材料トシテ金張地金、金箔、金粉、金液、金鍍金液又ハ金化合物ヲ使用スル場合ハ其ノ數量、種類及價額ニ含有スル金ノ純量
- 五 第三號又ハ前號ノ材料タル金ノ調達方法(買入ルル場合ハ其ノ買入先ノ住所及氏名又ハ商號)
- 六 製造ノ期間
- 七 製造ヲ必要トスル事由
- 八 申請ノ時ニ於ケル同種製品ノ手許保有高
- 九 製品ヲ輸出スルモノナルトキハ其ノ輸出先並ニ最近一年間ノ輸出先國別輸出實績
- 十 従業員ノ員數、製造能力等營業ノ規模ヲ知ルニ足ル資料其ノ他參考トナルベキ事項
- 第三條 當分ノ内物ノ加工又ハ修繕ノ爲ニ金ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ醫服用トシテ必要已ムヲ

- 得ザルモノ又ハ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四條 店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ營マントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書正副二通ヲ大蔵大臣ニ提出スベシ店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ承繼セントスル者亦同ジ
- 一 届出者ノ住所、電話番号、職業及氏名又ハ商號
- 二 會社ニ在リテハ其ノ資本金及代表者ノ氏名
- 三 店舗ノ所在地
- 前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ハ前項各號ニ掲グル事項ニ付變更ヲ生ジタルトキ又ハ其ノ事業ヲ廢止シタルトキハ通商ナク其ノ旨ヲ記載シタル届出書正副二通ヲ大蔵大臣ニ提出スベシ
- 第五條 店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ營ム者ハ帳簿ヲ備ヘ日ノ金

- 地金ノ取得、處分及保有ニ關スル一切ノ事項ヲ整理且明瞭ニ記載スベシ
- 第六條 店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ營ム者ハ各月ノ金地金ノ取得、處分及保有ノ状況ヲ附屬書式ニ依リ記載シタル報告書正副二通ヲ翌月十日迄ニ大蔵大臣ニ提出スベシ
- 第七條 金地金ノ販賣業ヲ營ム者(店舗ヲ設ケザル者ヲ含ム)ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ノ外ハ金地金ヲ譲渡スルニ付大蔵大臣ノ許可ヲ受クベシ
  - 一 政府ニ賣却スルトキ
  - 二 店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ營ム者ニ譲渡スルトキ
  - 三 醫服用トシテ必要已ムヲ得ザルモノノ製造ニ使用スルモノナルコトヲ確認シタルトキ
  - 四 金使用許可證ノ呈示ヲ受ケタルトキ
- 前項第四號ノ規定ニ依リ金使用許可證ノ呈示ヲ受ケ金地金ヲ譲渡シタル者ハ其ノ金使用許可證

白金使用制限規則

(昭和十三年十二月二十八日勅令第三十六號)

- 第一條 白金ハ之ヲ裝飾用品、裝飾具、身躰品、文具具又ハ什器製造(加工及修理ヲ含ム以下同ジ)ニ使用スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合
- 第二條 白金ハ之ヲ裝飾用品、裝飾具、身躰品、文具具又ハ什器製造(加工及修理ヲ含ム以下同ジ)ニ使用スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合
- 第三條 白金ハ之ヲ裝飾用品、裝飾具、身躰品、文具具又ハ什器製造(加工及修理ヲ含ム以下同ジ)ニ使用スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合



重機工業機械器具工業組合聯合會  
 △京都鋼鐵製品工業組合聯合會△  
 奈良縣鋼鐵製品工業組合聯合會△  
 保能責任鳥取縣鐵工機械器具工業  
 組合聯合會△島根縣鐵工品工業組  
 合聯合會△岡山縣鐵工品工業組合  
 聯合會△廣島縣鐵工品工業組合  
 聯合會△山口縣鐵工品工業組合  
 聯合會△德島縣鐵工機械工業組合  
 聯合會△香川縣鐵工機械工業組合  
 聯合會△愛媛縣鐵工機械器具工業  
 組合聯合會△保能責任高知縣鐵工  
 業組合聯合會△福岡縣鐵工工業  
 組合聯合會△佐賀縣鐵工品工業組  
 合聯合會△長崎縣鐵工品工業組  
 合聯合會△大分縣鐵工品工業組  
 合聯合會△鹿兒島縣鐵工品工業  
 組合聯合會△川口縣鐵工工業組合  
 △川口縣鐵工車工業組合△東京眼  
 鏡工業組合△東京乾電池工業組合  
 △東京瓦斯機械器具工業組合△東  
 京メッキバケツ工業組合△東京機  
 構師工業組合△名古屋輸出機器  
 玩具工業組合△日本時計工業組合  
 △日本洋傘骨製造工業組合△日本

針金線工業組合△日本フラスナ  
 工業組合△関西金屬戸車工業組  
 合△關西鐵維機械工業組合△日本  
 リードワイヤ工業組合△東部ト  
 ラム工業組合△日本鋼ベン先工  
 業組合△日本放熱器工業組合△日  
 本度所新器計器工業組合聯合會  
 △日本磁器器工業組合聯合會△  
 日本亞鉛鐵板工業組合△日本自動  
 車工業組合聯合會△日本總物工業  
 組合聯合會△滋賀縣鐵工機械工業  
 組合聯合會△石川縣鐵工品工業  
 組合聯合會△千葉縣鐵工品工業  
 組合聯合會

同(昭和十三年七月四日)  
 (商工省告示第百七十六號)  
 △日本鋼鐵調車工業組合△東京府  
 鐵鋼製品工業組合聯合會△群馬縣  
 鐵鋼製品工業組合聯合會△和歌山  
 縣鐵工工業組合聯合會△兵庫縣鐵  
 鋼製品工業組合聯合會

品工業組合聯合會△栃木縣鐵鋼製  
 品工業組合聯合會△人造石油製造  
 業鐵鋼製給協同會△日本管鐵工組  
 合聯合會△日本炭及工業組合△大  
 阪府鐵鋼製品工業組合聯合會△宮  
 崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會△沖  
 縄縣鐵工工業組合△日本電解曹達工  
 業組合△日本アムモニア法曹達工  
 業組合△食料品罐詰製造工業組合  
 △五ガロン罐工業組合△日本鐵鋼  
 製品工業組合聯合會

同(昭和十三年十月一日)  
 (商工省告示第百九十號)  
 鐵鋼製給協同規則第九條ノ規定ニ  
 依リ左ノ通會社及團體ヲ指定ス  
 一 銑鐵(鋼ノ含有量一萬分ノ  
 三以下ノモノヲ除ク)又ハ鋼  
 鐵管ニ關スル鐵鋼製給協同會  
 ニ付テハ日清鐵鋼製給株式會  
 社

同(昭和十三年十月二十一日)  
 (商工省告示第百三十三號)  
 △ドラム鐵工業組合聯合會△日本  
 王冠コルク工業組合聯合會△日本  
 漆材製品工業組合聯合會△日本磨  
 粉工業組合聯合會△新炭瓦研製  
 生機工業組合△日本粉練工業組合  
 △日本高壓容器工業組合△日本硬  
 鋼材加工工業組合△日本線材ミ  
 スロール加工工業組合△全國染料  
 製造同業會△日本ホルランドセ  
 メント同業會△化學機械工業鐵鋼  
 製給協同會△硬安肥料製造業組合  
 △日本鐵鋼協同會△日本アルミニ  
 ウム工業組合

鋼製品製造制限令  
 (昭和十三年七月八日)  
 (商工省令第四十九號)  
 商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ  
 部分品ハ鋼材(層鋼ヲ含ム)ヲ以  
 テ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ特  
 別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ  
 受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
 前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者

當該物品又ハ部分品ニ關スル工業  
 組合又ハ工業組合聯合會ノ組合員  
 又ハ所屬ノ工業者ナル場合ニ於テ  
 ハ當該工業組合又ハ工業組合聯合  
 會ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出ス  
 ベシ

附 則

本令ハ昭和十三年八月十五日ヨリ  
 之ヲ施行ス

鋼製品製造制限  
 品目指定

(昭和十三年七月八日)  
 (商工省告示第百八十號)

醬汁罐	食食用ナイフ	手摺	開干	金網(ラス及工
フオーク	スプーン	交通標識	電柱	鑄業用ノモノヲ
茶卓	盆	折照明用注(燈	電燈支柱用前木	除ク)
菓子罐	菓子器	藥ヲ含ムセメン	トポールヲ除ク)	ガス器具(營業
天火	置法壇	郵便受箱	看版	用及鑄業用ノモ
置物	布巾掛	看版	廣告塔	ノヲ除ク)
花器	時計計	看版	陳列器具	扇風機(工鑄業
椅子	火鉢	看版	ネームプレート	用ノモノヲ除
菓子	機	看版	ネオンサイン用	具
戸棚(ロッカー	帽子掛	玩具	子供用乗物	冷蔵庫(鑄業用
ヲ含ム)		スケート用具	投擲用砲丸、鐵	ノモノヲ除ク)
掃除器	應取	鐵道用面	錘、圓盤及槍	金錢登錄機
如露	湯タンポ	鐵道用面	野球用マスク	ファイイル
備付用手洗器	シヤンデリヤ	鐵道用面	鐵道短艇用クラ	ホチキス
家庭用電熱器	ランブシエード	鐵道用面	ツチ	エレベーター
電氣スタンド	衣袋入箱	鐵道用面	野球用ネット	(工鑄業用ノモ
島嶼	傘立	鐵道用面	ゴルフ用具	ノヲ除ク)
紙屑箱	廢物裏金	鐵道用面	登山用ピッケル	紡織、染色又ハ
自轉車立	廢物裏金	鐵道用面	磁器	布製用機械器具ヲ除ク)
泥拭器	廢物裏金	鐵道用面	空氣銃	鑄業用機械器具(鋼子又ハ耐火煉
扉	扉	鐵道用面	鑄造機及著音機	瓦製用機械器具ヲ除ク)
門	格子	鐵道用面	用計	印刷又ハ製本用機械器具
風窓	窓枠分銅	鐵道用面	活動寫真機	理容用機械器具(バリカン及剃刀
風窓	柵	鐵道用面	活動寫真機	ヲ除ク)
シヤッター用盛		鐵道用面	演藝用照相機	左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ
櫛		鐵道用面	器具	

法律—鋼製品製造制限品目指定

製造スル専用機械器具  
鐵釘(鐵釘ヲ除ク) 金網

菓子 清涼又ハ救急飲

香水 石鹼

著書機用レコー セルロイド及同

紙及同製品(ハ 鬚毛及刷子

ライターペーパー

等特殊ノ紙ヲ除ク)

縮又ハ麻製ノ綱 帽子

縮及綱

高年軍 金魚酒

船乗及クレコ

鐵鋼工作物築造  
許可規則

鐵鋼工作物築造

許可規則

(昭和十三年七月十一日  
西工省令第五十七號改正)

第一條 鐵筋コンクリート造、鐵骨ヲ有スル鐵筋コンクリート造

鐵骨造又ハ鐵造ノ工作物(建築  
物ヲ含ム以下同ジ)ヲ築造セ  
トスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受  
クベシ但シ西工大臣ノ指定スル  
工作物ノ築造ニ付テハ此ノ限ニ  
在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ西工大臣  
ノ指定スル工作物以外ノ工作物  
ニ薄鋼板(金屬ヲ鍍シタルモノ  
ヲ含ム以下同ジ)ヲ使用セント  
スル者ハ地方長官ノ許可ヲ受ク  
ベシ但シ此、樹、換氣筒、煙突  
雨押、木口膠又ハ吹雪場、溝掘  
若ハ風呂場ノ羽自張若ハ床張ニ  
付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントス  
ル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ  
タル許可申請書ヲ地方長官ニ提  
出スベシ

- 一 工作物ノ位置
- 二 工作物ノ用途
- 三 築造ヲ必要トスル事由
- 四 構造ノ種別
- 五 設計及工事計畫ノ概要
- 六 建築物ナルトキハ其ノ高さ

附則  
一 九四

附則  
九 工事着手及竣工ノ豫定時期

第三條 前條第一號、第二號、第  
四號、第六號及第七號ニ掲グル  
事項ヲ變更セントスルトキハ其  
ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ  
受クベシ

第四條 地方長官ハ第一條ノ許可  
ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ  
使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板  
ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ  
得

第五條 第一條ノ許可ヲ受ケタル  
者ハ工事竣工シタルトキハ過  
期ナク之ヲ地方長官ニ届出ツ  
ベシ

第六條 第一條第一項但書ノ規定  
ニ依リ西工大臣ノ指定スル工作  
物ヲ築造シタル者(當該工作物  
ノ承造人ヲ含ム)其ノ用途ヲ其

ノ竣工後一年以内ニ同條同項ノ  
許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變  
更セントスルトキハ其ノ事由ヲ  
具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ  
同條ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造  
シタル者(當該工作物ノ承造人  
ヲ含ム)其ノ用途ヲ其ノ竣工後  
一年以内ニ同條ノ許可ヲ要スル  
他ノ工作物ノ用途ニ變更セント  
スルトキ亦同ジ

附則

本令ハ昭和十三年七月十五日ヨリ  
之ヲ施行ス  
本令施行ノ際現ニ工事中ノ工作物  
ハ第一條ノ許可ヲ受ケタルモノト  
看做ス但シ本令施行ノ日ヨリ二週  
間以内ニ當該工作物ニ付第二條各  
號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出  
ズルコトヲ要ス  
第六條ノ規定ハ從前ノ第一條但書

ノ規定ニ依リ西工大臣ノ指定シタ  
ル工作物ヲ築造シタル者(當該工  
作物ノ承造人ヲ含ム)ガ其ノ用途  
ヲ其ノ竣工後一年以内ニ第一條ノ  
許可ヲ要スル他ノ工作物ノ用途ニ  
變更セントスル場合ニ之ヲ准用ス

鐵鋼工作物築造

許可不要指定

(昭和十三年七月十一日  
西工省令第五十七號)

鐵鋼工作物築造許可規則第一條第  
一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ要セ  
ザル工作物ノ種類左ノ通り指定シ  
昭和十二年十月西工省令第五十號  
ハ之ヲ廢止ス

左ニ掲グル事業ノ用ニ供スル製鐵  
場、製鋼場、工場、鐵塔、索道、  
岸壁、棧橋、起重機、ポンク、倉  
庫、給水設備、排水設備其ノ他之  
ニ準ズル工作物

- 一 採鑛業並ニ金屬鑛鑛及製
- 鐵業(普通鋼材製造業ニシテ
- 製鋼又ハ壓延ノ設備ノミヲ以

法律一鐵鋼工作物築造許可不要指定、鐵鋼工作物製造制限、鐵鋼工作物製造品目指定

- テ營ムモノヲ除ク)
- 二 輕合金又ハ可鍛鐵物ノ製
- 造業
- 三 工作機械器具(製材及木工
- 機械ヲ除ク)又ハ同部分品若
- ハ同附屬品ノ製造業
- 四 兵器又ハ同部分品若ハ同附
- 屬品ノ製造業
- 五 人造石油(頁岩油ヲ含ム)
- 又ハ代用液體燃料ノ製造業及
- 石油精製業
- 六 石油輸入業

鐵鐵鑄物ノ製造

制限

(昭和十三年六月二十九日  
西工省令第三十四號)

西工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ  
部分品ハ鐵鐵ヲ以テ之ヲ製造スル  
コトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ  
地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ  
此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ許可ヲ受ケントスル  
者當該物品又ハ部分品ニ關スル

工業組合又ハ工業組合聯合會ノ  
組合員又ハ所屬ノ工業者ナル獨  
合ニ於テハ當該工業組合又ハ工  
業組合聯合會ヲ經由シテ許可申  
請書ヲ提出スベシ

附則  
本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之  
ヲ施行ス

鐵鐵鑄物制限品

目指定

(昭和十三年四月二十五日  
西工省令第二十二號)

△文獻△鉛筆削△インク瓶△ホチ  
キス△貯金箱△火鉢△茶道用風呂  
釜△天鉢△扇風機(工業用ノ  
モノヲ除ク)△鏡△煙草セツト  
△灰皿△花瓶△水盤△燗鍋△火消  
滅△玩具△鉄△柱掛△額縁△茶卓  
△菓子皿△磁物△電氣スタンド△  
電燈支柱用座木△門柱△屏△瓦△  
持送り△看板△風窓△窓枠分銅△  
椅子△金庫(手提金庫ヲ含ム)△  
帽子△掛飾器△手摺△椅子△陳

列強△街面照用柱△電柱△欄干△  
橋△交通標識△街路標識板△溝  
蓋△紙屑箱

同(昭和十三年六月二十九日  
西工省令第六十五號)

△本立(ブツクエンドヲ含ム)△  
シヤンテリヤ△枕△卓子△鏡△  
シヤツター用器△郵便受箱△ラヂ  
エーター△ガスストーブ△電氣ス  
トープ△鐵櫃△五層△卓上呼鈴△  
名刺筒及傳票筒△防蝕、染色又ハ  
整理用機械器具(針布製造用機械  
器具ヲ除ク)△工業用機械器具(硝  
子又ハ耐火瓦製造用機械器具ヲ  
除ク)△印刷又ハ製本用機械器具  
△理容用機械器具(バリカンヲ除  
ク)

左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ  
製造スル専用機械器具  
△鐵釘(鐵釘ヲ除ク)△金網△菓子  
△清涼又ハ救急飲料△香水△石鹼  
△著書機用レコー△セルロイド  
△同製品△紙及同製品(ハライダ  
ペーパー等特殊ノ紙ヲ除ク)△鬚  
毛及刷子△縮又ハ麻製ノ綱、繩及

昭和十三年十一月二十一日  
（昭工省令第九十七號）

鐵屑配給統制規則

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ鐵屑配給統制規則左ノ通定ム

- 第一條 本則ニ於テ鐵屑トハ本邦内ニ於テ發生シタル鋼又ハ鉄ノ屑又ハ故屑ヲ謂フ
- 第二條 鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ハ商工大臣ノ指定シタル者（以下統制會社ト稱ス）及其ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ鐵屑ヲ買受ケ又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ關セザル鐵屑ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 軍ヨリ鐵屑ヲ受入ルルコトキ
- 二 鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材

- 料トシテ使用スル者ニシテ鐵屑ノ販賣業ヲ營ムモノ販賣ノ目的ヲ以テ買受ケルコトキ
- 三 鐵屑ノ少量使用者トシテ地方長官ノ指定シタル者ガ自己ノ用ニ供スル際際用以外ノ鐵屑ヲ受入ルルコトキ
- 四 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルコトキ
- 第三條 統制會社及其ノ指定シタル者以外ノ鐵屑ノ蒐集業者又ハ販賣業者ハ前條但書ノ場合ヲ除クノ外鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニ對シ鐵屑ヲ販賣（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依リ引渡シ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ
- 第四條 鐵屑ノ販賣業者ハ販賣ノ目的ヲ以テ買受ケタル鐵屑ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
- 第五條 商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣ノ價格及期限ヲ定メ鐵屑ヲ所有スル者ニ對シ之ヲ統制會社ニ販賣スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

- 第六條 統制會社又ハ其ノ指定シタル者ハ商工大臣、地方長官又ハ商工大臣ノ指定シタル者若ハ團體ニ於テ發行スル鐵屑配給證明書ト引換フルニ非ザレバ鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニ對シ鐵屑ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ官廳ニ對シ販賣スル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第七條 前條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者又ハ團體ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ鐵屑配給證明書ヲ發行スルコトヲ要ス
- 第八條 自己ノ事業場ニ於テ發生シタル鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ハ其ノ每月ノ使用數量ヲ翌月十五日迄ニ商工大臣ニ届出ヅベシ但シ第二條第三號ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定シタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本則ハ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條乃至第四條中鐵屑用ノ鋼ノ屑又ハ故屑以外ノ鐵屑ニ關スル規定ハ第六條及第七條ノ施行ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム

（昭和十三年十一月二十四日）  
（昭工省令第三四十二號）  
鐵屑配給統制規則第二條ノ規定ニ依リ左ノ通會社ヲ指定ス  
日本鐵屑統制株式會社

故屑鐵價格指定

（昭和十三年九月七日）  
（昭工省令第二六六十一號）  
物品販賣價格取精規則第一條ノ規定ニ依リ故屑ハ商工大臣ノ指定シタル者ニ對シ昭和十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
故屑ハ商工大臣ノ最終販賣價格（故屑又ハ屑ノ鐵ヲ原料トシテ使用スル者ニ販賣スル價格）  
一 故屑ハ屑ノ鋼  
甲 燧燭用

- イ 平爐用 一噸 百圓
- ロ 電氣爐用 一噸 百十圓
- 乙 伸鐵用（被物用及押物用ヲ含ム）
  - 一 一噸 百三十圓
  - 二 故屑ハ屑ノ鉄（雜物ヲ含ム） 一噸 百圓

銅使用制限規則

（昭和十三年四月二十三日）  
（昭工省令第十八號）

銅使用制限規則左ノ通改正ス

- 第一條 本則ニ於テ銅合金トハ黃銅（真銅）、青銅、砲金、洋銀（洋白）及赤銅ヲ謂フ
- 第二條 建築物ノ屋根、庇、樋、化粧板、煙突、排氣筒、柵、扉、窓格子、手摺、階段止又ハ日

法律一 銅使用制限規則

- 除金具トシテ銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル者ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ノ許可ヲ受ケタベシ
- 第三條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ提出スベシ
- 一 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量（前條ノ規定スル用途別ニ記載スベシ）
- 二 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由
- 三 建築物ノ位置
- 四 建築物ノ用途
- 五 建築物ヲ建築スル場合ニ在リテハ工事着手及竣工ノ豫定時期
- 六 請負人アルトキハ請負人ノ氏名名稱

- 第四條 左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル場合ニ於テ銅又ハ銅合金ヲ使用セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケタベシ
- 一 ナイフ、スプーン、コップ、菓子器、盆其ノ他ノ飲食用器具
- 二 鍋、釜、湯沸、金網、十能其ノ他ノ厨房用器具
- 三 火鉢、飯前、机、卓立、椅子掛其ノ他ノ家具什器
- 四 花瓶、置物、寶篋、蘭鉢、鳥籠其ノ他ノ美術裝飾品
- 五 ブローチ、フック、鈕釦、コハゼ、美籃其ノ他ノ被服附屬金具
- 六 煙管、シガレットケース、ライター、灰皿、煙草皿其ノ他ノ喫煙用具
- 七 ハンドバッグ、コンバクト劑、傘、杖其ノ他ノ身附用品
- 八 書、ペン、停止、扇、指輪其ノ他ノ裝飾具
- 九 万年筆、ペン、インクスターンド、文房、紙捲其ノ他ノ文具
- 十 把手、鐵帶、戸車、レール

法律一 銅使用制限規則

- 但シ輸出品又ハ其ノ部分品ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 ナイフ、スプーン、コップ、菓子器、盆其ノ他ノ飲食用器具
- 二 鍋、釜、湯沸、金網、十能其ノ他ノ厨房用器具
- 三 火鉢、飯前、机、卓立、椅子掛其ノ他ノ家具什器
- 四 花瓶、置物、寶篋、蘭鉢、鳥籠其ノ他ノ美術裝飾品
- 五 ブローチ、フック、鈕釦、コハゼ、美籃其ノ他ノ被服附屬金具
- 六 煙管、シガレットケース、ライター、灰皿、煙草皿其ノ他ノ喫煙用具
- 七 ハンドバッグ、コンバクト劑、傘、杖其ノ他ノ身附用品
- 八 書、ペン、停止、扇、指輪其ノ他ノ裝飾具
- 九 万年筆、ペン、インクスターンド、文房、紙捲其ノ他ノ文具
- 十 把手、鐵帶、戸車、レール

- 一 製造スル物品ノ名稱及數量
- 二 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量（前條ノ規定ニ依リ區別シテ記載スベシ）
- 三 使用スル銅又ハ銅合金ノ方第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノナルトキハ其ノ相手方側輸入數量
- 四 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由

第六條 第四條各號ニ掲グル物品





鉛、亞鉛、錫等使用制限規則

(昭和十三年七月九日 農工省令第五十一號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ鉛、亞鉛、錫等使用制限規則左ノ通定ム

第一條 鉛、亞鉛、錫若ハアンチモン又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタル箔、紙又ハチユーブハ之ヲ齒磨、化粧品又ハ飲食料品ニシテ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク、以下同ジ)ニ非ザルモノノ包裝ニ使用スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 使用スル箔、紙又ハチユーブノ種類及數目
- 二 箔、紙又ハチユーブノ用途
- 三 箔、紙又ハチユーブヲ使用セントスル事由
- 三條 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金(鋼使用制限規則ノ適用ヲ受ケル鋼合金ヲ除ク)ハ之ヲ左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品ニ非ザルモノノ製造ニ使スルコトヲ得ズ但シ亞鉛メッキ用、鋼メッキ用又ハハンドトシテ使用スル場合及地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 茶器、酒器、菓子器其ノ他ノ飲食用器具
- 二 釜、釜、湯沸其ノ他ノ厨房用器具
- 三 火鉢、帽子掛、飾櫃、飾臺其ノ他ノ家具什器
- 四 手摺、把手、煙卷其ノ他ノ建築用附屬金具
- 五 置物、花器、賞品、附物其ノ他ノ美術裝飾品

- 六 煙草セツト、シガレットケース、灰皿其ノ他ノ煙用器具
- 七 ハンドバッグ、化粧用具、化粧品容器其ノ他ノ身用用品
- 八 裝飾、帶止、ブローチ、鈕釦其ノ他ノ製身具又ハ被服附屬金具
- 九 文鏡、インクスタンド、紙切其ノ他ノ文具
- 十 玩具

第五條 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタル箔、紙若ハチユーブヲ以テ輸出品トシテ包裝シタル齒磨、化粧品若ハ飲食料品又ハ第三條各號ニ掲グル物品若ハ其ノ部分品ニシテ輸出品トシテ鉛、亞鉛、錫、アンチモン、ニツケル若ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタルモノヲ讓受ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本則ハ昭和十三年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス  
本則施行ノ際現ニ齒磨、化粧品又ハ飲食料品ノ製造ヲ爲スヲ樂トスル者ニハ本則施行ノ際現ニ有スル箔、紙又ハチユーブヲ使用スル場合ニ限リ第一條ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内

ニ輸出品ニ非ザルモノニ付第二條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ  
本則施行ノ際現ニ第三條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ノ製造ヲ爲スヲ樂トスル者ニハ本則施行ノ際現ニ有スル鉛、亞鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用スル場合ニ限リ第三條ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ輸出品ニ非ザルモノニ付第四條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

銅、鉛、錫等配給

統制規則

(昭和十三年十一月二十二日 農工省令第九十九號)

第一條 製鋼業者(再生製鋼業者ヲ含ム)ハ其ノ製鋼シタル銅、鉛、亞鉛、錫又ハアンチモンノ地金(銅、鉛、亞鉛、錫又ハアンチモンヲ主タル成分トスル粗地

金ヲ含ム但シ金法ノ適用ヲ受タル製鋼ノ過程ニ在ル合金物ヲ除ク以下同ジ)ヲ使用シ又ハ商工大臣ノ指定シタル團體(以下統制組合ト稱ス)以外ノ者ニ販賣(本則施行日ニ付シタル契約ニ依リ引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 關稅定率法別表輸入投表ニ掲グル物品中本則ノ別表ニ掲グルモノ(金法ノ適用ヲ受タル合金物及製鋼ノ過程ニ在ル合金物ヲ除ク)ヲ輸入シタル者ハ之ヲ使用シ又ハ商工大臣ノ指定シタル統制組合以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ明治三十七年勅令第九號第一條第三項ノ規定ニ依リ私運保稅工場ノ設置ニ付特許手續料ノ低減又ハ免除ヲ受ケタル者其ノ低減又ハ免除ヲ受ケベキ事由ニ依リ輸入シタルモノヲ常設保稅工場ニ於テ使用スル場合及特別ノ事情ニ依

リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
關稅定率法別表輸入投表ニ掲グル物品中本則ノ別表ニ掲グル物品中本則ノ別表ニ掲グルモノニシテ金法ノ適用ヲ受タル合金物又ハ製鋼ノ過程ニ在ル合金物ヲ輸入シタル者ハ之ヲ使用シ又ハ金法第三條第一項ノ免許ヲ受ケタル金製業者若ハ合金製業者若ハ製鋼業者若ハ製鋼先トキハ其ノ使用數量又ハ販賣先及販賣數量ニ付常設物品ニ關スル統制組合ノ承認ヲ受タベシ但シ金法第二條第一項ノ規定ニ依リ命令ニ依リ販賣セントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
第三條 第一條但書又ハ別條第一項但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ常設物品ニ關スル統制組合ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ  
第四條 故銅(錫又ハ黃銅、青銅其ノ他ノ銅合金ノ屑又ハ故銅



依り規格ヲ定メタルモノニ付テハ規格ニ適合スルモノニ非ザレバ之ヲ製造又ハ使用スルコトヲ得ズ但シ政府ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

航空機製造委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 航空機製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ譲渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第八條 航空機製造事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第九條 航空機製造會社ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第十條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル航空機製造會社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ對シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 航空機製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ許可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間勅令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

第十二條 航空機製造會社本邦ニ於テ未ダ製造セラレタルコトナキ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造ヲ爲ス場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ之ニ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得航空機ノ部分品、材料又ハ附屬品ニシテ本邦ニ於テ未ダ製造セラレタルコトナキモノヲ製造スル場合亦同ジ

第十三條 航空機製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ許可ヲ受ケ其ノ事業ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前トシテ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第十四條 航空機製造會社ハ政府ノ許可ヲ受ケ其ノ事業ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法ニ規定スル制限ヲ超エテ對價ヲ募集スルコトヲ得但シ對價ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條 政府ハ航空機製造會社ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十六條 政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ販賣價格若ハ販賣條件ノ變更ヲ命ジ又ハ此等製品ノ供給ニ關シ必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第十七條 政府ハ軍用上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ命スルコトヲ得政府公益上必要

- 一 設備ノ擴張又ハ改良
- 二 政府ノ指定スル航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造
- 三 航空機ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設
- 四 航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造技術者ノ養成
- 五 航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造ニ關シ設備ノ共用其ノ他他ノ航空機製造會社ニ對スル協力
- 六 航空機用材料ノ保有
- 七 従業員又ハ工場其ノ他ノ設備ノ政府ニ對スル供用
- 八 特殊ナル事業計畫ノ設定又ハ其ノ計畫ニ付必要ナル訓練
- 九 工場ノ設備又ハ防衛上必要ナル施設
- 十 航空機ニ關スル資料ノ提出
- 十一 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外特ニ必要ナル事項

前項第一號乃至第四號又ハ第六號乃至第十一號ノ命令ニ因リ生ジタル損失ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ補償ス

之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第二條ノ許可ヲ取消シ又ハ取替役者ハ其ノ職務ヲ行フ監督役ノ聘任ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第五條第一項ノ規定ニ違反シテ事業計畫ノ提出ヲ爲サズ又ハ提出テタル事業計畫ヲ買施セザル者
- 二 第五條第二項ノ規定ニ依リ變更命令ニ違反シテ事業計畫ヲ買施シタル者
- 三 第十五條第三項ノ規定ニ依リ當該官更ノ職務検査ヲ拒ミ妨ケ若ハ怠慢シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辭ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者
- 四 第十六條又ハ第十七條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 五 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 六 第十五條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
- 七 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該官更ノ職務検査ヲ拒ミ妨ケ若ハ怠慢シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辭ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者
- 八 代理人、雇人其ノ他ノ従業員若ハ其ノ業務ニ關スル本法若ハ本法ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

ハ自己ノ捐押ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ設ケル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ禁業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法ハ昭和十三年八月三十日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ航空機製造事業ヲ營ム者又ハ其ノ事業ヲ承継シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ第二條ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ第二條ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對シ許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

第九條ノ規定ハ第二項ニ掲グル者ガ第二條ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ事業開始ノ年ヲ以テ第二條ノ許可ヲ受ケタル年ト看做シ許可ノ日以後ノ分ニ付テノミ之ヲ適用ス

第十一條ノ規定ハ第二項ニ掲グル者ガ第二條ノ許可ヲ受ケタル前ニ於テ爲ス輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ

航空機製造事業  
法施行令

(昭和十三年八月二十六日)  
勅令第六百七號

第一條 航空機製造事業法第一條ノ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラハ左ニ掲グルモノトス

- 一 機體ノ重量三百五十斤以上ノ飛行機
- 二 飛行機ノ機體ニシテ重量三百五十斤以上ノモノ
- 三 飛行機ノ發動機ニシテ衝程容積ノ合計三千五百立方厘米以

上ノモノ

四 飛行機ノプロペラニシテ金屬製ノモノ又ハ命令ヲ以テ定ムル非金屬製ノモノ

第二條 航空機製造事業法第二條ノ許可ハ左ノ事業別ニ之ヲ爲スモノトス

- 一 飛行機ノ製造事業
- 二 飛行機ノ組立事業
- 三 機體ノ製造事業
- 四 發動機ノ製造事業
- 五 プロペラノ製造事業

第三條 航空機製造事業法第九條ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業稅ノ免除ヲ受ケントスル會社ハ所得稅法第二十四條又ハ營業稅法第十一條ノ規定ニ依リ所得又ハ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請スベシ

前項ノ場合ニ於テ所得稅及營業稅金額ノ免除ヲ受クベキ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益ト有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添附

第四條 航空機製造事業法第九條ノ規定ニ依リ所得稅及營業稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ繼續シタル又ハ其ノ繼續アリト認ムベキ事實アル會社ハ其ノ事業ニ付所得稅及營業稅額ノ免除期間ノ存スルトキニ限リ其ノ免除期間ヲ繼承ス

第五條 航空機製造事業法第十一條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケタルコトヲ得ベキ器具、機體又ハ材料ハ逕信大臣ノ定ムル物品ニシテ逕信大臣ノ認可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

第六條 航空機製造事業法第十一條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケントスル會社ハ輸入申告書ニ機體ノ認可ヲ受ケタルコトヲ證明スル書類ヲ添附スベシ

輸入申告書ハ航空機製造會社ノ各ヲ以テスルコトヲ要ス

第七條 航空機製造事業法第十一條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ノ同條ノ規定ニ依

又ハ命令ガ軍事上ノ必要ニ基ク又ハ第六條乃至第十一條ノ命令ニ因リ生ジタルモノナルトキハ當該命令事項ノ履行ヲ終リタル後之ヲ請求スベシ但シ當該命令ヲ爲シタル逕信大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ從事年度ノ終リタル後又ハ損失ノ生ジタル都度之ヲ請求スルコトヲ得

第十條 航空機製造事業法第十七條第一項第一號ノ命令又ハ同條第二項ノ補償金額ノ決定ニシテ軍事上緊急ヲ要スルモノ又ハ軍事上ノ機密ヲ保持スル爲ニ必要ナルモノニ付テハ航空機製造事業委員會ノ議ニ付セザルコトヲ得

第十一條 航空機製造事業法第六條第二項及第十二條ニ於テ政府トアルハ軍用ニ供スル航空機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ部分品、材料若ハ附屬品ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

航空機製造事業法第十五條第一項、第三項及第十七條ニ於テ政府トアルハ當該報告、臨檢検査

リ輸入稅ノ免除ヲ受ケタルコトヲ得ベキ他ノ用途ニ供セントスル場合ニ於テハ逕信大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨ヲ機體ニ申告スルコトヲ要ス

第八條 航空機製造事業法第十一條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入ノ日ヨリ三年内ニ目的タル用途又ハ同條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル他ノ用途ニ供セザルトキハ其ノ輸入稅ヲ追徵ス但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ其ノ期間ノ延長ニ付逕信大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨ヲ機體ニ申告シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 航空機製造事業法第十七條第二項ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失ニ限ル

損失ノ補償ヲ請求セントスル會社ハ其ノ損失ガ航空機製造事業法第十七條第一項第一號ノ命令ニ因リ生ジタルモノナルトキハ當該設備ノ使用ヲ停止シタル後

又同條第一項第二號乃至第四號又ハ第六號乃至第十一條ノ命令ニ因リ生ジタルモノナルトキハ當該命令事項ノ履行ヲ終リタル後之ヲ請求スベシ但シ當該命令ヲ爲シタル逕信大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ從事年度ノ終リタル後又ハ損失ノ生ジタル都度之ヲ請求スルコトヲ得

第十條 航空機製造事業法第十七條第一項第一號ノ命令又ハ同條第二項ノ補償金額ノ決定ニシテ軍事上緊急ヲ要スルモノ又ハ軍事上ノ機密ヲ保持スル爲ニ必要ナルモノニ付テハ航空機製造事業委員會ノ議ニ付セザルコトヲ得

第十一條 航空機製造事業法第六條第二項及第十二條ニ於テ政府トアルハ軍用ニ供スル航空機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ部分品、材料若ハ附屬品ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

航空機製造事業法第十五條第一項、第三項及第十七條ニ於テ政府トアルハ當該報告、臨檢検査

又ハ命令ガ軍事上ノ必要ニ基ク又ハ第六條乃至第十一條ノ命令ニ因リ生ジタルモノナルトキハ當該命令事項ノ履行ヲ終リタル後之ヲ請求スベシ但シ當該命令ヲ爲シタル逕信大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ從事年度ノ終リタル後又ハ損失ノ生ジタル都度之ヲ請求スルコトヲ得

第十條 航空機製造事業法第十七條第一項第一號ノ命令又ハ同條第二項ノ補償金額ノ決定ニシテ軍事上緊急ヲ要スルモノ又ハ軍事上ノ機密ヲ保持スル爲ニ必要ナルモノニ付テハ航空機製造事業委員會ノ議ニ付セザルコトヲ得

第十一條 航空機製造事業法第六條第二項及第十二條ニ於テ政府トアルハ軍用ニ供スル航空機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ部分品、材料若ハ附屬品ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

航空機製造事業法第十五條第一項、第三項及第十七條ニ於テ政府トアルハ當該報告、臨檢検査

臣ニ通知スベシ

第十四條 本令中逕信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督トス

附 則

本令ハ航空機製造事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

航空機製造事業  
法施行規則

(昭和十三年八月二十七日)  
逕信省令第六十九號

第一條 航空機製造事業法施行令第一條第四號ニ掲グル非金屬製プロペラハ直徑二米以上ノモノ又ハ翼ヲ一枚毎ニ製作シテ組立テタルモノトス

非金屬製ノ翼ヲ金屬ヲ以テ被覆シタルプロペラハ之ヲ非金屬製プロペラト看做ス

第二條 航空機製造事業法第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書(正本一通副本二通)ヲ逕信大臣ニ提出スベシ

- 一 工場ノ名稱及位置
- 二 航空機製造事業法施行令第二條ノ規定ニ依ル事業ノ區別
- 三 製造設備(修理設備ヲ含ム)ノ概要(圖面ヲ添附スベシ)
- 四 前項ノ許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ
  - 一 事業開始ノ時期ヲ記載シタル書類
  - 二 品、材質部分及附屬品ノ取得方法ヲ記載シタル書類
  - 三 技能者ノ採用及養成ノ計畫ヲ記載シタル書類
  - 四 工事費豫算書
  - 五 事業資金ノ總額及其ノ調達方法ヲ記載シタル書類
  - 六 事業收支目録見書
  - 七 定款、登記簿ノ原本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿

- 一 項及第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類
- 九 航空機製造事業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ概要ヲ記載シタル書類
- 第三條 前條第一項第一號又ハ第三號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ認信大臣ノ許可ヲ受クベシ
- 第四條 航空機製造會社其ノ事業ヲ開始シタルトキハ運送ナク之ヲ認信大臣ニ届出ヅベシ
- 第五條 航空機製造會社ハ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ノ事業計畫ヲ定メ其ノ前年十一月三十日迄ニ事業計畫書(正本)運送本(二通)ヲ認信大臣ニ提出スベシ
- 前項ノ事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
  - 一 事業計畫ノ概要
  - 二 設備ノ擴張、改良又ハ變更ノ計畫
  - 三 技能者ノ養成計畫

- 四 換算計畫
- 五 部分品、材料及附屬品ノ取得計畫
- 六 收支豫算
- 第六條 認信大臣ハ航空機製造事業法第六條第一項ノ規定ニ依リ規格ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス告示シタル規格ヲ變更シタルトキ亦同ジ
- 認信大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對スル告知ヲ以テ前項ノ告示ニ代フルコトアルベシ
- 第七條 認信大臣ハ検査官更ワシテ飛行機ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料及ハ附屬品ニ付前條ノ規格ニ適合スルヤ否ヤヲ検査セシム但シ特ニ其ノ必要ナシト認メタルモノ又ハ陸軍大臣若ハ海軍大臣ニ於テ特ニ指定シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 事項ヲ記載シタル許可申請書ニ當事者運送ノ上之ヲ認信大臣ニ提出スベシ
  - 一 譲渡スベキ事業ノ範圍
  - 二 譲渡ノ價格及時期
  - 三 譲渡ヲ必要トスル事由
  - 四 譲受ケントスル會社ニ付譲受後ニ於ケル第二條第一項各號ニ掲グル事項
- 前項ノ許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ
  - 一 譲渡契約書ノ原本
  - 二 譲渡價格算出ノ基礎ヲ明ニスル書類
  - 三 譲渡ニ關スル株主總會ノ決議ノ原本
  - 四 譲受ケントスル會社ニ付譲受後ニ於ケル第二條第二項第一號乃至第六號及第九號ニ掲グル書類
  - 五 譲受ケントスル會社ガ航空機製造會社ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ定款、登記簿ノ原本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿

- 益金ノ處分ニ關スル書類、株主名簿並ニ航空機製造事業法第三條第一項及第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類
- 第九條 航空機製造事業ノ譲渡終了シタルトキハ當事者運送ノ上運送ナク其ノ旨ヲ認信大臣ニ届出ヅベシ
- 第十條 航空機製造事業法第七條第一項ノ規定ニ依リ事業ノ廢止又ハ休止ノ許可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由、廢止又ハ休止スベキ事業ノ範圍及休止ノ場合ニ在リテハ其ノ期間ヲ記載シタル許可申請書ヲ認信大臣ニ提出スベシ但シ一月未満ノ事業ノ休止ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨ヲ認信大臣ニ届出ヅルヲ以テ足ル
- 航空機製造會社休止シタル事業ヲ再び開始シタルトキハ運送ナク其ノ旨ヲ認信大臣ニ届出ヅベシ
- 第十一條 航空機製造事業法第七

- 條第二項ノ規定ニ依リ合併ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ニ當事者運送ノ上之ヲ認信大臣ニ提出スベシ
  - 一 合併ノ方法及條件
  - 二 合併ノ時期
  - 三 合併ヲ必要トスル事由
  - 四 合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第二條第一項各號ニ掲グル事項
- 前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ
  - 一 合併契約書ノ原本
  - 二 合併條件決定ノ基礎ヲ明ニスル書類
  - 三 合併ニ關スル株主總會ノ決議ノ原本
  - 四 合併後ニ存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第二條第二項第一號乃至第六號及第九號ニ掲グル書類並ニ定款
  - 五 合併ノ當事者タル會社ノ商

- 法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ作成シタル財産目録及貸借對照表
- 六 合併ノ相手方ガ航空機製造會社ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ定款、登記簿ノ原本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿
- 第十二條 航空機製造會社ノ合併終了シタルトキハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ運送ナク其ノ旨ヲ認信大臣ニ届出ヅベシ
- 前項ノ届書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ
  - 一 登記簿ノ原本
  - 二 株主名簿
  - 三 航空機製造事業法第三條第一項及第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類
- 第十三條 航空機製造事業法第七條第二項ノ規定ニ依リ解散ノ決議ノ事由ヲ記載シタル認可申請書ニ關スル書類

- 請書ニ解散ニ關スル株主總會ノ決議ノ原本ヲ添附シ之ヲ認信大臣ニ提出スベシ
- 第十四條 航空機製造事業法施行令第五條ノ物品ハ左ニ掲グルモノトス
  - 一 國稅定率法別表輸入税表ニ掲グル物品ニシテ本令ノ別表ニ掲グルモノ
  - 二 則號ニ該當スル器具又ハ機械ノ部分品及附屬品
  - 三 第一號ニ該當スル機械ト共ニ一組トシテ輸入セラルル附屬動機及其ノ附屬裝置
- 第十五條 航空機製造事業法第十條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ認信大臣ニ提出スベシ
  - 一 輸入セントスル物品ノ品名、型式、能力、性質、數量及價目
  - 二 輸入セントスル物品ノ用途及之ヲ使用スベキ工場
  - 三 輸入ヲ必要トスル事由

- 四 製造者及輸出者名
- 五 輸入予定ノ時期及港
- 前項第五號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ旨ヲ選信大臣ニ届出ヅベシ
- 第十六條 航空機製造事業法第十條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケ輸入シタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル圖書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ運送ナク之ヲ選信大臣ニ提出スベシ
- 一 輸入シタル物品ノ品名及數量
- 二 輸入ノ年月日及港

- 四 輸入ノ年月日及港
- 第十八條 航空機製造事業法第十條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ目的タル用途ニ供シタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル圖書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ運送ナク之ヲ選信大臣ニ提出スベシ
- 一 輸入シタル物品ノ品名、數量及用途
- 二 使用工場名
- 三 用途ニ供シタル年月日
- 四 輸入ノ年月日及港

- ヲ記載シタル申請書ヲ選信大臣ニ提出スベシ
- 一 製造セントスル工場ノ名稱
- 二 製造セントスル飛行機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ部分品、材料若ハ附屬品ノ種類、型式、性能及數量(設計圖又ハ仕様書ヲ添附スベシ)
- 三 設計者又ハ考案者及製造者ノ氏名
- 四 製造ノ目的及研究ノ沿革
- 五 製造ノ開始及終了見込年月日
- 六 製造費豫算
- 七 製造ノ爲ニ設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ概要及工事費豫算前項ノ申請書(設計圖又ハ仕様書ヲ含ム)ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ選信大臣ノ承認ヲ受クベシ

- 第二十一條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル會社當該物品ノ製造ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ選信大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ、獎勵金ヲ減額シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ
- 一 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 二 設計又ハ仕様ヲ變更シタルトキ
- 三 製造ヲ中止シタルトキ
- 四 製造費ノ支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少ナルトキ
- 五 不正ノ行爲アリタルトキ
- 第二十二條 航空機製造事業法第十三條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケシタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ選信大臣ニ提出スベシ
- 一 増加スベキ資本ノ總額及第一回拂込ノ金額
- 二 資本増加ノ方法
- 三 株金金額拂込前ニ於テ資本

- 増加ヲ必要トスル事由
- 前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ
- 一 事業擴張ニ關スル説明書
- 二 増加スベキ資本ヲ以テ支拂セントスル設備ノ費用及其ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書類
- (工事費計算書ヲ添附スベシ)
- 三 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議録ノ原本
- 四 會社ノ資本及拂込ミタル株金總額ノ登記抄本
- 五 最終ノ貸借對照表
- 第二十三條 航空機製造事業法第十四條第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ選信大臣ニ提出スベシ
- 一 社價ノ總額
- 二 社價募集ノ時期及條件
- 三 商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社價募集ヲ必要トスル事由
- 前項ノ場合ニ於テ擔保附社價債証法ニ依リ社價ノ總額ヲ數回ニ分チ發行セントスルモノナルト

- キハ認可申請書ニ前項第一號及第三號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 社價ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示
- 二 社價ノ利率ノ最高限度
- 前二項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ
- 一 社價ヲ以テ支拂セントスル設備ノ費用及其ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書類(工事費計算書ヲ添附スベシ)
- 二 社價募集ニ關スル株主總會ノ決議録ノ原本
- 三 會社ノ資本及拂込ミタル株金總額ノ登記抄本
- 四 最終ノ貸借對照表
- 五 前ニ社價ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了セザル總額ノ登記抄本
- 六 信託證書案
- 七 工場抵當法ニ依リ抵當ト爲スベキ物件ノ目錄
- 八 前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ財産目錄ノ科目別ニ

- 表示シタル書類
- 第一項ノ場合ニ於テ航空機製造事業法第十四條第三項但書ノ規定ニ依リ擔保ヲ供セズシテ社價ヲ募集セントスルモノナルトキハ認可申請書ニ第一項各號ノ事項ノ外擔保ヲ供セザル特別ノ事由ヲ記載シ前項第一號乃至第五號ニ掲グル書類及社價募集ノ方法ニ關スル説明書ヲ添附スベシ
- 第二十四條 航空機製造事業法第十四條第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタル社價債証契約又ハ擔保物件ニ變更アリタルトキハ選信大臣ニ届出ヅベシ
- 第二十五條 航空機製造會社ハ毎年一月三十一日迄ニ前年ノ營業ノ概況、作業ノ概況及年末ニ於ケル設備ノ概要ヲ記載シタル事業年報ヲ選信大臣ニ提出スベシ
- 第二十六條 航空機製造會社ハ營業期間毎ニ株主總會終結後選信大臣ニ財務目錄、貸借對照表、營業

- 報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿ヲ選信大臣ニ提出スベシ
- 第二十七條 航空機製造會社ハ左ノ場合ニ於テハ選信大臣ニ届出ヅベシ
- 一 定款ヲ變更シタルトキ
- 二 取締役又ハ監査役ニ變更アリタルトキ
- 三 株金ノ拂込アリタルトキ
- 四 社價ヲ發行シ又ハ償還シタルトキ
- 五 營業事業ヲ開始シ、擴張シ縮小シ又ハ廢止シタルトキ
- 第二十八條 航空機製造事業法第十五條第三項ノ規定ニ依ル選信大臣ハ別記様式ニ依リ
- 第二十九條 航空機製造事業法第十七條第四項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル正副二通ノ申請書ヲ選信大臣ニ提出スベシ
- 一 申請者及相手方ノ名稱
- 二 申請ノ目的及理由
- 選信大臣ハ前項ノ申請書ヲ受理

シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付ス其ノ送付ヲ受ケタル相手方ハ總務大臣ノ指定スル期間内ニ答復書ヲ總務大臣ニ差出スベシ

附 則

本令ハ航空機製造事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行ノ際現ニ航空機製造事業ヲ營ム者ハ本令施行ノ日ヨリ二月内ニ第二條第一項ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ總務大臣ニ提出スベシ但シ第二條ノ規定ニ依ル許可申請書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 一定款
- 二 事業ヲ開始シタル時期ヲ記載シタル書類

輸入税 表符號	品 名
五五一	理化學器及同部分品 (別號ニ掲ゲザルモノ)
五八六	パワーハムマー
五八七	氣體電燈
五九四	水壓機
五九六	別號ニ掲ゲザル金屬工及木工機械 (ローリンマシン、ドローイングマシン、ネールメイキングマシン、モートルマシン、フランチングマシン、ベンチングマシン、リヴェツチングマシン等ヲ含ム)
六〇四	別號ニ掲ゲザル機械
六〇五	機械部分品 (別號ニ掲ゲザルモノ)
六一二	木材

- 一 單ニ切り、挽キ又ハ割リタルモノ
- 丁 マホガニ
- 己 ノ四ノ内 スブ

航空機製造事業法施行ニ關スル件

(昭和十三年八月三十日 陸軍省令第三十四號)

第一條 航空機製造事業ヲ營ム者ニシテ陸軍ノ用ニ供スル航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラヲ製造スルモノ (以下陸軍用航空機製造業ト稱ス) 陸軍ノ用ニ供スル航空機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料若ハ附屬品ヲ製造又ハ使用セントスル場合ニ於テ航空機製造事業法第六條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

- 一 製造又ハ使用ノ事由
- 二 製造又ハ使用セントスルモノノ種類、性能及數量 (性能ニ關スル試驗結果ヲ添附スベシ)

三 使用セントスル部位  
陸軍部隊トノ契約ニ基クモノニ付テハ前項ノ手續ハ之ヲ要セズ

第二條 陸軍用航空機製造業社航空機製造事業法第十二條ノ規定ニ依リ陸軍ノ用ニ供スル航空機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料若ハ附屬品ノ製造ニ付獎勵金ノ交付ヲ受ケンタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

- 一 製造セントスル工場ノ名稱
- 二 製造セントスル航空機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ部分品、材料若ハ附屬品ノ種類、型式、性能及數量 (設計書又ハ仕様書ヲ添附スベシ)
- 三 設計者又ハ考案者及製造者ノ氏名
- 四 製造ノ目的及研究ノ沿革
- 五 製造ノ開始及終了見込年月日
- 六 製造費豫算

七 製造ノ爲ニ設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ概要及工事費豫算

申請ノ申請書 (設計圖又ハ仕様書ヲ含ム) ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ陸軍大臣ノ承認ヲ受ケベシ

第三條 前條ノ獎勵金ハ當該製造ノ完了シタル後之ヲ交付ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル陸軍用航空機製造業社又ハ航空機製造業社當該物品ノ製造ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ陸軍大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ、獎勵金ヲ減額シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 二 設計又ハ仕様書變更シタルトキ

法律—航空機製造事業委員會官制

三 製造ヲ中止シタルトキ  
四 製造費ノ支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少ナルトキ  
五 不正ノ行為アリタルトキ

第五條 陸軍用航空機製造業社ハ營業期毎ニ通商ナク前營業期ニ於ケル營業ノ概況、作業ノ概況及前營業期末ニ於ケル設備ノ概要ヲ記載シタル事業報告ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

- 一 定款ヲ變更シタルトキ
- 二 取締役又ハ監査役ニ變更アリタルトキ
- 三 株金ノ拂込アリタルトキ
- 四 社債ヲ發行シ又ハ償還シタルトキ

第五 兼營事業ヲ開始シ、擴張シ縮小シ又ハ廢止シタルトキ

第八條 航空機製造事業法第十五條第三項ノ規定ニ依リ陸軍ノ常務官長ハ監督官長並ニ陸軍航空本部所屬ノ監督官及會計監督官トシ其ノ身分ヲ示ス證票ハ別記様式ニ依ル

第九條 陸軍用航空機製造業社航空機製造事業法第十七條第四項ノ規定ニ依リ規定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル正副二通ノ申請書ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者及相手方ノ名稱
- 二 申請ノ目的及理由

陸軍大臣ハ前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付ス其ノ送付ヲ受ケタル相手方ハ陸軍大臣ノ指定スル期間内ニ答復書ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

第十條 陸軍用航空機製造業社ヨリ陸軍大臣ニ提出スベキ書類ハ關係監督官長又ハ陸軍航空本部所屬ノ關係監督官ヲ經由スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

航空機製造事業委員會官制

(昭和十三年八月二十九日 勅令第六百九號)

第一條 航空機製造事業委員會ハ總務大臣ノ監督ニ屬シ航空機製造事業法第十八條第一項ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ關シシメタル事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ニ規定スル事項ノ外關係各大臣ノ諮問ニ應ジテ航空機製造事業ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス  
委員會ハ航空機製造事業ニ關スル重要事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得



第二條 委員會ハ會長一人及委員二十人以上ヲ以テ之ヲ組織ス

大臣之ヲ命ズ 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

航空機技術委員 會官制

(昭和十三年八月二十九日) 勅令第六百十號

第三條 會長ハ選信大臣ヲ以テ之ニ充ツ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員二十人以上ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

陸上交通事業調整法

(昭和十三年四月一日) 法律第七十一號

第三條 會長ハ選信大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第一條 本法ニ於テ陸上交通事業トハ地方鐵道事業、軌道事業、自動車運輸事業其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業ヲ謂フ

第六條 委員會ニ書記ヲ置ク選信大臣之ヲ命ズ

第二條 主務大臣公益ノ増進ヲ圖リ陸上交通事業ノ健全ナル發展ニ資スル爲陸上交通事業ノ調整ヲ爲サントスルトキハ交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シ調整ノ區域、調整スベキ事業ノ種類及範圍、之ト密接ナル關係ヲ有スル營業ノ廢止並ニ左ノ各號ニ依ル調整ノ方法ヲ決定スベシ

三 事業ノ共同經營  
四 事業ノ管理ノ委託又ハ委託  
五 連絡上必要ナル線路其ノ他ノ設備ノ新設、變更又ハ共用  
六 運賃又ハ料金ノ制定、變更又ハ協定  
七 連絡運輸、直通運輸其ノ他運輸上ノ協定  
八 用品其ノ他ノ共同購入、共同修繕其ノ他調整上必要ト認ムル方法

ノ定ムル所ニ依リ協議議ハザル事項ヲ決定ス  
主務大臣前項ノ規定ヲ爲サントスルトキハ交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵スベシ但シ重要ナラザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ第二條ノ規定ニ依リ調整ノ實施ニ因リ陸上交通事業ヲ經營スル會社ノ株主若ハ債權者ト爲リ又ハ其ノ會社ニ事業ノ管理ヲ委託シタル場合ニ於テハ北海道廳長官、府縣知事又ハ市町村長其ノ他之ニ準ズベキ者ハ其ノ指名スル吏員ヲシテ商法ノ定ムル選任方法ニ依リ其ノ會社ノ取締役又ハ監査役トラシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市制第七十七條及第七十八條及ハ町村制第六十五條及第六十六條若ハ之ヲ準用スル北海道一般町村制第一條ノ規定ヲ適用セズ

ヲ受タル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トス但シ登録税法ニ依リ算出シタル登録税ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル  
一 會社ノ設立又ハ資本増加  
金銭出資ニ依ル株金額ノ額又ハ増資額込株金額ノ千分ノ五ト金銭以外ノ財產ノ出資ニ依ル株金額ノ額又ハ増資額込株金額ノ千分ノ一トノ合計額  
二 會社ノ設立若ハ資本増加又ハ陸上交通事業ノ讓受ノ場合ニ於ケル不動産ニ關スル權利ノ取得  
不動産ノ價格ノ千分ノ三  
北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前項ニ規定スル不動産ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得  
第九條 地方鐵道法、軌道法、自動車交通事業法又ハ之ニ基キテ設ケタル命令ニ依リ免許、特許、

許可又は認可ヲ受クルコトヲ要スルモノニ付テハ第三條又ハ第六條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該法令ノ規定ニ依ル免許、特許、許可又は認可ヲ受ケタルモノト看做ス。

第十條 第三條第二項ノ規定アリタル場合ニ於テ第二條第一項第二號ノ譲受ノ價額、同項第三號ノ共同經營ニ於ケル取得若ハ負擔ノ金額ノ割合又ハ同項第四號ノ管理ノ報酬金額ニ付不服アル者ハ協定ノ相手方ヲ被告トシ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得。

前項ノ訴訟ハ第二條第二項ノ命令及第三條第二項ノ裁定ノ効力ヲ停止セズ。

第十一條 第二條第二項ノ規定ニ依リ事業ヲ譲受ケタル者前條ノ規定ニ依リ出訴シタル場合ニ於テハ裁定ニ基ク譲受價額ト自己ノ見積價額トノ差額ニ相當スル

金錢ヲ供託スルコトヲ得

第十二條 陸上交通事業經營者本法若ハ本法ニ基キテ設立スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ交通事業調整委員會ノ意見ヲ徴シ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 取締役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコト
- 二 他人ヲシテ事業經營者ノ計算ニ於テ事業ノ管理ヲ爲サシムルコト
- 三 事業ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲サシムルコト
- 四 免許又ハ特許ノ全部又ハ一部ヲ取消スコト

附 則

本法ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス。

陸上交通事業調整法施行令

整法施行令

(昭和十三年七月二十二日) 勅令第五百十七號

第一條 陸上交通事業調整法第二條第一項ノ主務大臣ハ鐵道大臣及内務大臣トス。

第二條 陸上交通事業調整法第二條第二項、第三條、第五條、第六條及第十二條ノ主務大臣ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 地方鐵道事業ニ付テハ鐵道大臣トス
- 二 軌道事業ニ付テハ鐵道大臣及内務大臣トス但シ軌道法第十一條ニ規定スル事項ニ付テハ鐵道大臣トス
- 三 自動車運輸事業ニ付テハ鐵道大臣トス
- 四 陸上交通事業ト密接ナル關係ヲ有スル事業ニ付テハ當該陸上交通事業ノ所管ニ依リ鐵道大臣又ハ内務大臣トス

北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ准ズベキモノニ對シ陸上交通事業調整法第二條第二項ノ規定ニ依リ勸告若ハ命令ヲ爲シ又ハ同法第三條ノ規定ニ依リ認可若ハ裁定ヲ爲ス場合ニ於ケル主務大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラズ鐵道大臣及内務大臣トス。

第三條 左ノ場合ニ於テハ鐵道大臣ハ内務大臣ニ協議スベシ

- 一 陸上交通事業調整法第六條ノ規定ニ依リ認可ヲ爲サントスルコト
- 二 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ准ズベキモノガ陸上交通事業調整法第二條ノ規定ニ依リ調整ノ實施ニ因リ陸上交通事業ヲ經營スル會社ノ株主若ハ債權者ト爲リ又ハ其ノ會社ニ事業ノ管理ヲ委託シタル場合ニ於テ其ノ會社ニ對シ同法第二條第二項ノ規定ニ依リ勸告若ハ命令ヲ爲シ又ハ同法第三條ノ規定ニ依リ認可若ハ裁定ヲ爲サントスルコト

三 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ准ズベキモノニ對シ又ハ此等ノ公共團體ガ陸上交通事業調整法第二條ノ規定ニ依リ調整ノ實施ニ因リ陸上交通事業ヲ經營スル會社ノ株主若ハ債權者ト爲リ又ハ其ノ會社ニ事業ノ管理ヲ委託シタル場合ニ於テ其ノ會社ニ對シ同法第十二條ノ規定ニ依リ處分ヲ爲サントスルコト

本令ハ陸上交通事業調整法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

自動車交通事業

法補償ニ關スル

件改正

(昭和十三年七月八日) 勅令第五百二號

第一條 國ニ於テ自動車運輸事業

法律—自動車交通事業法補償ニ關スル件改正、石油資源開發法

ヲ經營シタル爲之ト路線ヲ共通ニスル自動車運輸事業者ガ其ノ區間ニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リ停止シタル場合ニ於ケル補償金額ハ自動車運輸事業者ノ該區間ニ於ケル利益ノ年額ヲ基礎トシ其ノ七分以内ニ於テ鐵道大臣之ヲ決定シ其ノ定ムル所ニ依リ計算シ一時ニ之ヲ交付ス。

則項ノ場合ニ於テ自動車運輸事業者ノ決算ニ基キ鐵道大臣ノ査定シタル該區間ノ興業費ヨリ殘存物件ノ價額ヲ控除シ剩額アルトキハ該剩額ノ範圍内ニ於テ鐵道大臣ノ決定シタル額ヲ前項ノ規定ニ依ル交付金額中ニ加算スルコトヲ得。

則二項ノ規定ハ殘存路線ノミニニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リ停止シタル場合ニ於ケル補償金額ノ交付ニ付之ヲ適用ス。則各項ノ規定ニ依ル補償金額ノ交付ヲ受ケントスル者ハ國ノ經營スル自動車運輸事業ノ運輸開始ノ日ヨリ一年以内ニ其ノ事業廢止

ノ許可又はハ會社解散ノ認可ヲ申請スルコトヲ要ス。

第二條 國ニ於テ自動車運輸事業ヲ經營シタル爲之ト路線ヲ共通ニスル自動車運輸事業者ガ其ノ區間ニ付事業ヲ運輸收入ヲ減少スルニ至リタル場合ニ於ケル補償金額ハ國ノ經營スル自動車運輸事業ニ轉換シタリト認めラルル運輸數量ニ對應スル自動車運輸事業者ノ利益ノ減少額ノ範圍内ニ於テ鐵道大臣ノ定ムル所ニ依リ計算シ之ヲ交付ス。

則項ノ規定ニ依ル補償ノ期間ハ運輸開始ノ日ヨリ三年内トス。第一項ノ規定ニ依ル補償金額ハ前條ノ規定ニ依ル補償金額ヲ交付スル場合ニハ之ヲ交付セズ。

第三條 前二條ノ利益ハ運輸收入ヨリ營業費ヲ控除シタル剩額ヲ指シ但シ第一條ノ場合ニ於テ殘額ガ運輸收入ノ百分ノ五ニ達セザルトキハ該收入ノ百分ノ五ニ相當スル額トス。

第一條ノ興業費及殘存物件ノ價額ハ事業廢止ノ日ニ於ケル額ニ依ル。

第四條 興業費、殘存物件ノ價額、運輸收入及營業費ノ計算ニ付必要ナル事項ハ鐵道大臣之ヲ定ム。

石油資源開發法

(昭和十三年三月二十六日) 法律第三十一號

第一條 石油ヲ目的トスル礦業權者(以下石油礦業者ト稱ス)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ之ヲ政府ニ提出シ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ政府ノ保護上必要アリト認めルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命令スルコトヲ得。

第二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ石油礦業者ニ對シ補助助成金ヲ交付スルコトヲ得。

第三條 政府ハ前條ノ試掘助成金ニ依ル試掘ノ結果開發セラレタル油田ヨリ探油ヲ爲ス者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ探油開始後五年間毎年探油價額ノ百分ノ二以内ニ相當スル金額ヲ納付セシムルコトヲ得

第四條 前條第二項ノ指定ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第五條 詐欺ノ行爲ヲ以テ第二條ノ試掘助成金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ金額ヲ返還セシム

第六條 第三條ノ規定ニ依ル納付金及前條ノ規定ニ依ル返還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第七條 政府石油資源ノ開發促進上必要アリト認ムルトキハ石油探業者ニ對シ其ノ領區ノ開發方法其ノ他必要ナル事項ニ付他ノ

石油探業者ト協議ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

石油探業者ハ石油探業者ノ領區ト隣接スル自己ノ領區ノ境界線ヨリ五十メートル以内ノ地域ニ於テ探掘ヲ爲サントスルトキハ領土保護上必要ナル事項ニ付豫メ隣接領區ノ石油探業者ト協議ヲ爲スベシ

政府石油資源ノ開發促進上又ハ領土保護上必要アリト認ムルトキハ前二項ノ協議ニ依ル決定ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第一項又ハ第二項ノ協議ヲ爲サズ若ハ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ政府ハ該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府石油資源ノ開發促進上必要アリト認ムルトキハ石油探業者ニ對シ試掘又ハ之ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府前項ノ規定ニ依リ試掘ヲ命ズタルトキハ第二條ノ試掘助成金ヲ交付ス

第九條 政府軍用上必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ石油探業者ニ對シ探油ノ制限又ハ増加ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依ル命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第十條 政府ハ石油探業者ニ對シ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

政府ハ石油探業者ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條第二項ノ規定ニ依ル協議ヲ爲サズ又ハ協議調ハザル以前ニ探掘ヲ爲シタル者

二 第七條ノ決定ニ基カズ又ハ同條第三項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ決定ヲ變更セズシテ試掘又ハ探掘ヲ爲シタル者

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第一條第一項ノ規定ニ違反シ事業計畫ノ届出ヲ怠リ又ハ届出テタル事業計畫ヲ實施セザル者

二 第一條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタル者

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十條第一項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ隠蔽シタル者

第十四條 第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ八人ノ代理人、使用人其ノ他

ノ從業者ガ其ノ法人又ハ八人ノ業務ニ關シ第十一條、第十二條又ハ前條第一號若ハ第三號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スル外其ノ法人又ハ八人ニ對シ亦則三條ノ刑ヲ科ス

附 則

本法ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

内ニ屬シ大臣ニ届出ツベシ

第二條 事業計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 「ロータリー」式ニ依リ掘鑿スル場合

一 試掘及探掘計畫ノ概要

二 原油又ハ天然瓦斯ノ採取見込量及其ノ處分方法

三 事業ニ要スル資材、技術員及擔夫ノ充足計畫ノ概要

四 收支豫算及事業資金ノ調達

一 試掘及探掘計畫ノ概要

二 原油又ハ天然瓦斯ノ採取見込量及其ノ處分方法

三 事業ニ要スル資材、技術員及擔夫ノ充足計畫ノ概要

四 收支豫算及事業資金ノ調達

### 石油資源開發法 施行規則

(昭和十三年七月三十日 商工省令第七十二號)

第一條 石油探業者ハ嶺山毎ニ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ノ事業計畫ヲ定メ其ノ年ノ二月末日迄ニ之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

前項ノ事業計畫ハ石油ヲ目的トスル探掘權ヲ取得シタル年ニ在リテハ其ノ取得ノ日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ニ付之ヲ定メ其ノ取得ノ日ヨリ三十日以

二 掘式又ハ可搬式ニ依リ掘鑿スル場合

深	掘	掘	成	金
六百メートル以下ノ部分	石油資源開發法第八條ノ規定ニ依ル場合	一メートルニ付、五十四圓	其ノ他ノ場合	一メートルニ付、三十六圓
六百メートルヲ超ユル部分	同	六十九圓	同	四十六圓
千メートル	同	九十一圓五十錢	同	六十一圓
千五百メートル	同	百三十圓五十錢	同	八十七圓
二千メートル	同	百九十圓五十錢	同	百二十七圓

深	掘	掘	成	金
三百メートル以下ノ部分	石油資源開發法第八條ノ規定ニ依ル場合	一メートルニ付、三十六圓	其ノ他ノ場合	一メートルニ付、二十四圓
三百メートルヲ超ユルトキ	同	七十七圓四十錢	同	五十一圓六十錢
六百メートル	同	百二十一圓五十錢	同	八十一圓
九百メートル	同	百七十一圓九十圓	同	百十四圓六十錢

方法

第三條 石油鑛業者廢坑又ハ運水ノ作業ヲ爲サントスルトキハ作業ヲ具シ其シ作業ニ着手前之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第四條 鑛井中出油又ハ瓦斯ノ噴出アリタルトキハ石油鑛業者ハ運水ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ鑛利ヲ損スルノ虞アル出水アリタルトキ亦同ジ

第五條 石油鑛業者ハ鑛山毎ニ毎月ノ試掘及探掘状況並ニ坑井別採油状況ヲ翌月十五日迄ニ商工大臣ニ届出ヅベシ

第六條 試掘助成金ハ商工大臣ノ指定スル地域ニ於テ指定スル深度ノ試掘ヲ爲ス石油鑛業者ニ對シ商工大臣其ノ試掘計畫ヲ適當ト認ムル場合ニ於テ之ヲ交付ス試掘助成金ハ鑛助成金及機械助成金トス

第七條 第一項ノ地域及深度ハ商工大臣之ヲ告示ス

第七條 鑛助成金ノ額ハ左ノ各號ニ該當スル金額ヲ限度トス

但シ商工大臣崩壊性地質其ノ他ノ事由ニ因リ特ニ多額ノ鑛助成金ヲ要スルモノト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ鑛助成金ノ限度ハ機械助成金ノ交付ヲ受クル場合ニ於テハ第一號ニ在リテハ一メートルニ付九圓以内、第二號ニ在リテハ一メートルニ付七圓以内ヲ減ジタル額トス

鑛助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者第十條ノ認可ヲ受ケ豫定ノ掘止深度ニ達スル前ニ試掘ヲ廢止シタル場合ニ於テ商工大臣必要アリト認ムルトキハ鑛助成金ハ第一項ノ限度ヲ超エ之ヲ交付スルコトヲ得

第八條 機械助成金ハ鑛助成金ノ交付ヲ受ケントスル者試掘ヲ爲ス爲メ鑛井機械、槽、構金具、電動機、ポンプ、坑用鐵管又ハ其ノ附屬品ヲ購入スル場合ニ於テ之ヲ交付ス

機械助成金ノ額ハ左ノ各號ニ該當スル金額ヲ限度トス

一 石油資源開發法第八條ノ規定ニ依ル場合  
購入費ノ金額

二 其ノ他ノ場合  
購入費ノ三分ノ二ノ額

第九條 鑛助成金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル試掘計畫書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 試掘セントスル鑛區ノ所在地及鑛層番號

二 鑛井地點

三 掘止深度

四 鑛井方法

五 鑛井ノ着手及終了時期

六 主任技術者及主任鑛井手ノ氏名及履歷

鑛助成金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ前項ノ試掘計畫書ノ外機械購入費明細書ヲ添付スベシ

第十條 試掘助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者試掘計畫ヲ變更セントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ

受クベシ

第十一條 試掘助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ試掘ニ着手シタル日ヨリ試掘日誌ヲ作り試掘作業ニ關スル狀況ヲ記入シ其ノ寫ヲ一週間毎ニ取調メ翌週中ニ商工大臣ニ提出スベシ

第十二條 試掘助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者機械助成金ノ交付ヲ受ケ購入シタル機械又ハ其ノ附屬品ヲ試掘計畫書ニ定ムル深度ノ試掘ヲ了ル前又ハ之ヲ了リタル後五年以内ニ處分セントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十三條 試掘助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者鑛業權ヲ移轉シ承繼人ニ於テ第九條ノ試掘計畫書ニ定ムル試掘ヲ繼續セントスルトキハ當事者連署ノ上商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

相續ニ因リ試掘助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者鑛業權ヲ承繼シタルトキハ相續人ハ運水ナク其ノ旨ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第十四條 試掘助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商工大臣ハ試掘助成金交付ノ指令ヲ取消シ、試掘助成金ノ額ヲ減少シ又ハ既ニ交付シタル試掘助成金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

第七 第十二條ノ規定ニ違反シ機械又ハ其ノ附屬品ヲ處分シタルトキ

八 試掘助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

第十五條 石油資源開發法第三條第一項ノ規定ニ依ル納付金ハ同條第二項ノ規定ニ依リ指定シタル地域及深度ノ油田ニ於テ採油ヲ爲ス者ノ毎年一月一日ヨリ十

二月三十一日ニ至ル期間ノ總採油額ヲ其ノ坑井數(無出油井ヲ含ム)ヲ以テ除シタル額(一井當採油量)ガ左ニ掲グル採油額ニ達シタル場合ニ限り之ヲ納付

- 一 試掘計畫書ニ定ムル深度ノ試掘ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキ
- 二 第十條ノ規定ニ違反シ試掘計畫ヲ變更シタルトキ
- 三 石油資源開發法第八條第一項ノ命令ニ違反シタルトキ
- 四 石油資源開發法第十條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ隠蔽シタルトキ
- 五 第十一條ノ規定ニ違反シタルトキ
- 六 石油資源開發法第十條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

油田ノ深度	一井當採油量		同深度地帯及機械助成金ノ交付ヲ受ケタル者	掘進地帯地帯ノ交付ヲ受ケタル者	試掘地帯地帯ノ交付ヲ受ケタル者
	二〇〇軒以上ノトキ	二〇〇軒以下ノトキ			
五百メートル以下ノトキ	四〇〇軒	四〇〇軒	百分ノ一	百分ノ一・六	百分ノ二
五百メートルヲ超ユルトキ	四四〇軒	四四〇軒	百分ノ一	百分ノ一・八	百分ノ二
千メートル	七八〇軒	七八〇軒	百分ノ一	百分ノ一・六	百分ノ二
千メートル	七〇〇軒	七〇〇軒	百分ノ一	百分ノ一・八	百分ノ二
千五百メートル	一、四〇〇軒	一、四〇〇軒	百分ノ一	百分ノ一・六	百分ノ二
千五百メートル	一、二〇〇軒	一、二〇〇軒	百分ノ一	百分ノ一・八	百分ノ二
二千メートル	二、四〇〇軒	二、四〇〇軒	百分ノ一	百分ノ一・六	百分ノ二
二千メートル	二、七五〇軒	二、七五〇軒	百分ノ一	百分ノ一・八	百分ノ二
二千メートル	五、五〇〇軒	五、五〇〇軒	百分ノ二	百分ノ一・六	百分ノ二